

自治労資料2023第36号  
2023年8月28日～30日  
函館市・函館アリーナ

# 自治労第97回定期大会 一般経過報告書

全日本自治団体労働組合



# 総目次

## 総目次の見方

明朝の数字はこの大会経過報告のページ数です。ゴシックの数字は「中央委員会の回数－ページ数」となります。

<b>第1章 本部の機関運営</b> .....	11
1. 諸会議 .....	11
諸会議 .....	163-14
諸会議 .....	164-5
2. 連合各種委員会等の活動 .....	17
連合各種委員会等の活動 .....	163-25
連合各種委員会等の活動 .....	164-12
3. 役職員互助年金共済会 .....	17
4. 離籍専従役員の状況 .....	18
5. 「再雇用交付金」の登録状況 .....	22
2023年度自治労本部執行体制 .....	163-5
総務大臣要求書の提出について .....	163-22
本部役職員に関する事項 .....	163-26
本部役職員に関する事項 .....	164-13
全国書記協との協議 .....	163-27
60周年記念事業 研究者育成事業 .....	164-13
<b>第2章 生活改善の取り組み</b> .....	23
1. 諸会議・集会 .....	23
諸会議・集会 .....	163-28
諸会議・集会 .....	164-14
2. 2023人勸期の取り組み .....	24
2022人勸期・確定期における公務労協・公務員連絡会の取り組み .....	163-29
2022人勸期・確定期における自治労の取り組み .....	163-30
交渉・要請等 .....	163-28
交渉・要請等 .....	164-14
<b>第3章 安定雇用の実現と公正なワークルールの確立</b> .....	30
1. 臨時・非常勤等職員の処遇改善の取り組み .....	30
臨時・非常勤等職員の処遇改善の取り組み .....	163-33
臨時・非常勤等職員の処遇改善の取り組み .....	164-16
2. 公務員制度改革への対応 .....	30

3.	顧問弁護団	30
	顧問弁護団	163-33
	顧問弁護団	164-16
4.	救援審査委員会	31
	救援審査委員会	163-34
	救援審査委員会	164-17
5.	中央救援委員会の裁決と承認について	31
	中央救援委員会の裁決と承認について	163-34
	中央救援委員会の裁決と承認について	164-17
6.	争訟を年度を越えて継続する案件の承認について	31
<b>第4章 時短・人員確保・安全衛生など働きやすい職場づくり</b>		33
1.	地方公務員共済組合制度に関わる取り組み	33
	地方公務員共済組合制度に関わる取り組み	163-35
2.	労働安全衛生体制確立の取り組み	33
	労働安全衛生体制確立の取り組み	164-18
3.	人員確保闘争の取り組み	34
<b>第5章 自治体財政の確立と自治・分権の推進</b>		40
1.	地方財政確立の取り組み	40
	地方財政確立の取り組み	164-19
2.	自治体におけるデジタル・ガバメント化対策委員会	52
3.	地方財政の充実・強化を求める意見書採択の実施	52
	地方財政の充実・強化を求める意見書採択の実施	163-50
	地方財政の充実・強化を求める意見書採択の実施	164-21
	2023年度政府予算編成に対する取り組み	163-37
<b>第6章 地域社会を支える公共サービス改革の推進</b>		54
1.	自治研中央推進委員会	54
	自治研中央推進委員会	163-51
	自治研中央推進委員会	164-23
2.	自治研作業委員会	54
	自治研活動推進会議	163-51
	自治研活動推進会議	164-23
	第39回地方自治研究全国集会（静岡自治研）	163-51
	自治研レポート・論文・チャレンジサポートの募集	163-58
	第16回自治研賞受賞レポート・論文	163-58
<b>第7章 安心と信頼の社会保障制度改革の推進</b>		55
1.	連合・社会保障関連の取り組み	55
	連合・社会保障関連の取り組み	163-59
	連合・社会保障関連の取り組み	164-24

<b>第8章 環境・平和・人権を確立する取り組み</b> .....	56
1. 平和をつくる取り組み .....	56
平和をつくる取り組み .....	163-60
平和をつくる取り組み .....	164-25
2. 核兵器廃絶・脱原発社会実現の取り組み .....	59
核兵器廃絶・脱原発社会実現の取り組み .....	163-62
核兵器廃絶・脱原発社会実現の取り組み .....	164-27
3. 人権を守り共生社会を実現する取り組み .....	61
人権を守り共生社会を実現する取り組み .....	163-64
人権を守り共生社会を実現する取り組み .....	164-28
環境問題の取り組み .....	163-64
環境問題の取り組み .....	164-28
<b>第9章 政策実現にむけた政治活動の推進</b> .....	64
1. 協力国会議員団会議 .....	64
協力国会議員団会議 .....	163-67
協力国会議員団会議 .....	164-30
2. 自治体議員連合 .....	64
自治体議員連合の取り組み .....	163-67
3. 県本部政治担当者会議 .....	64
県本部政治担当者会議 .....	163-67
全日本分権自治フォーラム .....	163-68
全日本分権自治フォーラム .....	164-30
衆議院・参議院補欠選挙結果 .....	164-30
第20回統一自治体選挙結果 .....	164-31
<b>第10章 公共サービス労働者の総結集と組織の拡大</b> .....	65
1. 組織拡大体制強化と行動の推進 .....	65
組織拡大体制強化と行動の推進 .....	163-69
組織拡大体制強化と行動の推進 .....	164-39
2. 臨時・非常勤等職員全国協議会の取り組み .....	67
臨時・非常勤等職員全国協議会の取り組み .....	163-69
臨時・非常勤等職員全国協議会の取り組み .....	164-39
3. 国保労組協議会の取り組み .....	67
国保労組協議会の取り組み .....	163-71
国保労組協議会の取り組み .....	164-40
4. 消防職員の自主組織づくり支援の取り組み .....	68
消防職員の自主組織づくり支援の取り組み .....	163-72
消防職員の自主組織づくり支援の取り組み .....	164-41
その他 .....	164-41

<b>第11章 産別組織の確立と強化</b> .....	69
1. 組織強化委員会 .....	69
組織強化委員会 .....	163-73
組織強化委員会 .....	164-43
2. 都道府県職労の取り組み .....	69
都道府県職労の取り組み .....	163-74
都道府県職労の取り組み .....	164-44
3. 大都市共闘の取り組み .....	70
大都市共闘の取り組み .....	163-76
大都市共闘の取り組み .....	164-45
4. 町村評議会の取り組み .....	71
町村評議会の取り組み .....	163-76
町村評議会の取り組み .....	164-47
5. 男女平等推進の取り組み .....	71
男女平等推進の取り組み .....	163-80
男女平等推進の取り組み .....	164-48
6. 退職者会の活動 .....	73
退職者会の活動 .....	163-84
退職者会の活動 .....	164-49
7. 新規加盟組合等の承認について .....	75
新規加盟組合等の承認について .....	163-86
新規加盟組合等の承認について .....	164-51
学校事務協議会の取り組み .....	163-77
学校事務協議会の取り組み .....	164-48
第32回自治労スポーツ大会 .....	163-81
県本部財政運営に対する支援 .....	164-43
2023年度ストライキ批准投票の最終結果について .....	164-50
<b>第12章 労働者自主福祉活動の推進</b> .....	78
1. 自治労本部共済推進委員会 .....	78
自治労本部共済推進委員会 .....	163-88
自治労本部共済推進委員会 .....	164-53
2. 自治労共済生協 .....	79
自治労共済生協 .....	163-91
自治労共済生協 .....	164-56
3. 自治労共済推進本部 .....	81
自治労共済推進本部 .....	163-91
自治労共済推進本部 .....	164-57
第8回じちろう全国共済集会 .....	163-89
自治労共済推進本部・自治労共済生協の事務局体制（2022年11月1日時点） .....	163-89
自治労共済推進本部・自治労共済生協の事務局体制（2023年4月1日時点） .....	164-55

<b>第13章 国際連帯活動の推進</b> .....	84
1. P S I (国際公務労連) の活動 .....	84
P S I (国際公務労連) の活動 .....	163-94
P S I (国際公務労連) の活動 .....	164-61
2. I L O関係 .....	92
I L O関係 .....	164-70
3. 国際連帯救援カンパ .....	92
国際連帯救援カンパ .....	163-99
国際連帯救援カンパ .....	164-71
4. 連合等の活動 .....	93
連合等の活動 .....	163-99
連合等の活動 .....	164-71
5. 海外労働組合等との交流 .....	93
海外労働組合等との交流 .....	163-100
海外労働組合等との交流 .....	164-72
6. N G Oなどへの連帯・支援 .....	94
N G Oなどへの連帯・支援 .....	163-101
N G Oなどへの連帯・支援 .....	164-73
I T F (国際運輸労連) 関係 .....	163-98
I T Fの取り組み .....	164-70
<b>第14章 現業労働者の取り組み</b> .....	97
1. 諸会議 .....	97
諸会議 .....	163-104
諸会議 .....	164-77
2. 2023現業・公企統一闘争 .....	98
2022現業・公企統一闘争 .....	163-106
2023現業・公企統一闘争 .....	164-79
3. 諸集会・セミナー .....	99
諸集会・セミナー .....	163-107
諸集会・セミナー .....	164-80
4. 省庁交渉 .....	100
省庁要請行動 .....	163-107
省庁交渉 .....	164-80
5. 審議会 .....	130
審議会 .....	163-130
審議会 .....	164-85
現業職場から労働災害を一掃するための12月2日職場集会 .....	163-107
<b>第15章 公営企業労働者の取り組み</b> .....	131
1. 諸会議 .....	131
諸会議 .....	163-131

諸会議	164-86	
2. 諸集会		131
3. 第39回自治労水週間の取り組み		132
「第38回自治労水週間」の取り組み（結果報告）	163-131	
「第38回自治労水週間」の取り組み（結果報告）	164-88	
4. 2024年度政府予算編成に関する第1次要請行動		132
2023年度政府予算編成に関する第2次要請行動	163-132	
2023年度政府予算編成に関する第2次要請行動	164-94	
3・22国連「世界水の日」の取り組み	164-92	
<b>第16章 衛生医療労働者の取り組み</b>		134
1. 四役会議・常任幹事会		134
四役会議・常任幹事会	163-137	
四役会議・常任幹事会	164-107	
2. 各種委員会		134
各種委員会	163-137	
各種委員会	164-107	
3. 総会		134
4. セミナー		135
セミナー等	163-138	
セミナー	164-108	
5. その他		135
その他	164-108	
全国幹事会	163-137	
全国幹事会	164-107	
<b>第17章 社会福祉労働者の取り組み</b>		136
1. 幹事会等		136
幹事会等	163-139	
幹事会等	164-110	
2. 諸会議・集会等		137
諸会議・集会等	163-140	
諸会議・集会等	164-111	
3. 要請行動等		137
要請行動等	163-141	
要請行動等	164-111	
4. 保育所等保育施設の職員配置基準改善にむけた取り組み		140
5. 教宣物・調査等		143
教宣物	163-148	
教宣物・調査等	164-113	
2023年度社会福祉評議会拡大全国幹事会	163-139	



<b>第18章 政府関係労働組合評議会の取り組み</b> .....	144
1. 諸会議 .....	144
諸会議 .....	163-151
諸会議 .....	164-114
2. 組織強化・拡大の取り組み .....	144
組織強化・拡大の取り組み .....	164-114
3. 制度政策の取り組み .....	144
制度政策の取り組み .....	164-114
4. ハローワーク委員会の取り組み .....	145
ハローワーク委員会の取り組み .....	163-152
ハローワーク委員会の取り組み .....	164-115
2023年度政府関係労働組合評議会幹事会体制 .....	163-150
2023年度各種委員会体制 .....	163-150
オルグ活動 .....	163-152
<b>第19章 公営競技評議会の取り組み</b> .....	148
1. 常任幹事会等 .....	148
常任幹事会等 .....	163-156
各部会幹事会等 .....	163-156
全国幹事会 .....	163-155
県本部担当者・単組代表者会議 .....	163-155
県本部担当者・単組代表者会議 .....	164-116
第14回研究交流集会 .....	163-156
自治労「公営競技政策議員懇談会」 .....	163-157
競馬法一部改正をめぐる取り組み .....	163-158
中央労働委員会（日本モーターボート競走会労組）に関わる取り組み .....	163-160
<b>第20章 公共サービス民間労組評議会の取り組み</b> .....	149
1. 幹事会等 .....	149
幹事会等 .....	163-162
幹事会等 .....	164-117
2. 「2022秋闘」および「2023春闘」の取り組み調査結果 .....	149
3. 総務省、厚生労働省への要請行動 .....	149
4. 諸会議・集会等 .....	154
諸会議・集会等 .....	163-162
諸会議・集会等 .....	164-117
オルグの実施 .....	163-163
<b>第21章 全国一般評議会の取り組み</b> .....	155
1. 幹事会 .....	155
幹事会 .....	163-164
幹事会 .....	164-118

2.	地方労組代表者会議	155
	第40回地方労組代表者会議	164-118
3.	オルグ養成研修会	155
4.	雇用と権利を守る取り組み	155
	雇用と権利を守る取り組み	163-165
	雇用と権利を守る取り組み	164-119
	各地方労組・業種別部会	163-164
	第18回定期総会	163-164
	年末一時金闘争	163-165
	2023春闘にむけた取り組み	163-165
	2023春闘の取り組み	164-118
	第19回青年女性交流会	164-118
<b>第22章</b>	<b>青年・女性労働者の取り組み</b>	157
1.	青年労働者の取り組み	157
	青年労働者の取り組み	163-169
	青年労働者の取り組み	164-120
2.	女性労働者の取り組み	157
	女性労働者の取り組み	163-171
	女性労働者の取り組み	164-121
	青年・女性労働者の取り組み	163-167
	青年・女性労働者の取り組み	164-120
<b>第23章</b>	<b>情報および教育活動の拡充</b>	159
1.	定期刊行物の発行	159
	定期刊行物の発行	163-174
	定期刊行物の発行	164-123
2.	各種コンクールの実施	159
	各種コンクールの実施	163-174
3.	教育研修の取り組み	160
	教育研修の取り組み	163-176
	教育研修の取り組み	164-124
	諸会議・諸集会	163-174
	情報化の推進について	163-176
	その他刊行物の発行	164-123
	冊子「自治労文芸」の発行	164-123
	新規採用者および組合組織化等の対策用教宣物の作成	164-123
	2023春闘教宣物の作成	164-123
	2023年度全国情報宣伝セミナー	164-124
<b>第24章</b>	<b>公共交通労働者の取り組み</b>	162
1.	諸会議	162

諸会議	163-179	
諸会議	164-126	
2. 各部会		163
各部会	163-180	
各部会	164-127	
3. 地方自治における公共交通のあり方を考える議員懇談会		164
4. 第4回交通政策研究集会		165
2023年度政府予算に関わる第2次要請（国土交通省関係）	163-181	
2023年度青年女性連絡会議	164-127	
<b>2023現業・公企統一闘争中間総括（案）</b>		<b>166</b>
<b>《附属資料》</b>		
行動日誌		178
行動日誌	163-225	
行動日誌	164-165	



# 第1章 本部の機関運営

## 1. 諸会議

### (1) 第164回中央委員会

① 5月25～26日、東京・自治労会館で、全面ウェブで開催した。一般経過報告および以下の議題について審議し、すべての議案について圧倒的多数で可決された。

なお、5月の中央委員会の開催形態については、2022年度第5回県本部代表者会議で見直しが行われ、1日のウェブ開催を基本とすることが確認されているが、今回は議案数も多いことから、2日間にわたっての開催となった。

#### 議案

第1号議案 当面の闘争方針（案）

第2号議案 「第5次組織強化・拡大のための推進計画」の総括と「第6次組織強化・拡大のための推進計画」（組織討議案）

第3号議案 「自治労ジェンダー平等推進計画」（組織討議案）

第4号議案 2023年度一般会計・特別会計第2次補正予算（案）

第5号議案 規程等の一部改正について（案）

闘争宣言（案） <別記1-1>

### ② 中央委員会書記局

議長 佐藤英夫 関東甲地連・群馬県本部

津村優 四国地連・香川県本部

書記長 庭野修 本部中執

書記 ヤロシュ マリオ 本部書記

蓮見牧子 本部書記

#### 議事運営・資格審査委員会

委員長 古川裕之 中国地連・山口県本部

委員 三浦和枝 北海道地連・北海道本部

佐藤茂雄 東北地連・山形県本部

中林真啓 関東甲地連・群馬県本部

西澤慧美 北信地連・福井県本部

矢入彩 東海地連・愛知県本部

足立育生 近畿地連・兵庫県本部

古川裕之 中国地連・山口県本部

上井継子 四国地連・香川県本部

中原広幸 九州地連・宮崎県本部

本部 林鉄兵 本部中執

氷室佐由里 本部中執

外山律子 本部中執

平山春樹 本部中執

(事務局) 議事運営委員会 竹内敬和、津田真拓

資格審査委員会 佐藤政則、永野絵里

## 闘 争 宣 言

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、北朝鮮のミサイル発射や緊張が続く米中関係と台湾情勢など、世界の平和が脅かされている。そうした動きを捉えて、岸田政権は安全保障政策の見直しと改憲にむけた動きを加速させている。自治労は、平和と秩序を武力で破壊する暴挙や「戦争する国づくり」にむけた行為を断じて許さない。2023統一自治体選挙で自治労は、組織内・政策協力候補233人の当選を勝ち取ることができたが4年前よりも議席数を減らす結果となった。また、衆参5つの補欠選挙、とりわけ大分の参院補欠選挙では自治労組織内候補の「吉田ただとも」の必勝にむけ総力をあげてたたかかったものの僅差で敗れ、他の衆院補欠選挙でも推薦する候補の議席獲得とはならず残念な結果となった。

2023春闘は、5月10日公表の連合集計では、物価上昇分を加味した賃上げ額とはならないまでも、「定昇相当込み賃上げ計」は比較可能な2013闘争以降で額・率とも最も高くなるなど、多くの中小組合でも「賃上げの流れ」は引き継がれてきた。この賃上げの流れを止めることなく、未解決職場での継続的な取り組みが必要とされる。

このような情勢の中、自治労は第164回中央委員会を開催し、2023春闘総括を確認するとともに、当面する課題に取り組むための方針を決定した。

第1に人勸期・自治体確定期を見据えたたたかいである。自治労は、2023春闘において「あなたの声ではじまる春闘」をスローガンに、組合員の意見・要望を把握し、組合員が春闘の意義を理解し、取り組みに結集することに注力して、運動を進めてきたが、要求書の提出率、交渉実施率、書面協定締結率は2022春闘を下回る結果となった。しかし、粘り強い取り組みの結果として、すべての単組で県本部の基準で妥結するなどの成果も報告されている。改めて、要求書づくりや交渉に組合員一人ひとりが携わり、日常的な運動を強化し、賃金と労働条件の前進をはかる。とくに、今般の物価高、そして民間春闘の結果を踏まえれば、公務としても賃上げを勝ち取っていかねばならない。人勸期、そして、最大の取り組みである自治体確定闘争を見据え、物価高に苦しむ組合員の期待に応えるべく要求実現のための署名活動を強く推進し、自治労総体で力強く交渉を展開し賃上げを勝ち取っていく。

第2に自治労の最重要課題である組織強化と拡大である。「第5次組織強化・拡大のための推進計画」の推進に加え、総括および4年間を見据えた「第6次組織強化・拡大のための推進計画」の組織討議を進める。とりわけ、新規採用者および未加入者への呼びかけを行うとともに、業務多忙化による人員不足解消にむけた6月の人員確保闘争を強化する。さらに、勤勉手当支給の条例化、定年引き上げを踏まえた早急な運用事項の決定などを通じて、会計年度任用職員や再任用職員等の組織化に全単組、全県本部が総力をあげ取り組んでいく。また、現業・公企統一闘争、賃金確定闘争、男女平等推進闘争、などの年間を通じた自治労の統一闘争に結集し、運動の両輪でもある共済運動のさらなる活用と加入促進をはかる中で、組織の強化・拡大にもつながっていく。

第3に憲法改悪阻止、平和を守るたたかいである。岸田政権の進める原発回帰と軍事大国化へと突き進む行為や憲法改悪に反対し、「新たな戦前」にさせない取り組みを強化していく。

これらの取り組みを通じて自治労組合員の総結集と団結をはかり、組織強化・拡大、平和と民主主義を守るため、本部・県本部・単組が一丸となってたたかい抜く。

以上宣言する。

2023年5月26日

全日本自治団体労働組合  
第164回中央委員会

## (2) 中央執行委員会

### ① 第17回中央執行委員会（5月9日・自治労会館6Fホール）

#### <議案>

- ア 当面の闘争方針（案）
- イ 第164回中央委員会開催要綱
- ウ 第164回中央委員会闘争宣言（案）
- エ 2023年度一般会計・特別会計第2次補正予算（案）について
- オ 賃金減額補償事案について
- カ 2023男女平等推進闘争 関係省庁および地方三団体要請について
- キ 新規加盟組合等の承認について
- ク 離籍専従役員の登録等の承認について
- ケ 第97回定期大会（函館）の開催日程について

#### <報告>

- ア 2023年度第16回中央執行委員会議事録
- イ 各種選挙における推せん決定の報告について
- ウ ILO総会・基準適用委員会労働側代表との第87号条約の個別審査に関する協議報告
- エ PSI第31回世界大会にむけた諸会議の報告

### ② 第18回中央執行委員会（5月22日・自治労会館6Fホール）

#### <議案>

- ア 第164回中央委員会 議事運営について
- イ 闘争宣言（案）
- ウ 2024年度政府予算要求第1次中央行動 要請書（案）について
- エ 公共サービス民間労組評議会の総務省・厚生労働省要請について
- オ 統合10周年「助け合いの活動参加 感謝キャンペーン（仮）」の概要について
- カ 新規加盟組合等の承認について
- キ 2024年度暫定予算執行について
- ク 4階可動書架と大規模修繕にかかる当面の対応について
- ケ 2023年度「県本部オンラインネットワーク構築支援金」の支出と2024年度の対応について（案）
- コ 固定資産の廃棄について

#### <報告>

- ア 2023年度第17回中央執行委員会議事録
- イ 2023年度第7回本部共済推進委員会議事要録
- ウ 2023年度第3回共済推進県本部代表者会議議事要録
- エ 自治労・2022参議院選挙についてのアンケート調査
- オ 県本部書記局労務管理等の調査の結果について
- カ 総合（慶弔）共済契約協定書の締結について
- キ 自治労共済推進本部における取扱共済の協定書等の締結について

### ③ 第19回中央執行委員会（5月30～31日・自治労第二会館 理事会室）

#### <議案>

- ア 2024-2025年度 自治労運動方針（案）
- イ 救援審査結果の承認について
- ウ 賃金減額補償事案について

エ 第31回P S I 世界大会（WC）への海外派遣について  
<報 告>

ア 2023年度第18回中央執行委員会議事録

イ 2023年自治労組織基本調査（第16回）について

ウ 各種選挙における推せん決定の報告について

エ 地方顧問弁護士の辞任について

④ 第20回中央執行委員会（6月21日・自治労会館6Fホール）

<議 案>

ア 2024-2025年度 自治労運動方針（案）

イ 2023年度拡大県本部代表者会議の運営について

ウ 第97回定期大会の運営について（案）

エ 2024年度機関会議等日程（案）について

オ 2023年度臨時共済推進県本部代表者会議の開催について

カ 第9回じちろう全国共済集会の開催について

キ 新規加盟組合等の承認について

ク 組織拡大専門員の登録・取り消しについて

ケ 自治労地方顧問弁護士（非常駐）契約について

コ 離籍専従役員の登録等の承認について

サ 本部役職員2023年夏季一時金について

<報 告>

ア 2023年度第19回中央執行委員会議事録

イ 第97回定期大会の提出議案・討議日程について

ウ 各種選挙における推せん決定の報告について

エ 「2023年ハラスメント研修会」の開催について

オ 書記人事について

カ 2023年度決算監査の実施について

⑤ 第21回中央執行委員会（7月6日・自治労会館6Fホール）

<議 案>

ア 2024-2025年度 自治労運動方針（案）

イ 「第5次組織強化・拡大のための推進計画」の総括と「第6次組織強化・拡大のための推進計画」  
（案）

ウ 当面の闘争方針（案）

エ 2024年度一般会計予算案（第1次素案）

オ 県本部・単組書記局の役職員間のハラスメント防止対策について

カ 自治労本部書記の定年延長について

就業規則の一部改正について

書記の再雇用に関する内規の一部改正について

キ 新規加盟組合等の承認について

ク 当面の海外派遣について

ケ 第98回定期大会（2024年中間年大会）開催地の内定について

<報 告>

ア 2023年度第20回中央執行委員会議事録



イ 各種選挙における推せん決定の報告について

⑥ 第22回中央執行委員会（7月20日・自治労会館6Fホール）

<議案>

ア 2024—2025年度 自治労運動方針（案）

イ 第27回参議院選挙闘争の推進について（案）

ウ 「自治労ジェンダー平等推進計画」（案）

エ 当面の闘争方針（案）

オ 2024年度一般会計・特別会計予算（案）について

カ 県本部・単組書記局の役職員間のパワーハラスメント防止対策の徹底について

キ 争訟を年度を越えて継続する案件の承認について

ク 保育関係、放課後児童クラブ（学童保育）・児童館に関する要請について

ケ 新規加盟組合等の承認について

コ 離籍専従役員の登録等の承認について

<報告>

ア 2023年度第21回中央執行委員会議事録

イ 2023年度共済推進県本部交付金について

ウ 2023年度第8回本部共済推進委員会 議事要録

エ 2023年度第9回本部共済推進委員会 議事要録

オ 2023年度臨時共済推進県本部代表者会議 議事要録

カ 4階可動書架関連工事の事業者決定と自治総研との費用負担等について

（3） 県本部代表者会議

① 拡大県本部代表者会議

7月27～28日、東京・自治労会館で、対面で開催し、以下の課題について協議した。

<協議・報告事項>

ア 【大会議案】2024—2025年度運動方針（案）

イ 【大会議案】「第5次組織強化・拡大のための推進計画」の総括と「第6次組織強化・拡大のための推進計画」（案）

ウ 【大会議案】「自治労ジェンダー平等推進計画」（案）

エ 【大会議案】第27回参議院選挙闘争の推進について（案）

オ 自治労本部書記の定年延長について

カ 県本部・単組書記局の役職員間のパワーハラスメント防止対策の徹底について

キ 第97回定期大会の運営について

ク 役員推薦委員会報告

ケ 選挙委員会報告

（4） 役員推薦委員会

① 第4回委員会

5月10日に、ウェブで開催し、以下の課題について協議した。

<議案>

ア この間の推薦作業について

イ 今後のスケジュールについて

ウ その他

② 第5回委員会

6月18日に、ウェブで開催し、以下の課題について協議した。

<議案>

ア この間の推薦作業について

イ 各地連の推薦作業の状況について

③ 第6回委員会

7月14日に、ウェブで開催し、以下の課題について協議した。

<議案>

ア この間の推薦作業について

イ 四役の各地連での確認状況について

ウ 各地連の推薦作業の状況について

④ 第7回委員会

7月27日に、東京・自治労会館で開催し、以下の課題について協議した。

<議案>

ア 四役候補者の推薦に関する最終確認および拡大県代での報告について

イ 各地連の推薦作業の状況について

⑤ 第8回委員会

8月22日に、ウェブで開催し、以下の課題について協議した。

<議案>

ア 各地連の推薦作業の状況について

イ その他

(5) 選挙委員会

① 第1回選挙委員会

6月29日に、ウェブで開催し、以下の課題について協議した。

<報告・協議事項>

ア 選挙委員長の選出について

イ その他

② 第2回選挙委員会

7月28日、東京・自治労会館にてウェブ併用で開催し、以下の課題について協議した。

<報告・協議事項>

ア 役員選挙日程の確認について

イ その他

(6) 自治労全国書記会議

① 第2回三役会議

5月11日、東京・自治労会館にて開催した。互助年金制度の改定にむけた考え方、2024-2025年度運動方針案、当面の取り組み課題について協議した。

② 第4回常任幹事会

5月30-31日、東京・自治労会館にて開催した。2023年度書記力UPセミナー、互助年金制度改定の検討状況について報告を行ったのち、2024-2025年度運動方針案、ハラスメント相談ダイヤルの今

後の取り扱い、共済事務改善PTにおける検討項目、今後の日程について協議した。

### ③ ノーモア・ハラスメント2023「書記局さわやか月間」

6月1～30日をノーモア・ハラスメント「書記局さわやか月間」として、全国の書記局、組合事務所の環境改善に取り組んだ。この取り組みの一環として、6月26日12時よりウェブでアクセスできる「2023公開講座～気軽に元気にツボ講座」を開催し、邱淑恵さんよりツボ押しの実践講座を受けた。

### ④ 2023年度第3回共済事務検討PT

6月22～23日、島根県松江市・しまね自治労会館にて開催し、2023年度意見項目、共済本部意見交換会の進行、今後のPTのあり方などについて協議した。

### ⑤ 第5回常任幹事会

7月19～20日、東京・自治労会館にて開催した。互助年金評議員会の検討結果について報告を受けたのち、2024～2025年度運動方針案、ハラスメント相談ダイヤルの取り扱い、共済事務改善PTによる共済本部との意見交換、書記の職場実態アンケート調査などについて協議した。

### ⑥ 第3回三役会議

7月26～27日、東京・自治労会館にて開催し、第20回総会への対応、旧常任幹事の交流のあり方等について協議した。

## 2. 連合各種委員会等の活動

### (1) 中央執行委員会

- ① 第20回中央執行委員会（5月18日）
- ② 第21回中央執行委員会（6月15日）
- ③ 第22回中央執行委員会（7月21日）
- ④ 第23回中央執行委員会（8月24日）

### (2) 三役会

- ① 第22回三役会（5月16日）
- ② 第23回三役会（6月13日）
- ③ 第24回三役会（7月19日）
- ④ 第25回三役会（8月22日）

### (3) 2023サマートップセミナー

7月25日、東京・バルサール九段で開催され、自治労からは川本委員長、青木副委員長、伊藤書記長が参加した。

講演は、宇野重規東京大学社会科学研究所教授「『労働組合の未来』に関する調査・研究について」のほか二講演を受講し、最後に「ジェンダー主流化とダイバーシティの実現に向けて」と題した、トークセッションを行い、閉会した。

## 3. 役職員互助年金共済会

7月19日に2023年度の評議員会をウェブ会議で開催し、①2023年度の加入・脱退の状況、②2023年度決算、③2024年度予算案を提案、確認した。

また、自治労役職員互助年金共済会規則第19条において、経済情勢など諸条件の変化、互助年金の財

政状況などに応じて「給付金額ならびに掛金、資金および制度の運用については5年ごとに検討する」ことが定められており、次期改定期（2024年6月）にむけた制度上の課題を検討するため、検討委員会を設置し、報告書案をとりまとめ、評議員会で確認した。

共済会の役員、評議員は以下の通り。

会 長 木 村 ひとみ（自治労本部書記次長）  
副 会 長 貞 賀 重 治（全国書記協議長・福岡県本部）  
事務局 長 榎 本 朋 子（自治労本部総合企画総務局長）

**【組織強化委員会・財政部会】**

北海道地連 立 藏 賢 司（北海道）  
東北地連 及 川 隆 浩（岩 手）  
関東甲地連 石 井 利 明（東 京）  
北信地連 五十嵐 祥（福 井）  
東海地連 藤 田 和 彦（三 重）  
近畿地連 藤 本 恵 多（奈 良）  
中国地連 木 下 幹 也（島 根）  
四国地連 鈴 木 圭 吾（徳 島）  
九州地連 藤 島 勲（大 分）  
女 性 糸 崎 弥 央（石 川）

**【全国書記協・常任幹事】**

北海道地連 高 山 智 子（北海道）  
東北地連 菊 池 涼 太（宮 城）  
関東甲地連 青 柳 宏 和（茨 城・茨城県職連合）  
北信地連 中 村 隼 人（富 山）  
東海地連 水 野 なぎさ（愛 知・常滑市職連）  
近畿地連 武 田 和（大 阪）  
中国地連 上 川 真里佳（広 島）  
四国地連 喜 岡 健 一（香 川・香川県職労）  
九州地連 佐久間 真 一（鹿 児 島）

## 4. 離籍専従役員の状況

### （1） 離籍専従登録役員の状況（144人）

第164回中央委員会までに機関承認を受けた離籍専従登録役員の数は144人となった。各県本部の基本割当定数は、一律2人の割当に、2023年度の登録組合員数10,000人につき1人を加えて決定している。また、特別配置として地方連合会に派遣する副事務局長以上の離籍専従役員1人、共済県支部事務局長の任務にあたる離籍専従役員1人が認められている（なお、表の決定機関欄に「臨時県本部代表者会議」とあるのは、本来、中央委員会で決定すべきところ、感染症対策による代替会議として開催したもの）。

<別表1-1>

第164回中央委員会承認まで

県本部	定数	名前	役職名	決定機関	初回登録日
北海道	7	千葉利裕	道本部委員長	第141回中央委員会	2010年12月13日
		佐藤環樹	道本部副委員長	第143回中央委員会	2011年9月1日
		蒲池仁	全道庁委員長	第146回中央委員会	2013年11月1日
		三浦和枝	道本部副委員長	第150回中央委員会	2015年8月1日
		山木紀彦	道本部書記長	第150回中央委員会	2015年10月1日
		立藏賢司	道本部財政局長	第151回中央委員会	2015年12月1日
	特別配置	和田英浩	連合北海道事務局長	第89回定期大会	2016年4月1日
		木村美智留	共済道支部事務局長	第137回中央委員会	2008年12月4日
青森	2	奥田博英	県本部書記長	第147回中央委員会	2014年4月1日
		加藤篤	県本部副委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
岩手	2	伊藤裕一	県本部委員長	第153回中央委員会	2017年4月1日
		及川隆浩	県本部書記長	第157回中央委員会	2019年4月1日
宮城	3	北舘和彦	県本部副委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		木幡誉郎	県本部副委員長	第160回中央委員会	2021年4月1日
秋田	2	小川純	県本部委員長	第147回中央委員会	2014年4月1日
		佐藤学	県本部書記長	第89回定期大会	2016年4月1日
		水木卓	県職労委員長	第92回定期大会	2019年4月1日
山形	3	渡部貴之	県本部委員長	第151回中央委員会	2016年4月1日
		齋藤富士雄	県本部書記長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		丹野雅一	県本部副委員長	第96回定期大会	2022年4月1日
福島	3	澤村英行	県本部委員長	第155回中央委員会	2018年4月1日
		佐藤寛喜	県本部副委員長	第164回中央委員会	2023年4月1日
	特別配置	澤田精一	連合福島会長	第157回中央委員会	2019年4月1日
		齋藤浩昭	共済県支部事務局長	第160回中央委員会	2021年4月1日
新潟	4	登坂崇規	県本部委員長	第157回中央委員会	2019年4月1日
		太田辰雄	県本部副委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
		大滝徹	県職書記長	第162回中央委員会	2022年4月1日
		山本善人	県本部副委員長	第164回中央委員会	2023年4月1日
特別配置	町屋光弘	共済県支部事務局長	第162回中央委員会	2022年4月1日	
群馬	3	佐藤英夫	県本部委員長	第89回定期大会	2016年4月1日
		飯島潤治	県本部書記長	第164回中央委員会	2023年4月1日
	特別配置	白井桂子	連合群馬副事務局長	第153回中央委員会	2017年4月1日
		高橋勝	共済県支部事務局長	第162回中央委員会	2022年4月1日
栃木	3	澤田郁夫	県本部副委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		石塚利雄	県本部委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		郷孝幸	県本部書記長	第164回中央委員会	2023年4月1日
特別配置	沼子直美	連合栃木副事務局長	第154回中央委員会	2017年10月31日	
茨城	3	藤枝芳実	県職書記長	第160回中央委員会	2021年4月1日
		生井澤律子	県本部書記長	第162回中央委員会	2022年4月1日
埼玉	2				
東京	7	中條貴仁	都本部副委員長	第141回中央委員会	2010年10月1日
		和田隆宏	都本部特別中央執行委員	第150回中央委員会	2015年9月7日
		石井利明	都本部書記長	第156回中央委員会	2018年12月1日
		笹川勝宏	都本部中央執行委員	第162回中央委員会	2022年4月1日
		西岡芳宏	都本部中央執行委員	第164回中央委員会	2023年4月1日
千葉	2	田嶋邦夫	県本部副委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
神奈川	5	榎田利彦	県本部副委員長	第148回中央委員会	2014年10月1日

県本部	定数	名前	役職名	決定機関	初回登録日	
神奈川		中野雅臣 蓼沼宏幸 萩原周子	県本部書記長 県本部委員長 県本部特別中央執行委員	第156回中央委員会 第96回定期大会 第96回定期大会	2018年12月1日 2022年4月1日 2022年4月1日	
	特別配置	阿部嘉弘	連合神奈川副事務局長	第150回中央委員会	2015年11月1日	
山梨	2	松木友幸	県本部副委員長	第145回中央委員会	2013年4月1日	
	特別配置	田中好久	連合山梨事務局長	第162回中央委員会	2022年4月1日	
長野	4	湯本憲正	県本部副委員長	第150回中央委員会	2015年12月1日	
		小林誠	県本部書記次長	第160回中央委員会	2021年4月1日	
		伊藤浩二	県本部副委員長	第164回中央委員会	2023年4月1日	
富山	3	鴨野浩一	県本部委員長	第149回中央委員会	2015年4月1日	
		阿閉智	県本部執行委員	第157回中央委員会	2019年4月1日	
		柴田俊樹	県本部副委員長	第160回中央委員会	2021年1月1日	
福井	2	田邊猛人 大嶋智	県本部副委員長 県本部委員長	第141回中央委員会 臨時県本部代表者会議	2010年10月1日 2020年4月1日	
		特別配置	橋岡克典	連合福井事務局長	第151回中央委員会	2016年4月1日
静岡	3	伊藤隆弘 福井淳	県職書記長 県本部委員長	第158回中央委員会 第162回中央委員会	2019年11月1日 2022年4月1日	
		鈴木武夫 伊藤裕彰 足立潔重	県本部副委員長 県本部委員長 県本部副委員長	第152回中央委員会 第154回中央委員会 第163回中央委員会	2017年1月1日 2017年10月1日 2023年4月1日	
岐阜	3	子安英俊	県本部委員長	第160回中央委員会	2021年4月1日	
三重	3	原田貴文 鳥羽幸也 藤田和彦	県本部委員長 県職委員長 県本部書記長	第151回中央委員会 第151回中央委員会 第157回中央委員会	2016年4月1日 2016年4月1日 2019年4月1日	
		特別配置	藤岡充昭	連合三重事務局長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		滋賀	2	工藤博司 佐賀春樹	県本部書記長 県本部委員長	第156回中央委員会 第160回中央委員会
京都	2					
	特別配置	下村幸児	連合京都副事務局長	第163回中央委員会	2022年10月1日	
奈良	2	桐木正明 藤本恵多	県本部委員長 県本部副委員長	第139回中央委員会 第153回中央委員会	2009年10月1日 2017年4月1日	
		和歌山	2	加藤康夫	県本部委員長	第160回中央委員会
大阪	5	國眼恵三	府本部書記長	第155回中央委員会	2018年2月11日	
		田中伸生	府本部副委員長	第157回中央委員会	2019年4月1日	
		中野勝利	府本部委員長	第159回中央委員会	2020年9月1日	
		藤本初雄	府本部副委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日	
		大西將之	府本部副委員長	第163回中央委員会	2022年10月1日	
	特別配置	黒田悦治	連合大阪副事務局長	第155回中央委員会	2018年4月1日	
兵庫	5	森哲二	県本部書記次長	第134回中央委員会	2007年4月1日	
		小原王之	県本部副委員長	第92回定期大会	2019年7月1日	
		尾西亮太郎	県本部書記長	第149回中央委員会	2014年11月1日	
		戎剛	県本部副委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日	
		足立育生	県本部副委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日	
岡山	2	大島康治 富田章史	県本部副委員長 県本部委員長	第154回中央委員会 第160回中央委員会	2019年4月1日 2021年4月1日	
		広島	3	山崎幸治	県本部委員長	第146回中央委員会
竹田恵	県本部書記長			第149回中央委員会	2015年4月1日	
神原悦朗	県本部副委員長			第160回中央委員会	2021年4月1日	
特別配置	藤井則正 中山悦己	連合広島事務局長 共済県支部事務局長	第157回中央委員会 第160回中央委員会	2019年4月1日 2021年4月1日		

県本部	定数	名前	役職名	決定機関	初回登録日
鳥取	2	藤 縄 和 彦	県本部書記長	第89回定期大会	2016年7月1日
		小 嶋 敏 行	県本部執行委員	第155回中央委員会	2018年4月1日
	特別配置	江 口 真 也	連合鳥取副事務局長	第151回中央委員会	2016年4月1日
島根	3	須 田 晋 次	県本部委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		木 下 幹 也	県本部書記長	第160回中央委員会	2021年4月1日
		瓜 坂 秀 史	県本部副委員長	第96回定期大会	2022年4月1日
	特別配置	松 永 健	共済県支部事務局長	第164回中央委員会	2023年4月1日
山口	3	梶 本 康 仁	県本部委員長	第87回定期大会	2014年7月1日
		田 中 克 典	県本部書記長	第163回中央委員会	2023年4月1日
	特別配置	豊 村 雄 二	連合山口副事務局長	第154回中央委員会	2017年11月1日
香川	3	大 熊 正 樹	県本部委員長	第141回中央委員会	2010年10月1日
		小 野 賢 治	県本部副委員長	第157回中央委員会	2019年4月1日
		三 好 康 夫	県本部書記長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
徳島	2	鈴 木 圭 吾	県本部書記長	第157回中央委員会	2019年4月1日
		中 川 孝 文	県本部委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
	特別配置	大 谷 竹 人	連合徳島会長	第144回中央委員会	2012年4月1日
愛媛	2	中 塚 広 之	県本部委員長	第157回中央委員会	2019年4月1日
高知	2	中 平 正 幸	県本部委員長	第143回中央委員会	2011年10月1日
		山 崎 幹 生	県本部書記長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
福岡	4	野 田 和 之	県本部委員長	第145回中央委員会	2013年4月1日
		白 谷 義 彦	県本部書記長	第149回中央委員会	2015年4月1日
		筒 井 剛 一	県職労委員長	第151回中央委員会	2016年5月1日
		新 山 晃	県職労書記長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
	特別配置	小 陳 武 志	連合福岡副事務局長	第147回中央委員会	2014年4月1日
		隈 本 伸 也	共済県支部事務局長	第160回中央委員会	2021年4月1日
佐賀	2	永 石 亀	県本部副委員長	第160回中央委員会	2021年4月1日
		宮 崎 啓 二 郎	県本部委員長	第163回中央委員会	2023年1月1日
長崎	3	宮 本 洋	県本部書記長	第159回中央委員会	2020年10月1日
		菊 永 昌 和	県本部委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
		廣 島 時 一	県本部副委員長	第164回中央委員会	2023年4月1日
大分	3	那 賀 久 資	県職労委員長	第155回中央委員会	2018年4月1日
		溝 口 慎 一 郎	県本部委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		鹿 嶋 秀 和	連合大分副事務局長	第160回中央委員会	2021年4月1日
	特別配置	江 藤 智 章	共済県支部事務局長	第162回中央委員会	2022年4月1日
宮崎	3	中 原 広 幸	県本部副委員長	第144回中央委員会	2012年4月1日
		吉 岡 英 明	県本部委員長	第89回定期大会	2016年4月1日
		大 村 謙 司	県本部副委員長	第89回定期大会	2016年4月1日
		重黒木 康 恵	連合宮崎事務局長	第155回中央委員会	2018年4月1日
	特別配置	梶 原 亨	共済県支部事務局長	第162回中央委員会	2022年4月1日
熊本	3	木 村 光 伸	県本部委員長	第89回定期大会	2016年6月6日
		徳 富 幸 平	連合熊本副事務局長	第153回中央委員会	2017年4月1日
鹿児島	3	片野坂 昭 彦	県本部副委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		満 永 正 幸	県本部委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
		上 園 哲 也	県本部書記長	第163回中央委員会	2022年10月1日
	特別配置	吉 村 清 隆	共済県支部事務局長	第153回中央委員会	2017年4月1日
沖縄	3	大 城 悟	県本部委員長	第147回中央委員会	2014年4月1日
		仲宗根 哲	県本部副委員長	第90回定期大会	2017年4月1日
		宮 里 勝	県本部書記長	第93回定期大会	2020年4月1日
		大 嶺 克 志	共済県支部事務局長	第90回定期大会	2017年4月1日

(2) 離籍専従役員準登録（定数外）者の状況（26人）

<別表1-2>

第164回中央委員会承認まで

県本部	名 前	決定機関	初回登録日
北海道	瀬上英克	第92回定期大会	2019年2月1日
	深田大幸	第160回中央委員会	2021年4月1日
	長能朋広	第162回中央委員会	2022年4月1日
福島	大内敦夫	第162回中央委員会	2022年4月1日
富山	高真実	第157回中央委員会	2019年4月1日
石川	糸崎弥央	第160回中央委員会	2021年4月1日
	松原直司	第164回中央委員会	2023年4月1日
福井	高村隆一	第91回定期大会	2018年4月1日
愛知	松岡真二	臨時県本部代表者会議	2020年3月18日
三重	溝口隆行	第92回定期大会	2019年4月1日
	宮脇拓也	第162回中央委員会	2022年4月1日
奈良	吉村聖子	第155回中央委員会	2018年4月1日
大阪	川口篤志	第149回中央委員会	2021年10月1日
	上野壽治	第161回中央委員会	2014年12月27日
広島	宗像勇	第147回中央委員会	2014年4月1日
	小迫敏宏	第162回中央委員会	2022年4月1日
	地村高明	第162回中央委員会	2022年4月1日
香川	豊田雅人	第162回中央委員会	2022年4月1日
高知	新土居正志	第89回定期大会	2016年4月1日
	門脇忍	第164回中央委員会	2023年4月1日
福岡	藤田桂三	第151回中央委員会	2016年4月1日
	坂田邦宏	第156回中央委員会	2018年10月1日
佐賀	渡邊諭	第162回中央委員会	2022年4月1日
長崎	村田元輝	第162回中央委員会	2022年4月1日
	山崎誠人	第164回中央委員会	2023年4月1日
沖縄	比嘉盛弘	第164回中央委員会	2023年4月1日

5. 「再雇用交付金」の登録状況

<別表1-3>

登録県本部	再雇用者名	業 務	契 約 期 間
秋 田	仙 葉 久	共闘団体との連絡・調整	2022年9月1日～2023年2月28日
神奈川	福 島 嘉 人	学習会講師	2022年9月1日～2023年2月28日
愛 知	伊 藤 和 寿	組織拡大	2022年9月1日～2023年2月28日
福 岡	下 田 祐 二	共済推進委員会組織運営	2022年9月1日～2023年2月28日

\*契約期間は、年金受給開始年齢に応じて更新可能。



## 第2章 生活改善の取り組み

### 1. 諸会議・集会

#### (1) 拡大労働条件・組織化担当者会議

6月8日にウェブ会議として開催し、40県本部1社保労連81人が参加した。主な協議事項は、①会計年度任用職員の勤勉手当支給にむけた自治労の取り組み、②法改正を踏まえた組織化の推進、について協議を行った。

#### (2) 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」にむけた対応協議のための地連代表者会議

「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の直近の状況について共有すること、および人勤期署名の提出とあわせた地方代表者参加による要請行動が提起されたことから、その選出も含めた協議を行うことを目的に、地連代表者による意思統一をはかった。

##### ① 6月8日

対面とウェブの併用で開催し、9地連の代表者が参加した。会議の趣旨について説明し、地連代表者の選出の依頼を行った。

##### ② 6月23日

対面とウェブの併用で開催し、9地連の代表者が参加した。署名提出行動の際の自治労の発言内容について、各地連からの意見を踏まえ、協議を行った。

#### (3) 2023人勤期7・26中央行動

公務員連絡会は、7月26日、東京・日比谷野外大音楽堂で全国から1,500人の組合員を結集し、4年ぶりとなる人勤期中央行動を実施した。自治労からの参加者は46県本部1社保労連565人。

中央集会では、主催者を代表して武藤議長が「高齢層を含めた全職員の月例給与および一時金の引き上げ勧告を行うとともに、『社会と公務の変化に応じた給与制度の整備』に対する情報提供と協議を行うことや労働諸条件の改善などを求め、署名行動や各級段階の交渉を強化している。本日の書記長クラス交渉では、この猛暑以上の熱い支援を行い、全国の仲間の皆さんとともに本日の行動を貫徹しよう」と訴えた。続いて激励あいさつに駆けつけた連合の清水事務局長は、「2023春闘結果は、連合が賃上げに改めて取り組んだ2014年以降では最も高く、ほぼ30年ぶりとなる水準の賃上げが実現した。この流れをより確かなものとするべく、公務の仲間の皆さんにおかれては、『労働基本権制約の代償措置』としての人事院勧告が的確に示されるよう、精力的な交渉を進めていかれることを期待する」と連帯のあいさつを行った。

基調提起に立った森永事務局長は、正念場を迎える2023年の人事院勧告について、民間の賃金動向について触れた上で、「全国各地で取り組んだ署名683,141筆に込められた思いを背景に、物価上昇に伴い実質賃金が低下している現状や2023年の民間の賃上げ状況を踏まえ、民間の賃上げの流れを止めることなく、中高年層職員を含むすべての職員の給与の引き上げにむけて、公務員連絡会一丸となって取り組もう」と訴えた。

構成組織の決意表明には、国公連合・税関労組・村岡和弥書記次長、自治労・江本博幸自治労北海道本部賃金労働部長、日高教・鯉沼正行栃木県高等学校教職員組合書記長が登壇し、たたかう決意を力強

く表明した。

集会を終えた参加者は、人事院前交渉支援行動と霞ヶ関一周のデモ行進を行い、「職員の賃金を上げろ」「長時間労働を是正しろ」「ワーク・ライフ・バランスを確保しろ」「非常勤職員の待遇を改善しろ」などと力強くシュプレヒコールを繰り返した。

行動を終えた参加者は日比谷大音楽堂に再参集し、人事院局長交渉の報告を受けた。森永事務局長は交渉の概要を報告した上で「今日の給与局長交渉は、30年ぶりの高水準といわれる民間の賃上げ妥結状況を踏まえれば、人事院の姿勢としては極めて不満の残る交渉になったが、書記長クラス交渉委員からは、現場の思いをしっかりと伝えさせていただいた。その上で、2023年の勧告は例年と同様の日程を念頭において作業しているという局長回答であったことから、8月7日の週に勧告が行われることを想定し、今後の交渉を強化していく。中高年齢層でどこまでどの程度配分できるのかできないのか、まさに正念場を迎える。いずれにせよ、あくまで全職員に対する月例給の引き上げ勧告を追求し、最後まで交渉に全力をあげて取り組む」とし、今後の交渉にむけた基本姿勢を明らかにした。

最後に、武藤議長の団結がんばろうで集会を締めくくった。

※ 集会の具体的な内容は自治労情報2023第0130号（2023年7月26日）を参照のこと。

## 2. 2023人勧期の取り組み

### (1) 公務労協・公務員連絡会の取り組み

#### ① 公務員連絡会

ア 4月14日 人事院と民調作業方針をめぐって交渉（公務員連絡会 賃金・労働条件専門委員会）

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2023第0069号（4月14日）を参照のこと。

イ 6月21日 人事院に2023人勧期要求書提出（公務員連絡会・委員長クラス）

公務員連絡会委員長クラス交渉委員は、6月21日、人事院の川本総裁に対し、「2023年人事院勧告に関わる要求書」（別記2-1）を提出した。これにより、2023人勧期の取り組みがスタートした。

<別記2-1>

2023年6月21日

人事院総裁

川本裕子様

公務員労働組合連絡会

議長 武藤公明

#### 2023年人事院勧告に関わる要求書

貴職におかれましては、公務員人事行政にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、コロナ禍のもと低迷・抑制を強いられてきた経済・社会生活が徐々に回復しているところですが、円安とウクライナ侵攻による資源価格の高騰等により物価は高止まりし、勤労者の実質賃金は1年以上に亘り減少を続けています。そのため、低迷する日本の勤労者の賃金を改善することは、現在の日本において最重要ともいえる課題となっているところです。

このような中、連合と各加盟組合は、2023春季生活闘争を粘り強くたたかい、その結果、30年ぶりの高水準となる賃上げを勝ち取りました。日本経団連をはじめとするその他の調査結果においても、いずれも昨年の数

字を大きく上回り、賃金の引き上げ傾向が鮮明となっています。民間労働者同様、物価高騰に悩まされる職員についても、賃金の改善が強く求められるところです。

また、公務職場においては、多様化・複雑化する行政ニーズのもと増大する業務量に見あった要員が確保されておらず、長時間労働が蔓延するなど厳しい環境は改善されていません。良質な公務・公共サービスを確実に提供するためにも、職員が安心して働くことのできる職場環境の整備や必要な要員の確保、賃金労働条件の改善が極めて重要です。

公務員連絡会は、このような認識に基づき「2023年人事院勧告に関わる要求書」を提出します。貴職におかれましては、下記事項の実現にむけ、最大限努力されるよう要求します。

## 記

### 1. 賃金要求について

#### (1) 月例給与について

2023年の給与改定勧告にあたっては、全職員に対する月例給の引き上げ勧告を行うこと。なお、較差の配分については、公務員連絡会と十分交渉・協議し、合意に基づいて行うこと。

#### (2) 一時金について

一時金については、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、支給月数を引き上げるとともに、期末・勤勉の適正な配分を行うこと。

### 2. 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」について

(1) 見直しの方向性について、引き続き、公務員連絡会に対する早い段階での情報提供と連絡会との協議を行うこと。

(2) 見直しにあたっては、中央で働く職員のみならず地方で働く職員にも十分配慮すること。

#### (3) 月例給について

① 公務における人材確保の観点から、引き続き初任給を中心とする若年層における民間賃金との格差解消をはかること。

② 定年の段階的引き上げが実施段階に入ったことを踏まえ、60歳超職員の精確なラスパイレス比較を行うこと。

③ 2021年改正国公法附則第16条第2項に基づく、「60歳前後の給与の連続性確保」については、「令和13年（2031年）3月31日までに所要の措置を順次講ずる」とされていることを踏まえ、拙速に進めることなく、官民の状況を見極めた上で実施すること。また、中高年齢職員の職務に対するモチベーションの維持・向上をはかる観点を重視すること。

#### (4) 各種手当について

① 通勤手当や単身赴任手当の改善を行うこと。

② 地域手当については、これ以上の地域間格差を拡大しないこと。

③ 再任用職員については、生活関連手当の支給をはじめ、その経済的負担や定年前職員との均衡を考慮して改善すること。

### 3. 新型コロナウイルス感染症への対応について

今後再度の感染拡大が明らかとなった場合など、公務員連絡会との交渉・協議を踏まえて、速やかに対応すること。

### 4. 長時間労働の是正と休暇・休業制度の拡充等について

#### (1) 長時間労働の是正について

公務職場におけるワーク・ライフ・バランスを実現するため、「働き方改革」等を次の通り進めること。

① 各府省に対して、超過勤務の抑制や職員の心身の健康確保、超勤手当の適正な支給など指導を強化

すること。

- ② 他律部署の範囲について業務の実態に即して課室よりも細かく指定することや、特例業務の範囲を必要最小限とすることについて、各府省への指導を強化すること。
- ③ 1ヵ月あたり45時間を超え60時間以内の超過勤務に対する手当の割増率を引き上げること。

(2) 「柔軟な働き方」について

- ① さらなる「柔軟な働き方」の推進にあたっては、地方で働く職員や対面業務が多い職員、特殊な勤務形態のもとにある職員など、公務職場における多様な働き方の実態を踏まえ、一方的な数値目標や画一的な指導などを行わないこと。
- ② 「テレワーク等研究会」最終報告で示された通り、公務における「勤務間インターバル」導入にむけた環境整備を行うこと。
- ③ 「テレワーク等研究会」最終報告で示された通り、夏季休暇の使用期間の拡大や年次休暇の15分単位での使用等について措置すること。
- ④ 「在宅勤務等手当」の制度設計にあたっては、通勤手当との関係も含めて、過度な事務負担を回避する一方で、より多くの職員が納得できる内容とすること。その際、公務員連絡会と十分な交渉・協議を行うこと。

(3) 休暇・休業制度の拡充について

- ① ライフステージに応じ、社会的要請に応える休暇・休業制度にむけ、公務における各種制度の利用実態や民間における普及状況を精査・検証し、制度の改善や環境整備に努めること。とくに、家族介護を理由とした離職を防止するため、介護休業制度を整備すること。
- ② 両立支援制度が円滑に活用できるよう、その周知をはかるとともに、育児短時間勤務、育児時間等について、子の年齢要件等取得要件を緩和し、そのあり方を改善すること。
- ③ 妊娠・出産・育児に関わる休暇制度について、休暇を取得しやすい職場環境の整備を行うとともに、民間の動向等を踏まえ、さらなる制度の改善をはかること。また、出生サポート休暇については各府省の実態を把握し、必要な対応をはかること。

5. 労働諸条件の改善について

(1) 障害者雇用について

国および地方自治体の法定雇用率が2024年以降さらに段階的に引き上げられること等を踏まえ、関係する府省とも連携し、勤務時間や勤務場所の柔軟化など障害を持つ職員がより働きやすい環境の整備をはかること。

(2) 女性公務員の採用等の推進について

女性職員の採用拡大や、積極的な登用等にむけ、勤務時間制度の柔軟な対応や両立支援策の確保、またハラスメント対策の強化など、人事院として積極的な役割を果たすこと。

(3) 福利厚生施策の充実について

- ① 心の健康づくりについては、勤務条件や職場環境の改善など総合的に取り組むこととし、ストレスチェックや「職員の心の健康づくりのための指針」等に基づく施策の着実な推進にむけて、オンラインも含めたより充実した対応をはかること。
- ② ハラスメントの防止については、一層有効な対策を着実に推進すること。  
とくに、パワーハラスメント対策については、人事院規則10-16等に基づいた各府省の取り組み状況を、引き続き把握するとともに、とくに相談員の専門性の向上や相談員が適切に対応できる体制整備にむけて、必要な指導を行うこと。また、苦情相談、紛争解決における人事院の役割を着実に果たすこと。

6. 定年の段階的引き上げに伴う各種施策について

- (1) 各府省において、高齢職員の増加に伴う中堅・若手職員の昇格の抑制等を回避できるよう、今年度以降、級別定数の柔軟な措置をはかること。
- (2) 定年の段階的引き上げが完成するまでの間、その円滑かつ安定的な実現のための環境整備にむけて、人事院としての役割を果たすこと。

#### 7. 非常勤職員等の制度および待遇改善について

- (1) 均等待遇原則に基づき、すべての非常勤職員等の給与を引き上げること。
- (2) 「非常勤職員の給与に関する指針」が改正され、本年4月から適用になったこと等を踏まえ、各府省における月例給および一時金の支給状況を把握し、常勤職員との権衡がはかられるよう、必要な指導等を行うこと。
- (3) 期間業務職員のみならず、非常勤職員全体の実態を把握し、当該職員の雇用の安定と待遇改善にむけ、各府省に対して、適切な運用と必要な改善措置を講じるよう指導すること。
- (4) 「テレワーク等研究会」最終報告で示された通り、期間業務職員について勤務時間の柔軟化をはかること。
- (5) 非常勤職員の休暇制度等について、常勤職員との均等待遇をはかるため、無給休暇の有給化等の改善をはかること。
- (6) 非常勤職員制度の改善に関するこれまでの取り組みを踏まえ、制度の抜本的改善にむけた検討を継続することとし、公務員連絡会と十分交渉・協議し、作業を進めること。

以 上

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2023第0118号（6月21日）を参照のこと。

#### ウ 7月11日 公務員連絡会2023人勸期署名提出・要請行動

公務員連絡会は、7月11日に、人事院が2023年の勧告において示すとしている「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の骨格案をはじめとする人勸期の課題に対して、地域や職場の声を直接人事院に届けることを目的に署名提出・要請行動を実施した。署名は5月下旬～7月上旬までの約1ヵ月取り組み、署名用紙およびネットシグネを併用して行った。最終的には672,807筆の署名（うち自治労566,399筆）が集まり組合員等から寄せられた一言メッセージとあわせて提出した。

署名提出には、構成組織から代表者が参加した。自治労からは京都府本部・川戸書記長と香川県本部・三好書記長が参加し、「地域手当については、地方の実態を踏まえ、人員確保の観点からも、全体の支給率格差の縮小と、市町村ごととなっている現在の級地区分について、支給区分の広域化等による隣接する自治体間の支給率の格差の縮小を強く求める」「物価高騰が、労働者の生活に大きな影響を及ぼしている中、民間春闘では多くの組合で大幅な賃上げを勝ち取っており、組合員は今年の勧告に大きな期待を寄せている。物価高騰は全世代に影響するものであり、官民較差の給料表への配分においては、中高年層を含めたすべての世代が生活改善を実感できるような勧告をお願いしたい」と発言した。

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2023第0123号（7月11日）を参照のこと。

#### エ 7月12日 人勸期要求をめぐり人事院交渉（公務員連絡会・幹事クラス）

公務員連絡会幹事クラス交渉委員は、2023年人勸期要求に関わり、大滝人事院職員団体審議官との交渉を実施した。

交渉では、公務員連絡会が現時点での回答を求めた。これに対し大滝審議官は、(a)勧告等、(b)社会と公務の変化に応じた給与制度の整備、(c)新型コロナウイルス感染症への対応、(d)長時間労働の是正と休暇・休業制度の拡充等、(e)労働条件の改善、(f)定年の段階的引き上げに伴う各種施策、(g)非常勤職員制度等について回答し、公務員連絡会は回答に対する見解を求めた。

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2023第0125号（7月12日）を参照のこと。

オ 7月26日 人事院職員福祉局長、給与局長と交渉（公務員連絡会・書記長クラス）

公務員連絡会は、人勤期中央行動を背景に書記長クラス交渉を行い、職員福祉局長は、(a)「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」最終報告に基づき、2023年の人勤期のタイミングでフレックスタイム制の見直し、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間および年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定などについて引き続き検討する、(b)超過勤務の縮減にむけた指導を徹底するため、引き続き取り組みを進め、勤務時間の管理等に関する調査・指導をさらに充実させる、(c)引き続き、仕事と生活の両立支援に必要な方策を検討し、制度の整備・周知等に取り組む、(d)管理者に対しハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進をはかるとともに、ハラスメント相談担当者の研修の充実やサポートするための体制整備について具体化をはかる、(e)心の健康づくりについては、2次予防の「こころの健康相談室」のオンライン相談の活用の周知等の取り組みの推進のほか、3次予防については職場復帰支援等のさらなる充実にもむけて検討を進める、(f)非常勤職員制度の休暇制度等については、引き続き民間の状況等を注視し、必要に応じて検討する、などと回答した。

給与局長は、(a)2023年の勧告については、例年とおおむね同様の日程を念頭に置いて、鋭意作業を進めている、(b)官民較差については、個々の産業や企業によって区々な状況にある中、官民較差および一時金については、現在集計を行っているところ、(c)在宅勤務等手当については光熱・水道費等の費用負担や民間の支給状況および各府省の事務負担等を考慮しつつ、2023年の人事院勧告にむけて新たな手当の具体的措置内容やこれに伴う通勤手当の取り扱いも検討する、(d)「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」は、2024年にむけて措置を検討する事項の骨格案として、2023勧告の機会に改めて表明する。具体的には、人材確保への対応として、新卒者、若手・中堅について初任給近辺の俸給月額引き上げ、係長から上席補佐層の俸給の最低水準の引き上げ、勤勉手当の「特に優秀」区分の成績率の引き上げなど。円滑な配置等への対応については、地域手当の大括り化、新幹線通勤にかかる手当額の見直し、再任用職員に支給する手当の拡大。働き方やライフスタイルの多様化への対応については、扶養手当の見直し、テレワーク関連手当の新設など。(e)国家公務員法改正法附則で設けられた検討条項について、60歳前を含めた給与カーブのあり方や初任給、中堅層、ベテラン・管理職層などキャリアの各段階における職員の能力・実績の給与への的確な反映について検討を行っていく、(f)非常勤職員の給与については、2008年8月に発出した指針に基づき取り組みが進んでいるところであり、引き続き常勤職員の給与との権衡をより確保し得るよう取り組む、などと回答した。

交渉委員からは、「現時点での『較差が見えない中で、初任給に重点を置かざるをえない』という回答には納得できない」「組合員は30年ぶりの民間の賃上げ水準を踏まえて、大変期待をしている。全職員の賃上げがなければ中高年齢層のモチベーションは上がらない」など思いを訴えた。

回答に対し、森永事務局長は「本日の回答を受け入れることはできない。次回の交渉で、月例給の較差、一時金の状況について明らかにされたい。2023年の要求は、『全職員に対する月例給の引き上げ勧告』であることを改めて強調し、われわれが納得できる回答を行うことを強く求めておくと強く要請し、交渉を終えた。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2023第0131号（2023年7月26日）を参照のこと。

## ② 2023人勤期署名行動

公務員連絡会に結集し、人事院勧告にむけた要求実現をはかる署名行動を5月下旬～7月上旬に実施した。公務員連絡会としての最終集約は683,141筆。自治労としての集約数については<別表2-1>の通り（人事院未提出分も含む）。

<別表2-1>

2023人勤期署名行動集約結果（最終）

県本部	枚数	筆数	県本部	枚数	筆数
北海道	12,401	43,388	京都	2,025	6,395
青森	2,707	8,030	奈良	790	2,336
岩手	1,301	4,331	和歌山	1,890	7,534
宮城	1,911	7,006	大阪	4,139	14,477
秋田	2,777	8,608	兵庫	6,235	18,295
山形	5,259	16,076	岡山	940	2,557
福島	4,771	17,024	広島	7,730	28,312
新潟	5,852	19,907	鳥取	3,552	11,285
群馬	5,433	13,713	島根	5,005	12,132
栃木	2,313	9,247	山口	2,590	7,451
茨城	2,239	6,462	香川	4,935	14,100
埼玉	1,385	3,503	徳島	2,941	11,139
東京	7,095	23,009	愛媛	419	1,409
千葉	1,153	3,721	高知	1,435	4,945
神奈川	4,150	15,192	福岡	7,633	27,644
山梨	1,563	4,369	佐賀	2,077	8,004
長野	6,222	20,251	長崎	3,181	12,268
富山	5,374	11,837	大分	6,441	28,702
石川	2,921	8,713	宮崎	2,103	7,442
福井	1,471	4,624	熊本	2,439	8,626
静岡	3,649	12,166	鹿児島	3,977	13,996
愛知	3,907	15,727	沖縄	1,436	4,576
岐阜	3,277	8,786	社保労連	4,977	10,893
三重	7,658	23,212	自治労本部	63	273
滋賀	1,399	4,671	計	177,141	578,364

※ 人事院未提出分も含む。

③ 公務労協地方公務員部会

ア 4月6日 全人連に対し民間給与実態調査等に関わる要請書を提出

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2023第0081号（5月8日）を参照のこと。

## 第3章 安定雇用の実現と公正なワークルールの確立

### 1. 臨時・非常勤等職員の処遇改善の取り組み

#### (1) 会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする地方自治法改正案の成立

自治労は、これまで「会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動」を展開してきた。4月25日、参議院総務委員会で会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする地方自治法改正案に関して、岸真紀子議員が質疑を行った後、賛成多数で可決され、翌26日の参議院本会議で可決・成立した。

今回の改正は、地方自治法第203条の2第4項について、パートタイム会計年度任用職員に支給できる手当に勤勉手当を追加する形で規定され、2024年4月1日からの施行となっている。

法案の概要等は、自治労情報2023第0035号参照。

### 2. 公務員制度改革への対応

ILOが公務員の労働基本権の回復および消防職員や刑事施設職員への団結権付与などについて、日本政府に対し11回勧告してきた経過を踏まえ、立憲民主党公務員制度改革PT（座長：大島敦衆議院議員）は、公務員制度改革関連5法案の改正にむけて検討作業を進めてきた。PTでは、岸真紀子議員が事務局長としてとりまとめ、6月16日、立憲民主党は、社会民主党、国民民主党の賛同を得て「公務員制度改革関連5法案」（国家公務員制度改革3法案、地方公務員制度改革2法案）を衆議院に共同提出した。

本法案は、国家公務員制度改革基本法に基づき、自律的労使関係制度を導入することにより、労使が職員の勤務条件について真摯にむき合い、当事者意識を高め、自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革するもので、過去、民主党政権時代の内閣提出法案を含め、国家公務員関係は5回、地方公務員関係は3回提出してきた。今回の法案では、刑事施設職員について、新たに団結権および協約締結権を有する団体交渉権を措置するとともに、消防職員について、民主党政権時の閣法やこれまでの議員立法で措置していた団結権に加え、協約締結権を措置することとしている。

今後は、法案の早期の審議入りと法案成立をめざし、自治労としても、消防職員含む地方公務員の労働基本権回復にむけ取り組みを強化していく。

### 3. 顧問弁護団

#### (1) 2023年度法律相談所運営委員会

##### ① 第9回（5月17日）

特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。

##### ② 第10回（6月20日）

特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。

##### ③ 第11回（7月19日）

特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。



## 4. 救援審査委員会

### (1) 第59回救援審査委員会（5月17日）

事務局より新規救援事案として傷病救援1件について説明・提案し、協議を行った。その結果、救援の適用とすることを確認した。

## 5. 中央救援委員会の裁決と承認について

### (1) 第270回中央救援委員会

6月26日、全面ウェブで開催し、6人が出席した。事務局長が、2023年度第19回中央執行委員会で救援適用と決定された傷病救援について報告し、これを承認した。

第164回中央委員会一般経過報告書掲載以降、新たに救援適用となった事案は<別表3-1>の通り。

<別表3-1>

#### 新たに救援適用となった事案

救援番号	救援項目	救援種目	案 件	県本部	組 合	人数	発生日	裁 決 日
5730	傷病	傷病見舞金	組合活動出張時における車両事故	長 野	松本市職員労働組合	1人	2022.11.11	2023年度第19回中央執行委員会

## 6. 争訟を年度を越えて継続する案件の承認について

以下の3県本部13件の「争訟を年度を越えて継続する案件」について2023年度第22回中央執行委員会で承認した。

<別表3-2>

#### 争訟救援継続状況

(2023年7月20日現在)

県本部	件		最 高 裁		高 裁		地 裁		人 事 院		人 事 委		公 平 委		中 労 委		地 労 委	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
大 阪	1	1									1	1						
山 口	1	1															1	1
大 分	11	2,889									6	82					5	2,807
計	13	2,891	0	0	0	0	0	0	0	0	7	83	0	0	0	0	6	2,808

<大 阪>

救援番号	組 合 名	事 件 の 内 容	係 属 機 関 の 状 況	担 当 弁 護 士 名
5389	大阪市職 大阪市従 大阪市学給労 大阪市学職労	労働組合への結社の自由侵害 不当労働行為 係長級管理職の管理職手当の措置要求	人事委（1人）2005年8月12日申立 平成17年（措）第1号 進展なし	冠 木 克 彦 （代理人）

<山 口>

救援番号	組 合 名	事 件 の 内 容	係 属 機 関 の 状 況	担当弁護士名
5729	国保連合会労組	不当労働行為に対する救済申立	地労委（1人）2023年7月29日申立 令和4年（不）第1号 2023年1月12日 第1回委員調査 2月15日 第2回委員調査 3月2日 第3回委員調査 3月24日 第4回委員調査 5月8日 第5回委員調査	中 光 弘 治

<大 分>

救援番号	組 合 名	事 件 の 内 容	係 属 機 関 の 状 況	担当弁護士名
1322	大分県職労	73春闘処分 (停職6人、減給1人、戒告11人、訓告2,703人) <処分 1974年2月9日>	人事委（15人）1974年3月30日申立 昭和49年（不）第1～15号 2回の公開口頭審理終了、以後中断	石 井 将 岡 村 正 淳
			地労委（452人）1974年4月10日申立 昭和49年（不）第4号 調査は終了したが、1978年2月13日以降中断	
1774	大分県職労	74春闘処分 (停職2人、減給2人、戒告9人) <処分 1975年8月30日>	人事委（12人）1975年10月20日申立 昭和50年（不）第1～12号 1976年4月10日反論書提出、審理は開かれていない	石 井 将 岡 村 正 淳
			地労委（509人）1975年10月20日申立 昭和50年（不）第6号 1973、74、75年の事件すべて調査終了 1978年2月13日以降中断	
1955	大分県職労	75春闘、確定、76春闘処分 (停職3人、減給2人、戒告14人) <処分 1976年7月19日>	人事委（17人）1976年9月16日申立 昭和51年（不）第1～17号 1977年5月31日当局より答弁書、77年7月21日組合側、反論書を提出、以後中断	石 井 将 岡 村 正 淳
			地労委（486人）1976年9月21日申立 昭和51年（不）第8号 1973、74、75年の事件すべて調査終了、78年2月13日以降中断	
2343	大分県職労	77、78春闘処分 (戒告5人) <処分 1979年4月21日>	人事委（5人）1979年6月18日申立 昭和54年（不）第1～5号 審理は開かれていない 1981年6月23日県当局より答弁書、以後中断	石 井 将
2658	大分県職労	79、80春闘処分 (減給5人、戒告13人) <処分 1980年12月14日>	人事委（16人）1981年1月17日申立 昭和56年（不）第1～16号 1981年6月23日県当局より答弁書、以後中断	石 井 将
			地労委（680人）1981年12月21日申立 昭和56年（不）第5号 1982年1月7日県当局より答弁書提出、以後中断	
3299	大分県職労	83確定闘争等処分 (減給7人、戒告13人) <処分 1984年2月17日>	人事委（17人）1984年2月25日申立 昭和58年（不）第1～17号 1989年10月13日 第5回公開口頭審理、以後中断	
			地労委（680人）1984年4月5日申立 昭和59年（不）第2号 1984年4月18日県当局が答弁書提出、以後中断	

## 第4章 時短・人員確保・安全衛生など働きやすい 職場づくり

### 1. 地方公務員共済組合制度に関わる取り組み

#### (1) 共済対策委員会

##### ① 2023年度第3回共済対策委員会（5月11日）

共済対策委員会では、報告事項として(ア)地共連・運営審議会の開催状況、(イ)地共連・資金運用委員会の開催状況、(ウ)短時間労働者の短期共済適用関連、(エ)福利課長通知、(オ)市町村共済組合協議会からの報告等について報告し、その後短時間労働者の短期共済適用関連について協議した。

### 2. 労働安全衛生体制確立の取り組み

#### (1) 2023年度安全衛生月間の取り組み

自治労は、毎年7月を「安全衛生月間」と位置づけ、各県本部、単組における安全衛生委員会の活性化や職場点検・職場改善にむけて取り組みを進めている。

2023年度における重点目標は、下記の通りとした。

- ① 安全衛生委員会が未設置の事業所は安全衛生委員会を設置する。
- ② 安全衛生委員会の年間計画が未作成の事業所は、職場点検・巡視を盛り込んだ計画を作成する。
- ③ 職場点検・巡視を本部作成の「職場点検活動のてびき」のチェックリスト等をもとに実施する。
- ④ 安全衛生委員会において、時間外労働の実態を報告させるとともに、とくにいわゆる過労死基準といわれる月80時間を超える場合や、超過勤務が常態化している職場については具体的な対応策を示させる。同時に、「他律的業務の比重が高い職場」として設定された業務・部署や「特例業務」の超勤実態について報告・分析を行う。
- ⑤ 自治労「パワー・ハラスメントのない良好な職場をめざして～予防・解決マニュアル～」などを積極的に活用し、職場のあらゆるハラスメントの防止、解決策を実施する。
- ⑥ 悪質クレームやカスタマーハラスメント防止にむけた具体的措置を当局に求める。
- ⑦ メンタルヘルスの相談体制や職場復帰体制の改善策を実施する。
- ⑧ 全職場でストレスチェックの実施・評価を行う。結果を安全衛生委員会等で分析・協議・課題の洗い出しを行い高ストレス職場の課題を解決する。
- ⑨ 高齢職員の安全衛生対策を推進する。
- ⑩ 男女がともに安全衛生活動を推進するため、安全衛生委員会の女性委員を拡充するとともに、非常勤職員の参画を求める。
- ⑪ 会計年度任用職員、臨時職員をはじめ同一事業所内の公共民間労働者など、すべての労働者の安全衛生を確保する。

これらの活動を推進するため、自治労本部は「職場点検活動のてびき」、安全衛生月間ポテッカー（2種類）を作成し、各県本部に配布した。なお、ポテッカーについては、全国に安全衛生月間にむけたスローガンを公募し、25県本部と社保労連から安全分野で563点（2022年367点）、衛生分野で504点（2022年329点）の応募があった。選考の結果、安全分野と衛生分野それぞれ1点ずつを入選、2点ずつを佳作とし、入選作品である「声かけよう ダブルチェックで ミス防止」（長岡市職労 桜井 隆

行さん）、「ためこまない 仕事も疲れも ストレスも」（栃木県企業局労働組合 渡邊 宏史さん）をポテッカーに採用した。

### 3. 人員確保闘争の取り組み

人員確保闘争については、「重点闘争として通年的に取り組むこと」とし、2023年は6月9日から15日を基本的交渉ゾーンに設定して取り組みを行った（別表4-1）。8月2日現在、35県本部（加盟単組：1,733単組（公共民間単組も含む））からの報告にとどまった。2021人員確保闘争の際には、45県本部から取り組み報告があったことを踏まえると、2023年は昨年引き続き低調な取り組みとなった。

人員確保要求を行った単組は586単組33.8%（2022年は38県本部665単組36.7%）、妥結に至った率は20.2%にとどまっており、各要求項目に対する前進回答を得た率についても軒並み低位にとどまっている。なお、自治体単組のみで見た場合、要求書を提出した単組は44.9%、交渉実施し妥結した単組は26.8%だった。前進回答の具体的内容をみると、実態に応じた適正な人員体制の見直しや保健師・医療職の増員、通年での採用試験の実施、定年延長があった場合においても新規採用者の募集継続等の回答があった（別表4-2）。

人員確保にむけて、春闘期に欠員や超過勤務の把握などの職場点検活動を行った上で要求につなげるよう方針を立てているが、職場点検活動に取り組んだ単組は443単組（25.6%）にとどまった。

また、自治体の実質配置人数と条例定数の関係を見ると、回答単組のほぼすべてで条例定数との相当な乖離がみられており、人員確保要求の余地があることがうかがえる。

闘争スケジュールについては、各自治体の採用募集時期や取り組み状況等を考慮し、6月期に結集できない場合は、県本部が集中期間を設定して取り組むこととしている。そのため、県本部ごとにバラツキがあるのが現状であるが、すべての単組が取り組む重点課題として、実態を踏まえた具体的で粘り強い要求の継続が求められる。

2023年「人員確保闘争」取り組み報告（全国計）

（2023年8月2日現在 35県本部）

※取り組んだ単組ではなく、 <u>全単組を対象としていますので、単組数の合計が県本部加盟単組数となるように</u> お願いします。	都府	道県	都政	都令	都市	町村	事務組合 広域連合	公共 民間等	合計	全単組比
	(単組数)	(単組数)	(単組数)	(単組数)	(単組数)	(単組数)	(単組数)	(単組数)		
県本部加盟の単組数（自治体の数ではありません）	54	62	509	474	104	530	1,733			
<b>I 当局交渉の実施</b>										
* 2023年（2022年確定闘争以降）に、人員確保闘争に取り組んだ単組数を記入して下さい（県本部独自の人員確保闘争期などに取り組んだ場合も含めて下さい）。										
1. 2023人員確保要求書を提出した	29	31	256	204	20	46	586	33.8%		
2. 人員確保に関する交渉を実施し、妥結（合意）に至った（一部の要求項目のみ妥結（合意）した場合も含む）	18	19	160	112	14	27	350	20.2%		
<b>II 書面化の実施</b>										
合意、妥結事項を書面、協定書で確認した	6	3	66	31	7	14	127	7.3%		
<b>III 各要求項目に関する交渉状況</b>										
* 上段は、要求書を提出した単組のうち、要求項目に入れた単組数を記入して下さい。なお、要求項目は全く同じ文言でなくても、同様の内容であれば可とします。										
* 中・下段は、前進回答のあった単組やすでに達成できている単組数を記入して下さい。										
1. 労使関係に関する要求をした	21	22	179	145	18	28	413	23.8%		
前進回答があった	2	3	4	3	2	6	20	1.2%		
別の時期に確認済	9	17	148	107	20	27	328	18.9%		
2. 新規採用募集計画の時期・条件等について要求した	25	20	211	182	16	27	481	27.8%		
前進回答があった	4	7	28	12	3	10	64	3.7%		
3. 人員が不足している職場の増員を要求した	29	32	262	198	25	37	583	33.6%		
前進回答があった	4	6	44	16	3	9	82	4.7%		
4. 緊急時対応に必要な人員の確保を求めた	24	26	180	117	16	20	383	22.1%		
前進回答があった	3	3	13	2	3	3	27	1.6%		
5. 職員の長期的な人員体制について、当局に対して具体的なシミュレーションとデータの開示を求めた	14	19	175	155	15	15	393	22.7%		
前進回答があった	1	4	18	5	2	0	30	1.7%		
既にシミュレーションとデータが示された	0	4	21	7	2	2	36	2.1%		
6. 障害者雇用について、法定雇用率の達成にむけて要求した	16	16	134	94	9	11	280	16.2%		
前進回答があった	0	2	0	3	0	0	5	0.3%		
既に法定雇用率を達成している	11	13	79	40	6	7	156	9.0%		
<b>IV 「上記III 前進回答」の具体的内容&lt;別表4-2&gt;</b>										
<b>V 職場点検の取り組み状況</b>										
春闘期等に職場点検活動（欠員把握、超過勤務の実態把握など）に取り組んだ	20	24	196	145	25	33	443	25.6%		
自治体の実質配置人数（正規職員数－長期休職者） ※2023年4月1日時点										
自治体条例定数 ※2023年4月1日時点										
<b>VI 県本部統一行動日における取り組み状況</b>										
1. 29分食い込み集会を実施した	0	0	1	0	0	0	1	0.1%		
2. 時間外職場集会を実施した	0	4	20	18	5	12	59	3.4%		

## 2023年「人員確保闘争」取り組み報告

### I 当局交渉の実施

(2023年8月2日現在 35県本部)

	県本部加盟自治体等単組数								1. 2023人員確保要求書を提出した								2. 人員確保に関する交渉を実施し、妥結(合意)に至った(一部の要求項目のみ妥結(合意)した場合も含む)							
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	公共民間等	計	%	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	公共民間等	計	%	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	公共民間等	計	%
全国計	54	62	509	474	104	530	1,733	29	31	256	204	20	46	586	34%	18	19	160	112	14	27	350	20%	
北海道	2	4	41	128	0	43	218	1	2	22	50	0	2	77	35%	1	2	21	47	0	2	73	33%	
青森																								
岩手																								
宮城																								
秋田	2	1	15	7	1	19	45	1	0	4	0	0	1	6	13%	1	0	2	0	0	1	4	9%	
山形	1	1	13	23	3	0	41	0	1	12	20	2	0	35	85%	0	1	11	15	2	0	29	71%	
福島	1	2	10	40	9	13	75	1	1	9	28	2	4	45	60%	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟	1	1	19	6	3	18	48	0	1	5	2	0	0	8	17%	0	0	0	1	0	0	1	2%	
群馬	2	0	11	14	4	16	47	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%	
栃木	2	1	11	9	0	24	47	1	1	8	5	0	4	19	40%	1	1	8	5	0	4	19	40%	
茨城	1	1	25	8	4	3	42	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%	
埼玉	1	2	16	11	1	21	52	1	1	15	11	0	1	29	56%	0	0	0	0	0	0	0	0%	
東京	4	0	37	1	5	67	114	2	0	32	1	0	0	35	31%	2	0	32	1	0	0	35	31%	
千葉	0	1	17	2	1	12	33	0	0	6	0	1	2	9	27%	0	0	3	0	0	1	4	12%	
神奈川	2	8	14	7	2	16	49	1	1	5	0	0	2	9	18%	1	2	1	0	0	2	6	12%	
山梨																								
長野																								
富山	1	2	11	5	4	0	23	1	1	8	3	1	0	14	61%	1	2	8	4	1	0	16	70%	
石川	3	2	19	0	2	18	44	0	1	2	0	1	2	6	14%	0	1	2	0	1	2	6	14%	
福井																								
静岡	2	1	7	5	2	4	21	1	0	5	1	1	2	10	48%	2	0	1	1	0	2	6	29%	
愛知	0	1	14	1	1	22	39	0	0	9	0	0	7	16	41%	0	0	5	0	0	4	9	23%	
岐阜																								
三重	5	2	14	13	4	12	50	3	2	6	3	1	0	15	30%	1	2	3	2	0	0	8	16%	
滋賀	2	2	22	4	3	0	33	1	1	7	1	1	0	11	33%	1	1	5	0	1	0	8	24%	
京都	1	4	10	4	1	15	35	0	2	1	0	1	1	5	14%	0	0	2	0	0	0	2	6%	
奈良																								
和歌山	1	1	8	9	2	7	28	1	0	0	1	0	1	3	11%	1	0	0	0	0	1	2	7%	
大阪																								
兵庫																								
岡山	3	1	7	6	2	16	35	2	1	3	0	0	0	6	17%	1	0	0	0	0	0	1	3%	
広島	1	1	13	8	2	13	38	0	1	4	3	0	1	9	24%	0	0	4	2	0	1	7	18%	
鳥取																								
島根	1	1	7	11	4	0	24	1	1	7	11	4	0	24	100%	1	1	7	11	4	0	24	100%	
山口	1	1	13	6	0	13	34	1	1	10	3	0	2	17	50%	0	1	7	3	0	1	12	35%	
香川	1	1	7	9	2	22	42	1	1	1	0	0	0	3	7%	1	1	1	0	0	0	3	7%	
徳島	3	3	10	16	4	15	51	0	2	5	5	1	1	14	27%	0	0	2	1	1	0	4	8%	
愛媛	2	0	9	6	0	5	22	2	0	6	1	0	2	11	50%	0	0	1	0	0	1	2	9%	
高知	1	1	6	7	3	17	35	1	0	4	3	0	2	10	29%	1	0	1	2	0	0	4	11%	
福岡	1	6	27	27	8	0	69	0	0	7	0	0	0	7	10%	0	0	7	1	0	0	8	12%	
佐賀	1	1	9	9	7	15	42	1	1	9	9	0	0	20	48%	0	1	6	5	0	0	12	29%	
長崎	1	1	12	7	8	27	56	1	1	4	5	3	7	21	38%	1	0	1	2	4	4	12	21%	
大分	1	2	15	3	0	10	31	1	2	15	3	0	0	21	68%	1	2	14	3	0	0	20	65%	
宮崎	1	1	8	14	0	2	26	1	1	8	14	0	2	26	100%	0	0	2	1	0	1	4	15%	
熊本	1	1	13	27	12	26	80	1	1	4	11	1	0	18	23%	0	1	0	1	0	0	2	3%	
鹿児島	1	4	19	21	0	19	64	1	3	13	10	0	0	27	42%	0	0	3	4	0	0	7	11%	
沖縄																								

II 書面化の実施

	合意、妥結事項を書面、協定書で確認した							計	%
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合 広域連合	公共民間等			
全国計	6	3	66	31	7	14	129	7%	
北海道	0	0	8	11	0	0	19	9%	
青森									
岩手									
宮城									
秋田	1	0	1	0	0	0	2	4%	
山形	0	0	0	0	0	0	0	0%	
福島	0	0	0	0	0	0	0	0%	
新潟	0	0	0	1	0	0	1	2%	
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0%	
栃木	0	0	1	0	0	1	2	4%	
茨城	0	0	0	0	0	0	2	0%	
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	67%	
東京	2	0	32	1	0	0	35	31%	
千葉	0	0	1	0	0	0	1	3%	
神奈川	1	1	0	0	0	2	4	8%	
山梨									
長野									
富山	0	0	0	0	0	0	0	0%	
石川	0	1	0	0	1	0	2	5%	
福井									
静岡	1	0	1	1	0	1	4	19%	
愛知	0	0	3	0	0	1	4	10%	
岐阜									
三重	1	1	1	1	0	0	4	8%	
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0%	
京都	0	0	1	0	0	0	1	3%	
奈良									
和歌山	0	0	0	0	0	1	1	4%	
大阪									
兵庫									
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0%	
広島	0	0	2	0	0	1	3	8%	
鳥取									
島根	0	0	7	11	4	0	22	92%	
山口	0	0	0	0	0	0	0	0%	
香川	0	0	0	0	0	0	0	0%	
徳島	0	0	1	1	1	1	4	8%	
愛媛	0	0	1	0	0	1	2	9%	
高知	0	0	0	0	0	0	0	0%	
福岡	0	0	4	1	0	0	5	7%	
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0%	
長崎	0	0	0	1	1	5	7	13%	
大分	0	0	0	0	0	0	0	0%	
宮崎	0	0	1	0	0	0	1	4%	
熊本	0	0	0	2	0	0	2	3%	
鹿児島	0	0	1	0	0	0	1	2%	
沖縄									

2023年「人員確保闘争」取り組み報告

(2023年8月2日現在)

県本部	Ⅳ 「Ⅲ 各要求項目に関する交渉状況の前進回答」の具体的内容(抜粋)
秋 田	<p>【秋田県職員連合労働組合】・新型コロナウイルス感染症への対応及び災害復旧に係る時間外勤務手当の完全支給。・2022年12月補正における1億円を超える大幅な予算増額補正。・初任給の改善(4号級)。</p> <p>【大館市立病院職員労働組合】臨床工学技士、診療放射線技師、各1人の増員を確認した(臨床工学技士は採用辞退)。救急救命センター新設の看護師配置シミュレーションが示された。</p>
山 形	<p>【山形市職労】△適正人員配置検討 ○専門職確保にむけた情報発信</p> <p>【寒河江市職労】○技師採用 ○定年前退職完全補充</p> <p>【天童市職連合】○欠員補充10月採用 ○定年引き上げ時の採用確認</p> <p>【最上町職労】○行政3人、土木1人、看護師5人、薬剤師1人募集 ○医療職通年募集 ○2次募集実施 ○上限年齢35歳→40歳</p> <p>【鮭川村職労】○採用実施 ○土木職募集 △DX公募検討 ○メンタル対応マニュアル作成 ○定年引き上げ期間の新規採用実施</p>
新 潟	<p>【新潟市職労】155人の採用計画があり、人事委員会へも伝えてあることを確認した。</p> <p>【柏崎市職労】新規採用募集の回数増、早期募集開始。</p>
千 葉	<p>【茂原市役所職員組合】夏季休暇取得可能な期間が1ヵ月拡大された。</p> <p>【流山市職員組合】各職場の人員配置や職場環境の改善については、適切に対応していく。</p> <p>【クリーンセンター職員労働組合】職員が不足時、見学等事務所が応援に来るようになった。</p>
神奈川	<p>【自治労横浜】技能職採用試験の実施を検討、定年引き上げに伴う人員協議。</p> <p>【相模原市職労】・定年の引き上げ期間中において定年退職者が発生しない年度について、それぞれ翌年度の4月1日に定数条例を超えて採用を可能とするための条例改正を実施。(総務省通知に基づく考え方)・合格後の辞退率の増加を踏まえ、欠員を防ぎ円滑な採用人員を確保するため、合格者が辞退した場合に繰り上がり採用を可能とする「採用待機制度」を新たに導入。(春闘期)</p>
富 山	<p>【県職労】人員確保闘争は、公募時期が早まったことから2023年2月に取り組んだ。労使関係に関する要求は春闘期に要求・確認済み。</p> <p>【富山市職労】人員確保については、春闘期に一括して要求・交渉に取り組んだ。人員確保要求書は未提出であるが、春闘要求書に人員要求を書き込み提出。労使関係要求も春闘期に確認済み。</p> <p>【立山町職】2024年度の現業採用1人を確認。20数年ぶりとなる。8月に「若干名」の募集をかける予定。</p>
石 川	<p>【公立能登総合病院職員労働組合】・看護師を募集しても中々集まらないことや、介護職員の仕事も看護師がしていることもあり介護職員採用を要求し、当局から募集する旨回答があった。</p> <p>【公立松任石川中央病院労働組合】・切迫している部署で2人の増員を確認した。・新規採用募集時期が例年より早められた。</p>
静 岡	<p>【静岡県職員組合】人材確保が難しい獣医師については、従来の試験型から選考型に変更し、随時採用していく。また、技術職についても一般試験と異なり、早期試験を実施し、人材確保に努める。時間外等の状況を踏まえ、柔軟な配置転換や業務の効率化に取り組み、林業技師の業務応援要員を増員するほか、10人程度を前倒し採用する。</p> <p>【菊川市職員組合】高度・専門的な知識を必要とする分野の人材不足については、職員採用試験において、土木・建築職員、保健師の募集を継続的に実施していく。職員数を前年度より1人増加させ、業務量が増加している部署に対して正規職員の増員等の人員配置を実施した。今後、定員管理計画の見直しを実施し必要な職員数を検討していく。</p>
愛 知	<p>【常滑市職員連合労働組合】これまでの人員確保の回答には「定員適正化計画のとおり」だったが、「状況に応じて新規採用職員を増やすことを検討する」という回答に変わってきている。</p> <p>【岡崎市学校給食協会従業員労働組合】ロングパートの雇用について前向きに検討する。</p> <p>【自治労海部地区環境事務組合職員労働組合】人員が不足している部署の人員補充および年齢配分の偏りを防ぐための計画的な採用。</p>
和歌山	<p>【広川町職】ある部署においては、正職員が育休等で不足しており、当局側は会計年度任用職員にて補填をはかっているものの、課員等の負担が増加していることから、正職員の配置について要望を行い、2024年度、出向者・育休者が戻ってくることとあわせ、その部署へ正職員の配置検討を確認した。</p>
島 根	<p>【松江市職員ユニオン】4月1日時点の人員数、組織体制について、当局と組合で確認を行った。</p> <p>【大田市職員連合労働組合】今年度の採用予定数を21人で確認し、確保できるまで継続して試験を実施することを確認。一次募集：一般職 10人程度、土木技師・建築技師 若干名、保育士 1人</p> <p>【江津市職員労働組合】災害時ワークルールに関する協定を締結した。1日の勤務時間の上限は24時間とし(内2時間の休憩を含む)、勤務間インターバルを11時間確保する内容。</p> <p>【隠岐広域連合職員組合】募集はするが、定員を満たさない状況に対する決定的にむけた取り組みにつ</p>



県本部	Ⅳ 「Ⅲ 各要求項目に関する交渉状況の前進回答」の具体的内容（抜粋）
島根	<p>いて具体的に何を行っていくのか、ということを確認した。専門職の募集については不足部分があるときには速やかに再募集を行うことを確認した。</p> <p>【津和野町職員組合】調理場の統合が予定される中で、1人が定年前再任用制度を利用することが確実であることが判明したため、欠員補充として1人の採用を確認した。</p>
徳島	<p>【徳島市職労連】「ごみ収集業務については、市内4分の3の地域の直営収集を実施するとし、そのために必要な職員体制を計画的に確保していきたい」との回答を引き出した。</p> <p>【石井町職労】1.について事前協議したいとの回答を確認。2.について募集計画が決まり次第公表したいとの回答。3.について業務の見直しも進めつつ、適正な職員配置をしていきたいと回答。5.について60歳を超えた職員の動向を踏まえたシミュレーションに基づく採用計画を作成し、協議したいとの回答。6.について適正な障がい者雇用に努めたいとの回答。</p>
愛媛	<p>【愛媛県職員労働組合】・保健所職員はこの2年間で順次増員済み（不十分ではあるが）。 ・2023地財計画で増員が示された職種については、順次対応して増員する。 ・新卒看護職についても4/1正規職採用を実現した（4/1行政職→5/1医療職(三)）。</p> <p>【鬼北町職員組合】夏季休暇の日数延長（3日から5日）について、団体交渉の場で合意に至らなかったが、前向きに検討するとの回答があり、2023年度から要求通り5日に改正された。</p> <p>【松山競輪労働組合】公務員の定年延長の法改正に伴い、定年延長も視野に入れた雇用の確保を求めた。これから組合と十分協議の上決定していくと回答あり。</p>
福岡	<p>【福岡県職労】春闘期に技術職28人の欠員確認、補充検討。</p> <p>【遠賀町職労】春闘で2人の欠員を確認。2年分の定年退職者数を前倒し分割採用実施を確認。</p> <p>【直方市職労】例年12月頃まで協議を行い、書面化は例年12月頃に書面協定。職場ヒアリングを行った。</p> <p>【飯塚市職労】春闘で7人欠員を確認、採用（一般事務34、専門職20、学芸員1）。7/1独自試験実施。保育所の産休育休対応で保育士5人追加。</p> <p>【東峰村職労】春闘で各職場配置人員と業務状況の点検・把握、年度途中採用や採用時期前倒しを確認。</p> <p>【久留米市労連】春闘期に24人欠員を確認。6月試験実施と一般事務38人、専門職13人採用を確認。人員確保闘争は8月下旬妥結予定。</p> <p>【大川市職労】春闘期に33人欠員確認。人員確保闘争（6/19）の団交で①定年退職者数に応じ計画的職員採用実施、②仕事量・内容に見合った必要な人員配置を確認。</p> <p>【小郡市職労】7/3人員確保闘争の団交で各職場の欠員状況を確認し、定年退職者の分割前倒しを確認。</p> <p>【大刀洗町職労】春闘で退職者不在でも毎年2人は採用者を確保することや、法定雇用率の遵守および働きやすい職場環境の整備に努めることを確認。</p> <p>【八女市職労】24人（事務職18人程度、保育士2人程度、土木技術職3人程度、建築士1人）の採用を確認。再任用希望者の雇用の確保に引き続き務めていくことを確認。</p>
佐賀	<p>【佐賀市職労】新規採用募集計画の公表時期（7月1日）と職種（12）が明らかにされた。</p> <p>【多久市職労】国スボ担当部署の増員検討。</p> <p>【武雄市職労】人員が不足している一部の部署において、対応することを確認した。欠員について、2024年4月で補充することを確認した。</p> <p>【有田町職労】専門職（保健師、土木）10月1日付採用にむけ試験中。</p>
宮崎	<p>【都城市職労】採用・増員の確認</p> <p>【小林市職労】採用・増員の確認</p> <p>【三股町職労】採用を確認</p> <p>【市町村共済労組】採用を確認</p>
熊本	<p>【熊本市職】定員管理計画の中、5年間で320人の人員増が確認された。育休代替職員を正規職員に置き換えること。新たに飼育職を設置することを確認した。</p> <p>【市町村共済労組】人員増を獲得したばかりであり、様子見の状況です。</p> <p>【御船町職】職員の配置計画について確認を行った。職員数が減少していることは把握しており、今後は適切な人員が配置（増員）できるよう検討する旨の回答を得た。</p> <p>【五木村職】新規採用について、保健師1人の増員を確認した。</p>
鹿児島	<p>【枕崎市役所職員労働組合】2023年4月時点での欠員2係について、2024年4月での復元を確認。</p> <p>【伊佐市職員労働組合】募集時期の明言。これまで二次募集としていた技術職を一次募集にあわせて行う。</p> <p>【鹿屋市職員労働組合】定員管理計画に基づき、定期的かつ一定数の採用を行うとともに、専門職を積極的に採用する。また例年どおり高卒・短大卒、大卒、民間（職務経験者）の枠を設ける。</p> <p>【志布志市職員労働組合】例年より募集・採用時期の前倒しを実施（2023年から）。総合支所方式の見直し、組織再編も含めた人員確保へ努力する旨の回答。</p> <p>【喜界町職員組合】定年延長があった場合においても、継続して新規採用は募集を行う。今年度においては9/17に1次採用試験あり。</p>

## 第5章 自治体財政の確立と自治・分権の推進

### 1. 地方財政確立の取り組み

#### (1) 「経済財政運営と改革の基本方針2023」閣議決定に対する談話

自治労は「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2023」に対し、＜別記5－1＞の通り、書記長談話を公表した。

＜別記5－1＞

#### 「経済財政運営と改革の基本方針2023」閣議決定に対する談話

1. 政府は6月16日、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2023」を閣議決定した。副題として「加速する新しい資本主義」と銘打っているが、その中心的課題となる「少子化対策・子ども政策の抜本強化」について、消費税を含めた新たな税負担は考えないとしつつ、予算倍増にむけた財源については、さらに検討するとの表現にとどまっている。また、2023年度税制改正大綱において「2024年以降の適切な時期」とされていた、いわゆる「防衛増税」については、「2025年以降の然るべき時期とすることも可能となるよう、（中略）柔軟に判断する」と、これも判断を先送りしている。いずれも予算の「倍増」を標榜するにもかかわらず、財政運営の基本方針を示すべき「骨太方針」において、何ら具体的な判断が示されていないことには大きな不満が残る。
2. 中長期の経済財政運営について、財政健全化の「旗」は下ろさないとしているが、そのためにマクロ経済の選択肢が歪められてはならないとして、歳出拡大の方向性が暗に示されている。また、昨年に引き続き、単年度予算の弊害是正に触れているが、予算の単年度主義は将来世代が財源の用途決定に参加できないことを未然に防ぐという合理性を持つ。単年度予算の弊害は認めつつも、多年度にまたがる基金を活用するなど、全体の財政運営をより複雑化するならば、より高い財政規律も求められるのではないかと。重要な財源論を先送りにする姿勢で、その責任が果たされるのか疑問であり、財政健全化にむけた道筋も明確にすべきである。
3. 「新しい資本主義の加速」にむけて、構造的賃上げ、人への投資、分厚い中間層の形成を掲げていることは、一見して歓迎すべきではあるが、そのためには、十分なセーフティネットや労働者保護ルールの整備などが前提となる。リ・スキリングなどを通じての労働市場の流動化を掲げているが、結果的に非正規労働者の増加につながった、この間の労働市場の流動化こそが、日本経済の停滞を招いた要因ではないのか。政府に求められるのは、労働者が自ら移動したいと思える産業の育成・支援であり、退職金にかかる税制改正など、長期勤続に対するインセンティブを損なうような政策により流動性を無理強いするなど、あってはならない。
4. コロナ禍を脱しつつある中で、歳出構造を平時に戻すことが明記されているが、医療・介護職場は慢性的に人員が不足しており、そこにコロナ感染症対応が加わることで、いまだサービスの提供に深刻な影響を受けている医療機関・介護事業所も存在する。こうした事業所等については、状況に応じた財政支援も継続的に必要と考える。また、持続可能な社会保障制度の構築として、地域医療構想の推進も言及されているが、診療所も含むすべての医療機関を対象として、感染症拡大時の対応やその際の医療従事者の負担、医療偏在なども考慮した地域医療構想となるよう再検討すべきである。
5. 次期診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定において、物価高騰や賃金上昇分、人員確

保の必要性など踏まえ、必要な対応を行うとされた点については、十分に措置するよう求める。とくに人員確保においては、こども大綱の取りまとめの中で、職員配置基準の改善を見据えると明記された。この間、政府がこども・子育て政策の強化（試案）を発表した際、一旦、職員配置基準の改善が示されたものの、後日、担当大臣より、基準改定そのものは見送る趣旨の発言がされ、現場からは落胆の声があがった。そうした失望を再び招かないよう、今後の真摯な対応を求める。

6. DXをめぐることは、基幹業務システムの統一・標準化が2025年度末までに求められており、自治体では待ったなしの取り組みが進められている。ワンストップの行政サービスにむけては、従来の業務の見直しや、過渡期における並行した事務対応なども求められ、これまで以上の負荷が想定されるが、これに加え、マイナンバーカードの普及や利活用も求められ、自治体では大きな混乱も生じている。2024年秋の健康保険証廃止も明記されているが、こうした方針を掲げるならば、実施主体となる自治体あるいは自治体労働者の意見を事前に十分に踏まえた上で、政策を展開すべきではないのか。
7. 地域の活性化にむけては、地域交通のあり方についても多く触れられている。MaaS等の交通DX・GXをめくり、新たな交通体系の構築にむけて全国的な期待も高まりつつあり、すでに地域公共交通活性化再生法が改正され、自治体の責任や役割も増している。今後、関係自治体に設置されていく「再構築協議会」については、地域任せの取り組みとならないよう、国からの主体的な支援、また都道府県の関与など、より広範かつ連携を重視した対策を求めたい。
8. 今回、国と地方の新たな役割分担等として、東京一極集中により、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、税源の偏在性が小さく、安定的な地方税体系にむけて取り組む旨が記載されている。これについては、自治体側からも歓迎される内容であり、地方団体なども通じ、より広範な意見を聞きながら進めるべきである。なお、2024年度政府予算については、骨太方針2023～2021に基づく編成となるため、地方一般財源総額は2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保されると目される。しかし、地方財政は少子・高齢化に加え、DXはもちろんGX、感染症・災害対応など、今日的な行政需要の高まりにより、いわゆる「一般財源総額実質同水準ルール」が逆に足かせとなりかねない状況にある。自治労は引き続き、国の責任において、地方の財政需要に対応した一般財源総額を確保するよう、各省庁・政党に訴えるとともに、連合とも連携しながら、取り組みを強化していく。

2023年6月20日

全日本自治団体労働組合

書記長 伊藤 功

## （2）2024年度政府予算編成に対する取り組み

2024年度政府予算における地方一般財源・社会保障費の確保にむけて、総務省、財務省、厚生労働省、政党、地方団体に要請を行った。要請書は〈別記5-2〉、〈別記5-3〉の通り。

### ① 総務省

6月20日、13時10分から要請を実施した。自治労からは、青木副委員長、森下総合政治政策局長、氷室政策局長、小林連帯活動局長、平山衛生医療局長、門崎社会福祉局長らが出席し、総務省は原自治財政局長が対応した。

冒頭、青木副委員長が要請書を手交し、「新型コロナウイルス感染症については5類移行となり、若干落ち着いた感もあるが、マイナンバーを含めたDX化、また地域公共交通における課題が取り沙汰されるなど、行政需要が増大しており、これらのニーズに応える財源また人員体制の確保を求める声が日増しに高まっている。総務省として、是非ともご尽力をお願いしたい」とあいさつした。

続いて氷室政策局長より重点項目として、(ア)地域の財政需要を的確に地方財政計画に反映させる

とともに、地方一般財源総額の維持にとどまらず、より積極的に財源を確保すること。また地方創生推進費を引き続き確保し、インセンティブ手法による政策誘導は行わないこと、(イ)コロナ対策については、今後も必要に応じて国として支援を行うこと。子育て支援や教育医療など、急増する社会保障ニーズへの対応とその担い手確保のため社会保障予算編成および地方財政措置を的確に行うこと、(ウ)公衆衛生部門の機能強化に資する財源の確保および保健師だけにとどまることのない、保健所全体の体制強化にむけた財政措置、(エ)増大する地方の行政需要に対し必要な人員配置を可能とする地方公務員の総人件費の確保、(オ)トップランナー方式の導入が結果的に技能労務職員の削減に作用してきたが、コロナ禍において職員の必要性が再評価されつつあることを踏まえ、基準財政需要額の算定にあたって、人件費を充実するよう改めること。とくに会計年度任用職員について、勤勉手当の支給も含め、処遇改善にむけた所要額を確保すること、(カ)公立病院経営強化プランの策定については、自治体や地域住民の意向を尊重し、地域医療を維持できるものとする。再編やネットワーク化、経営形態の見直しなどにおいては、採算性を優先せずコロナも含めた感染症の対策、災害など不採算医療、政策医療の安定的な提供を重視すること、などを求めた。

これに対し、原自治財政局長より「一般財源の総額については、この間も自治体予算に関する予見性を高める観点から、前年同水準ルールも踏まえつつ、それ以上の必要額を確保してきた。2024年度にむけては、子育て財源3.5兆円相当の確保が必要となるが、その点についても地方の皆さんに安心いただけるよう確保に努めたい。保健所等については増員を見込んできたところ。事務職員も含めての増員を織り込んでおり、引き続き、地方財政計画の中で対応したい。またコロナ感染症については5類移行後の状況も見ながら対応したい。地方公務員の人員確保については、ご指摘の通り、防災などの観点も求められている。トップランナー方式に関しては交付税算定により民間委託を進めるといふことはなく、その考えは今後も変わらない。会計年度任用職員の勤勉手当については2024年度の財源確保に努めたい。自治体側からも周知等も含め、積極的に取り組みをお願いしたい。公立・公的病院への支援について、不採算医療、高度医療、救急医療など民間でできない部分についての理解を引き続き求めながら対応したい。タスク・シフト/シェアについてはまさに2024年度の課題としてこちらでも認識しておきたい」との回答を受けた。

これを踏まえ、門崎社会福祉局長から「保育現場において職員はやはり休めない実態にある。財源対策もあわせ、配置基準の見直しなどについてもご支援をお願いしたい」、平山衛生医療局長からは「保健所等の人員確保については、この間の効果も検証をした上で、引き続きの対応をお願いしたい。また、地方では薬剤師・獣医師の確保が非常に難しく、処遇の改善も含めての支援を求める。病院の経営強化プランに関わり、コロナ感染症が収まりつつある現在、徐々に指定管理者制度導入の検討が増加している。この検討においては、労働者の給料を大幅に下げようとする傾向が強く、あまりに処遇を下げると、人員確保にも支障をきたし、結果として医療の質にも関わる。また、タスク・シフト/シェアについては、シェア/シフトされる側のことも同時に考える必要があるので、その上でのご対応をお願いしたい」、小林連帯活動局長からは「環境政策の推進について自治体が率先してエネルギー政策を展開できるよう、一層の財政支援をお願いしたい」、さらに森下総合政治政策局長からは「地域公共交通の確保について、北海道ではJRの廃線などが取り沙汰されているが、やはりバスがすべての鉄道に代わることは難しい。引き続きの支援をお願いしたい」と改めて訴え、この日の要請を終えた。

## ② 財務省

7月11日、14時30分から要請を実施した。自治労からは、青木副委員長、森下総合政治政策局長、氷室政策局長が参加するとともに、立憲民主党から大串博志衆議院議員が同席した。財務省は新川主計局長が対応した。要請書は<別記5-2>と同様。

冒頭、青木副委員長・大串議員から要請書を手交し、まず、青木副委員長から2024年度政府予算編成における地方財源の充実について要請した。

続いて氷室政策局長より各重点課題の説明を行った後、新川主計局長から「地方一般財源の総額確保において、ここ数年の緊急対応もあれば、今後息長く取り組むべき課題もある。地方の自主性を重んじることが当然基本だが、地方が困っていることの対策や重点化も必要であり、今後、要望書の内容も踏まえ、総務省とも協議しつつ検討していきたい」との回答を得た。

これを受け、青木副委員長は「地方としては少子・高齢化への対応が今後、一層求められてくる。こうした地方の声に基づく財源対応について、引き続きお願いしたい」と述べた。また大串議員より「この時期は災害への対応も増えるが、マイナンバーの総点検においても自治体への負荷が高まっている。その面での対応もお願いしたい」との指摘があった。あわせて氷室政策局長からも「マイナンバーに関しては、自治体への情報提供が報道より遅れているのが現状。今後、総点検の内容も明らかにされるだろうが、並行してDX化、戸籍のふり仮名対応など、人員も足りない中、業務負荷は高まる一方であり、こうした状況を踏まえての必要な支援をお願いしたい」と加えて指摘し、この日の要請を終えた

### ③ 厚生労働省

6月26日、17時から要請を実施した。自治労からは、伊藤書記長、森下総合政治政策局長、氷室政策局長、小林連帯活動局長、平山衛生医療局長、門崎社会福祉局長らが出席し、厚生労働省は中村政策統括官（総合政策担当）が対応した。要請書は<別記5-3>の通り。

冒頭、伊藤書記長より要請書を手交した後、氷室政策局長から重点項目として(ア)社会保障4経費にとどまらず障害者対応、低所得者・格差対策としての財源確保をはかること、(イ)国として公立・公的病院の統廃合を促す助言等を行わないこと、(ウ)感染症対応保健師以外の職員も含めた保健所の人員体制拡充にむけた予算を確保すること、(エ)国保総合システムの更新にあたって、その保守・運用費用についても国の責任において財政措置することなどを求めた。

中村政策統括官は「コロナも5類移行となったが、また微増傾向にはある。引き続き、ご対応・ご協力を願う。社会保障分野における必要な予算の確保については要望を受け止めたい。子ども関係の予算についてはこども家庭庁との関係もあるが、年末までの予算編成作業における大きな課題として認識している。公立・公的病院に求められる役割は十分に認識している。あくまで地域性に即した医療体制とすることが大事であり、2040年まで見据えた対応が必要と考える。コロナ禍において保健所の負担は非常に高まった。地方財政計画を通じての増員対応も行っており、引き続き、制度の活用を求めたい。統括保健師の配置についても自治体に対し、積極的に発信していきたい。国保総合システムの改修に際しては補正予算としての対応も行ったが、保守・運用費までの負担支援については現状難しい。とはいえ、ご要望については国保課に対し、こちらからも伝えたい」と回答した。

引き続き、平山衛生医療局長からは「薬剤師が看護職員処遇改善評価料の対象外となっているが、薬剤師採用は困難な状況にあるため、職種限定は廃止し、処遇改善の対象となるよう制度を見直していただきたい。病床確保料は処遇改善を行うことが支給要件となっている。処遇改善された事例について、現場からの報告はほぼない。5類見直し後、防疫等作業手当の特例支給を廃止した医療機関も多いため、病床確保料による処遇改善を行うよう周知徹底いただきたい。医療機関における物価高騰対策が自治体によって大きな差が出ないように、すべての医療機関において財政支援を受けられる仕組みの構築をお願いしたい」と加えて要請した。また門崎社会福祉局長より「介護現場でも燃料費などの高騰により基金の取り崩しで対応している事例なども聞く。また子ども子育て財源として、社会保障費における歳出改革がどのように行われるのか、現場にどのような影響があるのか、危惧する声が増しに増えている」と現場職員における不安を訴えた。

中村政策統括官からは「処遇改善については、物価高騰下、賃上げ基調の中においても必要と認識している。処遇改善加算における問題意識について、ご指摘を共有化したい。とくに物価高騰対応については厚労省としてもかなり力を入れて周知もしているところ。子ども子育て財源の確保について確かに厳しい見通しもあるが、社会保障全体を見ながら、医療・介護分野として守るべき線を守りたい」との回答を受け、この日の要請を終えた。

#### ④ 立憲民主党

6月26日、16時から要請を実施した。自治労からは徳永政治局長、氷室政策局長らが出席し、立憲民主党は企業・団体交流委員会が対応した。自治労からは重点課題について申し入れを行い、今後の2024年度政府予算編成期において改めて意見交換することを確認した。

#### ⑤ 社会民主党

6月26日、16時から要請を実施した。自治労からは徳永政治局長、氷室政策局長らが出席し、社会民主党は政策審議会が対応した。自治労からは重点課題について申し入れを行い、今後の2024年度政府予算編成期において改めて意見交換することを確認した。

#### ⑥ 国民民主党

7月4日、13時30分から要請を実施した。自治労からは徳永政治局長、氷室政策局長らが出席し、国民民主党は政務調査会が対応した。自治労からは重点課題について申し入れを行い、今後の2024年度政府予算編成期において改めて意見交換することを確認した。

#### ⑦ 公明党

7月4日、13時30分から要請を実施した。自治労からは徳永政治局長、氷室政策局長らが出席し、公明党は団体渉外部が対応した。自治労からは重点課題について申し入れを行い、今後の2024年度政府予算編成期において改めて意見交換することを確認した。

#### ⑧ 全国町村会

6月8日、10時より申し入れを行った。自治労からは森下総合政治政策局長、氷室政策局長らが出席し、全国町村会は澤端財政部副部長らが対応した。自治労から重点項目について趣旨説明をし、基本的に同様の方向性にあることを確認した後、森林環境譲与税や地域公共交通における課題について意見交換を行った。

#### ⑨ 全国市長会

6月30日、11時30分より申し入れを行った。自治労からは森下総合政治政策局長、氷室政策局長らが出席し、全国市長会は山本財政部長、向山行政部長らが対応した。自治労からは主に重点課題について申し入れを行い、その点について基本的に同様の方向性にあることを確認した。その後、マイナンバーカードや地方公務員の人員確保のあり方などについて意見交換を行った。

<別記5-2>

2023年6月20日

総務大臣  
松本剛明様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳

#### 2024年度政府予算編成に関する要請書

日ごろより市民生活の向上にむけ、ご尽力いただいている貴職に敬意を表します。

この間、地方自治体は厳しい人員体制や財政状況に置かれながらも、高齢化に対応し得る社会保障の構築、少子化における子育て支援策の充実、人口減少下における地域活性化、脱炭素化など環境政策の充実、地域公共交通の確保など、複雑化また増大する行政需要に対応してきました。また、東日本大震災をはじめ、今も各地で頻発している風水害、新型コロナウイルス対策、行政のデジタル化に比べ、ロシアのウクライナ侵攻に影響される物価高騰への対応も求められています。

こうした中、地方一般財源総額について「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021」では、2024年度まで2021年度地方財政計画を下回らないよう、その水準を確保すると記載されていますが、多角化の一途をたどる今日の行政需要に対し、従来通りの総額水準で対応し得るのか、大きな不安となっています。

つきましては、市民生活の維持・向上と地域社会の再生に資する2024年度予算編成となるよう、以下の通り要請します。

（◎が重点課題）

## 記

### 1. 地方の意見の十分な聴取と反映

- （1） 地方税財政に関する法改正や地方財政計画の策定、地方交付税のあり方など、地方自治体における財政需要や地方税制に対する要望について、広範な地方の意見を十分に聴取し、財源保障に反映させること。
- （2） 現行の「国と地方の協議の場」については、国と地方のパートナーシップを強化する立場から、地方の声がより反映されるよう、地方団体と適宜協議を行い、政策策定機能を強化すること。

### 2. 地方財政の充実

- （1） 社会保障分野における人材確保と処遇改善、少子・高齢化対策、脱炭素化、地域活性化、行政のデジタル化、地域交通の確保など、増大する地域の財政需要を的確に地方財政計画に反映させるため、地方一般財源総額の維持にとどまらず、より積極的な確保を行うこと。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」から「地方創生推進費」に衣替えして確保された1兆円については、地方自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、国による政策誘導的な手法として用いることなく、一般行政経費として恒久化をはかること。（◎）
- （2） とりわけ、子ども・子育て支援、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現など、急増する社会保障ニーズへの対応と、その担い手確保のため、関連する予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。とくに、これら急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含め、十分な財源措置を行うこと。
- （3） 地方創生臨時交付金など、新型コロナウイルス感染症対策としての財源については感染状況に応じて必要な額を確保すること。また、保健所および地方衛生研究所など公衆衛生部門の機能強化に資する財源を確保すること。とりわけ保健所については慢性的な人員不足に陥っていることから、感染症対応業務に従事する保健師にとどまらず、保健所全体の体制強化にむけた財政措置を継続的に行うこと。（◎）
- （4） 新型コロナウイルスの5類移行後における、ワクチン接種体制や保健所も含めた対応について、自治体で混乱が生じることのないよう、より速やかな情報連携と十分な財政措置を行うこと。
- （5） 地方交付税については、財源保障機能と財政調整機能を適切に発揮するとともに、その原資の確保については臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、交付税率の引き上げなど抜本的な対応を行うこと。
- （6） 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
- （7） 基幹業務システムの標準化は国策として行われることから、それに要する費用については国費により

負担すること。また、標準化システムへの移行に伴い新たなシステムの構築が避けられない場合は、住民サービスの低下を招かないよう、十分な財政支援を行うこと。

(8) 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加においては、自治体において大きな業務負荷のみでなく、一定の経費も見込まれることから、国として十分な支援を行うこと。

(9) マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定方法から外すこと。

(10) 自治体庁舎や病院をはじめとする公共施設は、住民の生命・財産を守る拠点となることから、耐震化を含めたメンテナンスや緊急防災・減災事業について、引き続き十分な財源措置を継続すること。

### 3. 地方分権に対応した税財政制度の抜本改革

(1) 税制改革については、所得税の累進性の強化、相続税の基礎控除引き下げ、金融所得課税の総合課税化など、所得再分配機能の強化にむけて改革すること。また、給付付き税額控除を検討するなど、消費税における逆進性について対策を講じること。

(2) より自律的な地方財政の確立にむけて、所得税および偏在性の小さい消費税について国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

(3) 各種税制の廃止・減税、新税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

(4) 「ふるさと納税」については、①「居住地課税」という課税原則（居住地・所在地における受益と負担）にそぐわないものであること、②地域の特産物の適正価格破壊と地場産業の自治体依存という歪みを生み出すこと、③一過性の予算増加・減少など税収の不安定さが住民サービスの低下をもたらす危険性があることなど、問題が多いことから、廃止すること。

(5) 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

### 4. 地方公務員の総人件費の確保

(1) 対人サービスとしての社会保障、また新型コロナウイルスや自然災害など有事の際の対応など、増大する地方自治体の財政需要を踏まえ、必要な人員を配置できるよう地方公務員の総人件費を十分に確保すること。あわせて、地方自治体における障害者雇用について、法定雇用率の達成はもとより、さらなる雇用促進と合理的配慮のための財源を確保すること。(◎)

(2) トップランナー方式が結果的に技能労務職員の削減へと自治体を誘導してきたものの、多発する自然災害等への対応に際し、改めて技能労務職員の必要性が再評価されていること、また賃上げへの機運が社会的に醸成されていること等を踏まえ、基準財政需要額の算定にあたっては人件費をより充実するよう改めること。(◎)

(3) 勤勉手当の支給も含めた会計年度任用職員の処遇改善にむけて、所要額の調査を行うなどし、財源の確保に努めること。(◎)

(4) 技能労務職員と企業職員の給与について、憲法・法律で保障された労使交渉で決定する権利を尊重し、国として不当な関与を行わないこと。また、民間給与との単純比較に基づく給与抑制にむけた助言を行わないこと。

### 5. 東日本大震災等大規模災害からの復旧・復興と対策の拡充

(1) 被災地が安心して復興に集中できる環境をつくるため、引き続き震災復興特別交付税を確保し、被災自治体の財政負担は可能な限り縮小すること。とくに被災から一定の年月が経過したことを踏まえ、復興住宅、防潮堤、県道などの維持管理にかかる費用についても財政的な支援を検討すること。あわせて、補助金適正化法の改正も視野に入れながら、復興事業により整備された公共施設の用途制限を緩和すること。

(2) 東京電力福島第一原発事故による避難指示区域が解除された自治体では、雇用を取り巻く環境と医



療・教育・住宅などの生活インフラの改善が十分に進んでいないこと、依然放射線への不安が解消されていないこと、産業においては農業の復興が立ち遅れていることなど課題が多いことから、医療費や介護保険料の減免措置も含め、改めて当該自治体および住民の実情に即した各種支援を講ずること。とくに住民のメンタル面でのサポートに留意すること。

- (3) 中長期にわたる復興を支える観点から、被災自治体が安心して正規職員を採用できるよう、財政措置を講ずること。なお、被災自治体への人的支援も引き続き必要なことから、被災自治体からの要請人員数を充足させること。また、支援を行った自治体に対する十分な財政支援を行うこと。
- (4) 職員の健康サポート体制は引き続き重要であることから、メンタルヘルス対策の充実をはじめとした事業について十分な財政措置を行うこと。
- (5) 復興庁が引き続き復興施策の企画立案や被災地の要望に対応する総合調整機能を果たすこと。また、福島再生加速化交付金など含め必要な復興事業費を確保すること。

## 6. 社会保障政策の拡充

- (1) 高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、公的扶助、地域保健、地域医療などの社会保障の充実に向け、関係予算にかかる財源を確保すること。また、地方自治体の果たす役割・機能の強化、給付の改善や職員の配置・処遇改善にむけた予算の確保を行うこと。
- (2) 子育て支援の充実、教育・保育の質の向上等に必要な予算の確保、とりわけ保育士・放課後児童支援員の処遇改善にむけた予算の確保を行うこと。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業について、サービス水準の低下や市区町村格差を招かないよう財政措置を講ずること。
- (4) 生活保護・生活困窮者自立支援制度を充実させ、児童虐待防止と自立支援を強化するため、児童相談所を含めた自治体等の実施体制や相談体制などの充実・機能強化が必要なことから、地方交付税の充実をはかること。
- (5) 2022年の感染症法等の一部改正に即して、疫学専門家等の人材のさらなる育成・確保を行い、保健所や地方衛生研究所の充実・強化をはかること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しつつ、それに対応する公立医療機関において医療従事者の人件費等に活用できるよう、引き続き「地方創生臨時交付金」なども含め、十分な財源を確保すること。
- (7) 医療法改正に伴う「新たな病床再編支援」が、病床削減や病院統合への不必要な誘導とならないようにすること。また、2024年4月からの医師の働き方改革にむけて、医療行為のタスク・シフト/シェアを円滑に進めるための人員確保と必要な研修体制を整備するための財源を確保すること。
- (8) 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化プラン策定にあたっては、自治体、地域住民の意向を尊重し、地域の医療を維持できるものとする。また、機能分化・連携強化、経営形態見直し等においては、採算性を優先せず、新興感染症対策や災害対応など不採算医療、政策医療の安定的な提供を重視すること。(◎)
- (9) 地域医療構想を踏まえた継続的な医療の拡充のため、病院事業にかかる地方交付税の充実をはかること。同時に、公立・公的病院が主導的に担っている、不採算・高度専門・救急・小児周産期・精神科救急等の医療と、それを担う医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保や処遇改善等における所要額の確保、充実をはかること。
- (10) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取り組みに対して必要な財源を確保すること。
- (11) 地域医療の確保のため、さらなる建築単価の見直しや特別交付税基準額引き上げの継続など、医療過疎地や不採算地区病院等経営が厳しい病院に対する財政支援の充実をはかること。
- (12) とりわけ、地域医療の確保においては、地域の実情や意向が最大限尊重されるよう特段の配慮をする

とともに、関係する省庁とも連携をはかること。

- (13) 大規模災害で被災した公立医療機関においては、高度専門医療および不採算医療など、被災前に担っていた病院機能の回復と存続のため、支援を行うこと。
- (14) 自治体において、精神科病院退院後支援に重要な役割を担う P S W（精神保健福祉士）等の確保と支援体制が十分に整備できるよう、その財源について地方交付税措置を充実すること。
- (15) 地方の自治体病院では薬剤師の確保が困難な状況にある。自治体病院の薬剤師の確保と定着のために、医師と同様の6年制課程修了薬剤師の専門性を適正に評価し、処遇改善（薬剤師俸給表の新設・初任給調整手当など）にむけた対策を講じること。
- (16) また、獣医師の確保にむけても、同様に特段の配慮を行うこと。
- (17) デジタル手続法の医療における電子証明書の利用拡大について、インフラ整備など必要な財源を確保すること。

## 7. 環境政策の推進

- (1) 脱炭素社会の実現と将来の雇用創出をはかるため、地域の環境条件を活かした太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーや燃料電池など再生可能エネルギーの普及にかかる財政支援措置を拡充すること。また、自治体の環境行政の推進と公共施設等の脱炭素化のための予算措置の確保を行うこと。
- (2) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、とりわけ小規模自治体において法の趣旨に基づく運用がされるよう、より積極的な財政措置を講ずること。
- (3) 少子・超高齢化社会の進行に伴い、安否確認等とあわせた高齢者のごみ出しの支援、条例の制定によるごみ屋敷等への対応などの需要が増えてきていることから、各自治体がこうした事業を円滑に行えるよう財源を拡充すること。
- (4) 廃棄物処理法改正によるごみの不法投棄対策と罰則規定強化の実効性を確保するため、自治体における不法投棄監視要員の確保などの財源を拡充すること。

## 8. 公共交通の改善および拡充にむけて

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債」制度については、輸送人員が十分に回復せず厳しい経営状況が続いていることから、償還利子への一般会計繰り出し額の増やそれに対する特別交付税の増額など、後年度負担の軽減のための制度の拡充をはかること。
- (2) 地域公共交通活性化再生法が改正され、地域公共交通の再生にむけて自治体の責任や役割が増すことから、地域の移動手段確保のために必要な財政措置や交通専任部署の設置のための支援を強化すること。
- (3) 地域により異なる公共交通の「クロスセクター効果」を十分に勘案し、既存のバスや鉄道などを活用しながら、地域公共交通が確保されるよう、現行の財政措置水準の維持・改善をはかること。このため国土交通省と連携し、地方自治体への財政支援を含む所要の措置を講じること。
- (4) 地域共生社会に資するまちづくりと公共交通の確立を一体的に推進するため、交通政策専任者の配置および育成などのための財源を措置すること。
- (5) 普通交付税の個別算定項目に地域交通政策に関する項目を位置づけること。

## 9. 指定管理職場・委託職場の改善にむけて

- (1) 自治体の指定管理職場・委託職場においても、同一労働同一賃金が実現されるよう、ガイドラインの作成や助言等を行うこと。また、非正規職員の処遇改善に伴う財源措置を行うこと。

以 上

2023年6月26日

厚生労働大臣

加藤 勝 信 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川 本 淳

### 2024年度政府予算編成に関する要請書

日頃より、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

いま日本は人口減少や超高齢化に対応するための社会的な変革を迫られています。その困難に直面する一方、労働者にとっては経済状況や労働の価値に見合った十分な賃金が確保されておらず、日本の活力に大きな影を落としています。もはや、次世代を担う若者たちにとっては、明るい未来を展望することさえ難しい状況です。

こうした中、地域社会において日々、安心してくらししていくためには、持続可能な社会保障制度を確立することが何より重要です。2023年度政府予算における社会保障関係費は36兆2,735億円と過去最大の規模となりましたが、2024年度政府予算においても、引き続き、地域における医療や保健体制の充実、社会福祉施策の強化、これらに携わる地域公共サービス労働者の待遇改善など、かつてない高まりを見せる社会保障に対する市民の期待やニーズに応える必要があります。

つきましては、2024年度の政府予算編成にむけて、以下の通り要請します。

(◎が重点課題)

#### 記

#### 1. 社会保障制度の充実機能強化について

- (1) 社会保障制度の充実機能強化と安定にむけて、財源の確保を中央・地方において確実にを行うこと。その際、社会保障4経費に限定することなく、障害者施策、貧困・低所得者・格差対策などについても対応すること。(◎)
- (2) 医療・介護提供体制の充実、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化については、社会保障費削減ありきではなく、社会保障制度の機能強化、セーフティネットの充実につながるものとする。
- (3) 地域の公立・公的医療機関の機能分化・連携強化に際しては、公立・公的病院が主導的に担っている不採算・高度専門・救急・小児周産期・精神科救急、また新型コロナウイルスも含めた感染症対策における機能や危機対応における拠点病院の確保という観点も踏まえ、安易な病院の統廃合とならないよう、地域住民および都道府県・市町村の意見を十分聞いて議論を進めること。また、重点区域の設定についても、より客観的なデータや地域事情を考慮するなど、国の集中的な支援や一律的な指標に基づく助言が再編・統合を促すものとならないよう、十分に配慮すること。(◎)
- (4) 医療等分野におけるマイナンバーの活用については、窓口における器材対応など、必要な財源対応を行うことと、拙速な対応とならないよう、関連する省庁とも十分連携すること。
- (5) 引き続き課題となっている短時間労働者の社会保険のさらなる適用拡大を進めること。

#### 2. 保健・医療政策の充実強化について

- (1) 2022年の感染症法等の一部改正を踏まえ、疫学専門家等の人材のさらなる育成・確保など、保健所や地方衛生研究所の充実・強化にむけた財政措置を行うこと。
- (2) 医師不足の解消、地域偏在解消にむけ、医師少数区域への医師派遣を確実に実行し、看護職員不足解

消のための処遇改善、人材確保・育成および離職防止・復職支援対策を進めるための財源確保とモデル事業を示すこと。

- (3) 感染症対策を行う保健所の公衆衛生医師や保健師等職体制の強化・拡充にむけて、この間の施策の効果も検証しながら、さらなる財源確保を行うこと。また、慢性的に不足している保健所の職員、感染症対策を行う以外の保健師、獣医師、薬剤師、統括保健師も拡充すること。(◎)
- (4) 国民皆保険を堅持し、地域医療の確保にむけた支援の拡充・財源確保を行うこと。
- (5) 精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の改正においては、措置入院解除後の医療機関や自治体の対応が増加することから、必要な財源の確保を行うこと。
- (6) 医療従事者の職場環境は厳しさを増していることから、長時間労働や労働環境悪化等の課題に対する速やかな対応を自治体・公立病院に働きかけること。あわせて、看護師の労働環境の整備、離職防止のため、「看護師夜勤一人月平均64時間」とすること。
- (7) 地域医療の中核を担う公立・公的病院が継続的に医療機能を果たせるよう、地域医療、在宅医療に対する必要な財源を関係省庁と連携し措置すること。
- (8) 医療法改正に伴う「新たな病床再編支援」が、過度な病床削減や病院統合に結び付くことがないように十分に配慮すること。
- (9) 2024年4月からの医師の働き方改革にむけて、医療行為のタスク・シフト/シェアを円滑に進めるために、医療・介護サービス提供に必要な研修体制の整備と人員確保に資する診療報酬などによる財政的補助の財源を確保すること。
- (10) 地方の病院においては薬剤師の確保が困難な状況にあることから、医療機関の薬剤師確保と定着のため、医師と同様の6年制課程修了薬剤師の専門性を適正に評価し、病院薬剤師の処遇改善にむけた対策を講じること。

### 3. 新型コロナウイルス対策への対応について

- (1) 新型コロナウイルスの5類移行後における、ワクチン接種体制や保健所も含めた対応について、自治体で混乱が生じることのないよう、より速やかな情報連携と十分な財政措置を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関に対する「診療報酬の特例」、「緊急包括支援交付金」等の財政的支援は、優先的に医療従事者の処遇改善に活用すること。

### 4. 医療機関等における物価高騰対策について

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」等を活用し、すべての医療機関等を対象にした感染防止対策の経費、食材料費の値上げや光熱水費の高騰に対する支援策を講じること。

### 5. 地域包括ケアシステムの推進について

- (1) 地域包括ケアを推進する中核となる自治体職員および医療・介護・予防・生活支援等の人材確保・育成のための予算措置等必要な支援を行うこと。
- (2) 在宅の介護者を支えるため、高齢者虐待予防、認知症対策にむけた施策の充実をはかること。要介護度認定に関しては、認定に地域差が出ないような仕組みとすること。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の状況を検証し、サービス水準の低下や地域間格差を招かないための予算措置を講じること。
- (4) 保険者機能強化推進交付金については、地域間格差の拡大が起らないよう制度を運用すること。また、調整交付金を財政的インセンティブの財源に活用しないこと。
- (5) 自己負担割合の見直しについては、介護サービスの利用控えによる要介護度の悪化を招く恐れもあることから、慎重に検討すること。

### 6. 社会福祉施策の充実強化について

- (1) 介護保険制度や障害者福祉制度、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度等、多くの社会福祉関連業

務と権限・責務が地方自治体に移譲されていることを踏まえ、自治体間の財政力によるサービス格差が生じないように予算を確保すること。

(2) 介護労働者の離職防止と人材確保のため、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の継続・充実、未取得事業者の取得促進をはかり、介護労働者の月額賃金に反映させるよう事業者に対し指導すること。

(3) 訪問介護については、その必要性と専門性を改めて認識し、介護サービスの質を低下させないように対策を講ずること。

(4) 地方自治体も含め、障害者雇用の一層の推進と合理的配慮のための財源を確保すること。

## 7. 地域共生社会の実現にむけた地域づくりについて

(1) 重層的支援体制整備事業の促進にむけ、包括的な支援体制の整備にむけた支援を行うとともに、全国展開にむけた十分な財源を確保し、自治体に対し積極的に働きかけること。

(2) 生活困窮者自立支援事業の推進にむけ、地域ニーズに応じた支援を確実に行うことができるよう予算措置を講ずること。また、子どもの学習・生活支援事業について、子どもの貧困・虐待、ヤングケアラー等の課題の早期発見や対応強化の点からも必須事業とすること。

## 8. 国民健康保険制度の安定的な運営について

(1) 2018年度の制度改革（都道府県単位化）以降の対応として、引き続き都道府県と市町村との役割分担・機能強化について自治体当事者とも十分に議論し、加入者の利便性を損ねることなく、円滑な制度の運営をはかるための財源措置を行うこと。

(2) 2024年4月の国保総合システムの更新にあたっては、その保守・運用費用の大幅な増額が見込まれているが、これは国の方針に従ったクラウド化等に起因するものであることから、開発費用と同様に国の責任において十分な財政措置を講ずること。また、その財源確保にあたっては、保険者・被保険者ならびに国保連合会で働く職員の処遇および人員体制に負担が転嫁されることがないように、国の責任において必要な対策を講ずること。（◎）

## 9. 大規模災害における医療機関の復旧・再建について

大規模災害で被災した公立医療機関においては、高度専門医療および不採算医療など、被災前に担っていた病院機能の回復と存続のための支援を行うこと。

## 10. 水道事業の基盤強化について

公共の福祉に基づく安全で安定した水の供給を将来にわたり維持するため、水道法の改正を踏まえて策定された水道事業体の基盤強化基本方針に基づき自治体が具体的な施策を実現できるよう、必要な措置を講ずること。また、各事業体の主体性を確保した基盤強化となるよう、都道府県へ対策を講ずること。とくに財政基盤の脆弱な小規模事業体に対し、基盤強化に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

## 11. 水道行政の移管について

なお、2024年4月より水道整備・管理行政の全般は国土交通省が、うち水道水質基準の策定等は環境省が所管するとされていることから、水道事業が安定した事業推進を行えるよう、必要な予算について、確実に確保できるよう移管先に引き継ぐこと。

## 12. 地域公共サービスにおける雇用・賃金・労働条件の確保にむけて

(1) 国の補助金・助成金に関連して人件費を算定する際には、同一労働同一賃金の趣旨がその算定基礎に反映されるよう、厚生労働省からも各省庁に働きかけること。

(2) コロナ禍による雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置の支出については、引き続き感染拡大状況を勘案しながら、必要な財源について国費による負担を基本とすること。

以 上

## 2. 自治体におけるデジタル・ガバメント化対策委員会

### (1) マイナンバーによる情報連携の総点検等に対する総務省申し入れ

マイナンバーによる情報連携について、マイナ保険証に他人の情報が登録されている、公金受取口座が別人のマイナンバーに登録されているなど、重大な不具合が確認されている。

これを受け、政府は総点検本部を設置し、必要な点検作業を行うとしているが、すでに自治体には多くの問い合わせや苦情等が寄せられており、その対応に苦慮している。

このため本部は、7月18日に総務省に対し、現場の状況また要望に関する申し入れを行い、本部からは森下総合政治政策局長、氷室政策局長、総務省は三橋大臣官房審議官（地方行政・個人番号制度、地方公務員制度、選挙担当）をはじめ、植田住民制度課長ほか担当補佐が対応した。

冒頭、マイナンバーによる情報連携の正確性確保にむけた総点検について、7月中は各省庁から現状の紐づけ方法の確認を行い、その結果を踏まえ、原則として秋までに総点検が必要なケースを整理し、ケースに該当する場合には全データ点検を行うことなどが説明された。

これを受け、本部はこれまでに寄せられた現場からの意見、要望を踏まえ、①より効率的な点検作業としない限り、通常業務と並行した実施は極めて難しいことから、的確な点検手法とスケジュール感を明示すること、②ヘルプデスクに問い合わせの多かった事例について、自治体共有のQ&Aとするなど、定期的に情報提供を行い、対応の効率化をはかること、③政府のコールセンター等においても、市民に対する説明をさらに充実させること、④マイナンバー制度に関する要領変更や通知などについて自治体への説明などをより早く、少なくとも報道前には共有化をはかること、⑤自治体における過度な負担とならないよう財政面、人員面でも支援すること等について申し入れた。

これに対し、三橋審議官は「現場で生じている問題意識や指摘を詳細にいただいた。個別の項目については内容を精査し、今後の対応に活かしたい。自治体への情報提供については、担当省庁・デジタル庁とも連携し徐々に充実化しているところ。問い合わせへの対応等についてもデジタル庁を中心に対応を進めつつあるが、総務省としては地方自治体の意見が施策に的確に反映されるよう今後も注力したい」と応じた。

最後に本部から「自治体においては基幹システムの標準化に加え、とくにこの時期は自然災害への対応も迫られている。また、大都市と小規模自治体において、対応のあり方も違ってくる。それらのことも勘案し、今後の対応をお願いしたい」と改めて訴え、この日の申し入れを終えた。

## 3. 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の実施

地方自治法第99条に基づく意見書採択の取り組みについて、2023年7月時点では<別表5-1>の通り。

<別表5-1>

### 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の取り組み

2023年7月

県本部	2023年6月議会			2023年9月議会			採択議会 合計数
	取り組み 単 組	採 択 議会数	採択議会名	取り組み 単 組	採 択 議会数	採択議会名	
新 潟	2	2	村上市、新発田市				2
東 京	2	1	小金井市				1
愛 知	2	2	豊田市、名古屋市				2

県本部	2023年6月議会			2023年9月議会			採択議会 合計数
	取り組み 単 組	採 択 議会数	採択議会名	取り組み 単 組	採 択 議会数	採択議会名	
和歌山	1	1	和歌山県				1
岡 山	3	3	岡山県、津山市、総社市				3
鳥 取	17	17	鳥取市、倉吉市、米子市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、日南町、江府町	3(予定)			17
福 岡	23	9	北九州市、直方市、飯塚市、嘉麻市、行橋市、八女市、大牟田市、柳川市、みやま市				9

## 第6章 地域社会を支える公共サービス改革の推進

### 1. 自治研中央推進委員会

#### (1) 第40年次第2回自治研中央推進委員会

5月11日、東京・自治労会館にて開催し、38県本部41人が参加した。協議・報告事項については以下の通り。

<協議事項>

- ① 「月刊自治研」の販売促進と連載への協力依頼について
- ② 地連ブロック単位での相互交流・活動推進と活性化支援策について
- ③ HP・SNSの活用について
- ④ 自治研オンラインセミナーの開催について
- ⑤ 第4回UNDER35全国集会について
- ⑥ 第40回地方自治研究全国集会について
- ⑦ その他

<報告事項>

- ① 自治研中央推進委員の登録状況
- ② 経過報告（(ア)本部の取り組み、(イ)各県報告）

### 2. 自治研作業委員会

#### (1) 熊本市交通局視察

6月28日、熊本・熊本県本部3階会議室にて開催し、熊本学園大学の坂本正名誉教授より熊本県における交通施策と市民・労働運動についてレクチャーを受けた。その後、熊本市交通局労働組合の古賀弘委員長より熊本市交通局における上下分離やこの間の取り組みについて報告を受け、政策集の全体構成について検討を行った。

#### (2) 徳島県海陽町視察

7月12日、徳島県海陽町のDMV（デュアル・モード・ビークル）による地域交通活性化の取り組みについて視察を行った。DMVはバスモードから鉄道モードに転換し、道路とレール上、両方での走行が可能となっている。現地では阿佐海岸鉄道株式会社より、観光の活性化と地域住民の移動、両面からの地域交通政策について説明を受けた。



## 第7章 安心と信頼の社会保障制度改革の推進

### 1. 連合・社会保障関連の取り組み

#### (1) 医療・介護フェス2023

5月20日、連合主催による「医療・介護フェス2023～安心と信頼の医療と介護中央集会」がウェブ開催され、全国から200人を超える参加があった。まず、ニッセイ基礎研究所の三原主任研究員より「医療・介護の生産性向上を巡る議論と展望～現場本位の見直しにむけて～」と題する講演を受け、引き続きのトークセッションでは「コロナ禍と処遇改善の現状」、また「さらなる処遇改善の実現にむけて」をテーマに、自治労から衛生医療評議会の小森晃議長がパネリストとして参加した。最後に、賃金・労働条件の改善と人材確保を求めるアピールを採択し、この日の集会を終えた。

#### (2) 医療・福祉部門連絡会事務局会議

5月23日、東京・UAゼンセン会館内において開催し、第5回医療・福祉部門連絡会および学習会の運営・進行、2024年度行動スケジュール、厚生労働省要請書（案）について協議を行った。

#### (3) 第5回医療・福祉部門連絡会

6月13日、東京・連合会館3階会議室およびウェブで開催した。真鍋厚生労働省保険局医療課長より「今後の医療・介護の方向性」について講演を受け、その後、医療・介護サービスの質の向上と人材確保の推進を求めるための厚生労働省要請書（案）について協議した。

## 第8章 環境・平和・人権を確立する取り組み

### 1. 平和をつくる取り組み

#### (1) 2023憲法大集会

5月3日、東京・東京臨海広域防災公園（有明防災公園）で、平和といのちと人権を！ 5・3憲法集会実行委員会主催により開催され、25,000人が参加した。ロシアによるウクライナへの侵略戦争が続き、東アジアでの「台湾有事」論も喧伝され、憲法審査会では改憲勢力により改憲ありきの議論が展開されている中での開催となった。実行委員会の高田健さんは、こうした現状を捉えて「私たちは今、『新たな戦前』をめぐる分水嶺にある」と警鐘を鳴らし、「絶対に戦争をさせない」と決意を表明した。集会では、入管法問題、馬毛島の軍事基地問題、性差別問題に関するリレートークなども行われた。

#### (2) 第46回 5・15沖縄平和行進 5月12日全国結団式／13日平和行進／14日県民大会

「第46回 5・15沖縄平和行進」は5月12日全国結団式、13日平和行進、14日県民大会の日程で実行委員会主催により開催され、1,800人が参加した。本島での行進は「中部基地」「南部戦跡」の2コースを設け、「中部基地」は読谷村役場を出発し、米陸軍トリイ通信所、米空軍嘉手納基地などを経て北谷町役場までの約12キロを行進した。また、南部戦跡は糸満市役所を出発し、白梅の塔やひめゆりの塔などを経て平和祈念公園まで約11キロを行進しながら、本土復帰後も変わらぬ基地の島の現状を訴えるとともに、「基地のない沖縄を」をスローガンに再び78年前の凄惨な戦争を起こさせない平和希求運動への結集を訴えた。

#### (3) 安保3文書撤回！ 軍拡増税反対！ 南西諸島のミサイル配備反対！ 改憲発議反対！ 暮らしをまもれ！ 第90回「19日行動」

5月19日、東京・国会議員会館前で、戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会／9条改憲NO！ 全国市民アクション主催により開催され雨の中1,100人が参加した。集会で主催者は、2022年国会閉会後に安保3文書を閣議決定、今国会でも次々に悪法案を強行採決しており、岸田政権が暴走している。広島でサミットが開催されているが、私たち市民は、今こそ9条に掲げられた、不戦の誓いを全世界に発信するときであり、市民や労働組合そして野党が力をあわせて、ロシアのウクライナ侵略の即時停止と撤退、日本の軍拡に反対していこうと訴えた。

#### (4) 軍拡（防衛）財源確保特措法案廃案！ 5・30緊急行動

5月30日、東京・国会議員会館前で、戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会／9条改憲NO！ 全国市民アクション主催により開催された。集会で主催者は、「5月23日に衆議院で防衛財源確保法案が与党の賛成多数で可決し参議院に送られた。歳出改革による財源の捻出が担保されていないばかりか、決算剰余金についても見積もりがあいまいであり、結局は増税につながる」と指摘し、「参議院でも引き続き廃案を求めて最後までたたかったいこう」と訴え、参加者とともに今後の行動を確認した。

#### (5) 軍拡（防衛）財源確保特措法案廃案火曜日連続行動

6月6日、戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会／9条改憲NO！ 全国市民アク

ション主催により東京・国会議員会館前で開催された。集会で主催者は、「国会では防衛費増額の財源を確保する特別措置法案（防衛財源確保法案）の審議が続いているが、財源の裏づけも希薄でありいざ増税に繋がる可能性が高い。市民と労働組合が力をあわせてこの軍拡法案を廃案に追い込もう」と訴えた。

#### （６） 辺野古新基地建設断念を求める請願署名の国会提出に向けた院内集会

6月13日、東京・参議院議員会館で、オール沖縄会議と国会請願署名実行委員会の主催により、「辺野古新基地建設断念を求める請願署名の国会提出に向けた院内集会」が開催され、稲嶺進氏（オール沖縄会議共同代表）、高里鈴代氏（同共同代表）、福元勇司氏（同事務局長）らが登壇した。

冒頭の主催者あいさつの中で、国会請願署名実行委員会・実行委員長の稲嶺進氏は、「およそ56万筆（55万9,224筆）に及ぶ署名にご協力くださいました全国の支援者の皆さまに、感謝と敬意を表したい」とし、同時に「この問題は、もはや沖縄だけの問題ではなくて、全国・全国民が『自分ごと』として受け止めていただいた結果が、数字として表れたものと認識をいたしている」と述べ、改めて今後の支援と協力を求めた。続いて、55万9,224筆の署名が、集会参加議員の代表者に手交された。「沖縄と米軍基地問題議員懇談会」事務局長の、立憲民主党・石橋通宏参議院議員は「56万筆に及ぶ全国の皆さんからの『辺野古絶対ダメだ！』という、その思い、私たち全員でしっかりと受けとめさせていただきます」と連帯の意思を表明した。

#### （７） 県本部連帯活動担当者会議の開催

6月19日、東京・自治労会館で開催し、38県本部40人が出席した。会議では、本部あいさつにつづき、新外交イニシアティブ（ND）上席研究員・弁護士の猿田佐世さんが、「戦争を回避せよ」をテーマに講演を行った。本部の連帯活動の取り組み提起の後、各県本部の取り組みが報告された。

#### （８） 軍拡財源確保法案など悪法反対！ 岸田改憲許すな！

##### 憲法を生かしたいのちとくらしを守れ6・19国会議員会館前行動

6月19日、総がかり行動実行委／9条改憲NO！ 全国市民アクションの主催により、東京・国会議員会館前で開催され約3,000人が参加した。集会で主催者は、「戦争する国家のための悪法」をなくすために野党・労働者・市民の力で与党・改憲野党などを敗北させるために全力をあげようと呼びかけた。

野党の国会議員からは、健康保険証をやめてマイナンバーカードなど強権的な国民管理に踏み込む政府与党、そして「維新」や国民民主党などの一部「野党」による政府追随の動向に厳しい批判が語られた。

#### （９） 連合2023平和行動in沖縄「平和オキナワ集会」と「ピースフィールドワーク」

連合は、6月23～24日の2日間、6月23日沖縄慰霊の日にあわせて「平和行動in沖縄」を開催した。この行動では、「語り継ぐ戦争の実相と運動の継続で恒久平和を実現しよう」をスローガンに、初日に那覇市文化芸術劇場「なはと」で開催した平和オキナワ集会では、沖縄戦で亡くなられた多くの方々のご冥福を祈り、参加者全員で不戦の誓いを込め黙とうを捧げた。

集会では、「日米地位協定と沖縄」と題し、琉球大学の山本章子准教授による講演が行われ、米軍基地に関連するさまざまな事件・事故の問題や沖縄が抱える課題、それらに大きく関係する「日米地位協定」の問題点について学習した。翌6月24日（土）には、約500人の参加者によるピースフィールドワークが行われ、「基地コース」と「戦跡コース」に分かれ平和学習を行った。

(10) 軍拡やめろ！ 軍事費増やすな！ 増税反対！ 改憲発議反対！

いのちと暮らしを守れ！ 7・19国会議員会館前行動

7月19日、国会議員会館前で、総がかり行動実行委／9条改憲NO！ 全国市民アクションの主催により、東京・国会議員会館前で開催され約1,000人が参加した。集会で主催者は、敵基地攻撃能力の保有など軍事費を2倍に増額する政府の姿勢を批判するとともに、与党と維新・国民民主党などの改憲勢力による、憲法改正ありきの憲法審査会での発言、マイナンバーカードの申請はあくまで任意であったはずなのに保険証と紐づけ、現在の保険証は廃止するとし半強制的に国民にマイナンバーカードを申請させようとする政府の姿勢を厳しく批判した。野党国会議員のあいさつの後、主催者による行動提起が行われ、次期衆議院選挙にむけて、私たちのできることを地道に取り組み、必ず自公政権を終わらせようと訴えた。

(11) 辺野古新基地建設の断念を求める請願署名

1月から取り組んだ、辺野古新基地建設の断念を求める請願署名について、6月12日時点で456,000筆を集約（内、自治労は147,629筆を集約）し、6月13日にオール沖縄会議・国会請願署名実行委員会が衆参両議長宛に国会に提出した。各県本部の取り組み状況は<別表8-1>の通り。

<別表8-1>

辺野古新基地建設の断念を求める請願署名

2023. 6. 12現在

県本部	署名枚数	署名筆数	県本部	署名枚数	署名筆数
北海道	866	3,577	京都	490	2,024
青森	453	1,003	奈良		
岩手			和歌山	224	855
宮城			大阪	1,080	4,789
秋田	441	1,613	兵庫	613	2,063
山形	1,378	5,477	岡山	224	797
福島			広島	2,044	7,563
新潟	2,225	7,893	鳥取	1,086	3,311
群馬	110	491	島根	2,129	7,261
栃木	1,400	5,017	山口		
茨城	749	2,454	香川	1,037	4,110
埼玉	439	780	徳島	640	2,643
東京	2,246	9,310	愛媛	27	105
千葉	378	1,255	高知	759	2,963
神奈川	1,618	6,839	福岡	2,716	10,668
山梨			佐賀	1,843	7,549
長野			長崎	887	3,684
富山	863	2,992	大分	1,459	6,074
石川			宮崎	1,008	4,082
福井	362	1,378	熊本	921	3,588
静岡			鹿児島	1,446	5,661
愛知	799	3,577	沖縄		
岐阜	349	1,224	社保労連	3,123	5,608
三重	1,773	6,361	本部	30	127
滋賀	255	863	計	40,490	147,629

## (12) 連合「第94回中央メーデーポスター図案公募」について

連合が募集した第94回中央メーデーの図案募集の取り組みを各県本部に対し周知した。その結果、1県本部より2件の応募があった。

## 2. 核兵器廃絶・脱原発社会実現の取り組み

### (1) 全国被爆二世協議会第1回幹事会

4月26日、全国被爆二世協議会第1回幹事会がウェブで開催された。幹事会では、①議員連盟結成にむけた動きと今後の対応、②厚生労働省交渉、③被爆二世集団訴訟控訴審、④放射線影響研究所への申し入れ、⑤第11回NPT再検討会議にむけた第1回準備委員会への対応、⑥核兵器禁止条約第2回締約国会議への対応等について協議された。

### (2) 5・17原水禁集会

5月17日、広島・広島YMCA国際文化ホールで、「『ヒロシマ』のおもい、核兵器廃絶のおもいを世界へ」をテーマに開催された。5月19日から広島でG7サミットが開催されることから、G7サミットを前に核兵器廃絶にむけた思いを確認し、世界に発信することを目的としたもの。集会では主催者のあいさつに続き、トークセッション、若い世代からの核兵器廃絶にむけた訴えが行われ、最後に核兵器禁止条約(TPNW)の拡大とロシア・ウクライナ戦争の早期終結のための外交努力を求めるアピールが採択された。

### (3) 被爆者問題議員懇談会の結成

5月18日、立憲民主党や国民民主党など野党の有志により、被爆者や国の指定地域外で長崎の原爆に遭った「被爆体験者」や、被爆二世の救済拡大に取り組むことを目的とした「被爆者問題議員懇談会」の設立総会が東京・参議院議員会館で開催された。

設立総会には、広島、長崎関係を中心とした衆参議員12人が出席した。総会では日本被団協、被爆体験者、全国被爆二世協などの団体の代表からヒアリングを行い、課題解決にむけて取り組むことを確認した。議員懇談会の役員には、会長に水岡俊一参議院議員、幹事長に森本真治参議院議員、事務局長に山田勝彦衆議院議員ほかを選出した。

### (4) 地域エネルギー政策学習会

6月1日、東京・自治労会館にてウェブで開催し18県本部が参加した。学習会では、講師に環境エネルギー政策研究所の所長である飯田哲也さんを招き、「気候変動とエネルギー危機に背を向ける日本——地域からのエネルギー転換に向けて——」をテーマに、太陽光と風力を中心とした再生可能エネルギーへの転換について、諸外国と日本を比較し、日本の立ち遅れた実態を明らかにし、高騰が続く電力について事実上の独占が続いていて市場メカニズムが機能しない実態について説明された。また、デンマークの事例を参考に、日本においても地域を中心としたボトムアップ型再エネ移行が重要であると指摘した。

### (5) 全国被爆二世協議会第2回幹事会

6月7日、全国被爆二世協議会第2回幹事会がウェブで開催された。幹事会では、①被爆者問題議員懇談会結成の報告と今後の取り組み、②被爆二世集団訴訟、③放射線影響研究所への申し入れ等について協議した。

## (6) 第38回4・9反核燃の日全国集会

6月24日、第38回4・9反核燃の日全国集会実行委員会の主催で、青森市「青い海公園」で開催され520人が参加した。集会で主催者は、核燃料サイクルの破綻は明らかであり、計画そのものの断念を求める取り組みを強めていくことが必要と訴えた。つづいて各地の取り組み報告の後、核燃料サイクルの中止と原発回帰のエネルギー政策の転換等を訴える集会アピールを採択した。集会終了後には、核燃料サイクルの中止と脱原発を訴えて青森市内をデモ行進した。

## (7) 原発回帰を許さず、再生可能エネルギーの促進を求める全国署名

岸田政権が、2022年12月末にグリーントランスフォーメーション（GX）実行会議がまとめた新たな原子力推進政策を打ち出したことから、さようなら原発1000万人アクション実行委員会の呼びかけに応じ、2月から署名に取り組み7月末を最終集約日として取り組み、自治労は7月27日現在、176,698筆を集約している。

<別表8-2>

### 原発回帰を許さず、再生可能エネルギーの促進を求める全国署名

2023. 7. 27現在

県本部	枚数	筆数	県本部	枚数	筆数
北海道	1,058	4,359	京都	404	1,795
青森	152	599	奈良	40	165
岩手	427	1,477	和歌山	305	1,145
宮城	603	2,430	大阪	674	2,798
秋田	370	1,349	兵庫	797	2,910
山形	1,185	4,787	岡山	209	762
福島			広島	4,623	17,976
新潟	1,399	4,931	鳥取	2,804	9,616
群馬	1,079	4,047	島根	2,366	6,397
栃木	1,181	4,200	山口		
茨城	449	1,445	香川		
埼玉	222	815	徳島	653	2,647
東京	2,201	8,877	愛媛	77	358
千葉	410	1,320	高知	646	2,411
神奈川	1,514	6,789	福岡	3,955	9,849
山梨	555	1,939	佐賀	849	3,368
長野	1,941	7,447	長崎	842	3,501
富山	981	3,222	大分	5,256	23,437
石川			宮崎	599	2,421
福井	433	1,584	熊本		
静岡			鹿児島	1,258	4,935
愛知	1,111	4,664	沖縄	119	499
岐阜	514	1,879	社保労連	3,013	5,557
三重	1,339	4,626	本部	121	390
滋賀	283	975	計	49,017	176,698

### 3. 人権を守り共生社会を実現する取り組み

#### (1) 2023年度部落解放・人権政策確立要求第1次中央集会

5月22日、部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会は、東京・星陵会館で2023年度部落解放・人権政策確立要求第1次中央集会を開催した。中央実行委員会の西島藤彦さん（部落解放同盟中央執行委員長）が開会あいさつ。各政党の代表あいさつに続き、基調提案、特別報告があり、国内人権委員会設置を含む人権救済制度を早急に確立する決意を新たに示した。

#### (2) 狭山事件の再審を求める市民集会

5月23日、狭山事件の再審を求める市民集会実行委員会による集会が、東京・日比谷野外音楽堂で開催された。集会では西島委員長の開会あいさつに続き、石川一雄さんが石川早智子さんと登壇し、「冤罪が晴れるまで応援をお願いします」と訴えた。石川さんが窃盗容疑などで最初に逮捕されてからこの日で60年、雨が降る中、壇上で「この60年は涙、涙。私は元気にたたかっています」と声を張り上げた。集会アピールを行い、霞が関周辺をデモ行進し石川さんの無実と鑑定人尋問・事実調べ、再審開始を訴えた。

#### (3) 連合「LGBT差別禁止を求める緊急集会」

5月25日、東京・ホテルルポール麹町で開催された。集会であいさつした連合の清水事務局長は、与党が国会に提出した「LGBT理解増進法案」を内容が不十分として批判するとともに、性的指向や性自認への差別を禁止する法案の早期制定を求めた。また、与党案では、性自認が性同一性に置き換えられた点は非常に大きな問題であり、理解の増進をむしろ逆行させると指摘するとともに、「いかなる性的指向や性自認を持つ人であっても差別を受けることがない環境整備が必要だ」と訴えた。

#### (4) 人権フィールドワーク

連合は6月9日、埼玉・狭山市富士見集会場で、狭山事件の現地調査・学習会を部落解放中央共闘会議と共催で開催し自治労からは16人が参加した。人権問題が背景にある狭山事件の真相について、現地に出向き学習を深め、新証拠・鑑定の事実調べを強く求めるとともに、再審実現にむけての支援活動を強化していく意思統一をした。

#### (5) 関西生コン事件・第4回検証シンポジウム「あいつぐ無罪判決の意義を考える」

6月10日、関西生コンを支援する会は、東京・田町交通ビルで、関西生コン事件・第4回検証シンポジウム「あいつぐ無罪判決の意義を考える」を開催した。

シンポジウムでは、吉田美喜夫さん（立命館大学名誉教授）の報告のほか、古川陽二さん（大東文化大学名誉教授）、榊原嘉明さん（名古屋経済大学教授）、藤木貴史さん（法政大学准教授）をパネリストとして、海渡雄一さん（弁護士）がコーディネーターとなり、2023年3月に出された2件の無罪判決（いずれも確定）と、大津地裁の重罰判決の意味について議論が行われた。

#### (6) 入管法改定案の再提出反対署名

政府は、今通常国会で入管の権限強化と移民・難民の排除につながる入管法改定案を再提出することとなった。この法案は、2021年廃案時の内容からさらに難民を虐げ、在留資格がない人の命の危機を招く内容の法案であり、平和フォーラムに加盟する移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）を含む

7団体が呼びかけに応じ、2月から入管法改定案再提出反対の署名に取り組み、4月26日に衆参両議長、内閣総理大臣、法務大臣宛に190,044筆（内、自治労は149,809筆を集約）を提出した。各県本部の取り組み状況は〈別表8-3〉の通り。

〈別表8-3〉

### 入管法改定案の再提出反対署名集約

2023. 4. 26現在

県本部	署名枚数	署名筆数	県本部	署名枚数	署名筆数
北海道			京都	355	2,603
青森	100	648	奈良	25	155
岩手	164	871	和歌山	96	586
宮城	471	2,212	大阪	990	7,803
秋田	292	1,539	兵庫	491	2,498
山形	557	3,546	岡山	161	862
福島			広島	4,158	20,679
新潟			鳥取	2,623	10,127
群馬	637	3,321	島根	1,079	5,198
栃木	916	4,620	山口	オンライン署名に取り組んだ	
茨城	273	1,112	香川		
埼玉	183	960	徳島	338	2,139
東京	1,313	8,422	愛媛	69	594
千葉	196	995	高知	453	2,615
神奈川	1,183	8,809	福岡	1,677	8,605
山梨	428	2,083	佐賀	1,170	4,763
長野			長崎	591	3,913
富山			大分	926	6,150
石川			宮崎	477	3,105
福井	343	1,755	熊本	441	2,442
静岡			鹿児島	849	4,850
愛知	674	4,915	沖縄	67	426
岐阜	333	1,765	社保労連	3,006	5,749
三重	1,055	4,861	本部	33	202
滋賀	257	1,311	計	29,450	149,809

### (7) 狭山事件第3次再審請求で鑑定人尋問の実現を求める緊急署名

2022年8月に狭山事件再審弁護団は、東京高裁第4刑事部（大野勝則裁判長）に対して事実取調請求書を提出した。事実取調請求書は、狭山弁護団が第3次再審請求でこれまで提出してきた鑑定書など新証拠について、作成した専門家、科学者である11人の証人尋問を求めるもの。

自治労は部落解放中央共闘会議に結集し、狭山事件第3次再審請求で鑑定人尋問の実現を求め緊急署名に取り組み、10月28日（第1次）、1月12日（第2次）、3月6日（第3次）に東京高等裁判所第4刑事部裁判長宛に合計20万筆を超える（内、自治労は140,749筆を集約）署名を提出した。各県本部の取り組み状況は〈別表8-4〉の通り。



<別表 8-4>

狭山事件第3次再審請求で鑑定人尋問の実現を求める緊急署名

2023. 6. 12現在

県本部	署名枚数	署名筆数	県本部	署名枚数	署名筆数
北海道			京都	244	1,019
青森	469	1,382	奈良		
岩手			和歌山		
宮城	262	960	大阪	大阪平和人権センターで取り組んだ	
秋田	256	1,118	兵庫	989	4,121
山形	538	2,440	岡山	115	538
福島			広島	6,356	29,649
新潟	1,628	6,503	鳥取	3,129	11,482
群馬	815	3,535	島根		
栃木	1,296	5,441	山口		
茨城	468	1,703	香川		
埼玉			徳島		
東京	25	108	愛媛		
千葉			高知	636	2,834
神奈川	1,515	8,355	福岡	3,414	15,978
山梨			佐賀	連合で取り組んだ	
長野	1,852	8,180	長崎	オンライン署名に取り組んだ	
富山	413	1,593	大分	1,041	5,365
石川	302	1,712	宮崎	689	2,930
福井	474	2,014	熊本	582	2,699
静岡			鹿児島	1,080	4,721
愛知			沖縄	44	194
岐阜	435	1,455	社保労連	2,779	5,903
三重	1,445	5,974	本部	287	111
滋賀	193	732	計	33,771	140,749

## 第9章 政策実現にむけた政治活動の推進

### 1. 協力国会議員団会議

#### (1) 協力国会議員団会議の開催

6月7日、東京・ザ・キャピトルホテル東急で開催し、協力国会議員団より17人（衆議院議員14人、参議院議員3人）が参加した。自治労からは川本委員長をはじめ合計15人が参加した。

会議では、新たに逢坂誠二衆議院議員を自治労協力国会議員団長に選任し、自治労を取り巻く課題や今後の国会対応について幅広く意見交換を行った。

### 2. 自治体議員連合

#### (1) 2023年度自治労自治体議員連合第2回幹事会

5月18日、東京・自治労会館にて、対面とウェブの併用で開催し、①2023年度第2回全国学習会の企画、②今後の日程について確認した。

#### (2) 2023年度第2回自治体議員連合全国学習会

5月18日、東京・自治労会館にて、対面とウェブの併用で開催し、35県本部より104人が参加した。冒頭、稲村自治体議員連合会長、青木副委員長のあいさつの後、森本総合労働局長から「『議員による職員に対するハラスメント防止条例』（仮称）と『ハラスメントのない地域社会をめざす条例』（仮称）の制定推進」、佐藤強化拡大局長から「会計年度任用職員への勤勉手当の支給にむけて」、氷室政策局長から「地方自治法99条に基づく意見書採択の取り組みおよび『月刊自治研』活用のお願ひ」、小林連帯活動局長から「憲法改悪阻止のための緊急事態条項創設に反対する取り組み」、門崎社会福祉局長から「『こども・子育て政策の強化について（試案）』の加速化プランの課題および『新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン』の課題」、平山衛生医療局長から「保健所等に求められる役割と課題および『持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン』と医療機関の再編・統合の課題」として、自治労の課題提起を行った。続いて、東京都立大学法学部の大杉寛教授から、「これからの地方自治——『身近な政府』の議会・議員と自治・分権——」と題して講演を受け、閉会した。

### 3. 県本部政治担当者会議

#### (1) 県本部政治担当者会議

7月5日、県本部政治担当者会議をウェブで開催し、45県本部・1社保労連から55人が参加した。冒頭、青木副委員長のあいさつの後、労働調査協議会の小熊信主任研究員から、自治労の2022年参議院選挙についてのアンケート調査に関し「調査結果から示唆される取り組みの特徴と課題」として講演を受けた。

## 第10章 公共サービス労働者の総結集と組織の拡大

### 1. 組織拡大体制強化と行動の推進

#### (1) 第32回オルガナイザー養成講座

今回から日程を2つに分け、ウェブ2日（5月23～24日）と対面2日（5月29～30日）の4日間で開催した。18県本部、社保労連、全消協から23人が参加した。カリキュラムは次の通り。また、ウェブ開催については、URLと資料を公開し多くの県本部役職員が視聴した。

<別表10-1>

#### 第32回オルガナイザー養成講座カリキュラム

##### 5月23日（火）ウェブ1日目

10：00－10：20	・開校式
10：20－11：20	（講座1） ・地域公共サービス産別づくりの意義と組織拡大の推進、組織率にこだわる労働組合づくりについて 講 師：青木 雄次 総合組織局長
11：20－12：10	（講座2） ・労働組合の結成、団体交渉に必要な労働法の解説 講 師：大土 重義 福岡県本部組織拡大専門員 （元本部組織拡大オオルグ）
12：10－13：00	・昼食休憩
13：00－14：30	（講座3） ・民間労働法制と地公法・地公労法の違い、職員団体制度など、気を付けなければならない点の解説 講 師：森本 正宏 総合労働局長
14：45－15：35	（講座4） ・不当労働行為における労働委員会の活用について 講 師：松岡 敏裕 北海道本部組織拡大専門員
15：45－16：45	（講座5） ・兵庫県本部スキルアップセミナー模擬団交動画視聴 ・なぜこのような動画を作成したか 講 師：尾西 亮太郎 兵庫県本部書記長
16：45－17：15	・1日の振り返り、参加者アンケート（QRコード）への回答

##### 5月24日（水）ウェブ2日目

10：00－10：05	・オリエンテーション
10：05－11：30	（講座6） ・会計年度任用職員の組織化のモデルケース、自治体単組に働きかける、当事者に働きかけるポイント、事例報告 講 師：佐藤 久美子 強化拡大局長 報告者：瓜坂 秀史 島根県本部副委員長 報告者：岩上 和人 千葉県本部組織拡大専門員
11：30－12：00	（講座7） ・公共民間職場の組織拡大と組合運営 講 師：比田井 修 強化拡大局長
12：00－13：00	・昼食休憩

13：00－13：50	(講座8) ・公立病院の経営形態の変更に対応した労働組合結成と再編統合に伴う競合対策について 講 師：小池 徳博 組織拡大オルグ
14：00－15：30	(講座9) ・新規採用者の組織拡大①「組合説明会開催のポイントと取りこぼし対策」 ・新規採用者の組織拡大②「青年の実態（意識）について」 講 師：外山 律子 強化拡大局長 講 師：兒玉 聖史 青年部長
15：30－16：30	(講座10) ・新規採用者の組織拡大③「事例紹介」 報告者：沖縄県本部の取り組み 宮里 勝 沖縄県本部書記長 報告者：津市職の取り組み 川合 利和 三重県本部副委員長 報告者：長野県立病院機構労組の取り組み 阿部 岳史 書記長 進 行：外山 律子 強化拡大局長
16：30－17：00	(講座11) ・組織化の流れ解説、就業規則を読み解く「重点5項目の要求書」作成 講 師：永井 歩 組織拡大オルグ
17：00－17：30	・1日の振り返り、参加者アンケート（QRコード）への回答

#### 5月29日（月）対面1日目

12：45－13：00	・オリエンテーション
13：00－13：30	・参加者自己紹介 私の作った重点5項目の要求書の紹介と意見交換 進 行：永井 歩 組織拡大オルグ
13：30－15：20	(講座12) ・組織化に必要なコミュニケーション力を高める、オルグ場面の円滑な運営と議論をリードする方法を身に着ける 講 師：北川 啓子 組織拡大オルグ
15：30－17：20	(講座13) ・組織化の進め方解説とグループワークでの模擬オルグ体験、模擬オルグの実施と検証 講 師：槌田 順 組織拡大オルグ
17：20－17：40	・1日の振り返り、参加者アンケート（QRコード）への回答
18：00－19：00	・懇親会

#### 5月30日（火）対面2日目

9：50－10：00	・オリエンテーション
10：00－12：00	(講座14) ・グループごとに組織化対象を選定し、組織化計画と組合説明会を企画立案し、意見交換を行う 進 行：北川 啓子 組織拡大オルグ
12：00－13：00	・昼食休憩
13：00－15：00	(講座15) ・パネルディスカッション、先輩オルグ・専門員から学ぶ オルグ・専門員からの事例報告について、グループ討論、先輩オルグ・専門員と意見交換 報告者：山崎 智史 茨城県本部組織拡大専門員 報告者：岩上 和人 千葉県本部組織拡大専門員 報告者：中尾 明 鹿児島県本部組織拡大専門員 進 行：槌田 順 組織拡大オルグ
15：00－16：00	・修了式 ・参加者アンケート（QRコード）への回答

## 2. 臨時・非常勤等職員全国協議会の取り組み

### (1) 第5回幹事会

7月31日、ウェブ会議にて開催し、①ウェブスキルアップ講座について、②2024年度活動方針（案）について、③臨時・非常勤等職員全国協議会第18回総会について、④役員体制についてなど報告・協議を行った。

### (2) 全国ウェブ意見交換会

5月23日、全国ウェブ意見交換会を開催し、多数の当事者をはじめ県本部役員や単組役員など102人が参加した。中谷議長のあいさつに続き、佐藤事務局長が勤勉手当支給を踏まえた単組の取り組みを提起した。

その後の意見交換会では、大幅な賃金改善や、病気休暇や子の看護休暇の拡充などの先行事例報告や、雇い止めへの対応、ハラスメント対策、互助会加入、仲間づくりなど多岐にわたって活発な意見交換が行われた。最後に中谷議長が「会計年度任用職員同士が本音で言い合える、このような意見交換会を継続していきたい」とまとめ会を終了した。

### (3) ウェブスキルアップ講座

7月24日、ウェブスキルアップ講座の第1回を開催した。第1回は「会計年度任用職員の現状と課題」と題して、八巻労働条件局長から、会計年度任用職員の処遇の現状について、ならびに会計年度任用職員の給与と一時金（期末・勤勉手当）についての講演と、それに関する質疑応答が行われた。

当事者運動の強化をはかるため、9月以降もウェブスキルアップ講座を毎月開催し、賃金・労働条件、組織化の進め方などを学習し、交渉力アップや組織強化につなげていく。

## 3. 国保労組協議会の取り組み

### (1) 四役会・幹事会

#### ① 第4回四役会議

5月12日、京都・自治労京都府本部で開催し、(ア)第33回全国国保連職場課題別学習会の運営、(イ)その他、等について協議した。

#### ② 第5回幹事会

6月1～2日、岐阜・岐阜市民会館で開催し、(ア)第33回全国国保連職場課題別学習会の運営、(イ)その他について協議した。

#### ③ 第5回四役会議

7月6～7日、山口・自治労山口県本部で開催し、(ア)2024年度全国総会の運営および議案等、(イ)山口県国保労組オルグ、(ウ)その他について協議した。

### (2) 中央行動

4月14日、基金労組三役、自治労組織内議員、国保中央会・原理事長との意見交換を行った。

### (3) 第33回全国国保連職場課題別学習会

6月2～3日、岐阜・岐阜市民会館で開催し、40県本部83人が参加した。

次世代の活動家育成と全国の仲間との交流を目的として開催してきた本学習会は、コロナ禍の影響により、開催中止や規模を縮小した形での開催を余儀なくされていたが、5年ぶりに従来通りの規模での開催となった。

今回は、「人に伝える力・コミュニケーション能力を高める」をテーマとして「人を引き付ける話法・技法を学ぶ」ことを主題とした講演を受け、グループワークでは、模擬団体交渉および模擬職場集会を行い、団体交渉で勝ち取った内容を組合員に共有する活動を実践した。

#### (4) 昇格運用改悪撤回闘争

山口県国保連合会使用者は、昇格運用について労使合意に至っていないにもかかわらず、当該職員を個別に呼び出し同意書を書かせて改悪を強行した。山口県国保労組では、山口県労働委員会に不当労働行為救済申し立てを行うなど、昇格運用改悪撤回闘争を展開している。

4月28日には激励オルグ、7月5日には山口県労働委員会における証人尋問への傍聴支援行動を行った。

### 4. 消防職員の自主組織づくり支援の取り組み

#### (1) 「消防職員の団結権に関する検討委員会」および総務省消防庁との協議

第107回ILO総会（2018年5月末開催）の基準適用委員会議長集約に基づき、「労働側との定期的な意見交換の場」が設置され、総務省・消防庁と自治労・全消協との間で消防職員の団結権に関する協議を行っている。また、この協議にむけては、「消防職員の団結権に関する検討委員会」で準備を進めている。

##### ① 消防職員の団結権に関する検討委員会

ア 第24回検討会（4月24日）

(a) 今後のILO対策の取り組みなどについて協議を行った。

イ 第25回検討会（5月12日）

(a) 今後のILO対策の取り組みと今後の団結権PTのあり方について協議を行った。

ウ 第26回検討会（6月26日）

(a) ILO議長集約に関わる定期協議にむけた事前打ちあわせと今後の団結権PTのあり方について協議を行った。

##### ② ILO総会基準適用委員会議長集約にかかる定期協議

ア 第11回ILO総会基準適用委員会議長集約にかかる定期協議（6月26日）

6月26日、第11回ILO総会基準適用委員会議長集約にかかる定期協議を開催した。冒頭、自治労・全消協と総務省・消防庁から、「コロナ禍における救急体制」について説明し、それぞれから意見を出しつつ、協議を行った。

## 第11章 産別組織の確立と強化

### 1. 組織強化委員会

#### (1) 第7回組織強化委員会（2023年6月13日）

6月13日に、対面とウェブの併用で第7回委員会を下記の通り開催した。

##### ① 報告事項

- ア 第6回組織強化委員会議事要旨の確認
- イ 第164回中央委員会 質疑・答弁概要の報告・確認

##### ② 協議事項

- ア 第5次組強計画総括および第6次組強計画（組織討議案）の修正について

#### (2) 第8回組織強化委員会（2023年7月13日）

7月13日にウェブ（正副部会長は対面）にて第8回委員会を下記の通り開催した。

##### ① 報告事項

- ア 第7回組織強化委員会議事要旨の確認

##### ② 協議事項

- ア 第5次組強計画総括および第6次組強計画（案）について
- イ 次期組強委員会における検討事項等について

### 2. 都道府県職労の取り組み

#### (1) 幹事会

##### ① 2023年度第4回幹事会

5月21日、東京・自治労会館にて対面で開催した。

<協議事項>

- ア 愛知県職について
- イ 各県のグループ保険について
- ウ 2024年度予算について
- エ 新採対策・組織化対策等について

<確認事項>

- ア 総会議案（2024－2025年度方針など）について
- イ 当面の闘争方針（案）について
- ウ その他

##### ② 2023年度第5回幹事会

7月26日、東京・自治労会館にてウェブで開催した。

<協議事項>

- ア 2018－2023新採状況について
- イ 脱退に関する調査について
- ウ 総会議案（2024－2025年度方針など）について

エ 2024年度以降の役員体制について

<確認事項>

ア その他（当面の闘争方針（案）など）

## （2） 青年層役員における新採対策意見交換会

### ① 2023年度第2回青年層役員における新採対策意見交換会

5月21日に東京・自治労会館にてウェブで開催し、28道県から39人が参加した。じちろう共済についての本部提起と、新採対策重点県職である宮城県職・高知県職連合・長崎県職連合からの取り組み報告の後、ウェブ上でグループに分かれて互いの取り組み状況などを報告し合った。

### ② 2023年度第3回青年層役員における新採対策意見交換会

7月29日に東京・自治労会館にてウェブで開催し、21道県から29人が参加した。グループに分かれて新入組合員や取りこぼし者への対応を共有したほか、フリートークの中で参加者の疑問や悩みを話し合うなど、活発な意見交換が行われた。

## （3） 各職能組織の活動について

### ① 全国労政・労委連絡会

6月9～10日 幹事会

8月4日 幹事会・2024年度第1次予算中央要請行動

### ② 全国職業訓練協議会

5月19日 幹事会

7月30～31日 幹事会・2024年度第1次予算中央要請行動

### ③ 全国研究職連絡会

7月20～21日 幹事会・2024年度第1次予算中央要請行動

### ④ 農業改良普及評議会

6月30日～7月1日 幹事会・2024年度第1次予算中央要請行動

### ⑤ 都道府県立病院連絡会

5月26日 都道府県立病院労組代表者会議

6月17日 幹事会

## 3. 大都市共闘の取り組み

### （1） 第1回幹事会

6月18日、下記事項について協議するため浜松市内を会場に対面とウェブ併用のハイブリッドにて開催した。

① 2023春闘

② 統一自治体選挙

③ 新規採用者加入

### （2） 大都市共闘青年・女性の取り組み

#### ① 大都市共闘青年女性ユニオンセミナー第4回実行委員会

7月8日、大阪市で青年女性ユニオンセミナーを開催した。在日コリアンの集住地区として知られる大阪市生野区・猪飼野の「大阪コリアタウン」に会場を設けたセミナーには、9県本部15単組49人



が参加。多文化共生のまちづくりを学び、仲間との交流を深めた。

セミナーでは、大阪公立大学の伊地知紀子教授より「大阪・猪飼野地域と在日コリアンの歴史」と題する講演、大阪コリアタウン歴史資料館の見学、韓国・朝鮮食材やK-POPアイドルのグッズを売る韓流ショップなどが建ち並ぶ商店街のフィールドワークを行った。

グループ討論では、参加者から「差別は無くなってはいないが、まちの明るい雰囲気希望を感じた」「大阪に住んでいたが地域の歴史を知らなかった」「在日コリアン以外にまちで働く人の多国籍化が進んでいることに驚いた」などの感想が出された。

## 4. 町村評議会の取り組み

### (1) 幹事会・三役会議

#### ① 第4回幹事会

5月18日、ウェブ方式で開催。(ア)自治労全国町村評議会総会、(イ)今後の日程などについて議論した。

#### ② 第5回幹事会

7月6日、東京・自治労会館で対面開催。(ア)自治労全国町村評議会総会、(イ)賃金闘争・組織強化拡大交流集会、(ウ)今後の日程などについて議論した。

## 5. 男女平等推進の取り組み

### (1) 男女がともに担う自治労委員会の開催

#### ① 第6回(4月24日)

<協議・確認事項>

ア 2023政府等要請行動の要求書について

#### ② 第7回(5月15日)

<協議・確認事項>

ア 2024-2025運動方針(「ジェンダー平等社会実現の取り組み」部分)について

イ 2023政府等要請行動について

ウ 2023年連合「女性の労働組合への参画に関する調査」の実施について

#### ③ 第8回(7月4日)

<協議・確認事項>

ア 「自治労ジェンダー平等推進計画」(案)について

イ 当面の闘争方針(第97回定期大会)について

### (2) 男女平等推進闘争の取り組み

男女平等推進闘争は通年闘争であるが、6月を男女平等推進月間と位置づけ、4月21日～6月8日を要求書提出ゾーン、回答指定基準日を6月9日、交渉強化ゾーンを6月9日～6月15日、全国統一行動日を6月16日として取り組んだ。

各県本部における「男女平等推進闘争」の取り組みは、統一行動日を本部方針通りの6月16日に設定したのが12県本部、県本部独自日程が4県本部、春闘期が5県本部、確定期に実施予定が2県本部、その他通年闘争などが4県本部となった(複数回答、未回答含む)。

また、男女平等推進月間の取り組みとして県、市長会、町村会への要請や男性の育児参加、職場の助

け合いのポテッカーの掲示、学習会・セミナーなどを開催した。

春闘期をはじめとして、男女平等推進月間などに要求書を提出したのは22県本部541単組、交渉を実施したのは22県本部393単組となった（7月31日現在）。時間内食い込み集会を実施した単組は4単組で、時間外職場集会を実施したのは7県本部42単組2,631人（一部人数未記入、未回答含む）。

### （3） 関係府省・地方三団体申し入れ

本部は男女平等推進月間の取り組みとして、次の通り関係府省・地方三団体に要請行動を行った。関係府省要請は、内閣府（自治労情報2023第110号・2023年6月13日）、総務省（自治労情報2023第108号・2023年6月13日）、厚生労働省（自治労情報2023第109号・2023年6月13日）、全国知事会、全国市長会、全国町村会への要請は自治労情報2023第120号（6月30日）を参照。

要請先	日 時	担 当
内閣府	5月22日	(内閣府) 内閣官房副長官補付 菊地参事官補佐、男女共同参画局推進課 後藤課長補佐ほか (自治労) 藤森副委員長、外山強化拡大局長
総務省	5月24日	(総務省) 公務員部公務員課 長田課長補佐、女性活躍・人材活用推進室 藤井室長ほか (自治労) 青木副委員長、外山強化拡大局長、八巻労働条件局長
厚労省	5月22日	(厚労省) 雇用環境・均等局職業生活両立課 池上課長補佐、雇用環境・均等局雇用機会均等課企画係 桂本担当 (自治労) 藤森副委員長、外山強化拡大局長
知事会	6月22日	(全国知事会) 調査第二部 仙田部長、井上主事 (自治労) 外山強化拡大局長、八巻労働条件局長、毛利女性部長、小林連帯活動局長
市長会	6月19日	(全国市長会) 行政部 向山部長、菅野参事、鶴高副参事 (自治労) 外山強化拡大局長、毛利女性部長、兒玉青年部長
町村会	6月26日	(全国町村会) 行政部 小出部長、田中副部长、辻主事 (自治労) 外山強化拡大局長、八巻労働条件局長、小林連帯活動局長

### （4） 連合「第17回男女平等講座」（男性リーダー養成講座）

「第17回男女平等講座」は6月30日、東京・全電通労働会館で開催され、自治労から2県本部2人が参加した。

講座の目的は、①労働組合活動におけるジェンダー平等・多様性の推進に関する取り組みの重要性とあわせて、男女平等参画社会の実現にむけた男性リーダーとしての役割を認識し、具体的な行動につなげること、②仕事と生活における男女平等課題に関連する法律の理解を深め、職場における男女間の格差・差別の解消にむけた取り組みの実践につなげること。

主な講義内容は次の通り。

- ・本部提起「連合のジェンダー平等・多様性推進に関する取り組み」

講師：井上久美枝 連合総合政策推進局長

- ・講義① 講師：首藤 若菜 立教大学経済学部教授

- ・講義② 講師：東 浩司 株式会社ソーラーレ代表取締役

## 6. 退職者会の活動

### (1) 組織 (2023年5月1日～5月30日)

#### ① 新規加盟

なし

#### ② 脱退・解散

なし

#### ③ 名称変更

兵庫県「尼崎市退職者互助会」→「尼崎市職員退職者春秋会」

#### ④ 組織統合

なし

以上の結果、組織数は530単会 241,914人となった。(2023年5月30日現在)

### (2) 本部役員

#### ① 五役、理事、会計監査等

役 職	選出区分	名 前	地 連	県本部	単 会
会 長	全 国	人見 一夫	関東甲	東 京	都福祉保健局退職者会
副 会 長	全 国	大場 博之	北海道	北海道	札幌市役所職員組合連合会退職者協議会
副 会 長	全 国	池田 篤	九 州	長 崎	(一社)長崎県友会
副 会 長	全 国	徳茂万知子	関東甲	神奈川	自治労横浜市従業員労働組合退職者会
事務局 長	全 国	川端 邦彦	関東甲	東 京	都福祉保健局退職者会
会 計	全 国	黒崎 和夫	関東甲	東 京	東京自治体合同退職者会
事務局次長	全 国	渋田 憲二	関東甲	東 京	自治労六番町退職者会
理 事	北 海 道	斉藤 譲	北海道	北海道	札幌市役所職員組合連合会退職者会
理 事	東 北	加藤 孝二	東 北	山 形	山形市役所職員労働組合退職者会
理 事	東 北	今井 一夫	東 北	新 潟	長岡市退職者会
理 事	関 東 甲	金子 安男	関東甲	栃 木	栃木県職員退職者会
理 事	関 東 甲	千葉 信夫	関東甲	神奈川	県央ブロック退職者会
理 事	関 東 甲	楠田 正治	関東甲	東 京	江戸川区職員労働組合退職者会
理 事	北 信	旭 信昭	北 信	福 井	(一社)福井県庁退職者連盟
理 事	東 海	松村 実	東 海	静 岡	静岡県職員退職者の会
理 事	近 畿	丹波 栄子	近 畿	京 都	京都市学校給食労働組合退職者会
理 事	近 畿	島村 啓二	近 畿	大 阪	豊中市職員退職者会
理 事	近 畿	大槻 信夫	近 畿	兵 庫	自治労宝塚市職員退職者会
理 事	中 国	越智 茂雄	中 国	広 島	広島県職員退職者会
理 事	四 国	岡林 俊司	四 国	高 知	高知県職員退職者会
理 事	九 州	浦川 靖之	九 州	佐 賀	自治退佐賀県本部退職者会
理 事	九 州	佐藤 晴男	九 州	大 分	大分県職員退職者会
理 事	九 州	波平 剛	九 州	沖 縄	沖縄県職員退職者会

役 職	選出区分	名 前	地 連	県本部	単 会
理 事	退職者連合	野田那智子	関東甲	東 京	自治労六番町退職者会
会計監査	全 国	正木 淑子	東 海	三 重	(一財)三重県友の会
会計監査	全 国	徳永 秀昭	近 畿	大 阪	大阪市職員退職者会

## ② 顧 問 (2023年5月30日現在)

川 本 淳 自治労・中央執行委員長  
村 山 富 市 元首相  
眞 柄 栄 吉 元会長  
新 垣 邦 男 衆議院議員 (社民・沖縄2区)  
石 川 香 織 衆議院議員 (立憲・北海道11区)  
泉 健 太 衆議院議員 (立憲・京都3区)  
逢 坂 誠 二 衆議院議員 (立憲・北海道8区)  
大 島 敦 衆議院議員 (立憲・埼玉6区)  
小 川 淳 也 衆議院議員 (立憲・香川1区)  
金 子 恵 美 衆議院議員 (立憲・福島1区)  
北 神 圭 朗 衆議院議員 (無所属・京都4区)  
後 藤 祐 一 衆議院議員 (立憲・神奈川16区)  
近 藤 昭 一 衆議院議員 (立憲・愛知3区)  
玉 木 雄一郎 衆議院議員 (国民・香川2区)  
西 村 智奈美 衆議院議員 (立憲・新潟1区)  
福 田 昭 夫 衆議院議員 (立憲・栃木2区)  
吉 川 元 衆議院議員 (立憲・比例九州)  
伊 波 洋 一 参議院議員 (無所属・選挙区 ― 沖縄)  
鬼 木 誠 参議院議員 (立憲・比例 ― 福岡)  
岸 真紀子 参議院議員 (立憲・比例 ― 北海道)  
杉 尾 秀 哉 参議院議員 (立憲・選挙区 ― 長野)

以上21人

※ 下線は自治労組織内議員

## (3) 組織拡大の取り組み

### ① 組織拡大と強化にむけて

2023年1月、自治労本部に「退職者会組織強化・拡大の取組みについて(お願い)」で自治退各県本部・単会での組織強化・拡大にむけた自治労各県本部の協力をあわせて要請し、加入拡大努力をしてきた。しかし、引き続くコロナ禍の中で、加入拡大の取組みは厳しい状況にある。

## (4) 機関運営について

### ① 役員会

ア 2022年度第5回役員会 2022年11月10日 東京・自治労会館6階  
イ 2023年度第1回役員会 2023年1月31日 東京・東京グリーンパレス  
ウ 2023年度第2回役員会 2023年5月26日 東京・東京グリーンパレス

② 地域学習会

2023年は7カ所で開催した。

(5) 集会・行動等

① 第94回メーデー

4月29日、東京・代々木公園において4年ぶりに参加者数に制限を設けない形で開催され、28,500人の働く仲間やその家族が参加し、労働条件の改善、人権の確立、平和への思いなど共有した。

(6) 福利厚生活動について

① 自治労共済

自治労共済から、「じちろう退職者団体生命共済の改定」の説明を受け、退職者加入者が意見反映できるように要請してきた。今後とも引き続き情報交換、意見反映の場を整えて円滑な制度運営ができるよう努める。

② 安心総合共済

安心総合共済の加入促進にむけて、各組織で努力が重ねられているが、新型コロナの蔓延により、あらゆる活動が大きく制約され、自治退各県本部・単会においても、総会をはじめとする各種会議、イベントの開催が難しくなっている。このため単会の役員と会員との交流の機会が制約され、安心総合共済の加入を呼びかけることが困難になっている。これらを踏まえ、加入促進にむけた資料を改定・改善して配布した。各地域での尽力の結果、相当数の新規加入があったが、それを上回る解約があり、目標の1万超は実現しなかった。

## 7. 新規加盟組合等の承認について

<別表11-1>

<新規加盟組合> 5単組 340人

県本部	単組名	団体区分	所在地	代表者名	組織人員	組合結成年月日	加盟決定年月日	加盟決定機関名	県本部加盟承認年月日	本部加盟承認年月日
北海道	ホテルポールスター札幌職員労働組合	民間事業所	札幌市中央区北4条西6丁目2 ホテルポールスター札幌内	原田 優	54	2016. 4. 3	2022. 5. 1	大会	2023. 6. 2	2023. 6. 21
北海道	江別市立病院労働組合	市	江別市若草町6番地 江別市立病院内	桂 秀則	64	2023. 3. 1	2023. 3. 1	大会	2023. 6. 2	2023. 6. 21
東京	自治労・ヨドセイ労働組合	民間事業所	豊島区東池袋2-38-20	阿部 勝幸	142	1999. 3. 23	2023. 4. 8	大会	2023. 4. 25	2023. 7. 20
兵庫	宝塚市社会福祉協議会労働組合	社協	宝塚市安倉西2丁目1-1	菊田 洋介	37	2023. 6. 26	2023. 6. 26	大会	2023. 7. 4	2023. 7. 20
鳥取	智頭町社会福祉協議会労働組合	社協	八頭郡智頭町大字智頭1875番地	塚川真理子	43	2020. 3. 16	2023. 4. 24	臨時大会	2023. 6. 1	2023. 6. 21

<名称変更>

県本部	新単組名	旧単組名	県本部承認年月日	本部承認年月日
滋賀	米原市会計年度任用職員労働組合	米原市臨時嘱託職員労働組合	2023. 5. 13	2023. 6. 21

<組織統合>

県本部	単組名	統合する単組	統合理由	県本部承認年月日	本部承認年月日
神奈川	かながわ公共サービスユニオン	かながわ公共サービスユニオン 横浜市芸術文化振興財団労働組合	横浜市芸術文化振興財団労働組合の組合員減少により、組織運営や役員等体制が維持できなくなったため	2022. 4. 20	2022. 5. 22

<組織形態の変更（A）>

県本部	単組名	代表者名	連合元単組	連合理由	変更決定年月日	変更決定機関名	県本部承認年月日	本部承認年月日
和歌山	有田市職員労働組合連合会	名倉 健策	有田市職員労働組合	有田市立病院の指定管理制度移行により単組が充足し、有田市職員労働組と一緒に連合体を結成したため	2023. 3. 27	大会	2023. 4. 17	2023. 5. 22

<脱 退>

県本部	単組名	脱退理由	県本部脱退承認年月日	本部脱退承認年月日
北海道	沼田町役場職員組合	自治労加盟の意義などについて長年協議してきたが、継続加盟に合意形成をはかることができず投票で脱退を決定したため	2023. 5. 17	2023. 6. 21
福 島	田村広域行政組合職員労働組合	田村広域行政組合の解散に伴い、組合も解散することを臨時大会で決定したため	2023. 4. 20	2023. 5. 22
福 島	自治労いわき市立病院嘱託職員労働組合	組合員の減少と残る組合員も定年年齢に達するなど、組織の維持が困難となり、組合の解散を決定したため	2023. 4. 20	2023. 5. 22
新 潟	刈羽村役場職員組合	給与水準が国並みであること、組合費・会議出席の負担が大きいことなどから臨時大会で脱退を決定したため	2023. 3. 10	2023. 5. 22
東 京	自治労公共サービス清掃労働組合	支部の解散・脱退により財政的・組織的に維持できなくなり、支部が新労組を立ち上げ自治労加盟することになったため	2023. 4. 25	2023. 6. 21
東 京	自治労武蔵野市保育嘱託労働組合	組合員の減少や年度末での退職者もあり、役員の成り手がいなくなり、大会で解散を決定したため	2023. 4. 11	2023. 6. 21
岐 阜	海津市職員組合	老人介護施設等が社会福祉法人に譲渡されたことで職員が免職となり、臨時大会で組合の解散を決定したため	2023. 5. 22	2023. 6. 21
奈 良	桜井市社会福祉協議会労働組合	委員長が管理職に登用されたことで、次期役員体制が確立できないことから全組合員による文書で解散を決定したため	2023. 5. 26	2023. 6. 21
奈 良	郁慈会労働組合	人件費削減提案やコロナ禍で組合活動が低下し脱退者が生じる中、委員長の担い手がなく投票で解散を決定したため	2023. 5. 26	2023. 6. 21
奈 良	明日香村職員組合	最後に残った組合員が亡くなり、大会などを開催することなく解散となったため	2023. 6. 26	2023. 7. 7
長 崎	自治労蛸浦保育所職員労働組合	保育所廃止案に対し、こども園での組合員全員の雇用が確保されたことから廃止を認め、臨時大会で組合の解散を決定したため	2023. 5. 10	2023. 6. 21
熊 本	熊本県学校事務労働組合	組合員の管理職登用や退職により、組合活動が困難となり組合の解散を決定したため	2023. 6. 22	2023. 7. 20

以上の結果、47県本部1直属支部1社保労連 2,566単組740,790人です。

<別表11-2>

2023年度新規加盟組合一覧

2022年8月～2023年7月

県本部	単組名	団体区分	所在地	代表者名	組織人員	組合結成年月日	加盟決定年月日	加盟決定機関名	県本部加盟承認年月日	本部加盟承認年月日
北海道	ホテルポールスター札幌職員労働組合	民間事業所	札幌市中央区北4条西6丁目2 ホテルポールスター札幌内	原田 優	54	2016. 4. 3	2022. 5. 1	大会	2023. 6. 2	2023. 6. 21
北海道	江別市立病院労働組合	市	江別市若草町6番地 江別市立病院内	桂 秀則	64	2023. 3. 1	2023. 3. 1	大会	2023. 6. 2	2023. 6. 21
東京	自治労・ヨドセイ労働組合	民間事業所	豊島区東池袋2-38-20	阿部 勝幸	142	1999. 3. 23	2023. 4. 8	大会	2023. 4. 25	2023. 7. 20
兵庫	宝塚市社会福祉協議会労働組合	社協	宝塚市安倉西2丁目1-1	荻田 洋介	37	2023. 6. 26	2023. 6. 26	大会	2023. 7. 4	2023. 7. 20
鳥取	智頭町社会福祉協議会労働組合	社協	八頭郡智頭町大字智頭1875番地	塚川眞理子	43	2020. 3. 16	2023. 4. 24	臨時大会	2023. 6. 1	2023. 6. 21
徳島	公益財団法人徳島市学校給食会職員労働組合	民間事業所	徳島市方上野馬越111-1	津田 和明	11	2023. 1. 27	2023. 1. 27	大会	2023. 3. 10	2023. 3. 23

以上の通り、2023年度は5県本部6単組351人が新しく加盟した。

<別表11-3>

2023年度単組内に新たに結成された評議会・協議会・支部等

2022年8月1日～2023年7月31日

県本部	加入単組、評議会・協議会・支部等	加入人数
滋賀	自治労滋賀民間保育園等職員ユニオン 絆敬会労働組合	45人
滋賀	自治労滋賀公共サービスユニオン 草津市スポーツ振興事業体労働組合	13人
徳島	美波町職員労働組合 会計年度部会	4人
福岡	福岡県社会福祉労働組合 筑前町社会福祉協議会労働組合	5人
鹿児島	瀬戸内町職員組合 会計年度任用職員部	21人
計	4県本部、5評議会・協議会・支部等	88人

## 第12章 労働者自主福祉活動の推進

### 1. 自治労本部共済推進委員会

#### (1) 共済推進委員会

##### ① 2023年度第8回共済推進委員会

5月19日、東京・自治労会館で開催した。

<議 題>

- ア 2023年度第7回本部共済推進委員会 議事要録
- イ 2023年度第3回共済推進県本部代表者会議 議事要録
- ウ じちろう共済に関する組合員アンケートの回収結果について
- エ 各種協定書の締結について
- オ 6月共済推進県本部・県支部合同会議の開催について
- カ 2023年度臨時共済推進県本部代表者会議の開催について
- キ 自治労共済推進2022年度事業推進活動の総括について
- ク 統合10周年「助け合いの活動参加 感謝キャンペーン（仮称）」の概要について
- ケ 当面の日程

##### ② 2023年度第9回共済推進委員会

6月23日、東京・自治労第2会館で開催した。

<議 題>

- ア 2023年度第8回本部共済推進委員会 議事要録
- イ 2023年度加入拡大モデル単組の取り組みについて
- ウ 「助け合いの活動参加 感謝キャンペーン（仮称）」の名称決定と実施内容について
- エ 第9回じちろう全国共済集会の開催について
- オ 2023年度臨時共済推進県本部代表者会議について
- カ 当面の日程

##### ③ 2023年度第10回共済推進委員会

7月11日、東京・自治労会館で開催した。

<議 題>

- ア 2023年度第9回本部共済推進委員会 議事要録
- イ 2023年度臨時共済推進県本部代表者会議 議事要録
- ウ 2023年度共済推進県本部交付金について
- エ 2024年度本部共済推進委員会関連年間日程（案）について
- オ 第97回定期大会 当面の闘争方針（案）について
- カ 第97回定期大会 共済ブースの設置について
- キ 統合10周年キャンペーンの推進制作物について
- ク 2023年度第2次事業目標について
- ケ 2022年度の表彰県支部について
- コ 当面の日程



## (2) 共済推進県本部・県支部合同会議（地連別・ブロック別合同会議）

以下の日程・場所で開催した。

<日程・場所>

- ア 北信・東海ブロック・奈良……6月2日 愛知・名古屋クラウンホテル
- イ 九州地連……………6月7日 佐賀・ホテルニューオータニ佐賀
- ウ 北海道・東北ブロック……………6月14日 宮城・江陽グランドホテル（仙台）
- エ 中国・四国ブロック・神奈川…6月16日 東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
- オ 関東甲・近畿ブロック……………6月22日 東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンター

<議 題>

- ア じちろう共済に関する組合員アンケート（第1G）概要報告について
- イ 自治労共済推進本部の実績報告について
- ウ 自治労共済推進本部2022年度事業推進活動の総括（案）について
- エ 自治労共済推進本部2023年度事業推進方針・実行計画（案）について
- オ 自治労共済推進本部2023年度第1次事業目標の設定について
- カ じちろうマイカー共済次期制度改定（概要案）・損害調査業務抜本改革 詳細実行計画への対応について
- キ じちろう共済を生涯保障のメインとするための取り組み（案）について
- ク 県本部報告（2023年4月新採取り組み報告）と意見交換

## (3) 共済推進県本部代表者会議

### ① 2023年度臨時共済推進県本部代表者会議

7月4日、東京・自治労会館においてウェブで開催した。

<議 題>

- ア じちろう共済に関する組合員アンケートの第1グループ報告について
- イ 第9回じちろう全国共済集会の開催について
- ウ じちろう共済に関する組合員アンケートの第2グループ実施について
- エ マイカー共済次期制度改定（概要案）への意見・要望について
- オ 損害調査業務抜本改革 詳細実行計画への意見・要望について
- カ 「広げよう！ たすけあいありがとう」キャンペーンについて
- キ 「これからもずっとそばに」助け合いを広げよう！ 団体生命共済新規加入キャンペーンについて
- ク じちろう共済を生涯保障のメインとするための取り組みについて

## 2. 自治労共済生協

### (1) 理事会

#### ① 2022年度第6回理事会

5月24日、東京・自治労第2会館においてウェブで開催した。

<議 題>

- ア 全国区理事の定数について
- イ 役員選挙の公告について
- ウ 役員選考委員会の構成について

- エ 生協役員賠償責任保険への加入申し込みについて
- オ 単協 暫定管理費予算（案）について
- カ 厚生労働省指導結果を踏まえた任意積立金の見直しについて
- キ 総合（慶弔）共済 改定案について
- ク 総合（慶弔）共済契約協定書の締結について
- ケ 新規職域退職者の組合加入の承認について
- コ みなし自由脱退者の承認について
- サ 新規加盟組合等の確認について

## ② 2022年度第7回理事会

7月13日、東京・自治労第2会館で開催した。

<議 題>

- ア 2023年度寄附金支出の承認について
- イ 2022年度自治労共済（単協）決算および剰余金処分（案）について
- ウ 2023年度自治労共済（単協）予算（案）について
- エ こくみん共済 coop<全労済>総会の代議員選出について
- オ 第148回通常総代会の運営について
- カ 第148回通常総代会議案書の確認について
- キ 相談役の選任について
- ク 非常勤嘱託の選任について
- ケ 全国区選出理事・監事候補者の確認について

## ③ 2022年度第8回理事会

7月31日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

- ア 第148回通常総代会議案書の確認について
- イ 第148回通常総代会の運営について

## ④ 2023年度第1回理事会

7月31日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

- ア 役員選挙当選者の確認について
- イ 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の互選について
- ウ 代表理事の選任について
- エ 退任理事への退任慰労金の支給について
- オ 2023年7月31日第148回通常総代会以降の常勤役員の任務分担について（案）

## （2）監事会

### ① 2022年度第6回監事会

5月24日、東京・自治労第2会館においてウェブで開催した。

<議 題>

- ア 2023年度監査計画（案）について
- イ 2023年度県支部監査（拠点点検活動）の年間計画について
- ウ 当面の日程について

## ② 2022年度第7回監事会

7月12日、東京・自治労第2会館で開催した。

<議 題>

- ア 2023年度県支部監査実施要領（案）について
- イ 第148回通常総代会提出議案・書類等の調査・確認について
- ウ 2022年度期末決算監査の実施について
- エ 当面の日程について

## ③ 2023年度第1回監事会

7月31日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

- ア 監事長の互選について
- イ 2023年度監事の報酬総額および役員退任慰労金支給額の確認について
- ウ 当面の日程について

## （3） 総代会

### ① 第148回通常総代会

7月31日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

- ア 第1号議案 2022年度事業報告承認の件
- イ 第2号議案 2022年度剰余金処分案承認の件
- ウ 第3号議案 2023年度事業計画設定の件
- エ 第4号議案 2023年度寄附承認の件
- オ 第5号議案 2023年度役員報酬総額設定および役員退任慰労金支給承認の件
- カ 第6号議案 役員選出の件
- キ 第7号議案 こくみん共済 coop<全労済>総会の議案審議の件
- ク 第8号議案 こくみん共済 coop<全労済>総会代議員選出の件
- ケ 第9号議案 議案決議効力発生の件

## 3. 自治労共済推進本部

### （1） 代表委員会

#### ① 2022年度第6回代表委員会

5月24日、東京・自治労第2会館においてウェブで開催した。

<議 題>

- ア 2023年度県支部運営費および取扱団体事務経費について
- イ 自治労共済推進本部における取扱共済の協定書等の整備について
- ウ こくみん共済 coop<全労済>2023年度実行計画（案）への意見・要望について
- エ 職域生協統括本部2023年度実行計画（案）への意見・要望について
- オ 自治労共済推進本部2023年度事業推進活動の総括について
- カ 「統合10周年キャンペーン」の進め方について
- キ 団体生命共済（推進本部持ち分）割戻金振替増資停止対応について
- ク 新規加盟組合等の確認について

ケ 今後の日程について

## ② 2022年度臨時代表委員会

7月4日、東京・自治労第2会館においてウェブで開催した。

<議 題>

ア マイカー共済次期制度改定（概要案）への意見・要望について

イ 損害調査業務抜本改革 詳細実行計画への意見・要望について

ウ 統合10周年キャンペーンの実施について

エ 第9回じちろう全国共済集会の開催について

## ③ 2022年度第7回代表委員会

7月13日、東京・自治労第2会館で開催した。

<議 題>

ア 2023年度第2次事業目標の設定について

イ 自治労共済推進本部2023年度事業推進方針・実行計画（案）について

ウ 第8回組合員代表者会議の運営について

エ 第8回組合員代表者会議の付議事項の確認について

オ 表彰内規の改定について

カ 2022年度の表彰県支部について

キ 2023年度8月以降の年間日程（案）について

ク 今後の日程について

## ④ 2022年度第8回代表委員会

7月31日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

ア 第8回組合員代表者会議の付議事項の確認について

イ 第8回組合員代表者会議の運営について

## ⑤ 2023年度第1回代表委員会

7月31日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

ア 本部長、副本部長、事務局長、副事務局長、代表委員の選出について

イ 2023年7月31日第148回通常総代会・第8回組合員代表者会議以降の常勤役員の任務分担について（案）

ウ 今後の日程について

## （2） 組合員代表者会議

### ① 第8回組合員代表者会議

7月31日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

ア 2022年度事業報告および決算報告について

イ 2023年度事業計画および予算について

## （3） 県支部事務局長会議

### ① 2022年度第5回県支部事務局長会議

6月29日、東京・自治労第2会館においてウェブで開催した。

<議 題>

ア 実績報告

イ マイカー共済次期制度改定（概要案）への意見・要望について

ウ 損害調査業務抜本改革 詳細実行計画への意見・要望について

エ 第9回じちろう全国共済集会の開催について

オ 2023年度加入拡大モデル単組の取組みについて

カ 統合10周年キャンペーンの実施について

キ じちろうマイカー共済見積センター開設について

ク 住まいる共済次期制度改定に伴う事務システム対応について

ケ 個人賠償責任共済の事故受付専用フリーダイヤル設置に伴う対応について

コ 各推進制作物およびその他の課題について

サ 2023年度コンプライアンス活動計画について

## 第13章 国際連帯活動の推進

### 1. P S I（国際公務労連）の活動

#### (1) P S I 本部

##### ① 第161回世界執行委員会（E B－161）

6月29～30日にかけてスイス・ジュネーブで開催され、世界各国から114人、自治労からは川本委員長（P S I副会長・世界執行委員）、青木副委員長（P S I世界執行委員）、国際担当が参加した。

主な議題は、議題1：開会事項、議題2：報告および最新情報、議題3：世界大会準備、議題4：加盟組織提出決議および修正案に関するE Bの見解、議題5：保健部門の民営化における未公開株の役割、議題6：P S I－E P S U協力協定－最新情報、議題7：財務、議題8：大会に提出する加盟費に関する決議案、議題9：運営およびスタッフ、議題10：メンバーシップ、議題11：その他。

次の点が主な議論となった。

ア 世界大会の第1号決議案：行動プログラム、第2号決議案：規約改正、第3～40号加盟組織提出決議案については、7月4～5日に開かれる第4回議事運営委員会が取り扱いを決定する権限を持っているが、E Bとしての見解を示した。

イ 世界大会の参加登録は二段階で、事前登録は人数のみ、本登録は7月初旬から行う。通訳は、公用語6言語に加え、アラビア語、フィンランド語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語も提供予定。インドネシア語とタミル語は検討中。託児・授乳施設を準備する。昼食のケータリングは事前申し込みで9月1日までに支払いを済ませることが前提。

ウ 選挙管理人は、アメリカS E I Uのカール・ライノネンに加えて、欧州地域からペニー・クラークE P S U書記長代理が確認された。

エ P S Iの加盟費に関して、赤字予算である一方、スタッフの福祉向上の必要性、行動プログラムの実施や組織化のために費用がかかることも確認。加盟費引き上げのための議論をし、世界大会が次期世界執行委員会にマンドートを与えるようにするために、世界執行委員は加盟組合で協議するため宿題として持ち帰る。

オ P S IスタッフのS O S書簡について、P S Iスタッフは私たちの重要な資産であると認識し、スタッフと交渉することをローザに委ねる。スタッフがやる気をもって大会準備ができるよう、大会よりもかなり前に終了させる努力をする。将来、戦略的なスタッフのあり方について世界執行委員会で議題を設ける。必要があればスタッフの発言の機会も担保するかどうか、検討する。

カ 「ジュリアン・アサンジの身柄引き渡しの不履行と即時釈放を求める動議の提案」については、書記局に詳細の確認を求める。

キ I L O総会でカタールが議長を行ったことについて、許すべきではないことを加盟組織が各国ナショナルセンターを通じて求めていくことが必要。

ク P S I世界大会で、ダニエル・ベルトッサ書記長補が書記長に、北欧選挙区第一代理であるスウェーデンS Tのブリッタ・レヨン委員長が会長に立候補する意思を表明した。

書記長報告でローザは、「ケアの再構築のためにグローバルレベルで調査を実施し、エビデンスに基づいた活動の展開を提案している。地域・地方政府（L R G）に関しては、より包摂的なコミュニティをつくるために再公営化が必要である。デジタル化に関連して、デジタルグローバルコンパクトにおいて、女性が排除されることのないよう2024国連女性の地位委員会などで市民社会と連携してい

る」「ILO総会においては、使用者グループが責任回避や政府への責任転嫁を述べるなど、ILOの価値を弱体化しようとしている。ILO総会の議長にカタールのアリ・ビン・サミク・アル＝マッリー労働大臣が選出されたことに対し、ITUCは正式に反対を述べたのか、侮辱である」「公共部門労働者にとって、平和がどれほど重要か。平和の構築にむけていかに貢献できるかに焦点を当て、世界大会の方針の中核に据えるべきと考えている」「スタッフのSOS書簡について、賃上げ交渉が遅れていることは確か。賃上げの議論を先延ばしにしている理由として、高インフレに対し、PSI加盟費の引き上げは成功していないため、スタッフの賃金が引き上げられないでいる。PSIの加盟費はGUFの中でも水準が低い」などの報告をした。

質疑応答の後、カタールについては、カタールやサウジアラビアは明らかに民主主義ではなく、透明性もなく意思決定過程も不明瞭な政府に対し、労働組合として各国のナショナルセンターに働きかけることが重要とまとめた。

またスタッフのSOS書簡については、デイブ会長が、「コンセンサスは醸成されている。世界執行委員会はPSIのスタッフが重要な資産であると認識している。書記長が権限を持っているのでスタッフと交渉することをローザに委ねる。スタッフがやる気をもって大会準備ができるよう、大会よりもかなり前に終了していることを期待する。将来、世界執行委員会で戦略的なスタッフのあり方について議題を設ける。その際、必要があればスタッフの発言の機会も担保するかどうか、検討すべき。これらをまとめたものがSOS書簡への返事になる。会長としてスタッフにこのことを伝える」とまとめ、議事録に残すことを確認した。

議題3：世界大会準備では、書記局のクリスが準備状況を報告した。フィリピンのアニーは、「ダーバン大会以降、財政を理由にジュネーブで世界大会を開催してきた。AP地域にはヴィザなどの関係で大会に参加できない人がいる。ぜひ、地域の輪番制について再検討いただきたい」と発言した。これに対しデイブ会長は、再検討できるとコメントした。

議題4：加盟組織提出決議および修正案に関するEBの見解について、ローザはパレスチナに関する決議案の経過について説明した。規約改正にかかる修正案でフランスのマシューは、SOS書簡に触れ職員の雇用と労働条件の規定について規約に盛り込むことを求めた。議論が錯綜したものの、最終の権限は議事運営委員会にあることを確認し、議論を終了した。書記長の任期を設けるかどうかに関する修正案について、賛否さまざまな意見が出されたが、デイブは次期世界執行委員会で議論すべきであり、世界大会で議論するには早いと発言した。

議題5：保健部門の民営化における未公開株の役割について、公共サービス国際研究所（PSIRU）のアダム・アルハッサン准研究員より、「保健分野のファイナンスについて、高所得国ほど政府拠出がしっかりしており、低所得国ほど個人の自己負担が大きく、アフリカ大陸で大きな課題となっている。企業は、ベンチャーキャピタルなどに関する規制や法律がない国で、とくに保健分野で儲けられる余地があれば介入する。開発金融機関が圧力をかけて民間介入を促すため、企業による日和見的な投資が民営化を徐々に促すことに繋がっている。例えばウクライナの復旧について、イギリス政府が主導して民間企業を関与させ、ウクライナをマーケットに利益を得ようとしている。労働者の資金が民営化に使われているのであれば、労働者がその投資先に説明責任を求めていくことが必要」との講演があった。デイヴィッド書記次長は「なぜ民間企業が公金を得て民営化を進め、儲けているのか。単純な民営化より悪い事例になるので、学術的に裏づけられたデータをもとに対抗していくことが必要」とコメントした。

議題7：財務について、2020年、21年はコロナにより対面会議が制限されたことで一時的に黒字になった。2022年は制限が緩和され、元に戻りつつあり、2023年は赤字が見込まれ厳しい状況が続いていることが報告された。

議題8：大会に提出する加盟費に関する決議案について、世界大会が、次期世界執行委員会に加盟費の値上げの検討について付託することを求められる。ローザ書記長は、加盟費収入が増えなければ、P S I の財政はさらに悪化し赤字が解決できないことに留意し、世界大会直前の世界執行委員会で議論しなければならないと提案した。

デイズ会長に代わって議長を務めるナイジェリアのピーターは、質疑応答を経て「先ほど赤字予算であることを議論し、承認した。スタッフの福祉向上についても発言があった。それらを実現するのであればリソースが必要。組織化のオルグをするためには、その費用も必要。加盟費引き上げを受け入れることは難しいかもしれないが、P S I の活動を存続するためにも、感情的になってはいけない。今すぐ決定すべきものでなく、組合員を説得するために、世界執行委員は宿題として持ち帰るべき。行動プログラムを実施するためにはリソースが必要だし、これ以上赤字を増やすこともできない。十分に認識し、さまざまなことを考慮し、加盟費引き上げのための議論をし、世界大会が次期世界執行委員会にマニフェストを与えるようにすべき」とまとめた。

その他の議題として、若年労働者代表のジェイシィは、世界大会に若年労働者の参加の確保を求めるとともに、若年労働者の組織化に尽力してほしいと要請した。

ジュネイアは、「ジュリアン・アサンジに関する動議の提案」を行った。議論の結果ピーターは、「P S I はグローバルな組織として責任を負っている。この内容がすべて事実であると確認することが必要なので、慎重に対応することとし、採択は延期する。書記局が内容を精査し、必要があればその上で対応する」とまとめた。

最後に、次回の世界執行委員会と世界女性委員会は10月14日、世界大会は10月12日から18日にかけてスイスで開催することを確認し、会議を終了した。

## ② 第31回世界大会第4回議事運営委員会（S O C）

7月4～5日にかけて、スイス・ジュネーブで開催され、11カ国から16人、八巻労働条件局長が参加した。

主な議題は、(ア)歓迎と紹介、(イ)第3回会議議事録の採択、(ウ)大会準備に関する報告、(エ)議事規則、(オ)決議案の修正、(カ)大会議事規則および発言時間、(キ)緊急決議に関するガイドライン、(ク)第4回議事運営委員会報告書の作成について議論した。

開会にあたりキャルタン議長は、多くの修正案が出されているため、効率的に会議を進めると発言した。

議事録の書き方について、内容は簡潔に、発言委員の名前は基本的に記載しない、名前の記載を求める場合は事務局に申し出ることが確認され、修正したものが改めて出されることを確認した。

大会準備について、事務局のクリスより提案があった。

- ・参加登録は二段階で、事前登録は7月13日までに人数のみ、本登録は7月初旬から行う。本登録では、名前、個人情報、ヴィザや招待状の要否などを項目に加え、ランチの要否、言語なども確認予定。
- ・通訳は、公用語6言語に加え、アラビア語、フィンランド語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語も提供予定。
- ・文書は公用語の6言語のみで、8月14日の時点で確定されたものがウェブサイト上に表示予定。
- ・P S I が準備する昼食は、温かいランチは35 C H F（約5,800円）、ランチボックスは22 C H F（約3,600円）を事前登録で注文し、9月1日までに事前支払いが必要。ランチミーティングに参加する場合は、ランチボックスがお勧め。
- ・10月16日にパティモン・デ・フォルス・モトリス（B F M）においてレセプションを開催する。夕食と音楽を提供し、前線の労働者にフォーカスを当てる。



- ・ スポンサーシップの旅費が上昇している。地域によって振り分け方が工夫されるが、ジェンダーバランスがとられるようにする。ランチは提供される。
- ・ 飛行機を使わなくても来られる人は、環境に配慮を求める。
- ・ ストリーミング配信を予定し、通常の大会の通訳チャンネルを使えるようにする。言語によっては、スマホアプリを使ってウィスパリングでの通訳も検討可能。
- ・ 電子投票は、I V S（業者）が2人態勢で全日程対応予定。参加者各自に機器を渡し投票する。組合投票のカウントも可能。機器は16,000ユーロ、人件費は14,000ユーロ。
- ・ 託児も提供予定で子どもの人数調整などはこれから進める。授乳、障害者対応も予定。質疑応答を経て、次のことが確認された。
- ・ カーボンフリーなど低炭素になる要素について、常に事務局に検討を求める。
- ・ 昼食の申し込みは、9月1日までに支払いを済ませる。
- ・ イベントは、業者のP C Oに委託しており、参加期限は決めていない。
- ・ 参加申し込みは期限を守るよう求める。参加登録後、バッジを作成する。昼食の注文についてはバッジに関連づけてQ Rコードなどの発行を検討している。
- ・ 参加者は通訳デバイスを使って、必要な言語を聞く。インドネシア、タミル、タイなどの希少言語は、携帯のアプリかウィスパリング、Zoomを使う。
- ・ ホテルはジュネーブ市内を予定し、交通カードをホテルに発行してもらう。宿泊者が多いホテルには、移動のピーク時にバスサービスができないか検討している。
- ・ 電子投票について、信頼性、システムダウンした場合の対応、リモート参加者の権利行使、リモート参加者の時差、代理投票の取り扱い、人間的なサポート体制、費用対効果、次期大会にむけてのトライアルなど、さまざまな側面を考慮した解決策を事務局に示すよう求めた。定期大会の予算、大会の日程について確認された。

議事規則については、(ア)各国語の翻訳にまだ課題が残っているため改めて精査する、(イ)投票用紙は大会閉会后48時間を経て破棄する、(ウ)選挙管理人は議長のもとで機能する、(エ)集計人は議長の指示により集計し選挙管理人に報告する、(オ)会長選挙の場合には選挙管理人が投票結果を報告する、(カ)発言時間は決議案が確定した段階で決める、(キ)発言希望届は前のセッションの終了時まで提出する、(ク)発言者は地域・性別・若年のバランスをとる、(ケ)発言者リストはスクリーンに表示する、(コ)発言に関するガイドラインを作るか検討する、(サ)発言順番は議長が決めるが、議長のための規則を議事運営委員会が決める、(シ)議長を補佐する副議長はE Bが推薦して大会議事の最初に紹介されることなどが確認された。最終的には、世界大会直前の議事運営委員会で確認する。

第1号決議案「行動プログラム」の議論では、第28号修正案としてL G B T+委員会を設置することが提案された。現存するL G B T+ネットワークとの関係性、若年など他の委員会との関係性や規約との整合性など、賛否の意見が出された。P S I - J Cが提案したファースト・レスポnderに「医療、福祉、地方・地域政府（L R G）」の職員を含めることを求めた第53号修正案は、P O Aに加筆されることで承認された。

第2号決議案「規約の改正」の議論では、書記長の任期を設けるべきかで議論になった。良いリーダーであれば期限を設けず継続できるようにすべき、若年のためにポストを空けるべきで期限は必要、世代間の刷新と民主的人事の重要性を考慮すべき、任期は設けなくてもリーダーシップの継承は可能、2期まで、あるいは3期までが良い、前回の全地域総会で否決された経過などさまざまな意見が出された。議事運営委員会としては提出組合に撤回を求めた上で、次期執行委員会で議論するよう求めることとした。

加盟組織提出決議案について、それぞれの提案の背景などが補足説明された。パレスチナに関する

決議案第32号と第33号について、「二国家解決」は考えられないことなどが再度ローザ書記長から補足された。第40号決議案「教育補助職員の代表」は、内容は賛成できるが提出の期限に間に合わず適確性はないと判断された。なお、P S I - J Cが提出した第21号決議案「韓国、香港、フィリピンおよびカンボジアの労働者との連帯」に対し、香港の加盟組合より「香港」の文言削除を求めて第74号修正案が出されていたが、適確性なしと判断された。第22号決議案「日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求める」、第35号決議案「ミャンマーで続く労働者の闘いを支援する」については、修正案が出されなかった。

議事日程について、(ア)パネルは、パネリストが登壇し60分～80分で企画、(イ)セッションは、司会者がディスカッションを促し40分～45分で企画、(ウ)パネルで問題提起後、それに関連するP O Aおよび加盟組織提出決議案を議論する、(エ)選挙管理人の選出を組み込むなど、規約にあわせて精査し修正する、(オ)十分に発言時間が確保できるよう時間配分を検討する、(カ)決議案の提案、修正案の提案、投票・採択など議事日程に明記することが議論された。修正したものは8月には議事運営委員に回覧されることを確認した。

緊急決議に関するガイドラインについて、(ア)規約に基づき緊急決議以外は議事に入れられない、(イ)必ず議事運営委員会に提出されなければならない、(ウ)代議員の過半数の賛成が必要、(エ)P O Aには含まれておらず、かつ急を要するものであるかどうかの審査、(オ)議事運営委員会として厳正に対処する、(カ)厳しく精査されることを示す表現に統一する、(キ)議事運営委員会議長が大会の開会でガイドラインについて説明することなどが議論された。

すべての決議案、議事規則、緊急決議に関するガイドラインなどについて再度整理がされ、規約に基づき8月13日までに各加盟組織に送付されることを確認し、会議を終了した。

## (2) P S I アジア太平洋地域

### ① P S I アジア太平洋地域の世界執行委員との意見交換

6月30日に、川本委員長と青木副委員長は、A P地域の世界執行委員であるフィリピンのアニー、シンガポールのサンジェーブ、インドのベンカタと意見交換を行った。川本委員長は、8月の自治労大会で役員交代があること、10月の世界大会までは今の体制が責任をもって対応をすること、次期役員については世界大会で紹介すること、P S Iの会長、書記長の指名については、立候補届の締切日を経て慎重に対応することなどを報告した。

アニーからは、P S L I N Kの任期は2028年までであるけれど、2025年の中間選挙で下院に立候補する可能性があるとの話があった。

引き続き、A P地域として連携を強化し取り組んでいくことを確認した。

## (3) P S I 東アジア小地域

### ① P S I 東アジア小地域諮問委員会 (E A S R A C)

5月29日にウェブで開催され、東アジア小地域から6カ国・P S Iスタッフもあわせて20人、自治労からは青木副委員長 (E A W O C議長) が参加し、榎本総合企画総務局長 (第一代理) と八巻労働条件局長 (第二代理/第31回世界大会議事運営委員)、国際担当が傍聴した。J Cからは武藤国公連合委員長 (E A S R A C共同議長) と、E A S R A C国別代表の二階堂全水道委員長、植野国公連合・政労連中央執行委員が参加した。

主な議題は、議題1：開会事項、議題2：議題の確認、議題3：前回会議の議事録、議題4：地域書記報告、議題5：小地域報告、議題6：大会関連事項、議題7：その他。

冒頭、パク共同議長 (韓国) は「物価高騰など各国の労働者は非常に厳しい状態にある。東アジア

の状況について十分に共有したい」とあいさつした。

議題4：地域書記報告では、ケイト地域書記が「2023年のILO総会においても、ミャンマーの民主主義と労働基本権を守るために支援する。労働組合がより力を発揮し、国民統一政府（NUG）の支持を求めるとともに、ミャンマー国軍の資金につながる年金基金の使途に注目したキャンペーンを企画している。総会でより良い言及がされることを期待している」と報告した。その他、パンデミック条約、再公営化の経験共有、デジタル化のセミナー開催などにも触れた。

議題5：小地域報告では、青葉書記のコメントに続き、日本の国別代表の植野中執がJCを代表し、「救急現場で働く看護師と救急救命士の意見交換会」「3・8国際女性デーの要請行動」の報告をするとともに、JCユース主催「公共サービス労働者のワークライフバランス学習会」とJC女性委員会主催「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」学習会の開催について案内した。

韓国のオ・スンギは「政府が団体協約を無産化しようとしている。5月2日に焼身自殺した仲間の死を無駄にしないため、連帯を強化して取り組んでいる。7月～8月にかけて民主労総に結集してゼネラルストライキを実施する予定」と発言し、カンは「看護法については、看護師の対患者比率を定めるよう求めているが、医師・開業医や看護助務士が反対している」と報告した。モンゴルのアマラは、「移住の課題として、モンゴルから出ていく労働者とモンゴルに来る労働者の数に改善のスピードが追い付かない。女性労働者の労働条件を改善するための労働法の立法化に取り組んでいる。社会保障強化のための社会対話を進めている」と報告した。マカオのホセは、「1月に入って観光客が急増したことで失業率がいくらか改善しているが、大学卒業後に失業者になってしまう人が毎年5～6万人いるのが課題。マカオでは労働時間が長くなっているため労働法の改正が必要。また、労働基本権の確立のためにも労働組合法の国会通過をめざして取り組んでいる。公務員引退後の社会保障制度の課題もあるので組合として尽力している」と発言した。台湾のチャオは、「労働組合法施行規則によって組合登録が認められていないが、3月に台湾保健医療労組を設立し銀行口座を開設した。6月3日に大会を行う予定だが、当局から圧力を受けている」と報告した。ケイトは、台湾の取り組みについては、欧州の組合が協力できると思うので引き続き情報提供を求めると補足した。

議題6：大会関連事項について、植野中執は「規約改正にあたっては、地域執行委員会や執行委員会のメンバーの選出、役員交代に関する条文の解釈が示されるなどきちんと整理がなされてきた。今後は日本語翻訳版としての整理をお願いしたい」「加盟組織提出決議案として、JCから第21号『韓国、香港、フィリピンおよびカンボジアの労働者との連帯』と第22号『日本の公務員の労働基本権、消防職員の団結権・団体交渉権を求める』を提出している。また第35号『ミャンマーで続く労働者の闘いを支援する』については、自治労とフィリピンPSLINKから共同提出している」と報告した。

青葉小地域書記は、JC提出決議案第21号に対し、5月29日付で香港中華公務員協会（HKCCSA）と香港看護師一般組合（HKNGU）から、「労働者や労働組合が弾圧されていることを裏付ける根拠が皆無であること」「香港の加盟組織と協議し、真実を追求しなかったこと」「香港は中華人民共和国の特別行政区となっていること」など不満の表明と香港の名称の削除を求めるメールが届いたことを報告した。

それに対し二階堂委員長は、「2月のEASRACで香港の仲間も参加する中でJCとしての決議案の提案をしてきた。手続きを経て提出してきているので、『香港』の文言は削除しない。削除を求めるのであれば修正案で対応いただきたい」と発言した。

マカオのホセは、「マカオでは、香港の労働者や労働組合から弾圧を受けたなどの話を聞いたことはない。私自身介入しないようにしているし、香港以外の地域でもそのような話は聞いたことがない。マカオとしては香港について言及できないことを理解してほしい。マカオとしてはJCの決議案に賛成できないし関わりたくない」と発言した。武藤共同議長は、「JCが出しているものを報告してい

るのであって、EASRACとして賛成を求めるものではない」と補足し、ケイトは、「PSIの規約に従って、香港がJCの決議案に修正を求めるのであれば、そのような修正案を書面で提出すべき」と提案した。武藤共同議長は、マカオの発言はEASRACの議事録に残すとまとめた。

行動プログラムについて二階堂委員長は、「JCとして意見反映を求めてきた内容について、しっかりと反映・補強されている」、さらに「韓国KPTUの提出決議案第20号に対して、JCとして支持することを表明する」と発言した。オ・スングは、二階堂委員長の発言にお礼を述べるとともに、第21号についてKCとして支援すると発言した。

EBメンバーの推薦手続きについてケイトは、AP地域の納入人員数が120万人未満の場合と120万人を超える場合で、世界執行委員会のポストに影響がある。規約に基づく基準日である7月1日の納入状況により、資格が確定することを説明した。

議題7：その他事項として、PSIアジア太平洋リエゾン書記の松木は世界大会の準備状況について口頭で報告した。また青葉は、次回のEASRACは2024年2月か3月に台湾で開催することを提案した。これに対しオ・スングは、「2022年に台湾とKPTUの消防職員のオンライン交流を行った。次回のEASRACにおいて、ぜひ消防職員の交流プログラムを含めてほしい」と発言した。青葉は、「台湾の消防職場では先進的な取り組みもある。JCとKCの確認は必要だが交流は可能」と回答した。

最後に武藤共同議長は、東アジア小地域として10月の世界大会に積極的に参加していくことを確認し合い、会議を終了した。

## ② PSI 東アジア小地域女性委員会 (EAWOC)

5月29日にウェブで開催され、東アジア小地域から5カ国・PSIスタッフもあわせて20人、自治労からは青木副委員長 (EAWOC議長)、榎本総合企画総務局長 (第一代理) と八巻労働条件局長 (第二代理/第31回世界大会議事運営委員)、門崎社会福祉局長ほかが参加した。JCからは植野国公連合・政労連中央執行委員、上間ヘルスケア労協会長と関根事務局長が参加した。

主な議題は、議題1：開会事項、議題2：議題の確認、議題3：前回会議の議事録、議題4：ケアの社会構造の再構築、議題5：その他のジェンダー平等キャンペーン、議題6：世界大会にかかる事項、議題7：EASRACへの提言、議題8：その他。

冒頭、青木議長は「2021年8月以降、久しぶりの開催。世界大会にむけてEAWOCとしてジェンダー平等や暴力とハラスメントの取り組みについて共有し合う良い機会としたい」とあいさつした。

議題4：ケアの社会構造の再構築について、PSIの政策提言ガイドをまとめたイギリス国際労働研究所のジョージア・モンタギュー＝ネルソンより説明があった。政策提言ガイドは、緊縮財政によりケアが縮小傾向にある中、主に女性の労働補償と軽減、力を得るための労働組合のためのもの。交渉、政府へのロビー活動、労働者の教育を進め、ケアが社会的・経済的に価値あるものであることを認めさせる。5R (認識、報酬、負担の軽減、再分配、取り戻す) の中から自分たちの優先順位を考え、教育ツールや資料を応用して活用し、地域やコミュニティレベルでキャンペーンを展開するのが有効と紹介した。

門崎局長は、日本の状況として保育や介護労働者の賃金はまだ低い状況にあり、公共サービス処遇改善キャンペーンを自治労として展開していると発言した。ジョージアは、「ガイドはとくに国の役割の重要性を示している。ケアは社会的でなければならない。規制も必要だし労働条件が劣悪であることを国に指摘していくことが必要」と答えた。

PSIケア・オルガナイザーのフマは、「ケアは人権に基づいた必要不可欠なサービスであり、加盟組織が十分に理解し、優先課題を特定しキャンペーンを展開すること」の重要性をビデオレターで訴えた。ジェンダー平等担当のヴェロニカは、ケアと女性の交差性について指摘し、取り組みを前進

させるためにILO156号条約（家族的責任を有する労働者）と100号条約（同一報酬）とともに、女性労働者の組合結成と加入、職場での団体交渉を進めていくことが必要と指摘した。

議題5：その他のジェンダー平等キャンペーンでは、ケイトが暴力とハラスメントについて、条約を批准できなくても国内法を整備する取り組みから始めることが重要、非正規保健労働者やコミュニティ保健労働者の組織化の取り組み強化、国連女性の地位委員会でデジタル経済がジェンダーにもたらす影響について焦点を当てていること、今後PSIは、「ジェンダー・トランスフォーマティブ（従来のジェンダー概念や規範を変容させるアプローチ）」という表現を用いていくことなどを提案した。

議題6：世界大会にかかる事項では、世界大会のAP地域からの女性参加率について、50%を達成するために基金を活用していくこと、託児施設の設置や通訳言語を増やすなど努力していることを報告した。植野中執は、「JC加盟組合は、女性の参加50%達成にむけて、加盟組合間で協力している。また、参加だけでなく大会での発言も重要と認識し、積極的に参画していく予定である」と発言した。モンゴルのアマラは、「モンゴルから女性指導者が世界大会に参加し、50%を達成する。190号条約批准にむけて国会で準備しており、秋には批准できると期待している」と報告した。ケイトは日本の努力に感謝しつつ、他の加盟組合も目標達成にむけて努力してほしいと意見した。

議題8：その他で、青葉は「ケア労働、保健、移住の動きが非常に速いため、情報把握のために3ヵ月に1回メールでの情報収集を定例化したい」と協力を求めた。

最後に青木議長は、東アジア小地域各国の女性参加者が50%を達成できるようみんなで努力し合うことを確認し、会議を終了した。

#### （4） PSI-JCの取り組み

##### ① 第2回PSI-JC運営委員会

4月27日に東京・自治労会館で開催し、(ア)運営委員の交代および副議長の選任、(イ)PSI第31回世界大会(WC)、(ウ)PSIおよびPSI-JC加盟費納入人数の変更、(エ)当面のスケジュールおよび次回会議日程について協議し、提案の通り確認した。

##### ② 第2回PSI-JC女性・ユースネットワーク合同会議

4月24日に東京・自治労会館で開催し、(ア)3・8「国際女性デー」取り組み総括(案)、(イ)当面のスケジュールと次回会議の日程について協議し、提案の通り確認した。

##### ③ 第2回PSI-JCユースネットワーク会議

4月24日に東京・自治労会館で開催し、ワーク・ライフ・バランスについて、より理解を深め、課題を共有した。

##### ④ 第3回PSI-JCユースネットワーク会議および学習会

6月20日に東京・自治労会館で開催し、(ア)学習会事前打ち合わせ、(イ)PSI世界大会の準備について協議した。

学習会では、明治大学国際日本学部の鈴木賢志教授より「スウェーデンの公共サービス労働者のワークライフバランス」と題する講演を受けた。鈴木教授は、日本とスウェーデンの勤続年数10年以上の従業員割合を示し、前提となる違いについて説明した。スウェーデンの財政、公務員割合、労働組合、男性の育児参加が進んでいる理由、出産・育児休業、妊娠・両親給付、両親給付の取得日数の推移、男性が育児参加することの街の声、育児休業を取得した経験が採用の際に有利になるか、勤務時間の自由度、生活時間など、さまざまな視点からスウェーデンの特徴と日本との違いについて話した。その後、ユースメンバーと一問一答形式で理解を深めた。

## ⑤ 第4回PSI-JCユースネットワーク会議

7月25日に東京・自治労会館で開催し、(ア)世界大会の準備、(イ)ユースネットワーク共同代表の選出のスケジュール、(ウ)12月のユースネットワークセミナーについて協議した。

## 2. ILO関係

### (1) 日本ILO協議会

#### ① オンラインフォーラム「中央アジアの経済・労働情勢」

7月11日にウェブで開催され国際担当が参加した。ILO東ヨーロッパ・中央アジア事務所の茶谷和俊雇用上級専門家より、「中央アジアの経済・労働情勢」と題する講演を受けた。ロシアのウクライナ侵攻から1年、ロシアの経済社会情勢は厳しい環境に置かれているが、ロシアの周辺国であるカザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンに加え、アルメニアとアゼルバイジャンにどのような影響があったのか、その実情について話した。ロシア同様に周辺国も厳しい状況が想定されたが、ロシアからの人口流入、ロシア国内での労働力不足を補う形で出稼ぎ労働者が増加、輸出量の増加など、むしろ良い影響が大きく最悪の事態にはなっていないことが紹介された。

参加者からは、中央アジアのロシア系と欧州系で違いがあるか、ジョージアの状況はどうか、アゼルバイジャンのバクの油田はどうなっているか、移民政策はどうなっているかなどさまざまな質問が出された。

最後に茶谷専門家より、戦時下で周辺国の失業率が改善したものの、戦争終了後どのような影響が出るか、危惧される部分も多いことから注視が必要とのコメントもあった。

## 3. 国際連帯救援カンパ

2023年度国際連帯救援カンパは、第1次集約を1月6日、第2次集約を4月14日として取り組みを行った。2023年度のカンパ集約金は、47県本部・社保労連・直属支部44,224,527円（うち、トルコ・シリア地震被災者支援6,176,505円を含む）。

なお、2022年度国際連帯救援カンパの最終集約金は44,452,809円。

<別表13-1>

2023年度国際連帯救援カンパ集約表

2023年7月28日現在

県本部	2022年度	2023年度	県本部	2022年度	2023年度
北海道	2,675,528	1,231,247	埼玉	91,859	83,194
青森	81,963	135,000	東京	643,880	1,595,689
岩手	785,718	935,371	千葉	245,828	258,016
宮城	573,640	1,408,589	神奈川	1,130,929	985,114
秋田	85,973	179,728	山梨	316,201	334,439
山形	524,267	488,175	長野	500,000	600,000
福島	1,000,000	1,000,000	富山	300,000	300,000
新潟	943,854	914,576	石川	156,010	717,662
群馬	1,254,281	1,114,949	福井	246,178	602,771
栃木	1,217,970	1,079,699	静岡	825,551	434,522
茨城	450,142	447,648	愛知	892,224	597,789

県本部	2022年度	2023年度	県本部	2022年度	2023年度
岐 阜	746,149	481,497	徳 島	769,057	986,255
三 重	1,691,131	1,092,918	愛 媛	249,350	214,252
滋 賀	329,025	751,371	高 知	1,225,527	1,157,487
京 都	313,168	340,445	福 岡	2,015,600	2,251,520
奈 良	30,115	36,358	佐 賀	735,343	740,821
和 歌 山	976,288	862,286	長 崎	786,928	542,889
大 阪	6,669,994	3,000,000	大 分	2,401,189	4,901,171
兵 庫	1,035,312	1,746,445	宮 崎	425,853	420,872
岡 山	328,576	374,934	熊 本	582,024	688,332
広 島	716,601	1,112,144	鹿 児 島	849,106	682,192
鳥 取	1,391,701	1,367,478	沖 縄	217,933	537,341
島 根	1,645,090	1,602,784	社保労連	2,141,183	1,868,231
山 口	649,276	528,964	直属支部	100,220	77,671
香 川	489,074	413,691	計	44,452,809	44,224,527

自治労は国際連帯救援カンパより、連合・愛のカンパに1,000万円、認定NPO法人エファジャパンに1,300万円、連合「トルコ・シリア地震に対する救援カンパ」に300万円、女性の自立のためのネットワーク（DAWN）のフィリピン移住労働者支援に150万円、アムネスティ・インターナショナル日本の労働組合アクションリーフ作成に150万円、日本国際ボランティアセンター（JVC）のスーダン紛争被災民支援に50万円、国際運輸労連/欧州運輸労連「トルコ・シリア地震連帯基金」に30万円を寄付した。

また自治労も拠出しているPSI-JC基金より、「PSIトルコ地震基金」に200万円を寄付した。

## 4. 連合等の活動

### （1）連合国際政策委員会

#### ① 第8回

7月4日に東京・連合会館で開催され、(ア)次期連合運動方針（国際政策関係）について協議された。加えて、(イ)第5回ITUC-AP地域大会への参加・連合代表団の派遣、(ウ)ミャンマーに関する国際労働運動・連帯の取り組みに対する連合の基本的な考え方、(エ)在外日本国大使館派遣者帰国報告会の開催について確認された。

#### ② 第9回

8月2日に東京・連合会館で開催され、(ア)2024～2025年運動方針（国際政策関係）（案）、(イ)ビジネスと人権に関する連合の考え方（案）について協議された。加えて、(ウ)第5回ITUC-AP地域大会への連合代表団の派遣、(エ)ITUC-AP役員の推薦、(オ)ITUC書記長の推薦について確認された。

## 5. 海外労働組合等との交流

### （1）シンガポール公務員労働組合（AUPE）

6月29日、スイス・ジュネーブにおいて川本委員長は、AUPEのサンジェーブ・ティワリ書記長と対談し、事前に相互で協議していた内容に基づいて、自治労とAUPEの定期交流について合意し、期間を1年延長するための覚書「自治労—AUPE覚書2014（延長）」に署名した。

川本委員長は、覚書に基づき2024年8月までにAUP E代表団を日本に招待することを提案し、サンジェーブ書記長は喜んでうかがうと答えた。訪問時期などについては、後日、調整することとした。

なお、サンジェーブ書記長より、「AUP Eとしては、自治労との定期交流について、2024年の夏以降も継続したいという意向がある」との話があった。川本委員長は、「AUP Eと自治労の良好な関係の維持は、PSIアジア太平洋地域において非常に重要だと認識している。その上で、2024年の夏以降の定期交流についても引き続き協議していきたい」と答えた。

## (2) 北欧公務労働組合

6月29日、スイス・ジュネーブにおいて川本委員長は、北欧公務労働組合のキャルトン・ルント書記長、スウェーデン自治体労働組合 (Kommunal) のアンダース・ヨンソン国際担当役員、スウェーデン公務員組合 (ST) のブリッタ・レヨン委員長と対談し、10月に開催されるPSI第31回世界大会にむけて意見交換を行った。

ブリッタ委員長は、「PSIはグローバルレベルで公共サービスを担うユニークな団体。世界中で情勢不安により、本来公共サービスに使われるべき資財が軍拡にむけられている。民主主義、法の支配、ジェンダー平等、民営化とのたたかい、労働者の労働条件を守っていくことが重要。そのためにもPSIのより良い組織運営が必要で、財政、能力あるスタッフが重要。限られたリソースの中で優先すべきものを決めて取り組んでいくためには、組合員、地域、加盟組織間の協力が非常に重要になってくる」と問題提起をした。

川本委員長は、「PSI加盟組織の組織人員が減ってきている中で、いかに戦略的に組織化を進め、組合員を増やすかが課題。一方でグローバルな課題をどう前進させていくか。AP地域は多数の言語・民族を抱えながら労働弾圧とのたたかいを強いられている。地域間の力量の差を協力関係で調整しながら、より良い世界をめざしていくことが求められている」と答えた。その他、PSIの組織運営や財政の課題などについても話し合った。

## 6. NGOなどへの連帯・支援

### (1) 認定NPO法人エファジャパン

#### ① 2023年度第1回理事会

6月1日に東京・自治労会館で開催され、2022年度事業・決算報告(案)および監査報告が審議され、いずれも承認された。その他、賃金規程改定案、次期役員候補者の選任にむけた選考委員会の設置および選考委員の選出について協議し、承認された。また、新エファパートナーキャンペーンの展開状況について報告された。

#### ② 2023年度会員総会

6月17日に東京・JICA地球ひろばで開催され、第1号議案2022年度活動報告および決算報告(案)について審議し、確認された。また、2023年度活動計画および予算、2023年度役員体制について報告された。

#### ③ エファジャパンシンポジウム2023

6月17日に東京・JICA地球ひろばで、対面とウェブの併用で開催された。青山学院大学総合文化政策学部の宮田和樹さんより「アクセシブルな物語の未来：メタバース、VR、アクセシブルブックが拓く世界」と題する講演を受けた。アバターを使ったデモンストレーションやストーリーテリングで感情や経験を共有した。またテクノロジーを活用することで情報格差を解消する手段などが紹介された。



#### ④ 2022年度会計監査

5月9日に東京・エファジャパン事務所で榎本総合企画総務局長が実施し、「業務委託したことにより、2021年度に比べて改善されている部分も多く確認できた。引き続き、会計書類の確実な処理と管理、また業務の効率化に努めるようお願いしたい」とコメントし、監査報告書を提出した。

#### ⑤ 第1回役員候補者選考委員会

8月1日にウェブで開催され、川本委員長が選考委員として参加した。(ア)選考委員会の設置経緯と役割の確認、(イ)委員会の到達点、(ウ)選考委員長の選定、(エ)現役員の状況、(オ)役員候補者の選考方針の決定、(カ)役員候補者リストアップなどについて協議された。

### (2) ミャンマー支援

#### ① メータオ・クリニック支援の会 (JAM)

ア 4月21日に東京・四ツ谷で、JAMの現地駐在員の有高奈々絵医師と国際担当が面談し、ミャンマーから避難してきた人々の直近の状況について報告を受けた。

イ 6月6日に東京・有楽町で、田畑事務局長とJAMの現地駐在員の有高奈々絵医師に国際担当が面談し、2023年度の活動計画について話を聞いた。

ウ 6月25日にウェブでJAMの総会および2022年度活動報告会が開催され、賛助会員として国際担当が参加した。

通常の活動に加え、2022年度は「日本NGO連携無償資金協力」の資金を得て、「タイ国のミャンマー人移民を対象とした新型コロナウイルス感染症に関する人道支援事業」を展開した。2023年度についても「日本NGO連携無償資金協力」への申請を行うこと、8月にメータオ・クリニックを訪問するスタディーツアーを予定していることなどが報告された。

#### ② 日本教職員組合 (日教組) とのミャンマー支援に関する協議

5月11日に東京・自治労会館で、一緒にミャンマー支援に取り組んでいる日教組の寺澤環国際部長と国際担当が今後の支援について協議した。

ミャンマー国内で、労働組合弾圧がますます激しさを増す中、届けられる支援の方法がだんだん制限されてきている状況を確認した。また、避難生活が長期化することで、隣国のタイ国境沿いに避難している子どもたちの生活状態や教育の課題が深刻になっていることも共有した。

この間関係を構築してきている現地のキーパーソンを介して、継続的な支援ができないか、引き続き共闘して取り組みをしていくことを確認した。

### (3) 日本チェルノブイリ連帯基金 (JCF)

7月26日に東京で神谷さだ子理事長と国際担当が面談し、直近のウクライナでの支援状況について報告を受けた。ウクライナへの帰還が困難な女性たちは、自立にむけて仕事や住宅を求めているが、なかなかかわず苦しい状況が続いているとの話もあった。

支援を展開しているウクライナ西部のウジホロド、ポーランドのクラクフ、ブルガリアのヴァルナでくらす子どもたちより、支援へのお礼としてたくさんの絵画がJCF事務局に届けられた。ウクライナの子どもの現状とJCFの活動を知らせるために、絵画展「ウクライナからの贈りもの」と題して、全国に巡回していることも紹介された。

### (4) 一般社団法人スウェーデン社会研究所

6月24日に総会が開かれ、会員として自治労より国際担当が参加した。2022年度は、コロナの感染状況に配慮しながら、対面とウェブの併用、もしくはビデオなどを活用した事業が展開された。2023年度

は、スウェーデン研究講座の対面による開催や、スウェーデン語講座の再開も周知していく。所報や情報提供に加え、研究所の学生会員によるスウェーデン社会研究所学生部の立ち上げを行い、若い世代の活動の促進と将来的な会員のベース拡大も行うことが提案され、承認された。

## (5) NGO — 労働組合国際協働フォーラム

### ① 20周年企画「お互いの今を知る」ワークショップ（2回目）

5月30日に東京・連合会館で開催され、協働フォーラムに参画する労働組合、NGO関係者、自治労からは国際担当が参加した。第1回目議論を経て、2回目はフォーラムの存在意義について考え、そのもとで行う活動を確実に実施できる方法を検討した。ワークショップを通じて、メンバー全員で考える対話の場の必要性を確認した。今後、協働フォーラムの調整会議等を活用しながら、(ア)共通テーマの設定、(イ)課題別グループのあり方、(ウ)マッチング、(エ)実施体制について、引き続き協議していくことを確認し終了した。

## 第14章 現業労働者の取り組み

### 1. 諸会議

#### (1) 2023年度三役・常任幹事会

##### ① 第7回三役・常任幹事会

6月19日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 第3回担い手育成連続講座について
- イ 第4回現業政策集会について
- ウ その他・当面の日程について

##### ② 第8回三役・常任幹事会

7月1～2日、対面（東京・自治労会館）とウェブの併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 2024-2025運動方針（案）について
- イ 当面の闘争方針（案）について
- ウ 内規の一部改正（案）について
- エ 一般現業部会体制について
- オ 「現業職場から労働災害を一掃する職場集会」のあり方について
- カ 第3回担い手育成連続講座について
- キ 自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会について
- ク 当面の日程・その他について

##### ③ 第9回三役・常任幹事会

7月28日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議題>

- ア 2023現業・公企統一闘争中間総括（案）について
- イ 2023現業・公企統一闘争（第2次闘争）の推進（案）について
- ウ 当面の日程・その他について

#### (2) 部会幹事会

##### ① 部会幹事会

各部会を以下の日程で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<日程・場所>

- ア 第5回学校用務員部会幹事会 5月27日
- イ 第4回県職現業部会幹事会 5月28日
- ウ 第4回一般現業部会幹事会 6月18日
- エ 第6回学校給食部会幹事会 6月25日
- オ 第4回清掃部会幹事会 7月10日

<議題>

- ア 各地連報告について
- イ 2024年度第一次政府予算要請行動について
- ウ 2024-2025年度 部会運動方針について
- エ 第4回現業政策集会について
- オ 労働安全衛生の推進について
- カ 2024年度学校用務員部会体制について
- キ 当面の日程、その他

## ② 第6回学校用務員部会幹事会

7月6日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 2024-2025年度 学校用務員部会運動方針について
- イ その他

## (3) 政策集会運営委員会

### ① 第2回政策集会運営委員会

5月22日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 集会のスケジュールと参加人数
- イ 運営委員の任務等
- ウ 政策集会分科会の内容について
- エ 現業フェアについて

### ② 第3回政策集会運営委員会

7月21日、対面（愛知・名古屋市公会堂）で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 第4回現業政策集会の運営について

## (4) 会計年度任用職員等組織化推進委員会

7月8日、第3回会計年度任用職員等組織化推進委員会をウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 「現業・会計年度任用職員等組織化推進委員会」オルグ実施について
- イ オルグ報告を踏まえた事例集作成について
- ウ その他

## 2. 2023現業・公企統一闘争

### (1) 2023現業・公企統一闘争本部会議

#### ① 第4回2023現業・公企統一闘争本部会議

6月15日、対面（東京・自治労会館）で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- ア 2023現業・公企統一闘争の取り組み状況
- イ ヤマ場の対応

## ② 第5回2023現業・公企統一闘争本部会議

8月2日、対面（東京・自治労会館）とウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

ア 2023現業・公企統一闘争中間総括（案）について

イ 2023現業・公企統一闘争（第2次闘争）の推進

## （2）自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会

7月1日、対面（東京・主婦会館プラザエフ）とウェブの併用で開催した。

講演①では、伊藤功書記長が「全ての単組が結集する統一闘争にむけ」として、運動（たたかい）の目的、現業職員の権利を活用した活動・運動について講演を行った。続いて、西尾哲也公営企業評議会ガスグループ長より単組報告①「松江市ガス事業のあり方について」と、中川純現業評議会清掃部会長から単組報告②「公共サービスの提供に必要な人員確保にむけ」の単組報告が行われ、各単組において当局・労働組合一体となってどのように自治体の課題へアプローチを行ってきたかについて取り組みが報告された。最後に、公営企業評議会議長、現業評議会議長より2023現業・公企統一闘争への全単組の結集にむけた決意表明を行い、団結ガンバローで会を閉めた。

## 3. 諸集会・セミナー

### （1）第4回現業政策集会

7月22～23日、対面（愛知・名古屋市公会堂ほか）とウェブの併用で開催し、787人（対面739人、ウェブ48人）が参加した。初日は全体会、2日目は各職種に分かれての分科会が行われた。

全体会では、競泳元日本代表の星奈津美さんを講師に招き、「競泳人生で学んだ大切なこと」をテーマに、競泳人生を通じて「心も身体も健康であること」が重要であり、あきらめずに挑戦し続けることが大切であることを伝える講演が行われた。

講演②では「自治体業務継続計画（BCP）の実効性を考える」として防災都市計画研究所の吉川忠寛さんを講師に招き、災害対応時の実効性のあるBCPにむけ、どのような点を留意し作成していくべきかについて講演が行われた。

全体会では、清掃、学校給食、学校用務員、県職現業、一般現業の各部会から予算要請に対する取り組みや単組事例報告を行い、2日目は各部会に分かれてパネルディスカッション、グループワーク等を行い職種内の政策課題を協議・共有した。

集会の前段では、現業職員の業務内容を地域住民に広く知ってもらうため、鶴舞公園で現業フェアを開催し、波佐見焼の絵つけや竹トンボづくり、パネル展や収集車の展示など各部会からさまざまなブースを出展した。

### （2）第2回担い手育成連続講座

5月14日、東京・主婦会館プラザエフで開催し、24県本部35人が参加した。講座では、鬼木誠議員が、労働組合が政治闘争に取り組む意義について講演し、労働条件の改善は単組での活動が必要不可欠である一方で、組織内議員の必要性と政治闘争が重要であることを訴えた。その後、岸真紀子議員と鬼木議員がそれぞれの班に入り、参加者がグループワークでまとめた現場課題について意見交換を行った。現場からの意見を受け、鬼木議員・岸議員が、組織内議員として改めて全国の職場改善決意表明をし、単組においても組織内議員とのコミュニケーションをはかり、職場の改善につなげていく取り組みの実践を参加者に呼びかけた。

<内 容>

- ア 講座④「なぜ労働組合が政治活動を取り組むのか？」
- イ グループワーク「現場課題の解決にむけ、議員に伝えたいこと」
- ウ グループ発表と各組織内議員との意見交換

### (3) 第3回担い手育成連続講座

8月11～12日、広島・ワークピア広島、広島平和記念公園ほかで開催し、24県本部35人が参加した。

<内 容>

- ア 講座⑤「人権について学ぼう」
- イ 講座⑥「現場実態に応じた安全衛生体制の確立にむけ」
- ウ 講座⑦「会計年度任用職員を取り巻く状況と課題」
- エ グループワーク「会計年度任用職員の組織化にむけ」
- オ 講座⑧「戦争をさせない国をめざして」
- カ 平和公園内のフィールドワーク

## 4. 省庁交渉

### (1) 文部科学省要請行動

6月13日、2024年度政府予算にかかる要請行動を対面で実施した。自治労現業評議会から、吉村秀則事務局長、石川豊学校給食部会幹事、田中洋子学校給食部会幹事、照井健太郎学校用務員部会幹事、澤井祥生学校用務員部会幹事ほかが出席し、文部科学省から大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課法規係、初等中等教育局 健康教育・食育課 企画調整係が主席し、別記要求項目について一括して回答があった。概要は次の通り。

#### 【学校給食関係】 ◎が回答項目

1. ノロウイルスを含む様々な感染症による食中毒から児童生徒を守るため、国が示す衛生管理基準に沿った、業務運営が行える施設の新築・増改築について、全国の自治体への周知徹底をはかり、改善を促すこと。また、食材の洗浄や手洗い後の消毒等に効果があり、ノロウイルスを不活化させる次亜塩素酸ナトリウム溶液を生成する機器の購入・設置費用についても国の予算補助が活用できるような制度を検討すること。

2. 学校給食において、現場の適切な温湿度管理や食材の衛生管理および調理従事者の健康管理が重要であることから、全国の学校給食調理施設（配膳室等も含む）の空調設備の設置状況および温湿度管理の実態を調査し、基準を満たしていない自治体への指導を行うこと。さらには、学校給食調理室および給食配膳室への空調設備設置にかかる交付金の交付要件を緩和するとともに、交付金の活用事例を自治体へ提示し、その活用を促すこと。

また、施設や設備機器の老朽化により、危険異物の混入事案が多くみられることや調理従事者の労働環境が悪化していることから、これらの新設や施設の拡充および改修・整備にかかる交付金の予算措置を行うとともに、自治体に対し適切な措置を講じるよう指導すること。◎

### ① <文科省>第1次要請【学校給食関係】2 回答の概要

文部科学省は、2020年度公立学校施設の給食調理場状況調査を行っており、衛生管理上はもちろん、そこで働く職員の健康状態の観点からも、空調設置は重要であると考えている。同年第3次補正予算から既存の調理場における空調設備のみの設置の際も予算補助の対象となったことから、引き続き予算確保と定期的な交付金に関する説明会を行っていききたい。

施設全体の新築・増築・改築の際に付帯施設として真空冷却器や温度管理機能付調理器、殺菌のための機器を設置した場合は予算補助の対象となる。各自治体において、そのような機会と諸制度を利用して、老朽化が課題となっている給食調理場の施設環境の改善に努めていただきたい。説明会等で周知徹底を行う。

### ② <自治労>第1次要請【学校給食関係】2 追加要請

空調の設定について、2020年第3次補正予算から、既存の施設への空調設置が補助の対象となり、学校給食職場の空調設備が徐々に進んできた。一方で、設置が進んでいない自治体の学校給食職場は、近年の気温上昇により数十年前とは比べ物にならないほど劣悪な労働環境となっている。作業中に熱中症を訴える事例も増加しており、命に関わる最悪な事態が起こる前の対応が必要である。

早急に、スポットクーラーを含まない空調設備の設置状況および湿度管理の実態調査を行い、このような状況を改善するために各種交付金補助金制度の活用事例等を各自治体へ提示し、早期の対応がはかれるように願います。

また、施設の老朽化に伴う危険異物混入事案が数多く発生し、学校給食の安全性に対して不安を招くような事案が増えている。子どもたちにとって、安心で安全な学校給食を安定的に供給することは私たちの責務であり、日々、現場において最善の努力をしているが、経年劣化を起因とする危険異物混入事案に関しては自治体当局の責任がより重大だと考える。

加えて、休憩室の広さやトイレなど設置状況をはじめとする調理従事者の労働安全衛生が確保されていない状況が数多くあることも報告されている。施設の新設や拡充および改修・整備にかかる交付金措置を改めて願いますとともに自治体に対して適切な措置を講じるように指導をお願いしたい。

### ③ <文科省>第1次要請【学校給食関係】2への質問

「交付金要件の緩和」とは具体的にはどのようなものか。

### ④ <自治労>第1次要請【学校給食関係】2への質問への回答

文部科学省が空調設置に対交付金を創設しているにもかかわらず、自治体まで降りてきていないため、導入が進んでいる自治体とそうではない自治体の格差が広がっている。空調の有無で労働環境が全く違い、未設置の給食調理場では40℃、湿度85%の中で調理作業を行わなければならない。自治体に対し、設置を要請しても、予算が無いため対応できないとの回答があるため、交付金制度の周知徹底を行ってほしい。

3. 給食調理施設の目的外使用については、「学校給食の提供に支障のない範囲で使用が可能であり、財産処分の手続きの対象には該当しない」という旨を引き続きすべての自治体に周知徹底すること。

あわせて、災害時等に給食調理施設を適切に活用できる災害時対応マニュアルが、各自治体において整備されていない現状であることから、国が率先して「給食調理施設における災害時対応マニュアルのガイドライン」を作成し、各自治体の現状に沿ったマニュアル整備を行うよう自治体に助言すること。

4. 外国人児童については、学校給食において様々な対応が求められることから、平等な給食提供を行うため、想定される事例の調査等を行い、その内容について教職員および調理員に対し研修等を行うこと。また、食物アレルギーを抱える児童生徒数の増加傾向を踏まえ、食物アレルギーのない児童生徒と同様な給食提供を行うことが求められているため、アレルギー対策や宗教食等に対応できる給食施設の整備、ならびに必要な人員の確保、定期的な学習や研修の充実をはかるための環境改善交付金を拡充すること。

5. 学校給食を通じて子どもたちに正しい味覚を教え、食べることの楽しさ、必要性を知り身につけてもらうことは、食育を推進するうえで重要であることから、専門調理師の資格を有する学校給食調理員および食育推進員が関われるよう、文部科学省主導による学校給食事業を展開し、積極的な活用を各自治体に促すこと。

6. 学校給食現場における地産地消や残食ゼロおよび食品ロスの取り組みについて、SDGsに直結する重要な課題であることから、全国の自治体が積極的に参画できるよう、文部科学省として事業展開し、交付金による支援についても検討すること。

7. 物価や燃料費の高騰に対応した地方創生臨時交付金の活用による給食費への補助は、コロナ禍における時限的なものであることに加え、交付までに時間を有するものとなっていることから、今後の不測の事態に即時対応することが可能で、自治体が活用しやすい交付金制度を確立すること。◎

#### ① <文科省>第1次要請【学校給食関係】7 回答の概要

2022年度から、地方創生臨時交付金を活用した各自治体における学校給食費の保護者負担軽減にむけた取り組みを促してきた。2023年度においても、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の推奨事業メニューが7,000億円ほど積み増しされ、学校給食費負担軽減の取り組みへの支援と地域の実情に応じたきめ細かな支援を一層強化するため、2023年4月3日付の通知で本交付金の積極的活用を促した。

物価高騰が続く場合には、他省庁と連携し、保護者負担軽減にむけた取り組みを引き続き行っていく。

#### ② <自治労>第1次要請【学校給食関係】7 追加要請

2022年4月の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の予備費に加え、9月にも物価高騰に対する追加策として6,000億円規模の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が創設され、自治体がこれらの交付金を積極的に活用したことによって、給食費の無償化を行った自治体が増えたと考える。また、無償化とまらないまでも臨時交付金を活用して、半額程度や第2子、第3子以降無償化したところもあり、この交付金は大変有意義であったと考える。しかし、これらの交付金を財源とした自治体では、交付期限後の財政が課題となっており、自主財源で賄っている自治体もあると聞いている。政府は、「こども未来戦略方針」の作成の段階で給食費無償化にふれていたものの、素案の中では「学校給食の無償化については調査する」にとどまっている。物価や燃料の高騰が、安定した学校給食の提供において与える影響ははかり知れない。改めて、自治体が活用しやすい交付金制度



の確立をお願いしたい。

### ③ <文科省>第1次要請【学校給食関係】7 追加要請への回答

子ども子育て政策のたたき台の中で、学校給食の無償化を打ち出しているが、現状、課題整理のための実態調査を行うまでにとどまっている。その理由として、児童・生徒間の公平性、給食費の負担のあり方の観点から無償化をどのように行うべきか検証する必要があるためである。今後、こども家庭庁と連携して、必要な取り組みを進めていきたい。

また、物価高騰については、今後も引き続き内閣府と連携し、適切な対応を行う。

8. 慢性的な人員不足による業務過多により、学校給食の質の低下やヒューマンエラーを原因とする食中毒や異物混入事案も発生していることから、安全安心に働くことができ、適切に衛生管理を行い、質の安定した学校給食の提供にむけた適正な人員配置（調理員）を自治体に求めること。◎

### ① <文科省>第1次要請【学校給食関係】8 回答の概要

学校給食調理員の配置基準については、学校給食の調理に最低限必要な配置人数を示し、地域や調理等の状況に応じて弾力的に運営することを求めている。学校給食の実施方法については、外部委託の活用など、各自治体の実情に応じてさまざまであることなどから、各自治体において学校給食の運営に支障をきたさないよう調理員の配置に努めていると考えている。

文部科学省は、学校給食の質の低下を招くことがないように十分に配置・配慮されるよう、各教育委員会に指導しており、引き続き同委員が集まるさまざまな会議等の機会に指導していく。

### ② <自治労>第1次要請【学校給食関係】8 追加要請

各自治体の合理化政策の中、退職者不補充や、会計年度任用職員への代替えなどが進んでおり、正規職員の人数が極めて少なくなることでその職員への負担が大幅に増加している。

二十数年前に比較すると、安全衛生基準も厳格化され、アレルギー除去の種類の増加や、献立の多様化により、これに伴う業務負担が増加している。このような状況であっても、私たち給食調理員は、毎日、温度40℃を超える調理室で時間通りに安全安心でおいしい給食を提供するという責任を負いながら日々業務にあたっていることを、各自治体の当局が理解しているかは疑問である。

今後、定年延長者の体力的問題により業務内容を変更することで、周りの職員にかかる負担が増加し、食中毒や異物混入などのヒューマンエラーにつながる可能性があり、現場では、人員配置や制度の見直しが早急に必要であると感じている。体力的には現役時代より落ちていても、技術・知識の継承や人材育成に関しては60歳以降の職員の役割は重要であることから、定年引き上げ導入や現在の人員配置などについて早急に見直すよう、文部科学省から地方自治体にこれらを踏まえた指導を行っていただきたい。

#### 【学校用務関係】

1. 学校用務員が環境整備を行う際に労働安全衛生法で定められた特別教育の実施が必要であるが、受講せずに業務を行っている自治体があることから、各学校や学校設置者に対し、用務員を含めた教職員の安全衛生管理を周知徹底し、関係省庁に対し安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。あわせて、特別教育の受講に係る費用については国庫負担とすること。◎

## ① <文科省>第1次要請【学校用務関係】1 回答の概要

学校用務員を含めた教職員が教育活動に専念するための安全かつ適切な労働環境を確保するためには、各学校において、衛生推進者の選任など労働安全衛生管理体制を確立させるとともに、個々の教職員が労働安全衛生に関する知識を共有することは極めて重要であると考えている。労働安全衛生法においては、特定の危険または有害業務に労働者を就かせる場合は、労働安全衛生のために必要な事項に関する教育を行うことが事業者には義務づけられており、設置者である各自治体の責任において行われるべきものである。

各学校における取り組みについては、まずは設置者責任において行われるべきものであり、必要に応じて予算措置をする必要があると考える。

文部科学省としては、教育委員会の担当者を対象とした各種会議を通じて周知啓発を徹底していく。

学校用務員の安全衛生要綱の策定の検討については、学校用務員の職務の多様性を鑑み慎重に対応することが重要である。まずは、各学校において、学校用務員を含めた教職員の安全衛生管理の徹底に努めるよう、文部科学省としても確実な指導を行っていく。

## ② <自治労>第1次要請【学校用務関係】1 追加要請

労働安全衛生管理とは、労働者の安全と健康を保護する活動であり、危険作業を危険と認識せずに作業を行っていることで事故が発生しているのが現場の実情である。学校用務員の労働安全要綱を策定するなど、ひとつの目安をつくることで、労働者は、はじめて安心して働くことができる。一度、各教育委員会に投げかけてほしい。

次に、設置者である各自治体および教育委員会が特別教育の重要性とそれを受講しないことの危険性を理解しておらず、そもそもこれに対応する予算を確保していないことが問題であるとする。予算の確保が適切に行われるよう改めて周知徹底をお願いしたい。

職員の特別教育受講が法的に義務づけられている限り、教育委員会・学校側が確実にそれに対応すべきである。さらに、2019年に法改正によってチェーンソーの罰則が変更され、作業員も罰則の対象となった。法令に反して作業を行い、けがをした場合、6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金刑だけでなく、生命に関わる重大な事故を起こした場合も、労働災害の対象とならない。各都道府県の教育委員会に周知をするだけでなく、そのような作業員が罰則対象となるということまで、作業を行う職員本人に伝え、全体の共通認識とすべきであるとする。4年前の要請行動でも同内容を発言したが、現状、現場での意識改革などは感じない。

気温上昇による熱中症対策が大きな課題となっている中、学校においてはファン付きの作業着の予算確保がなく、自費で準備しているケースが見られる。労働者の安全と健康のため、熱中症対策についても予算確保を強く要望する。

会計年度任用職員制度や定年引き上げ制度の導入により高齢の学校用務員が増えている。正規職員の充足が要望であるものの、高齢者による作業が避けられない状況下においては、例えば、2メートル以上の高所作業やチェーンソーの使用を排除するなど、60歳以上の職員に対しどのような働き方が望ましいか、自治体判断とせず、国の目安を示してほしい。

2. 学校用務員の役割や学校運営組織の専門性を活かすため、用務員を自治体及び学校の防災組織体制の一員に位置づけること。また、防災と救命のための研修を義務付けるとともにそれに必要な予算措置を講じること。

3. 農薬取締法第1条の「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図ること」を踏まえ、農薬の取り扱いについては、適切に保管できるよう、新・増改築に関わらず、作業室、保管庫等の設置に対し、交付金の活用ができるよう要件緩和の予算措置を行うこと。◎

① <文科省>第1次要請【学校用務関係】3 回答の概要

作業室、保管庫等の設置については、新・増改築や、施設の長寿命化のような大きな改修が行われる際に、その一部として予算補助の対象となる。細かい施設の改修が予算補助の対象となっていない旨を理解しているものの、現段階では前述の通り大きな改修の際に、その一連の中で設置するときのみが対象となっており、引き続き同予算を確保していきたい。

② <自治労>第1次要請【学校用務関係】3 追加要請

作業室、保管庫等の設置は増改築時に予算補助の対象となっているとの回答であったが、農薬のほか、ガソリン、灯油、刈払い機など日常的に使用している。学校は児童・生徒が学ぶ場所であり、子どもたちは、大人が想像しない行動をするのがあたり前であり、それを前提とした対策を講じることが当然である。予算不足を理由に、危険な道具を適切に保管する場所が確保できない状況について、学校において最重要に考えるべき児童・生徒の生命・安全に対して、文部科学省はどのように考えているのか疑問を持たざるを得ない。予算確保が難しいのであれば、空き教室の利用など生徒・児童の安全確保のためさまざまな施策を講じてほしい。

4. 感染防止対策のためのマスク着用による作業環境の変化は用務員の健康と命に係わることから、ファン付きの作業着の貸与などの熱中症対策を現場実態に応じた予算措置を行うこと。

その他

① <自治労>【学校用務関係】追加要請

学校用務員・学校施設管理が民間委託されているのは何割か。民間から直営に戻した例も聞いており、民間活力の推進を掲げてきたが、これに合わない現場実情があるため、直営でできることをまずは確実に実行することで、より質の高い市民サービスにつながることに周知徹底してほしい。

現場では、学校用務員の業務に対応する予算がなく、教育関係部門の中で優先順位が低いと感じている。しかし、私たちは、正規職員であるからこそその大きな責任を自覚しており、決められた業務を遂行するだけでなく、多様化する子どもたちへのフォローも重要な役割として担う学校生活に欠かせない存在である。

学校用務員の業務の労働安全衛生や特別教育に対し取り組んでほしいという切なる思いをこの場で伝えたい。文部科学省は、学校用務員の必要性は認識しているのか。

② <文科省>【学校用務関係】追加要請への回答

学校用務員の必要性は、もちろん認識している。学校用務員・学校施設管理の民間委託化の割合は別途返答する。

労働安全衛生管理体制については、法令違反になっている自治体が多々あることは認識しており、由々しき事態である。法令違反になっている理由については、教育委員会に聞いた場合、予算がないという返答があり、予算不足以前にそもそも法令違反であることは指摘・指導している。

各自治体の意識の問題はまだまだあると感じている。未整備の自治体に対しては指導などを実施しているが、今後も労働安全衛生管理体制が速やかに整備されるように努める。

## (2) 環境省要請行動

6月13日、2024年度政府予算にかかる要請行動を対面で実施した。自治労現業評議会から、吉村秀則事務局長、中川純清掃部会長、久松亮太 同幹事、西村好勝 同幹事、原田真和幹事、立教大学コミュニティ福祉学部・藤井誠一郎准教授ほかが出席し、環境省から環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室、同リサイクル推進室、同廃棄物適正処理推進課、環境局、水・大気環境局水環境課（放射性物質担当）の職員が出席し、別記要求項目について一括して回答があった。概要は次の通り。

1. 大規模災害の発生時において、迅速な復旧・復興にむけ、指示命令系統の整備や自治体への予算措置を行うとともに、災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用と支援員の増員が進むよう自治体への周知の拡大を行うこと。

### ① <環境省>第1次要請1 回答の概要

地方環境事務所でブロック協議会を作り、都道府県や政令指定都市が関係しながら災害廃棄物の処理をどのように迅速に行うか検討を行っている。情報伝達訓練を行い、市区町村から都道府県を經由して環境省に情報が伝わる訓練や、指示命令系統についてこのように整備を行っている。

災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）において、災害廃棄物支援員制度として、人材バンクの制度が2020年度から発足した。毎年のように活動実績があり、随時被災された自治体に支援を行っている。各種研修や内閣府の防災情報ページで、災害マネジメント統括等研修において両制度の説明を行っており、引き続き人材確保にむけて周知を進めていきたい。

### ② <自治労>第1次要請1 追加要請1

災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）について、「支援員に登録する際に用いる対応可能分野コード表（要綱様式1-2）」のすべての要件が当てはまらなければ人材バンクに登録できないと誤解している自治体の担当者が多いと想定される。毎年各地で災害が発生しており、災害派遣経験者が増加していることから、登録人員は増加傾向となるはずであるが、行政の示し方に課題があると現場では感じている。

この中で、3収集運搬、4仮置場については、災害廃棄物の目分量やその処理に必要な収集車の容量・台数は現業職員のみが職務経験を活用し対応できる内容である。また、現業職員に異動はないため、継続的に登録することができる。支援内容に対して、想定される職種を加筆することで、適正な人材を推薦できることから、直営の現業職員を活用するためにこのような修正に対応してほしい。

### ③ <環境省>第1次要請1 追加要請1への回答

支援員の全体の人数は微増しているものの、配置換えなどを理由に登録を取り消す例もある。すべての要件を網羅しないと推薦できないと誤解されないように変更することと、想定される職種の記載など担当者と相談してご指摘の内容を修正できないか検討する。

### ④ <自治労>第1次要請1 追加要請2

2023年も集中豪雨浸水被害が連続して発生し、自治体を越えた支援が行われている。首長の個人的なつながりを伝手に派遣要請を行っている場合もあり、迅速で確実な支援を行うためには、不安定な支援体制であると感じている。今後想定されている南海トラフ地震や頻発化・甚大化している水害など自然災害発生が予断を許さない状況で、被災地の住民が切望する迅速かつ安定的な支援を行うためにも、国主導で体制構築をすることが必要である。

まずは、自治体の直営職員の人数、プレスパッカー車などの機材の保有数、道幅や災害廃棄物の仮置き場の状況など、災害発生前より必要な情報を集めてデータベース化し、適正な災害派遣先を選定

できる体制をつくることがベストではないかと考える。

この間の災害支援で、一般廃棄物とは異なる衛生面、安全面等を重視した災害廃棄物の対応を経験した自治体直営の現業職員も増加していることから、その活用を進めるべきである。

⑤ <環境省>第1次要請1追加要請2への回答

災害発生時には、被災地に環境省の職員が入り、当該自治体の職員等を交えて確認するようにしている。自治体に対応できる範囲や、広域支援の必要性の有無をその場で判断し対応している。自治体の首長間のつながりで対応することについては問題ないと考えているが、つながりがなくとも支援ができるように現場状況から必要な支援を判断している。災害廃棄物の収集運搬については、災害等廃棄物処理事業費補助金において、自治体が国に請求する形でその9割を国庫補助している。他自治体が支援に入った場合にかかった費用についても、同様である。

⑥ <自治労>第1次要請1追加要請3

千葉市では、2019年房総半島台風により出た多くの災害廃棄物を、直営の清掃職員を中心に半年かけて回収を行った。千葉市は、熊本地震以降に災害支援を行った経歴がなく、近隣自治体に応援が頼みづらく、市内で時間をかけて対応することとなった。

例えば、濡れた畳の回収にはパッカー車ではなく平積みユニック車、廃家電の回収には平ボディ車が適切など、度重なる災害派遣の経験を経て災害廃棄物の対応に適正な機材などノウハウが蓄積されている。全国の自治体において、災害派遣が可能な人数、機材の種類等の所有状況等の情報があれば、被災地の問題解決にむけ適切な災害派遣を速やかに行うことができる。全国都市清掃会議や、環境省の災害廃棄物担当が情報を有していることがその基礎になると考える。

災害派遣後には、自治体は必ず総括を行っている。国の方でも総括や情報共有など国や各自治体の経験を、国民のために活かせるように取り組みを行ってほしい。

⑦ <環境省>第1次要請1追加要請3への回答

全国都市清掃会議で各自治体保有の機材について情報収集していると聞いており、共有をお願いしている。この間の災害支援の経験から、災害廃棄物の収集運搬に対し、被災地の状況やごみの種類を見ながら、どの自治体がどれだけの機材をもって、どのタイミングで支援に入るかなど判断に必要な情報が蓄積されてきている。

今後も、適切に判断できるように人材バンクや全都清と体制の構築にむけ協議していきたい。また、発生した災害ごとに振り返りはしており、環境省において、各災害の対応の良かった点の振り返りを自治体に聞いてまとめHPに公開している。

災害廃棄物の収集運搬に特化したものはないので、ご意見を参考にして検討したい。

⑧ <自治労>第1次要請1追加要請4

被災地の住民生活をいち早く取り戻すためにも、災害廃棄物への迅速な対応は重要であり、その体制構築は国の責任である。都道府県を超えて必要な支援を行うために、自治体の直営の職員の有用性、意義が浮き彫りになってきている。この間、国や自治体は現業職員の削減傾向を推し進めてきたが、災害対応や委託費増大の中、直営職員の必要性を見直す時期に来ている。このような状況を踏まえ、環境省から総務省等に対して直営職員の増員についてアピールできないのか。

⑨ <環境省>第1次要請1追加要請4への回答

現業職員の必要性について国会でも答弁されており、回答も把握している。環境省としては、自治労と同じ課題を認識している。ご意見として受け止めたい。

2. 災害ごみの仮置き場については、未選定の自治体が存在していることから、災害発生時に迅速

に対応できるよう、選定にむけた支援や予算措置を行うこと。

#### ① <環境省>第1次要請2 回答の概要

災害ごみの仮置き場が未選定になっている理由がさまざまある中で、中小規模の自治体においては人材・技術的情報不足があるのではないかと考える。災害廃棄物処理計画の策定は、2022年3月現在、全体の72%の自治体にとどまっている。この処理計画が未作成の自治体を中心に、災害ごみの仮置き場が未選定になっており、また、処理計画がある自治体においても一部災害ごみの仮置き場が未選定になっていると認識している。これに対しては技術指針の中で選定の基準を示し、処理計画策定改定ガイドラインやリーフレットを作成し、仮置き場の選定について留意点などをHPに公開して自治体に周知している。

避難所開設を優先することによる土地不足や、他部署との調整の課題などにより仮置き場が未選定となっていることに対しては、ブロックごとに国有地・県有地を確認する司法関係事務所のモデル事業や、他部署と連携して検討する事業も行っているため、これらが参考になるよう周知を行いたい。モデル事業に関わる予算が2023年度から減額したものの、引き続きブロック研修会などを通して支援を継続したい。

3. 災害廃棄物処理の対応等については広域的な処理が求められていることから、廃棄物処理を柔軟に対応できるよう、国段階での分別区分の均一化をめざすこと。また、広域処理にあたっては、運搬コストや距離等を考慮するとともに、最終処分地をブロック単位に設け、災害廃棄物も受け入れられる中間処理施設や一時保管場所も含めた総合廃棄物処理施設を自治体が設置できる予算措置を行うこと。

#### ① <環境省>第1次要請3 回答の概要

一般廃棄物処理を適正かつ着実に行うため、循環型社会形成推進交付金等の予算確保が極めて重要であり、予算確保に努めていく。2023年度においても、自治体の要望に応える予算確保を行っている。今後とも、当該予算の確保に引き続き努める。

国段階での分別区分の均一化について、自治体により処理施設や地域実情が異なるため、一律にするより自治体のこれまでの処理経緯などに基づいた対応が基本的なスタンスであるが、廃棄物処理のシステム指針を作成し、標準的な分別収集区分を示している。2023年度にこの指針の改定が行われることから、指摘の観点も参考にし、災害時の対応では事例などを記載したガイドラインを活用し進めていきたい。

4. 災害廃棄物処理に従事する災害派遣職員については、感染症に対する検査体制、感染防止対策の整備やメンタルヘルス対策、産業医との面談、各自治体へ災害派遣職員に対する労働安全衛生体制の確立のための指導を行うとともに、必要な予算措置を行うこと。

#### ① <環境省>第1次要請4 回答の概要

感染症への対策としては、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症へ移行したことから、現在特別な対応は行っていない。

この間の災害に対しても、災害廃棄物の広域処理、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）や、

近隣市町村が災害派遣の支援を行ったほか、環境省からも各事務所に職員を派遣し、状況把握に努めており、この情報をもとに必要な支援を行っていききたい。

5. 「循環型社会形成推進交付金制度」については、焼却工場における長寿命化などの補強工事や、高効率発電にむけた施設整備の促進と施設の整備費・建設費の高騰を踏まえ、交付金を増額するとともに、電力自由化による広域的な廃棄物発電のネットワーク構築が必要となっているため、市町村が最大限活用できる交付基準に緩和すること。

また、循環型社会形成推進交付金の活用時における廃棄物処理の有料化の検討要件については、自治体による有料化以外のごみ減量施策の検討の阻害になるとともに、地域住民のごみ減量への意識醸成にも繋がらないことなどから、検討要件を廃止すること。

#### ① <環境省>第1次要請5 回答の概要

廃棄物発電のネットワーク化については、2019年3月に、廃棄物エネルギー利活用方策の実務入門としてとりまとめ、2021年3月にその改訂を行っている。今後、発電や余熱利用を含めた廃棄物エネルギーの高度化にむけた普及・促進等をはかるとともに、交付金の活用にもむけた検討を進めていく。また、一般廃棄物有料化については、排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化、住民の意識改革を進めるため環境省としては推進をしている。交付金の検討要件の廃止については、ごみの減量化や排出抑制に資する他の施策を妨げるものではないが、引き続き状況を踏まえて検討を行いたい。

6. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいた排出・回収・リサイクルに係るルートの構築がされるよう、各自治体に指導・助言を行うとともに、プラスチック廃棄物の回収体制構築に係る費用の全額について国が補助すること。

あわせて国民全体のプラスチック資源循環の意識醸成のため、啓発施策を行うとともに、自治体においても環境教育などに取り組むために必要な予算措置を行うこと。

#### ① <環境省>第1次要請6 回答の概要

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022年4月1日に施行され、最前線の皆様の絶大な協力とご負担に感謝申しあげる。

国からの指導・助言として、各自治体に対して一括回収にむけたモデル事業を実施している。例えば、モデル地域を作り、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括で回収する実証事業や、コスト分析、CO2分析、住民への広報などプラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業を2022年6月に公表した。この公表と同時に、2023年度の公募も開始した。引き続き、各自治体を取り組みやすい環境づくりを継続していく。また、各地方環境事務所にもプラスチック資源循環促進法担当課が付いたため、きめ細やかな対応を行っていききたい。

回収体制構築にかかる費用について、製品プラスチック資源循環は自治体負担となっているものの、総務省と連携して、市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集および分別収集物の再商品化に要する経費については、その1/2を特別交付金措置の対象としている。各自治体がこれに取り組みやすい費用面も含めた支援ができるよう今後も検討していききたい。

啓発施策については、プラスチック循環法の特設サイトを設け、これに関わるさまざまな情報を集

約し、情報公開を行っている。今後は取り組みの意識の低い性別・年齢層等に対しても、現コンテンツと連携した取り組みなどを通して今後も啓発施策を行っていききたい。環境教育については、教職員や自治体の教育行政担当者への環境教育に関する育成・研修を行っており、このような形で今後継続していききたい。

② <自治労>第1次要請6追加要請1

「プラスチック資源循環促進法」で全プラ回収を進める中で、車両の購入が必要となっている。それには、メーカーから自動車を購入し、架装することが最適であるが、架装をすると重量が増加することや、積み下ろしにより人感センサーが作動しなくなるなど、安全装置が機能しなくなるケースがあり、それを外しても道路交通法上問題はないものの、メーカーがそれを理由に車の販売を拒むケースが多く、回収に必要な車両が手に入らない状況となっている。環境省としても、全プラ回収の障害とならないよう、必要な車両の配備にむけて、メーカーに事情を説明し、必要としているところへ配車をお願いできないか。

③ <環境省>第1次要請6追加要請1への回答

課題として受け止める。

④ <自治労>第1次要請6追加要請2

京都市においても、2022年4月から製品プラスチック一括回収を行っている。本格始動まで、モデル事業として啓発シールを貼るなど、住民への直接周知・啓発の機会を作っていたが、排出量に変化がないのが実態であり、まだまだ製品プラスチック一括回収が進んでいないのが現場実態である。

これまで、容器包装リサイクル回収もやっていない自治体はそのノウハウがなく、住民と一緒に行う再資源化にむけた課題がまだまだ山積している。

ある自治体で、容器包装リサイクル回収を辞めた事例がある。当該自治体の職員に理由を聞いたところ、収集業務を民間委託で行っており、労働条件が厳しく、ごみの回収品目が多いために、これに対応する人員と機材の確保をすることが難しく、回収品目を減らす対応の中で容器包装リサイクル回収を辞めることとなったということであった。今後、労働人口が減少する中で、過疎自治体や財政的に厳しい自治体でこのような事例が出て来る懸念があり、このような状況を踏まえた施策の実行をお願いしたい。

⑤ <環境省>第1次要請6追加要請2への回答

プラスチック資源循環法に沿い、全国の37自治体で製品プラスチック一括回収を行っている。2023年4月から始まったところであり、まだ、少数の自治体でしか施行されていないため、ぜひ環境省に対して、現場課題などの意見をいただきたい。

容器包装リサイクル回収を辞めた自治体は情報があったが、労働条件等にその起因があるなど詳細は把握していなかったため情報共有に感謝する。プラスチック資源循環推進において、自治体にとって何が負担となるのか検証し、必要な対応を行いたい。

7. 家庭用小型家電および小型電気電子機器等のリサイクル制度がすべての自治体で実施されるよう、制度の義務化にむけて検討し、各自治体における回収体制の整備や住民啓発のための支援、予算措置を行うこと。

① <環境省>第1次要請7 回答の概要

小型家電リサイクル制度は、一部の商品ですでに資源有効利用促進法などで継続的に取り組みが行われ、そうした取り組みを活かしながら安定的継続的に行えるように、制度的に担保してきた。この



リサイクルの取り組みを全国に広げていくためには、義務化という一つの方法に限定するのではなく、さまざまな方法を組み合わせて各自治体が選択できることが望ましいという考えのもと、促進型の制度が講じられている。小型家電のリサイクルが進むように、自治体に対し、積極的な支援を行っていく。また、モデル事業などの優良事例の展開をはかっていく。

8. 有機ELテレビを早急に家電リサイクル法対象品目とするとともに、リサイクル料金の前払い方式について引き続き検討すること。

また、違法回収業者などへの自治体への取り締まり権限の付与や警察との連携を速やかに行えるよう法体系を含めた体制の整備等、対策を講じるとともに、義務外品の回収体制の構築にむけ、拡大生産者責任の徹底をはかること。

#### ① <環境省>第1次要請8 回答の概要

2021年4月から経済産業省と環境省の合同審議会を開催し、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を2022年6月に取りまとめた。有機ELテレビについては、一部で排出が始まっており、速やかに家電リサイクル法の対象品目として検討すべきと報告書にあるため、国は、対象品目追加について検討している状況。

リサイクル料金の前払い方式について、現時点では直ちに料金制度の変更が必要になるだけの問題が生じているとの考えに至っていないため、変更の予定はないが、制度変更した場合の課題等に関する技術的・実務的な検討について引き続き行うとの報告であることから、経済産業省で検討会を立ち上げ、料金制度の課題等に関する実務的な検討が行われている。

また、違法回収業者対策については、「とくにエアコンの回収率が他の家電リサイクル法の対象品目と比較して低く不適正な回収となっているため、自治体の規制や指導等を強化しても、違法業者が広域的に活動するため根本的な解決にはつながらない」と報告書にとりまとめた。まずは、実態把握の調査結果を踏まえた対策について議論を進め、これを踏まえ、エアコンの回収率向上にむけた対策を実施していきたいと考えている。

義務外品については、首都圏や小規模自治体などさまざまな地域事情により体制の構築が難しい。小規模自治体で回収体制の構築が困難な場合などには、国としても回収体制の構築状況を把握し、取り組みの支援を継続していくことが重要であるとする。各自治体の意見を踏まえながら、その方法を検討していきたい。

9. 廃棄物収集時におけるリチウムイオン電池による火災事故防止のため、すべての自治体でリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導が行えるよう、早急に国としての指針を定めるとともに、自治体の処理ルートの構築のための予算措置を行うこと。

また、リチウムイオン電池のリサイクルの推進にむけ製造事業者等が義務的に回収するよう、関係省庁と連携を図ること。

#### ① <環境省>第1次要請9 回答の概要

効率的・効果的な回収を実施している市町村の優良事例の横展開を2024年度もはかっていく。

2021年度から一般廃棄物処理におけるリチウムイオン電池対策への検討を行っている。リチウムイオン電池の製品実態調査、自治体における火災発生の状況調査、有識者ヒアリング等を行い基本的な

情報、対策検討結果を取りまとめ自治体宛での事務連絡等で公表した。

さらなる対策として自治体むけのオンライン説明会を開催し、動画を公表している。これに加え回収については、コンサルティング業務なども行っている。

2023年度においては、著名人を起用した広報動画の公表や自治体で活用できるツールの作成、実証事業の実施も予定している。リチウムイオン電池を含む製品による火災事故防止の観点から、関係省庁と連携してさまざまな取り組みを行っていききたい。

10. 高齢化社会が進みごみ出し支援の需要が増加しているため、すべての自治体でごみ出し支援（ふれあい収集など）が行えるよう、技術的助言を行っていくとともに制度導入のための予算措置を講ずること。

#### ① <環境省>第1次要請10 回答の概要

高齢者へのごみ出し支援を始める、既存の制度の見直しを行う自治体に対し、2021年3月に高齢者ごみ出し支援制度導入の手引きと事例集を策定し公表しており、各自治体にはこれを活用していただきたい。また、環境省としても自治体の取り組みを後押ししていきたい。

財政的支援については、総務省から特別交付税措置を行っている。

11. 放射能汚染廃棄物について、放射性物質濃度を公開して住民の理解を得るとともに、廃棄物処理に関する安全基準を明確化し、中間処理過程における管理・保管状況を公開すること。あわせて、国段階での処理、保管時の具体的な安全マニュアル等を作成すること。

#### ① <環境省>第1次要請11 回答の概要

廃棄物については、廃棄物処理法、放射性物質汚染対処特措法において処理基準が定められ、環境省作成の廃棄物関係ガイドラインでも、その基準を明確化している。処理の主体が国、自治体、民間のいずれであっても遵守することとしている。

指定廃棄物の放射能濃度や保管状況における個々の事案の公表については、自治体、民間企業の敷地もあるため、風評被害の恐れもあり行っていない。県の事情にあわせて取り組みを進める中で、国として放射能濃度の測定を行った場合は、その結果を含めてHPに公開するなど安心につながる情報提供に努めている。

福島県内では、仮設焼却施設や埋立処分施設で指定廃棄物の処理を進めており、モニタリング結果についても公表している。また埋立処分事業については、特定廃棄物埋立情報館リプルンふくしまを運営し、情報発信を行い住民の安心・安全につながる取り組みを行っている。

引き続き、各県の事情に応じた取り組みを進めるとともに、安全を第一に処理を進めていく。

12. 放射能汚染廃棄物処理では、様々な品目が処理されていることを踏まえ、処理工程について検証し、住民や労働者の安全を確保するとともに、ALPS処理水の海洋放流について放射能汚染がないよう、安全性の責任を果たすこと。

① <環境省>第1次要請12 回答の概要

放射能汚染廃棄物処理については、廃棄物処理法、放射性物質汚染対処特措法において処理基準が定められ、環境省作成の廃棄物関係ガイドラインでも、その基準を明確化している。法の目的である環境の汚染による人の健康または生活環境への影響を速やかに低減することに基づき、処理工程の検討が進められ、実施されている。

ALPS処理水については、海洋放流のために総合モニタリング計画を強化拡充した。これに基づき放射性物質が安全基準を下回ることを確認した結果はALPS処理水にかかる海域モニタリング情報としてホームページに公表している。2023年度も引き続きモニタリングを実施していく。

13. 水銀含有廃棄物が他の廃棄物に混入されていることを前提とした水銀などの排ガス基準に適用した施設の整備や触媒洗浄などの復旧費用について予算措置を講ずること。また、家庭内や事業所内の水銀含有廃棄物などの有害廃棄物の回収体制を確立すること。

① <環境省>第1次要請13 回答の概要

水銀などの排ガス基準に適用した施設設備に関わる予算措置では、水銀廃棄物の分別回収の周知徹底が非常に重要だと考える。既存の排ガス処理設備の活用で対応する事例もあるので、施設の改造費等の財政支援を行う考えはない。

廃棄物処理施設の新設・更新には、開発の処理設備が交付要件を満たした場合には、交付金の対象となる。

有害廃棄物の回収体制の確立では、水銀含有物などの有害廃棄物回収システムの整備として、家庭から排出される水銀含有廃棄物の分別・回収の徹底・拡大をはかるために、住民むけには、2015年度に「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」、自治体に対しては、「市町村等における水銀使用廃製品の回収事例集」を公表している。

14. 労働者の安全と健康の確保と事業の継続のため、マスクや防護具など必要な資材の確保のための十分な予算措置を行うこと。また、各種ワクチン接種についてはインフラ維持の観点から公費負担となるよう、予算措置を講ずること。あわせて、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた事業継続計画などの対策を国として検討すること。

① <環境省>第1次要請14 回答の概要

廃棄物処理事業者は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、国民生活、経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者として位置づけられ、同感染拡大下においても処理を継続することが求められる。廃棄物処理事業者が社会的に重要な役割を担っていることを鑑み、新型コロナウイルスのワクチンについては、一般廃棄物処理事業者へ優先的に接種することについて、関係部署と調整するように周知し、自治体の事例紹介やBCPの策定等、積極的な対応を呼びかけてきた。新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行したが、引き続き、廃棄物処理事業者の業務の重要性やエッセンシャルワーカーとしての役割を踏まえ、安心して業務に取り組んでいただけるよう支援していく。

15. 外国人労働者や外国人旅行者へのごみ出しルールの周知・徹底を図るための支援を各自治体に対して行うとともに、必要な予算措置を行うこと。

① <環境省>第1次要請15 回答の概要

外国人へのごみ出しルールについて、出入国在留管理庁では、各省と協力して生活就労ガイドブックを16言語で作成し、ごみの種類の例や、ポイ捨ての禁止等について情報提供を行っている。さらに、民泊における廃棄物の取り扱いの実態を把握するための調査を実施し、対応事例等をまとめた上で、事務連絡を発出して各自治体へ周知している。今後も各自治体における事例など参考になる取り組みがあれば紹介していく。

その他

① <自治労>第1次要請その他追加要請1

労働人口の減少や、人件費の高騰から、委託業者も人材確保に苦悩している中で、男性の多い清掃職場で女性の活用を推進しようとしている。一方で、事務所に女性用設備がなく、それがハードルになって女性の採用が進まない実情がある。また、清掃職場をDX化すること等でタブレットを使いこなす子どもの憧れの職業に転換させていくことが未来の人員確保につながると考える。これらを後押しする補助金制度の整備が必要であると考えます。

② <環境省>第1次要請その他追加要請1への回答

現場の意見として参考にし、検討する。

③ <自治労>第1次要請その他追加要請2

DIYの広がりにより、産業廃棄物として廃棄されるべきソーラーパネルが一般ごみに出される例が多くなっている。委託化が進んでいる清掃職場では、一般廃棄物の内容物のチェックまで行っておらず、焼却工場で事故が起こる可能性もある。

社会状況にあわせた廃棄物行政の施策のひとつとして、家庭ごみから出る前提をもって、ソーラーパネル回収の周知徹底をお願いしたい。

海外製品の個人輸入もあたり前となる中で、リチウムイオン電池が家庭ごみとして捨てられる課題により、収集車の火災などに繋がっている。

循環型社会の構築にむけて、環境省が尽力する中で、現場の私たちも全力で対応している。重大事故や環境汚染につながる廃棄物の取り扱いについては、環境省から経産省等への課題を投げかけるなど予算や制度運用の改善にむけて対応をお願いします。

④ <環境省>第1次要請その他追加要請2への回答

ソーラーパネルのリサイクルについても、今後の現場の意見を聞きながら対応していく。

<資料>

対応可能分野コード番号表

コード番号	分類	支援の内容例
1	全般的事項	体制整備、課題の整理・解決に係る助言・情報提供、事務委託支援
		被災地の状況把握・分析
		市民等への広報、マスコミ対応支援、ボランティア関係調整
2	実行計画・災害報告書	発生量推計、災害廃棄物処理実行計画策定支援
		災害報告書作成支援、災害査定対応助言
		災害等廃棄物処理事業費補助金事務：予算確保に係る手順、関係者への説明要領、現地調査、設計、積算、仕様書作成、業者選定、見積徴収、契約事務ノウハウ提供
3	収集運搬	必要車種、台数、期間の把握・支援要請の支援
		収集運搬支援団体との調整、進捗管理支援
4	仮置場	仮置場適地の確保、仮置場開設支援、仮置場のひっ迫予測
		仮置場管理運営助言、業務委託支援
5	処理関連	他地方公共団体等との処理に関する調整
		民間処理委託契約関係支援
6	損壊家屋	損壊家屋（解体）撤去関係支援

(3) 国土交通省要請行動

第1次要請行動 2023年7月4日

自治労参加者：北川誠県職現業部会長、生田孝俊 同幹事、吉村秀則事務局長

国交省参加者：大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室、道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室、同維持修繕係、環境安全・防災課道路防災対策室安全企画課、水管理・国土保全局治水課

1. 頻発化・激甚化している自然災害において、従来の道路・河川管理業務だけでは対応が困難となることが危惧されることから、住民の生命と財産、生活の安全・安心の確保、防災・減災対策や災害時・災害後の復旧に関して実情にあわせた新たな国庫支援制度の創設も含め、必要な取り組みを行うこと。また、道路施設や河川管理施設の老朽化対策を講じる必要があるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、国として必要な支援を行うとともに、道路法第42条を踏まえた必要な予算措置をはかること。

① <国交省>第1次要請1 回答の概要

気候変動の影響による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、河川改修事業として行ってきた河道掘削や堤防整備など事前防災対策をさらに加速化するとともに、現在あらゆる関係者が共同して住まい方の工夫や、雨水貯留浸透施設の整備等の「流域治水」を推進している。2021年度は、交付金とは別に、個別補助事業として「特定都市河川浸水被害対策推進事業」を創設し、さらに、2023年度から、流域水害対策計画策定のための支援を行うことで事業の拡充を行っている。

あわせて、維持管理・老朽化対策については、2022年度に、河川メンテナンス事業を個別補助事業として創設し、老朽化対策を計画的に実施できるように重点的に支援を行っている。大雨がさらに激甚化・頻発化することが考えられることから、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用し、地域ニーズに沿って自治体への支援を重点的に行っていく。

地方管理道路における防災・減災対策、災害時と災害後の復旧については、地方自治体にとって自由度の高い交付金である防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金を活用し地域の要望に応じて適切に財政支援を行っている。これに加え、近年激甚化、頻発化する風水害や切迫する大規模地震等へ

の対策や、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換にむけた老朽化対策として、2021年からの5年間の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、加速化・深化をはかるために対策を講じている。予算状況としては厳しいが、まだ不十分な予算であることを認識し、引き続き確保に努めたい。

## ② <自治労>第1次要請1追加要請1

耐震補強の推進について、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率は、会社管理で73%から78%（+5%）、国管理が81%から86%（+5%）、都道府県管理が78%から81%（+3%）、政令市管理78%から80%（+2%）、市町村管理65%から66%（+1%）となっており、全体としても77%から81%（+4%）に上がっているものの、市町村管理の耐震補強率が伸びていないのが明らかである。九州をはじめとした西日本では、補強工事を行っても、毎年、毎月のように豪雨により被災することで、小規模自治体で修繕率が上がらない要因となっている。市町村管理の補強率が60%台から70%台、80%台となるように早急に対応してほしい。

## ③ <国交省>第1次要請1追加要請1への回答

全国で災害リスクが高まっており、全国の自治体からの意見をもとに、最大限予算補助を行っているが、交付金で対応できる範囲には限界がある。

地域にとって重要な道路や緊急走路において突発的に対応が必要となった場合には、国交省の制度として緊急防災・減災事業債が活用できるため、状況によってそれらを活用してほしい。

## ④ <自治労>第1次要請1追加要請2

水害が頻発する中で、1級、2級河川等の整備は行われているが、普通河川の氾濫に対する予防や改善の予算措置は今後どうなるのか。

地方においては、道路の維持費が不足していることから、社会資本整備総合交付金や、防災・安全交付金を柔軟に使用し、維持費を充実させることで防災対策における小規模自治体のケアに繋がると考える。

自治体直営の人員削減により、日常点検が不足することで、道路構造物点検不足による事故が発生し、倒木が車を直撃した事故や子どもがなくなった事例も起きている。

台風等の災害が激甚化している中で、日常点検とそれを現場で実行する直営の人員確保に関わる予算について、総務省と連携して対応してほしい。

## ⑤ <国交省>第1次要請1追加要請2への回答

河川は国・県管理の1級、2級河川と、市が管理する準用河川はある程度個別補助事業等で支援を行っているが、今までは、普通河川の整備については支援できておらず国交省としても苦しい状況であった。

現在、総務省の管轄で国交省と連携し、2020年から2025年までの時限付き地方債において、普通河川の改修・維持浚渫を支援できるようになった。この地方債は、通常交付金よりも手厚く、充当率100%で、交付税措置率が高く活用しやすくなっている。

日常の点検を行う人材の不足について、国交省において、人増員は対応できないが、自治体職員が減少している中で、今いる職員を戦力にしていく観点で、さまざまな講習会などを行っている。これらは、各都道府県で道路メンテナンス会議を設置し、自治体職員を対象に技術指導、情報提供、講習会の案内など行っている。この点検研修の講習会を受けて、土木の知識のない職員の活用など行っていただきたい。

予算については、道路メンテナンス事業の補助制度で橋梁、トンネルなどの大型付属物を対象に法定点検を行う計画に予算補助ができる。また、優先支援事業として新技術の活用や中長期的計画によるコスト削減をするなど個別施設計画、長寿命化修繕計画の充実化をはかることで、さらにその措置

率が上がるため、自治体内でさまざまな工夫を行い、これらの制度を活用することで予算不足へ対応していただきたい。

2. 頻発する豪雪を踏まえ、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」第6条に規定する費用の補助を見直すとともに、豪雪時において地方自治体の負担が増大しないよう、除雪補助の確実及び臨時特例措置などにより必要な予算を確保すること。また、除雪オペレーターの担い手確保・育成やICT活用による除排雪の省力化、効率化、コスト縮減に対する支援の充実などに対し財政支援をはかること。

#### ① <国交省>第1次要請2 回答の概要

市町村で管理している除排雪の経費は、通常降雪量を想定したものが計上されており、地方交付税を含めた地方公共団体の単独費を充当するのが基本となる。国としては、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（雪寒法）により、通常の支援の対象にならない地方公共団体における幹線道路の除雪や、除雪に必要な機械類の整備を予算補助している。

また、除雪オペレーターの担い手確保対策として、熟練オペレーター不在でも除雪ができるように、除雪機械の作業装置自動化や、AIによる交通障害の自動検知などの実証を現在進めている。

#### ② <自治労>第1次要請2 追加要請1

豪雪地帯では、除雪ができて排雪に関わるダンプトラックの業者や場所の確保が追いついていない。除雪においては、そもそも担い手不足などの問題がある中で、さらに、急な豪雪に起因する除雪や倒木の処理などにより予算の課題が重なり対応に苦慮していることを現場の声として認識してほしい。雪害を含めた災害時においても、自治体の予算で対応すべき「道路維持」が適切に行えるようにより柔軟な予算となるようお願いしたい。

市町村の道路は交付税で対応し、除雪補助の予算の対象とならないのか。

#### ③ <国交省>第1次要請2 追加要請1への回答

降雪前のシーズンに準備しておくことは重要であり、幹線道路や補助国道、幹線市町村道路を対象にして国土交通省としては支援をしている。

予算の措置の手順としては、防災・安全交付金で除雪に関わる見込み額を措置した上で、県や政令市に対しては除雪補助の予算を毎年確保し、自治体の積雪量等に応じ、年度末に予算を配布している。除雪補助の予算については、実際の積雪量や被害に応じ、想定以上の降雪量の排雪の対応をした場合や、普段降雪のない地域に対して丁寧に状況を確認し、全体のバランスを考慮して配分額の調整を行っているため、年度末に配分することとなる。

また、市町村管理道路については、防災・安全交付金で対応し、さらに幹線市町村道路まで範囲を広げて臨時特例措置で対応している。気象条件、降雪量などの情報を基に状況に応じて予算措置をしているが、すべての自治体の要望に応えられているわけではない。

#### ④ <自治労>第1次要請2 追加要請2

海沿いの自治体は海に排雪できるが、山間地・豪雪地帯は、住民が私有地の雪かきをしても置く場所がなく、排雪場所を設置していない自治体では対応に苦慮している。国土交通省において、豪雪地帯の除排雪場所の適切な事例を集めて積極的に発信してほしい。

#### ⑤ <国交省>第1次要請2 追加要請2への回答

自治体が排雪場所に苦慮している実態があることは把握している。元々降雪量が多い地域で、想定を超える降雪量となった場合に、決められた場所では対処できない事態となっている。国として、事

例を集めてはいないが、河川国道事務所など直轄の事務所と連携し、河川敷などで排雪処理をしているケースも聞いている。

予想を超える積雪が毎年発生しており、国としては、臨機応変に対応しているが、引き続きさまざまな情報を集めていきたい。

3. 公共インフラ・公共施設に関しては国内・地域経済や産業を支え、国民・住民の生活の基盤となり安全性の確保が社会的要請であることから、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、道路除雪費等の交付金制度の拡充、対象の拡大、交付金交付率の引き上げを行うこと。また、交付金については、住民・道路利用者の安全・安心を迅速かつ適切に確保するため、実情に応じ、より柔軟性を持った活用ができるよう対応すること。

#### ① <国交省>第1次要請3 回答の概要

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金については、地方公共団体にとって自由度が非常に高く、地域経済や産業の基盤となる社会資本整備や地域における総合的な防災減災対策等の評価に対する重要な支援策であり、この予算の安定的・持続的な確保が極めて重要であると認識をしている。2023年度当初予算においては、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金をあわせ約1兆3,800億円で確保した。2024年度についても、引き続き、地域の実情に応じたさまざまなニーズにより的確に対応できるように、両交付金の予算確保に全力を尽くす。

4. 国土強靱化計画をより実効性のあるものとするため、防災・安全交付金を拡充するとともに「全国道路構造物マップ～損傷マップ～」にある道路構造物の定期点検・修繕に重点をおいた予算配分を行うこと。また、早期措置・緊急措置の構造物は早急に修繕対策を講じることはもとより、適切な時期に維持補修を行うため予防保全の拡充をおこなうこと。

#### ① <国交省>第1次要請4 回答の概要

道路の橋梁については、点検の結果修繕が必要であると判明した約7万橋のうち、実際に修繕に着手したものが約5割にとどまっている。このため、国土交通省として、インフラの長寿命化をはかるための計画的な維持・管理の方針や予防保全の取り組み、新技術開発・導入等によるトータルコストの縮減・平準化をはかっていく。

橋梁の修繕・点検は、点検結果を踏まえて策定される長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ集中的な支援を行うために、道路メンテナンス事業補助制度により支援を行っている。これに加え、防災・減災、「国土強靱化のための5か年加速化対策」により、予防保全型のインフラ老朽化対策への転換にむけた老朽化対策が盛り込まれ、この予算を活用して修繕や更新が必要な橋梁などの道路施設の対策を集中的に実施することとしている。

インフラの現状や老朽化対策の必要性について、国民むけに全国道路構造物マップ～損傷マップ～を公開し、修繕対策を含む各施設の措置状況を公開している。国土交通省としては、地域からの要望に応じた必要な予算の確保と、効率的なインフラの維持管理・更新に努める。

5. 災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化はもとより、第一次緊急



輸送ネットワーク・第二次緊急輸送ネットワークの確保にむけ、迅速で円滑な災害対応が可能になる予算を確保すること。

① <国交省>第1次要請5 回答の概要

災害発生時の緊急車両の通行の確保に資する補助金の制度として、個別補助制度と、防災・安全交付金等、そして、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の3つがある。

個別補助制度と交付金については、国土強靱化地域計画に基づく事業であれば、重点的支援を行っている。予算状況としては厳しいが、まだ不十分な予算であることを認識し、引き続き確保に努めたい。

6. 道路施設の維持管理を適正に行ううえで管理者である自治体職員は現場で迅速かつ的確な判断が必要とされている業務特性を踏まえ、道路行政に対する十分な体制構築にむけ、道路法第42条、また地域の実情に応じ道路が持つ役割を適切に果たすため、関係省庁とも認識を共有し必要な対応をはかること。

① <国交省>第1次要請6 回答の概要

道路法第42条に基づき道路管理者は、「道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」とされており、各道路管理者において、必要な体制を確保すべき管理や修繕を実施する必要がある。一方で、とくに小規模自治体においては、橋梁の点検・修繕に関わる技術職員が少ない、もしくはいない場合もあるという認識を持っており、道路メンテナンスマップにおいて公表・共有している。道路局としては橋梁などの施設点検について地方公共団体の職員を対象とした研修の実施や点検業務が効率化できるようドローンやロボットを使った新技術の導入をできるように促していきたいと考えている。

② <自治労>第1次要請6追加要請1

国は、国道として大きな路線を保持しており、委託先の適切な企業も抱えていると想定するが、市町村においては、委託業者がない、または、委託先が見つかっていても人件費高騰を要因に委託費が高額になるケースが多くなっている。直営の職員が同事業を行えば、予算内に人件費を抑えられ、道路パトロールだけではなく除雪にも対応ができるものの、国の道路パトロール委託化の流れに沿って都道府県が同方向に動いた結果、住民にとって不利益が生じている。

また、国管理の道路においては、落下物の撤去が重要な道路パトロールの仕事であり委託業者で行える業務も多いが、市町村や県の道路パトロールは落下物を拾うことだけが中心的な仕事ではなく、地域住民の生活に沿った改善、未然防止、さらに、災害対応、応急措置など国の道路パトロールとは全く異なる業務を行っている。

道路メンテナンス会議が設置されたが、予算の協議が中心となり、委託した結果、予算に見あう質の道路パトロールとなっているか、自治体として、住民生活のためにどのように具体的に道路を改善していくのか、その担い手や技術継承をどうするかなど道路メンテナンスの本質的な議論がされていない。

今後、人口減少により小規模自治体が増加し、災害が頻発化する中で、直営職員で質の高い道路パトロールができるように国として地方の現実を認識し、どのような対応が適切か考えてほしい。

③ <国交省>第1次要請6追加要請1への回答

道路の管理延長は自治体の方が長く、道路の維持・管理をしていく中で、予算不足、民間含めた担

い手不足の課題があり、アンバランスな現状であることを認識している。これに対して、国土交通省では道路分野に限らず包括的民間委託の取り組みを行っている。道路分野であれば、一自治体で個別に発注していた日常の維持管理・構造物の点検、除草などの事業を、隣接する複数の市区町村で事業規模を広く、複数年計画で一括発注することができ、地元業者の仕事や人材の中長期的な確保、予算縮小にも繋がるものである。また、ここに道路の修繕事業を入れることで、道路メンテナンス事業補助制度の対象となる。自治体職員の仕事の効率化の参考にしてほしい。

④ <自治労>第1次要請6追加要請2

道路の維持・管理のためのさまざまな点検業務が必要とされることで、その予算は年々増加している例や、委託先が予算内での防災点検を対応できなくなっている例が見られる。さらに、社会全体の高齢化、地方の過疎化に伴い、委託先で働く民間職員も高齢となっており、数十年前に比べると委託先の業務の質が落ちていると感じる。再度、まずは自治体直営職員で住民の安全のために必要な点検業務が可能となるように予算の対応をお願いする。地方に行けば行くほど、予算不足、人員不足により道路の管理が難しくなっている現状を理解し、すべての自治体においてきめ細やかな点検・防災対応などの道路メンテナンス品質向上につながるように、より柔軟な措置を要望する。

橋梁の長寿命化修繕計画などは予算補助の対象となっているが、経年劣化により高齢者の歩行の支障になる歩道を、安全な仕様に舗装しなおすときにどのような交付金が使えるのか。

⑤ <国交省>第1次要請6追加要請2への回答

上記の例は、道路メンテナンス事業補助制度の案件から外れる。

基本的には全般的に使える社会資本整備総合交付金での対応になる。また、舗装の表層限定であれば、地方財政措置で公共施設等適正管理事業債を活用できるため、交付金以外も状況に応じて利用してほしい。

⑥ <自治労>第1次要請6追加要請3

災害が頻発する中で、現場で即時判断し、対応できる職員が重要であることは、国も自治体も同じ考えであると感じているが、十分に予算措置をしても、適切な道路整備のために必要な判断や業務を行う、または技術を継承する「現場の人材」が不足している。

今後も、労働人口が減少する中で、災害発生時においても、国や自治体が道路管理者として責務を全うする必要があることから、現場からの意見として、総務省と連携し、直営職員の確保に全力で取り組むべきであることを伝えていきたい。広域的な業務を民間委託で担っていくことは一つの手法ではあるが、行政として確実な業務執行を可能とする体制整備のため、直営職員の活用とその予算措置についても考えてほしい。

⑦ <国交省>第1次要請6追加要請3への回答

国においては、災害の頻発化に対応するテックフォースなど、災害現場で即時に判断する人が不足していたことから、地方整備局の定員が100人程度微増した。

国交省としても、人員確保についていただいた話は承知した。都道府県知事が国に要望活動をする際などに、人員不足についても訴えていくことで、地方、国、政府一丸となって人員確保の機運の流れが醸成できると考える。

⑧ <自治労>第1次要請6追加要請4

災害対応や、建築物の長寿命化のためには、今後より現場のマンパワーは必要となる。地方自治の中で自治労として首長に対して人員確保要求を継続して行い、議員や省庁に対しても現場からの意見を届けていきたい。自治体職員が責任を持って道路行政業務を執行できる体制整備にむけ、引き続き予算の対応をお願いする。

#### (4) 厚生労働省要請行動

第1次要請行動 2023年7月13日

自治労参加者：貫名透一般現業部会長、天本敬久 同幹事、照井健太郎学校用務員部会幹事、吉村秀則事務局長

環境省参加者：厚生労働省 老健局、国薬産業振興・医療情報企画課、雇用環境・均等局、医政局、健康局、労働基準局、職業安定局、社会・援護局

##### 【介護職場関連】

(1) 日常生活自立支援総合事業における栄養改善指導をはじめとした食にかかわる予算を充実させること、また、地域包括支援センターに専門調理師等を配置し高齢者の「食べる」を支える予算を確保すること。

#### ① <厚労省>第1次要請【介護職場関連】1 回答の概要

厚生労働省としても「食」に関する課題は重要であると認識している。日常生活自立支援総合事業において栄養改善を目的とした配食サービスを実施しており、専門調理師が活躍している事例もあるので参考にいただき、引き続き必要な予算確保に努めて参りたい。

地域包括支援センターについては、高齢者虐待の対応や介護のケアマネジメントが必要であることから、専門職として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を必須としている。

それに加えて栄養改善に必要な栄養管理士や専門調理士などは、自治体判断で配置できることとなっている。引き続き、地域包括支援センターに関わる予算確保に努めていきたい。

#### ② <自治労>第1次要請【介護職場関連】1 追加要請

現在、看護師と一緒に看取りを行っているが、目の前で弱っていくお年寄りと接する中で、口からものを食べなくなると、どんどん弱っていく。人によっては、看取りの時でも半固形物を頑張って食べられる方もいる。厚生労働省が提唱している健康長寿の取り組みとして、元気な時にしっかり食べられる状況づくりを栄養改善指導として健康なときから行うべきであるとする。厚生労働省として、フューチャーデザインの考え方を持って30年後の介護現場や老人について考えていただきたい。あわせて、その際に地域包括支援センターにどのような役割をさせるのか、ということを考えてほしい。

その中で、一つの指針となるのが、1960年代の長野県の減塩の取り組みと考える。取り組み以降、現在では、長野県の平均寿命が上位になった事例がある。そのため、元気老人をつくるため、将来的に地域包括支援センターにさまざまな機能を持たすべきであるとする。結果的に医療費の抑制に繋がり、また平均寿命と健康寿命の差を縮めていくことになる。

また、介護現場では、モラルハラスメントが多く起きている。介護職員のハラスメントが多く取り上げられてきたが、利用者からのハラスメントが今まで取り上げられてこなかった。そのような中で介護現場の多様化が進み、介護職員が離職している実態があることを認識してほしい。

#### ③ <厚労省>第1次要請【介護職場関連】1 追加要請への回答

地域包括支援センターは、ケアマネジメントなど的高齢者個々の生活支援や総合的な相談支援、地域のネットワークを構築するための取り組みを行う機関であり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職を配置することとしているが、これら以外の職員の配置については、市町村が地域の実情に応じて判断している。

ご意見については、国としても同じ方向をむいて行っていく認識であるため、予算確保に努めるとともに、人材確保にも取り組んでいく。

(2) 介護労働者の離職防止と人材確保のため介護職員処遇改善加算と特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を継続するとともに、更なる処遇改善を進めること。また確実に給与に反映させるべく事業者に対し指導を強化するとともに請求手続きのさらなる簡素化に努めること。

① <厚労省>第1次要請【介護職場関連】2 回答の概要

介護職員が他の職種と比較して低水準の給与であり、その人材確保にむけての処遇改善を進めていくことは、重要な課題であると認識している。介護職員については、これまで処遇改善に取り組んでおり、2022年2月以降は、現場で働く方々の給料を恒久的に3%程度引き上げるための措置を講じている。今後、今般の処遇改善の措置が職員の給与にどのように反映されているのかについて、2024年度の次期報酬改定にむけ議論し、検証していく。

処遇改善の加算については、2021年度の報酬改定において介護職員間の配分ルールが柔軟化したことで、より一層の取得促進がはかられた。また、取得支援をきめ細やかに進めていく観点から、予算を未取得の事業所に対しての賃金体系の整備や届け出手続き等にかかる個別の支援等を強化している。また、介護職員の処遇加算の手続きに関しては、手続きの一本化や添付書類の省略、必要書類の簡素化の対応などで、事務手続きの負担軽減をはかっているところである。引き続き、介護職員の処遇改善を着実にいき、現場の負担軽減をはかっていく。

② <自治労>第1次要請【介護職場関連】2 追加要請

介護職員の賃金が上がっても他職種も同様に賃金が上がり、全産業平均との差が埋まってきていない実態があるため、介護職場に人材が集まらない。優秀な人材が集まるような加算の体制を構築してほしい。

加算が取れていない事業所の実態は、人員が少なく、ケアマネも現場に出て対応している状況であり、その結果、事務処理ができなくなる。とくにヘルパー事業所は、地域の介護現場を支えており、厚生労働省も事務員に対して補償を考えてくれるが、人員が限られている中で、加算申請をする書類が遅れる、提出できない実態がある。そのため、加算の一本化や、より取得しやすい加算にするなど、簡素化を検討してほしい。

③ <厚労省>第1次要請【介護職場関連】2 追加要請への回答

処遇改善加算の事務手続きについて、事務手続きが煩雑であるとの意見は多く聞いている。先ほどの意見についても現場の実態をお聞かせいただいた。現在、加算が3本で動いており、今ここで一本化にすると断言できないが、制度設計を含めて、利用者の方にはしっかりと支援できる時間がとれるような制度設計にしていきたいので、事務の簡素化を含めて検討して参りたい。

(3) 入管法の改正に伴い、海外から多くの介護を担う労働者を受け入れる予定であるが、同一労働同一賃金の原則に従い、安心安全な労働環境を整えること、同時に今後の感染症等の蔓延に備えていくとともに、2040年問題を見据えて、国内の次世代の介護の担い手を養成すべく国として早急に、施策を講じること。

① <厚労省>第1次要請【介護職場関連】3 回答の概要

外国人労働者について、日本の労働雇用慣行等に関する知識の不足、言語や文化などが違うことを踏まえて雇用管理をする必要がある。労働条件等のトラブルを回避するため、厚生労働省では外国人

労働者に対する相談について多言語対応を進めている。具体的には各労働局や労働基準監督署、ハローワークにおいて、13カ国語で労働や就労に関する相談を行って対応をしている。引き続き、こうした言語での相談対応を通じて外国人労働者の労働環境の改善に努めていく。

高齢者人口がピークを迎える2040年問題について、国内の次世代の介護の担い手確保は、喫緊の課題であり、取り組みを進めている。先ほどの回答でも触れたが、介護職員の処遇改善はもとより、次世代の介護の担い手については、介護職のイメージアップや魅力発信の事業に取り組んでいる。また、多様な人材の参入促進をはじめ、ICT介護ロボット等のテクノロジーを活用した職場環境の改善による離職の防止、また介護福祉士の修学資金の貸付による人材育成支援など総合的に取り組んでいる。

引き続き、次世代の担い手の確保は重要であることから、処遇改善とともにイメージアップや貸付などにより、若い世代の参入を進めていきたいと考えている。

## ② <自治労>第1次要請【介護職場関連】3追加要請

地域包括ケアと地域共生社会のシステムがあり、地域包括ケアシステムでは、医療と介護の連携とあるが、医者との温度差があり、医者を巻き込むべく、かかりつけ医等を活用した体制づくりが求められる。さらに2040年以降については社会構造が変化し、労働人口の減少と、高齢者の増加により、介護難民が社会問題となる恐れがある。2000年に、皆保険制度として介護保険制度がスタートしたが、地域によっては、権利が受けられないところも生じる。

介護労働者を増加させるため、外国人労働者を受け入れてきたが、コロナにより受け入れが予測より少なくなり、今後については、元気な老人も介護を手伝うようなシステムづくりをしないと厳しい状況に陥っていくと考える。地域共生社会と地域包括ケアサービスの連携が極めて重要であり、次の社会構造の変革が来るときに外国人労働者だけではなく、国内の担い手育成をしっかりと考えてほしい。

介護現場におけるロボットやITの活用により人員配置を減らす議論がされている。夜間にセンサーを使用し、人員や負担減を行う議論がされているが、すでに現場ではそれらを活用しても人員不足の状況となっており、改めて現場の実態や意見を把握した上で、議論を行って欲しい。

## ③ <厚労省>第1次要請【介護職場関連】3追加要請への回答

次世代の介護の担い手については、厚生労働省も若者だけではなく、例えばアクティブシニアの方や子育てが少し一段落した方などさまざまな参入の入り口を用意しすそ野の拡大にむけて取り組みを進めている。一方、他職種や未経験の方が介護職に関わる心理的ハードルを取り除くため、直ぐに利用者と接するような働き方ではなく、入門的な研修を用意し、業務を切り分けした上で介護助手という形で働くことができるように取り組んでいる。こうしたことにより、介護職員の負担軽減をはかり、新しい方の業務の幅も徐々に広げられ、またその後の業務についても研修カリキュラムを用意している。まずはその業界への入り口については自治体とも連携し、すそ野の拡大を国と自治体双方で取り組みを進めていく。

あわせて、魅力発信も若者だけにターゲットを絞っているわけではなく、さまざまなメディアを活用し、幅広い世代に発信できるよう、取り組みを進めている。

### 【病院関連】

(4) 感染症指定病院をはじめ、全ての医療従事者の労働安全衛生を確保するよう助言すること。

① <厚労省>第1次要請【病院関連】4 回答の概要

2023年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことから、以後の新型コロナウイルス感染症対策は個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取り組みをベースとした対応を求めている。一方、医療現場における感染拡大を防ぐ観点から、院内の労働安全衛生の確保が重要であり、感染対策として、時差通勤や昼休みの時差取得、感染した場合の休業制度、休業による手当等の取り決めを事前に労使間で話し合い、共有していること等が考えられる。厚生労働省では、ホームページにおいて、5類感染症以降の対応を含め、Q&Aの形で引き続き情報発信をしている。このような取り組みを通じて、引き続き医療従事者の労働安全衛生の確保、労働災害の防止に努めたい。

② <自治労>第1次要請【病院関連】4追加要請1

項目の4・5について、前回の要請時では感染症の緊急包括交付金が22年度から6.8兆円積み上がった。5月8日には、感染法上の分類が5類に変更されたため、こちらの予算に関して、無くなっているのか。

③ <厚労省>第1次要請【病院関連】4追加要請1への回答

本日出席の担当課では把握していない。

④ <自治労>第1次要請【病院関連】4追加要請2

新型コロナウイルス感染症が2類から5類感染症に移行となったが、第9波と呼ばれる通り、感染力の高さを要因に集団感染が発生し、現場では、防護服を継続して着用している。この間、防護服を着用して行う業務などに対する予算は、当初日額7,000円であったが、その後、5,000円に引き下げられ、さらに、現在は2023年6月1日からは日額160円に変更されている。しかし、行っている業務内容は、当初と全く変わっておらず、こうした手当だけが削られている状況があるため、現場の実態に応じた予算措置を考えてほしい。

(5) 感染症の疑いなども含めて対応している医療従事者が、安全・安心に業務が行えるよう、現場実態に即した防護服の確保など、必要物品の確保に向けた予算措置を行うこと。

① <厚労省>第1次要請【病院関連】5 回答の概要

項目の防護服などの必要物品を含めた財政措置については、2024年度の予算編成過程において、財政当局と調整していく。

② <自治労>第1次要請【病院関連】5追加要請

今回の要請項目には含まれていないが、看護補助体制の充実加算また夜間の介護補助加算において、介護補助者の必要性について見直しがされている。これは看護師の負担軽減を行うための必要な措置であり、2022年の診療報酬の改定でプラス改定されている。しかし実態は、夜間に人員配置を行っていても、有資格者である「患者に接触できる」方を雇わず、清掃や簡易な業務のみを行い、看護師の負担軽減に繋がるような状況になっていない。介護福祉士やヘルパーの免許を持っている方の雇入れができておらず、診療報酬加算を加算するためだけの雇い方が医療現場では起きている。

現場では、雇用形態がさまざまな人が多く従事しており、非正規職員については、研修や業務を教えてもすぐに離職し、資格や免許を取る気がなく、看護補助体制となり得ていない状況もある。次の改定である2024年には、非正規に頼らず、正規職員として雇用が確保され、環境改善にむけての取り組みが前進できるような診療報酬の形を作してほしい。

手当が付く業務に関しては、本給に組み入れることは可能か。とくに2021年では補正予算において

介護従事者や保育士や幼稚園教諭、看護に関する方々には、処遇改善が実施されてきた。これらはコロナ等の理由もあるが、こうした手当を本給に組み入れることにより、人材確保や賃金アップに繋がってきたことから、手当ではなく本給への組み入れとしてお願いしたい。

医療機関における支給対象では、コメディカルの方々も含まれる。看護師は当然支給されるが、コメディカルに関しては、その対象が医療現場で異なるため、現場では問題となっている。これらについても次回の診療報酬の改定の際には、ぜひとも考慮してほしい。

### ③ <厚労省>第1次要請【病院関連】5追加要請への回答

いただいた意見については、重要と認識している。現時点においては、調整中としか回答できない状況である。

#### 【保健所関連】

(6) 感染症の感染拡大時の検体搬送体制強化にむけ、体制維持に向けた人員確保と専用車両購入や車両整備に対する予算を確保すること。

### ① <厚労省>第1次要請【保健所関連】6 回答の概要

厚生労働省としても新型コロナウイルス感染症等の対応を踏まえて次の感染症の危機に備えて平時から計画的に体制整備を進めていくことが重要と考えている。このため2022年12月に成立した改定感染症法に基づき、都道府県は都道府県連携協議会において、関係機関間で連携のあり方等を検討議論し、保健所や地方衛生研究所等の体制整備を含めた予算計画を策定し、計画的に体制強化を進めている。

さらに予防計画の実効性を高めるために各保健所において、有事の際の人員体制の構築や業務効率化の取り組み等を盛り込んだ健康危機対処計画を策定していく。検体搬送の仕組みの整備では、保健所と地方衛生研究機関が調整の上、整備していただくことをお願いしている。

また項目の人員確保について、保健所の恒常的な人員体制の強化をはかるため、これまで感染症対応業務に従事する保健師を2021年度から2年間で約900人増員する地方財政措置を講じてきた。さらに2023年度においても、平時から感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所において感染症対策業務に従事する保健師をさらに450人増員するとともに、事務職員と保健師以外の職員を約150人増員する措置を講じているので活用してほしい。

厚生労働省としても各自治体に説明会等を通じて働きかけを行っている。次の感染症の危機に備えて平時から検体搬送も含めた体制の強化をはかっていくことは大変重要と考えており、引き続き皆様のお声をおうかがいしながら、必要な支援を検討していきたい。

### ② <自治労>第1次要請【保健所関連】6追加要請

保健所関係については予算を確保し、保健師の900人増ということであるが、実態は都市部では人材確保ができるが、地方においては資格を有する人材が集まらない状況である。予算確保すれば人員が確保できる現場ばかりではないことを認識していただきたい。

#### 【学校給食関連】

(7) ノロウイルスを含む様々な感染症による食中毒から児童生徒を守るためにも、国が示す衛生管理基準に沿った、業務運営が行える施設の新築・増改築について、全国の自治体への周知徹底をはかり、改善を促すこと。また、食材の洗浄や手洗い後の消毒等に効果があり、ノロウイ

ルスを不活化させる次亜塩素酸ナトリウム溶液を生成する機器の購入・設置費用についても国の予算補助が活用できるような制度を検討すること。

① <厚労省>第1次要請【学校給食関連】7 回答の概要

厚生労働省の所管でないため、回答なし。

【学校用務員関連】

(8) 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。

① <厚労省>第1次要請【学校用務員関連】8 回答の概要

学校用務員については、一般的に労働安全衛生法令の適用を受けており、学校用務員の安全と健康を確保することが重要であると認識している。学校用務員の業務は、学校という特定の環境下で作業が行われ、個々の作業については工具を用いた作業なども含まれている。

労働災害を防止するためには労働安全衛生法令に基づいて行われる雇い入れ時の教育において、業務に応じた必要な教育が行われるよう、労働安全衛生管理体制が整備、維持されることが重要である。労働安全衛生法令において労働者が使用する際、講習の修了等を求める機械等については、その遵守がなされていない場合、各労働基準監督署において、事案の把握も行い、必要に応じて適切に指導等が実施されている。

厚生労働省では都道府県労働局、各労働基準監督署を通じて、労働安全衛生法令の周知に努めている。要望を踏まえ、各関係省庁に対し要望の内容について協議させていただく。

② <自治労>第1次要請【学校用務員関連】8 追加要請

学校用務員の業務における研修について、現場では十分に行われていないのが実態である。その要因の多くは「予算がない」「研修の受講について知らなかった」との報告があげられている。その中で「知らなかった」との課題解決にむけては、先ほどの回答でもあったが、改めて厚生労働省から周知徹底をお願いしたい。また「予算がない」との理由については、次年度計画において予算確保をしていないことが要因であるが、「なぜ予算確保していないのか」となり、結果的に必要な研修や教育を把握していないため、こうした事態に陥ると考える。

学校用務員が作業する上で必要な研修や教育があるため、厚生労働省から文部科学省をはじめ、各関係省庁と連携し、これまで以上の周知徹底をお願いしたい。

③ <厚労省>第1次要請【学校用務員関連】8 追加要請への回答

いただいたご意見としてこれまで以上に周知徹底していく。引き続き、厚生労働省として都道府県労働局、各労働基準監督署を通じて、労働安全衛生法令の周知に努め、ご要望に関しては各関係省庁に対し要望の内容について協議する。

(5) こども家庭庁要請行動

第1次要請行動 2023年7月13日

自治労参加者：貫名透一般現業部会長、天本敬久 同幹事、菊池妙子 同幹事、吉村秀則事務局長

こども家庭庁参加者：内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付 ほか



(1) 保育所調理員は、老朽化や現代の調理業務に適していない施設・設備を使用して日々の食事提供と併せて、様々な個々食を適切かつ迅速に対応し、また乳幼児期の子どもに必要な知育・徳育・体育の基礎となる職員間連携による「食育」の実践や、さまざまな感染症への対応など、その業務内容は複雑・高度化している。このような状況を踏まえ、給食調理員の明確な職員配置基準を設け、その改善を図ること。また、同様の理由から「保育体制強化事業」の保育に係る周辺業務に調理補助業務を加え、現場の体制強化をはかること。

### ① <こども家庭庁>第1次要請1 回答の概要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、保育所には、保育士、嘱託医および調理員を置かなければならないとし、調理員は必置としているが、配置数は定めていない。公定価格における職員の配置人数を示しているが、実際は施設の規模や食事数に応じて柔軟に調理員が配置されているものと認識しており、現在配置数の設定は予定していない。

保育体制強化事業は、保育士の業務負担の軽減をねらい清掃業務、消毒、給食の配膳後片付け、寝具の用意などを行う保育支援者を配置するための支援を行っている。現在、調理員の補助は目的に含まれていないが、調理本体でなくても、給食の配膳など保育士が行う周辺業務を行うことで支援を行っている。今回の意見は、要望として承った。

### ② <自治労>第1次要請1 追加要請

大都市の公立保育所は、団塊ジュニア世代の時代に建設された50年ほど経過した施設が多く、経年劣化による不備やその対応に多くの悩みを抱えながら運営しているのが実態である。

その時代には、主食は自宅から持参し、副菜と副食を提供するための保育調理施設として建設されたが、現在は、ほとんどの保育施設で完全給食を提供し、さらに、時代とともに離乳食の段階も増え、さまざまな発達段階の子どもや、アレルギー食、病児食の対応を行わなければならなくなっており、保育給食の量や質などに対し、調理施設の設備や機能が対応しておらず、職員の努力によってなんとかやりくりしている状態である。

また、保育環境整備の観点から、保育士の配置の充実などが進められている中で、保育調理員については、70年前の児童福祉法の最低配置基準がいまだに採用されており、厚生労働省「保育所における食事の提供ガイドライン」の通り、外部委託になじまないという前提で、現状にあわせた職員の配置基準へと根本から見直す必要がある。保育園における食育の推進だけではなく、アレルギー食や病児食対応など保育給食調理員の役割が複雑化・多様化している現状を踏まえ、まずは、子どもの命を預かっている保育園で、事故が起こらない体制作りが喫緊の課題であることから、繁忙期の時間をパートナー職員で加配するなど体制強化事業で補助してほしい。

### ③ <こども家庭庁>第1次要請1 追加要請への回答

公立の保育園の環境が、さまざまな難しい課題を抱えていることは理解した。

一方で、保育調理員の配置基準の見直しについては、検討の対象とする議論になってない。現状では、地方自治体の判断になる。

(2) 「保育環境改善等事業」の対象事業に老朽化する公立保育所調理室の施設整備を可能とする項目を追加すること。

### ① <こども家庭庁>第1次要請2 回答の概要

公立保育所の施設整備費については、2006年度から国から地方への税源移譲（三位一体改革）により一般財源化していることから、各自治体において地域のニーズにあわせた保育の受け皿整備を行っていただきたい。また、保育対策総合支援事業費保育環境改善等事業補助金は、老朽化した備品の改善や改修等を補助するメニューを設けており、公立保育所も対象となっている。

### ② <自治労>第1次要請2 追加要請

近年の猛暑の中で、熱中症対策が労働安全衛生の重要な課題であるものの、各家庭から主食を持参し、副菜のメニューも限られていた時代の施設のため、炊飯器やオーブンを使用する前提の換気設備となっておらず、保育食の種類や食数の増加に伴う加熱調理に施設の機能が対応できず、虫などの異物混入防止のために窓も開けられないため、調理室内の熱のコントロールができない状態になっている。

回答の通り、保育所の設備費についての費用は一般財源化され、建て替えや改修は自治体判断で行われるが、熱中症対策や水回りの修理などにも活用できるという補助金の使用例など国から自治体に示すことで、行政の担当者が補助金の使い方を認識し、公立保育園の環境改善に繋がると考える。

現場の職員としては、新しい民間保育園に通う子どもたちだけではなく、公立保育園に通う子どもでも、最新の施設と差のない、安全できれいな環境で子どもたちを育てたいと切に願っている。

### ③ <こども家庭庁>第1次要請2 追加要請への回答

多くの要望があったことから、2022年からの保育環境改善等事業の補助金は、補助対象が、公立保育園へも拡充した。「保育環境の向上に資する」としていることから、公立保育園の調理室の環境改善等も対象ではあるが、これを明記することで用途が限定的になりかねないことも考え、これまでの実施状況等を踏まえて2024年度の予算と政策の周知の仕方など考えていきたい。

(3) 医療的ケアが必要な児童の受け入れに関しては、トロミ食やミキサー食等、個々の状況に応じた対応が求められることから、調理部門においても、受け入れに応じた予算措置を行うこと。

### ① <こども家庭庁>第1次要請3 回答の概要

食事について個別対応が必要な場合は、保育対策総合支援事業費補助金の中の、医療的ケア児保育支援事業を拡充しており、その食事の個別対応が必要な場合についても医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備する経費の一部としてこちらの事業を活用できる。

### ② <自治労>第1次要請3 追加要請

医療的ケアが必要な子どもや障害のある子どもなどを広く受け入れることは公立保育園の存在意義であり、民間保育所で対応が難しいケースが見受けられることから、公立保育園にそのような子どもが集中しやすい環境になっていると考える。

すべての子どもの受け皿として、どのような子どもの給食でもすぐに対応できるのは、直営の調理職場である。しかし、通常業務を行う中で、これに加えて、細心の注意を持って作るべき病児やアレルギーや障害を持つ子どもたちの食事の対応を、老朽化した施設と少ない職員数で行っているのが現状であり、子どもの命に直結する保育給食調理の環境整備に対して、現状を把握し、予算措置を行ってほしい。

(4) 物価高騰により食材費が逼迫し、各現場は対応に苦慮している。この状況を鑑み、補助的な予算措置を早急に求めるとともに、政府が進める異次元の少子化対策を踏まえ、再度、給食費無償化に向け予算措置を講ずること。

① <こども家庭庁>第1次要請4 回答の概要

物価高騰への対応としては、2022年度から創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、地方自治体が保育所等における給食費の負担軽減や電気ガスを含めた公共料金の負担軽減取り組みを行う場合の費用を交付金の対象としており各自治体が地域実情にあわせて活用している。この取り組みは2023年度も引き続き行っており、地方自治体に対して、交付金を活用し保育所等における物価高騰にかかる負担軽減取り組みを積極的に対応するよう事務連絡で通知している。保育所の経費支援にかかる公定価格においては、2022年度までの物価動向を踏まえ、引き上げを行っている。

給食費の補助に対しては、幼児教育、保育の通園送迎費、食材料費、行事費等は従来通り保護者負担であるが、食材料費の副食費の免除対象を、これまでの生活保護世帯と1人親世帯から、年収360万円相当の世帯に拡充した。保育給食費の無償化については、追加的な財源が必要であることや、園が給食を提供しない、または、在宅等で保育を行っている場合を考え、保護者負担のバランスに課題があることから、こども未来戦略方針に盛り込んでいない。学校給食費の議論の動向を踏まえて、今後検討していくものとする。

② <自治労>第1次要請4 追加要請

毎月のように物価高騰が続き、国は臨時交付金でその補填をしているものの、それでも物価が高い地域にある保育園では予算不足となり、食品の質を落とすことや、支払いを次月に回すなどの対応でどうにかその場をしのいでいるのが現状である。物価が安定し、公定価格がそれにおいつくまで継続的にしっかりと対応をしてほしい。

減少傾向にある待機児童が完全に解消された場合、保育園、幼稚園に行くか、在宅で子どもを育てるかは、保護者の選択によるものとなることから、保育給食無償化への方向となるのではないかと。貧困家庭が増加し、朝食をとらない子どもがいるなど、教育現場での食事の重要性が高まる中、保育給食が無償化となれば、今、給食費を払っていない子どもや親の劣等感なども減り、すべての子どもが平等に食事をとることができると思う。

(5) 用務員や事務員の要員配置を児童福祉施設最低基準33条の職員配置に加え、安全安心な保育提供の確保を図ること。また制度が確立するまでは、要員確保を可能とする予算措置を講ずること。

① <こども家庭庁>第1次要請5 回答の概要

用務員、事務員は施設の実情に応じて配置されていると認識している。業務負担の軽減策として、保育支援員の配置、ICTを活用した登園管理システムの設置などを行い環境整備に努めている。

② <自治労>第1次要請5 追加要請

保育環境改善が重要視されているが、昨今の保育士不足の中、事務員のいない保育園では、子ども子育て支援法の事務手続きも各保育所でしなければならず、子どもに対して十分な保育環境が与えられない状況になってきている。保育士が業務に集中するために、正規職員として責任を持って環境整備

備ができる用務員、事務員の設置基準を作ること子どもたちの安心安全が担保される。単に予算を増やせば保育の質が上がるわけではなく、このような保育園の実態を把握し、現場が必要とする職種の人員配置について義務をつけてほしい。

現場では、多くの課題を抱えながらも、子どもたちの幸せを第一に、安全安心な保育環境を日々工夫しながら提供している。毎日あたり前においしい給食を食べられる環境を整えるために、2024年度予算措置をお願いしたい。

## 5. 審議会

### (1) 中央環境審議会循環型社会部会

藤森副委員長が委員として第46回（6月5日）、第47回（7月26日）に出席し、意見反映を行った。

## 第15章 公営企業労働者の取り組み

### 1. 諸会議

#### (1) 第3回合同部会幹事会

5月27日、兵庫県神戸市・ラッセホールにて開催し、合同政策集会の運営について打ちあわせを行った。

#### (2) 第5回常任幹事会

5月28日、兵庫県神戸市・ラッセホールにて開催し、①組織集会の議事運営について、②現業・公企統一闘争の第2次オルグについて、③公営企業塾の日程について協議した。

#### (3) 第5回水道部会幹事会

6月25日、東京・自治労会館にて開催し、①2024年度政府予算編成に関する厚生労働省第1次要請行動の打ちあわせ、②第8回合同政策集会総括を行った。

#### (4) 第5回下水道部会幹事会

6月25日、東京・自治労会館にて開催し、①2024年度政府予算編成に関する国土交通省第1次要請行動の打ちあわせ、②第8回合同政策集会総括を行った。

### 2. 諸集会

#### (1) 第8回合同政策集会

5月27～28日、兵庫県神戸市・ラッセホールにて開催し、39県本部86単組150人が参加した。

基調講演として、岐阜大学地域科学部富樫名誉教授が「水資源開発と水道事業の実態（コンセッション方式）と課題」と題して、①この間の地元・岐阜県での長良川河口堰問題などの取り組み、②「これからの水道事業を考える」をテーマとした岐阜自治研センターの座談会の内容、③全国の一部地域に導入されているコンセッション方式の課題や問題点について述べた。その後、基調提起、各部会の取り組み報告を行い、1日目を終了した。

2日目は、3分科会に分かれた。第一分科会は厚生労働省水道課より「最近の水道行政について」、第二分科会は国土交通省下水道部より「下水道行政の最近の動向について」、第三分科会はRambollJapan（株）日本支社長より「欧州・デンマークの再生可能エネルギーへの取り組み」と題して、それぞれ講演を受けた。

#### (2) 全国公営ガス労組交流集会

6月9～10日、新潟県上越市・ホテルセンチュリーイカヤにて全水道、全国ガスとともに開催し、3単産から36人、うち自治労からは18人が参加した。

冒頭、古谷全水道中央副執行委員長から主催者あいさつ、続いて上越市ガス水道局事業管理者、全水道上越市ガス水道労働組合金森執行委員長から歓迎のあいさつを受けた。集会では、「エネルギー・環境政策の動向」と題して、日本ガス協会の野口隆浩企画部長から基調講演があった。2020年のカーボン

ニュートラル宣言により、2050年までに国内の温暖化ガス排出を実質ゼロとする方針が示され、低炭素・脱炭素の観点で踏まえた計画・戦略が策定された。2023年2月にはGX実現に向けた基本方針が閣議決定され、GX推進法が成立した。個別燃料政策では水素基本・産業戦略の検討が進み、ガス事業制度検討ワーキンググループでは都市ガスのCN化支援策について議論されている。「ガス業界は脱炭素化により天然ガス需要減少が見込まれるが、CN化を推進し、e-methaneに取り組むことでトランジション期の天然ガス支援を継続し、ガスをクリーンなエネルギーとして訴求できる」と述べた。

2日目は、自治労、全水道、全国ガス合同で、各単組報告と報告内容をもとにグループ討論を行い集会を終えた。

### 3. 第39回自治労水週間の取り組み

8月1～7日、「あなたと未来にめぐる水」をスローガンに取り組んだ。本部は、全国に約10,000枚のポスターを配布するとともに、ビラ作成用の版下データおよびHP掲載用バナーを自治労HPに掲載し、活用を促した。

さらに、参加型の取り組みとしてぬり絵コンクールを実施。また、第30回自治労水週間を記念して制作した着ぐるみ「めぐるちゃん」を、年間を通して各県本部の集会やイベントに貸し出しをしている。ぬり絵コンクールの入賞作品審査は、2023年9月開催予定の第1回常任幹事会で行い、各県本部の取り組み結果とともに、2023年12月に開催する2024年度第2回全国幹事会および2024年1月開催の中央委員会にて報告する。

### 4. 2024年度政府予算編成に関する第1次要請行動

#### (1) 国土交通省

日 時：2023年6月26日

場 所：国土交通省局会議室

参加者：国土交通省：水管理・国土保全局 下水道部

＜下水道企画課＞

堂蘭調整官、斉木総務係長

自 治 労：＜公営企業評議会＞

岩本議長、石川副議長、村木副議長、福永事務局長、西尾部会長、

坂下副部会長、弘中幹事、丸尾幹事、平山大都市共闘下水道部会長

6月26日、東京・国土交通省局会議室にて、2024年度政府予算編成に関する第1次要請行動を行った。主次要請項目として、2023年6月2日、第19回民間資金等活用事業推進会議において決定された、「PPP/PFI推進アクションプラン」で、水道、下水道、工業用水道において推進することとしている「ウォーターPPP」について意見交換を行った。意見交換の中で、更新実施型と更新支援型と2種類はそれぞれどのようなものか。という自治労の質疑に対して、国交省は、スキームは更新実施型と更新支援型があり、更新実施型はPFI事業契約が必要な部類となっており、更新支援型では、今の委託契約の中で、維持管理の業者に契約をしていて、更新の計画等を盛り込む契約を結ぶことでPPPとなる建付けになる。改築計画がなくても改築計画策定がはいってればよい。これは自治体が民間に施設の維持管理を委託する際に、民間側からすると施設の状況がわからない中で、リスクを負ってしまうのではないかという懸念があるためである。このような状況はお互いにとってデメリットであり、本来は状況を提示した上で委託する・されるのが望ましい。しかし、これを行うと費用がかかるため、ウォーターP

PPの10年という中で、維持管理しながら施設の状態をまず調査・把握していただき、それを踏まえて改築の計画の提案までしてもらったところが支援型。施設の情報もある程度クリアになり、民間側から効率的に改築をやろうとするとのぐらゐの費用になるのかを提示してもらった。ただし、改築の計画を採用するのかは、自治体の財源的な問題もあるため、強制はしていないと述べた。

## (2) 厚生労働省

日 時：2023年6月26日

場 所：厚生労働省会議室

参加者：厚生労働省：〈医療局・生活衛生局 水道課〉

鈴木課長補佐

：自治 労：〈公営企業評議会〉

岩本議長、石川副議長、村木副議長、福永局長、森田部会長、間藤幹事、

藤原幹事、志賀幹事

6月26日、東京・厚生労働省内会議室にて、2024年度政府予算編成に関する第1次要請行動を行った。主次要請項目として、2024年4月の省庁再編により、現在厚労省が所管している水道行政が水道整備・管理の全般は国交省、うち水道水質基準の策定は環境省へ移管されることから、移管後も水道事業・下水道事業が安定して事業運営を行えるよう、必要な予算確保と事業者が運営を行うための組織体制の確立を要請した。これに対して厚労省は、5月下旬に法律が成立し、予算要求はおそらく国交省からになる。厚労省が主体的に考えるが、形式としては来年度国交省予算であり、国交省の制度になるが、例えば交付金なら社会基盤整備の交付金があり、そことの関係をどうしていこうか議論をしている。補助金は直接厚労省から事業体に、交付金は都道府県より行っていた形が、国交省では、直接の補助金が下水道事業と同様に地方整備局が関連してくる。国交省の制度となるが、これまでと大きく変わることがないようしていきたい。一方、組織体制は、どのような課になるのかは議論中であるが、下水道は企画課、下水道事業課、流域管理課とあり、ここに水道が入ってくると、組織としては強くなるのではないかと期待している。また、国交省には防災課があり、体制確立という意味では良くなるような方向にできればと思うと述べた。

## 第16章 衛生医療労働者の取り組み

### 1. 四役会議・常任幹事会

#### (1) 第4回四役会議

6月29日、ウェブにて開催し、当面の課題について協議・確認した。

#### (2) 第4回常任幹事会

7月8日、ウェブにて開催し、衛生医療評議会を取り巻く情勢と課題、当面の闘争方針案、運動方針案などについて協議・確認した。

#### (3) 第5回四役会議

8月10日、東京・自治労会館にて開催し、衛生医療評議会を取り巻く情勢と課題、新役員体制案などについて協議・確認した。

#### (4) 第5回常任幹事会

8月11日、東京・自治労会館およびウェブにて開催し、衛生医療評議会を取り巻く情勢と課題、当面の闘争方針案、運動方針案などの総会議題について協議・確認した。

### 2. 各種委員会

#### (1) 第4回保健部会

7月25日、ウェブにて開催し、2024年度地域保健・精神保健セミナー総括案について、今後の部会の取り組みについて協議・確認した。

#### (2) 第1回診療報酬対策委員会

6月13日、ウェブにて開催し、次期診療報酬改定にむけた課題について協議・確認した。

#### (3) 第2回診療報酬対策委員会

7月11日、ウェブにて開催し、次期診療報酬改定にむけた課題について協議・確認した。

### 3. 総会

#### (1) 2024年度総会

8月11日、ウェブと対面の併用にて開催し、①経過報告、②2022－2023年度取り組みの総括、③特徴的な情勢と課題、④2024－2025年度運動方針案、⑤当面の闘争方針案、⑥2024年度役員体制案などを協議・確認した。



## 4. セミナー

### (1) 第4回レベルアップ講座

6月10日、「医療現場の賃金水準改善に向けて」をテーマに2023年度第4回レベルアップ講座をウェブで開催し、看護師、コ・メディカル職員ら約170人が参加した。講座では、看護問題対策委員会リーダーの原尾健作さん（長崎県本部）が「賃金水準向上にむけた課題と取り組みについて」と題し、調査データをもとに改善にむけた提言を行った。続いて、看護問題対策委員会の松浦敬介さん（島根県本部）から「夜勤体制の整理すべき課題」、牧田彰一郎さん（静岡県本部）から「不払い残業解消に向けた取り組み」についての報告が行われた。

その後、医療現場の賃金についての現状と課題、そして今後の取り組みについて看護問題対策委員会メンバーによるパネルディスカッションが行われ、参加者はブレイクアウトルームに分かれ、各種手当、宿日直などの課題について活発な意見交換が行われた。

## 5. その他

### (1) 委託研究結果の書籍刊行について

JILPT・前浦穂高副主任研究員への委託研究「コロナ禍における医療従事者の就労実態調査」の研究成果が、衛生医療評議会監修のもと、出版社ぎょうせいより書籍「コロナ禍の教訓をいかに生かすのか——医療従事者の働き方の変化から考える」として刊行された。本書では、コロナ対応に直面した医療従事者、保健師、救急救命士等へのインタビューをもとに、就労実態や就業環境の変化、極限状態の中で仕事にむき合う支えとなった要因について明らかにするとともに、今後の地域医療および保健体制のあり方について展望を示している。刊行にあたり、自治体立図書館および大学図書館へ献本を行った。

### (2) 「看護師等確保基本指針改定（案）」に関するパブリックコメントへの対応

厚生労働省は1992年6月に制定された「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」について、約30年ぶり、はじめての改定作業に着手したことを受け、「看護師等確保基本指針改定（案）」に関するパブリックコメントの募集を行った。

衛生医療評議会は、看護労働を取り巻く課題および、今後の地域医療体制強化にむけた意見を取りまとめ提出した。詳細については、自治労情報を参照。

## 第17章 社会福祉労働者の取り組み

### 1. 幹事会等

#### (1) 第3回介護部会幹事会

5月13日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用で開催し、①各地連・各県本部・職場の状況、②2024年度全国介護・地域福祉集会について、③厚労省要請行動、④かいごりニュースNo. 17の発行、⑤組織強化・組織拡大の取り組み、⑥社福評会議・集会のあり方、等について協議した。

#### (2) 第3回社協ネット幹事会

5月13日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用で開催し、①2024年度全国介護・地域福祉集会分科会および総会の運営、②社協ネットワークニュース（第4号）の発行、③組織強化・組織拡大の取り組み、④社福評会議・集会のあり方等を協議した。

#### (3) 第3回事業協幹事会

5月13日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用で開催し、①地連・単組の取り組み報告、②社事業協ニュース（第16号）発行、③2023年度内の幹事体制、④2024年度定期総会、⑤2024年度全国介護・地域福祉集会分科会の企画内容、⑥社事業協実態調査、⑦組織強化・組織拡大の取り組み、⑧社福評会議・集会のあり方、⑨厚労省との意見交換、等について確認・協議を行った。

#### (4) 第2回全国介護・地域福祉集会企画会議

5月14日、東京・自治労会館で対面とウェブの併用で開催し、2024年度全国介護・地域福祉集会の企画・運営について、各部会のそれぞれの要望をすりあわせ、企画内容について協議した。

#### (5) 第2回全国幹事会

5月20日、ウェブ形式で開催し、36県本部63人が参加した。経過報告、部会報告、地連報告に続き、①社会福祉評議会を取り巻く最近の情勢と当面の取り組み（案）、②2024年度社福評幹事会・集会のあり方、③保育職場の人員確保・職員配置基準改善にむけた取り組み、④保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める自治体意見書採択、⑤新採・未加入者対策、⑥幹事の講師依頼にかかる費用、⑦2023年度社会福祉評議会の主な集会・会議日程予定、⑧2023年度社会福祉評議会役員体制、⑨その他について確認・協議を行った。

#### (6) 第3回セーフティネット部会・児童相談養育部会幹事会

6月24日、東京・自治労会館で開催し、①2023年度全国集会の振り返り、②2024年度くらしとこどもの福祉を考える全国集会全体会・分科会の企画、③厚生労働省・こども家庭庁への要請、等について確認・協議を行った。

#### (7) 第3回保育部会幹事会

7月28日、東京・自治労会館で開催し、①こども家庭庁への要請、②「第43回全国保育集会」の進行、等について確認・協議を行った。

## 2. 諸会議・集会等

### (1) 第43回全国保育集会

7月29～30日、対面とウェブの併用で第43回全国保育集会を開催し、46県本部851人が参加した。初日は、東京・ニッショーホールにて全体集会を開催し、古林社福評議長、青木副委員長、岸真紀子議員からのあいさつに続き、門崎社会福祉局長が「幼児教育・保育を取り巻く情勢について」提起し、徳田部会長が「幼児教育・保育をめぐる現状と課題」について基調提起を行った。休憩中、エファジャパンの紹介動画を放映し、休憩後、冒頭、花崎晶ワークショップファシリテーター・ヨーガ講師がリフレッシュヨガ講座を行い、続いて、明星大学星山麻木教授が、「みんな違っていい。こども真ん中。こどもたちの多様性を認める社会の実現に向けて」として講演の動画を配信し、ウェブにて質疑を行い、終了した。翌日は、日本教育会館と自治労会館に分かれて、4つの分科会を開催し、「保育」第1分科会は、栗原亜紀東京都立府中療育センター小児科医長から「教育・保育現場における医療的ケアの現状と課題」、「学童保育」第2分科会は、代田盛一郎大阪健康福祉短期大学教授から「学童保育の集団とあそび」、「幼稚園・認定こども園」第3分科会は、門崎社会福祉局長から「幼稚園・認定こども園を取り巻く現状について」、山口和浩社会福祉法人カメラア大村椿の森学園理事から「幼稚園・認定こども園の現状と期待」、「保育現業」第4分科会は、吉村現業局長から「保育現業の現状と課題」、辻由起子こども家庭庁参与から「防災食の実践体験～自治体で取り組むときのポイント～」の講演を受けた。第1分科会・第2分科会は、講演後、対面参加者のみグループ討論を行って、終了した。

## 3. 要請行動等

### (1) 保育部会によるこども家庭庁への要請行動

#### ① 保育関係

7月28日、保育部会はこども家庭庁に対し、保育関係に関する要請を実施した。

自治労本部からは門崎社会福祉局長、前原社福評副議長、徳田保育部会部会長、川越幹事、ほか保育部会幹事が参加し、こども家庭庁側からは、佐川成育局成育基盤企画課主査ほか6人が対応した。

冒頭、徳田部会長から佐川主査に要請書を手交した後、予め提出をしていた〈別記17-1〉について、こども家庭庁から回答を受けた。その後、各幹事より、こども未来戦略方針、職員配置基準の見直しや保育所における食育の充実などについて、現場実態を踏まえつつ意見交換を行い、終了した。

〈別記17-1〉

2023年7月28日

こども家庭庁長官

渡辺 由美子 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川本 淳

#### 保育関係に関する要請書

「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・子育て行政の推進にご尽力されている貴職に心から敬意を表します。

自治労は、地域で子どもが健やかに育つためには、これまで以上に幼児教育・保育の質の向上が重要であると認識しています。しかし、現場は、人員不足により休憩時間の確保、代休取得が困難な状況や時間外労働が常態化しており、保育の質の確保・継続すら危ぶまれている状態にあります。

こうした立場から、保育関係に関して以下の通り要請します。

#### 記

### 1. 新型コロナウイルスを含む感染症の感染拡大に備えた取り組み等について

- (1) 平時における感染症対策としての消毒作業や清掃業務など、コロナ禍以降増加した業務の負担増に対応する人員増等に伴う財政支援を引き続き行うこと。
- (2) 新型コロナウイルスのパンデミック時の対応等の検証結果を踏まえ、省令改正により努力義務となった児童福祉施設における業務継続計画の策定について、義務化への移行を見据えた作成支援や研修に必要な財政支援を行うこと。

### 2. こども未来戦略方針について

- (1) 1歳児及び4・5歳児の職員配置改善について、実施時期を明らかにすること。また、抜本的な保育の質の向上に向けて、他の学齢児も含めた最低基準そのもの見直しを行うこと。
- (2) 保育士等の更なる処遇改善について、保育士・幼稚園教諭の平均年収、平均勤続年数が全産業平均よりはるかに低いこと、また、慢性的な人員不足となっていることから、速やかに実施すること。
- (3) 就労要件を問わない新たな通園給付「こども誰でも通園制度（仮称）」の2024年度実施について、人員確保を伴わない制度実施は、さらなる保育士不足を招き、現行の保育制度の質の低下を招くことから、職員配置改善・人員確保策とセットで行うこと。

### 3. 幼児教育・保育の質の確保について

- (1) 喫緊の課題となっている保育士等の人員不足について、引き続き保育職場の魅力向上にむけて、保育現場で人材が確保できない要因を検証し、労働環境等の改善策を講じること。
- (2) 職員配置改善について、時代の変遷とともに、幼児教育・保育に、集団の中の個の育ちに対するさらなる支援が求められ、加えて発達障害児やグレーゾーンなど支援を要する子どもが増えていることから、実態を調査した上で、配置数の決定を行うこと。
- (3) 待機児童対策や保育士等の人員不足のために、設備基準や人員基準の緩和、保育補助者の業務拡大など、保育の質の低下につながる、さらなる規制緩和を行わないこと。
- (4) 全ての保育士等の有資格者が等しく、こども基本法の理念を含めた幅広い知識・技術・専門性のもと業務を進めていく必要があることから、研修体制をさらに充実させること。
- (5) 保育士等が担っている保育業務以外の事務・用務について、事務・用務員等の配置など実効性のある措置を講じること。また、保育業務については、書類作成による業務負担の比率が高くなっていることから、業務のICT化に必要な予算をさらに拡充するとともに、導入率の低い自治体に対し推進にむけた支援を行うこと。

### 4. 保育所における食育の充実について

- (1) 食の安心・安全、アレルギー対応等きめ細かな食事の提供のため、給食調理について直営堅持・自園調理とし、調理員の資格取得について推進すること。
- (2) 保育士と連携し、子どもたちに食育支援を行う専門知識を有した栄養士・調理師等の人材確保を推進すること。

### 5. 児童福祉法改正法案について

市区町村の子育て世帯への支援体制強化に、身近な子育て支援の場による相談機能の整備として保育所が挙げられているが、相談機関としての活用にあたっては、新たな業務負担とならないよう体制整備、人員確保を行うための財源を確保すること。

## ② 放課後児童クラブ（学童保育）・児童館関係

7月28日、保育部会はこども家庭庁に対し、放課後児童クラブ（学童保育）・児童館に関する要請を実施した。

自治労本部からは門崎社会福祉局長、徳田保育部会部会長、浦崎幹事、押見幹事、甲斐幹事、ほか保育部会幹事が参加し、こども家庭庁側からは、河村成育局成育環境課主査ほか1人が対応した。

冒頭、浦崎幹事から河村主査に要請書を手交した後、予め提出をしていた〈別記17-2〉についてこども家庭庁から回答を受けた。その後、こども未来戦略方針、学童保育の制度拡充、放課後児童支援員の処遇改善などについて、現場実態を踏まえつつ意見交換を行い、終了した。

### 〈別記17-2〉

2023年7月28日

こども家庭庁長官  
渡 辺 由美子 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川 本 淳

### 放課後児童クラブ（学童保育）・児童館に関する要請書

「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・子育て行政の推進にご尽力されている貴職に心から敬意を表します。

自治労は、地域でこどもが健やかに育つためには、これまで以上に放課後児童クラブ（学童保育）・児童館の量と質の向上が重要であると認識しています。現場では、こどもの最善の利益を確保するため、保育・労働環境の改善が喫緊の課題となっています。

こうした立場から、放課後児童クラブ（学童保育）・児童館に関して、以下の通り要請します。

#### 記

#### 1. 新型コロナウイルスを含む感染症の感染拡大に備えた取り組み等について

- (1) 平時における感染症対策としての消毒作業や清掃業務など、コロナ禍以降増加した業務の負担増に対応する人員増等に伴う財政支援を引き続き行うこと。
- (2) 新型コロナウイルスのパンデミック時の対応等の検証結果を踏まえ、放課後児童クラブ（学童）・児童館の業務継続計画の策定について推進し、作成支援や研修に必要な財政支援を行うこと。

#### 2. こども未来戦略方針について

- (1) 「新・放課後子ども総合プランの着実な実施」について、放課後子ども教室と放課後児童クラブ（学童保育）の設置目的や役割が異なっていることを踏まえ、安易な待機児童対策のみを目的として、放課後児童クラブの質の低下を招かないよう、保育環境および従事する職員の労働環境を保障すること。
- (2) 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点からの常勤職員配置の改善について、放課後児童支援員の職務は、こどもたちに豊かな放課後、居場所を提供するにあたり、多大な責任が伴い、また、全産業平均をはるかに下回る賃金など職務に見合った処遇となっていないことから、行政職賃金に準じた正規職員を配置できるような運営費を積算し、財政措置すること。

#### 3. 放課後児童クラブ（学童保育）の制度拡充について

- (1) 放課後児童クラブ（学童保育）業を、子ども・子育て支援法に基づく「事業」から「給付」に位置付

け、量的拡充と質的改善をはかること。

- (2) 放課後児童支援員は、支援を要する児童への対応や親へのサポートなど業務内容は多岐にわたっているにも関わらず、基本、就労時間が短時間なため、時間外勤務が常態化していることから、その実態を調査し、適正な勤務体制や勤務時間に基づいた職員配置となるよう自治体に示すこと。
- (3) 児童が安全安心に過ごす環境を担保するため、「参酌すべき基準」とされている「従事者および員数」、「職員配置」、「面積基準」、「児童の集団規模」について「従うべき基準」とすること。なお、保育の質の向上をはかるため、支援の単位あたり「おおむね40人以下」とされている児童の集団の規模の人数を見直すこと。
- (4) 支援員の資格について、現行の「認定資格」から「国家資格」へと引き上げ、支援員の責務に応じた資格職としての位置づけを行うこと。
- (5) 学校や保護者との連絡ツールとなるインターネット環境などの施設整備やICT化の推進にむけた予算をさらに充実・拡充すること。

#### 4. 放課後児童支援員の処遇改善について

- (1) 全産業平均はもとより、他の福祉関係職員と比べはるかに下回る放課後児童支援員の賃金の引上げが急務となっていることから、さらなる処遇改善にむけ、必要な財源措置を講じること。
- (2) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の活用が進んでいない現状を踏まえ、事業スキームの見直しなど、一層の活用がはかられるよう、国として各自治体に働きかけること。
- (3) 2022年10月から実施されている放課後児童支援員等の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置に係る補助について、自治体の申請状況を調査し、活用の推進等必要な措置を講じること。

以 上

## 4. 保育所等保育施設の職員配置基準改善にむけた取り組み

### (1) 保育職場の人員確保・配置基準改善にむけた取り組み

社会福祉評議会は、保育職場の人員確保・配置基準改善にむけた取り組みにつなげるため、県本部・地連・単組主催の集会・会議に参加した組合員に、「職場で困っていること」や「こんなことを変えたい」ということを「改善ひと言シール」「改善シート」を使って集約し、組織内議員を中心に自治体議員との意見交換を行う取り組みを提起した。第1次集約（7月18日締め）として、24県本部73単組が県本部・単組等の会議で「シール」「シート」に取り組み、27県議・市議・町議、1市長に対して意見交換を実施した。

<別表17-1>

2023職場の人員確保・配置基準改善シート・シール取り組み報告

2023.7.18

7/18 第1次集約：24県本部73単組

意見交換→27県議・市議・町議、1市長

	県本部	シート枚数	写真枚数	実施時期	会議名	意見交換対応者
1	山形	2		6月	2023山形県本部保育集会	
2	群馬	1		6月	県本部保育集会	
3	栃木	2		6月	下野市職労	
4	埼玉		12	6月	県本部	
5	神奈川	2			県本部	
6	神奈川	2			川崎市職労	
7	神奈川	2			平塚市職労	
8	富山	1		6月	県本部	
9	静岡	6	2	6月	6月沼津市保設部会にて改善シート作成、県本部こども部会意見交換	杉山あつし 静岡県議
10	静岡	1			菊川市職	
11	愛知	2			豊田市職労連	
12	愛知	2			岡崎市職	
13	愛知	1			豊山町職労・常滑市職連・日進連帯会議	
14	三重	1	2	6月	津市職意見交換会	岩脇圭一 津市議
15	三重	1	1	7月	松坂市職意見交換	中島清晴 松坂市議
16	三重	1			亀山市職	
17	三重		2	7月	志摩市職意見交換	橋爪政吉 志摩市長
18	三重	1			朝日町職	
19	三重	1	1		名張市職労	
20	三重	1			鈴鹿市職労	
21	三重	1			鳥羽市職	
22	三重	1	2		伊賀市職労	
23	三重	1			いなべ市職労	
24	京都	5			自治労京都市職、京田辺市職、八幡市職労	
25	奈良	2	2		県本部	
26	和歌山		1	7月	県本部	
27	大阪	1			摂津市職	
28	大阪	2	3	6月	高槻市職労意見交換	吉田きんじ 高槻市議
29	大阪	2	3	6月	高槻市学童保育指導員組合	吉田きんじ 高槻市議
30	大阪	2	3	7月	枚方市職員関係労働組合留守家庭児童会室部会意見交換	奥野みか 枚方市議
31	大阪	3	4	7月	大阪市職、大阪市従 大阪市会議員との意見交換	自由民主党・市民クラブ大阪 大阪市議員団 荒木肇・須藤奨太 公明党大阪 大阪市議員団 西徳人・西崎照明 自由民主党・市民とつながる・くらしが第一大阪 市議員団 太田勝己・武直樹
32	兵庫		1	6月	県本部	
33	広島	1			府中市職労	
34	広島	1			三次市職労	

	県本部	シート 枚数	写真枚数	実施時期	会議名	意見交換対応者
35	広島	1			東広島市職労	
36	広島	9	4		尾道市職労	尾道市議（組織内議員）
37	鳥取	4	1	7月	県本部第11回保育集会	
38	山口	5		6月	中国地連保育・福祉集会	
39	香川	6	5	7月	県本部組織内及び推薦議員との意見交換会(11単組30人)【オリジナルシートあり】	組織内議員8人、推薦議員6人、立憲1人
40	愛媛	3	1	7月	県本部保育部会	
41	福岡	1			中間市職労	
42	福岡	1			宮若市職労	
43	福岡	1			鞍手町職労	
44	福岡	1			豊前市職労	
45	福岡	1			築上町職労	
46	福岡	1			田川市職労	
47	福岡	1			志免町職労	
48	福岡	1			筑紫野市職労	
49	福岡	1			大野城市職労	
50	福岡	3			久留米市労連	
51	福岡	1			大川市職労	
52	福岡	1			八女市職労	
53	福岡	1			筑後市職労	
54	福岡	1			筑前町職労	
55	福岡	1			小郡市職労	
56	福岡	1			大木町職労	
57	福岡	1			うきは市職労	
58	福岡	1			桂川町職労	
59	福岡	1			那珂川市職労	
60	佐賀	1	1		県本部保育部会	
61	佐賀	1			基山町職労	
62	佐賀	1			有田町職労	
63	佐賀	1			鳥栖市職労	
64	佐賀	1			吉野ヶ里町職	
65	佐賀	1			大町町職	
66	佐賀	1			みやき町職労	
67	佐賀	1			佐賀市職労	
68	佐賀	1			神埼市職労	
69	大分	2		7月	県本部保育所部会・幼稚園部会	
70	宮崎	3	1	6月	県本部	
71	沖縄	1	1	5月	九州地連社福評議会第2回幹事会保育部会	
72	沖縄	2	2		宜野湾市職労	
73	沖縄	1			沖縄市職労【オリジナルシートあり】	
合計		119	55			

## (2) 国の配置基準改善にむけた意見書採択の取り組み

社会福祉評議会は、長年改善されてこなかった保育施設の職員配置基準改善を求めて、地方議会に対する意見書採択の取り組みを提起した。6月議会では、3県本部3市6町1村（東京都・立川市、広島県・広島市、鳥取県・倉吉市、八頭町、智頭町、三朝町、琴浦町、南部町、江府町、日吉津村）の議会において、保育所等保育施設の職員配置基準および処遇改善を求める意見書が採択された。



## 5. 教宣物・調査等

### (1) 保育部会「子どもの未来・ほいくの未来（第10号）」

保育部会は、6月20日、「子どもの未来・ほいくの未来」第10号をデータ配信した。

### (2) 障労連「れんらくかいニュース（第65号）」

障労連は、7月12日、「れんらくかいニュース」第65号をデータ配信した。

### (3) 2023年度「保育所・学童保育等職場のヒヤリハット調査」の実施

保育部会は、保育所・学童保育等職場全体の人員配置の問題や人員不足を要因とした「ヒヤリハット」経験を調査するため、2023年度「保育所・学童保育等職場のヒヤリハット調査」をグーグルフォームで実施し、43県本部8,296人から回答があった。調査結果については、第43回全国保育集会において未定稿版として報告を行った。

## 第18章 政府関係労働組合評議会の取り組み

### 1. 諸会議

#### (1) 県代表者（地連代表者）会議

4月22～23日、東京・主婦会館プラザエフで開催し、構成組織における4月新規採用者対策を中心とした組織強化・拡大にむけた取り組みについて、議論と意思統一を行った。

### 2. 組織強化・拡大の取り組み

#### (1) 自治労政労評・社保労連2023組織集会

6月3～4日にかけて、東京・TOC有明において社保労連と共催で開催した。集会には、政労評に結集する社保労連の3単組（「ねんきん機構労組」「協会けんぽ労組」「厚労省職員労組」）およびハローワーク委員会に結集する東京職安労組・大阪労働局職安労組の仲間、合計284人（男性200人、女性84人）が結集し、一層の組織強化・運動強化にむけ、学習・討論・交流に取り組んだ。

初日の全体集会では、芳賀政労評議長の主催者あいさつの後、永井歩自治労本部組織拡大オグから「職場の活力をどう作り上げる？」と題する講演を受け、労働組合の役割や職場運動の重要性を学んだ。

続いて、ねんきん機構労組（地本・支部代表者、青年連絡協議会、契約職員部会）、協会けんぽ労組（分会代表者）、厚労省職員労組、ハローワーク委員会連絡協議会に分かれての課題別会議を行い、それぞれの課題や情勢の共有化、個別の学習会、取り組みの経験交流と意思統一をはかった。

カリキュラムを通じ、多くの仲間と学習・討論・交流を深めることによって、日常的な職場からの運動を活性化させ、組織の団結と仲間の信頼を勝ち取り一層の組織拡大・強化をはかっていく決意を固めあった。

#### (2) 組織拡大強化月間の取り組み

構成単組と連携し、4～6月を「組織拡大強化月間」と位置づけ、4月新規採用者の100%組織加入と臨時・非常勤等職員（契約職員）の加入拡大を目標に、2月19日の第2回県代表者会議における意思統一を踏まえ集中的な取り組みを展開することとした。また新規採用者に対しては、じちろう共済・団体生命共済への同時加入も追求してきた。

事前の意思統一不足や分会役員体制の弱さなどから、十分に組みこめなかった実態があり、6月初旬の段階では正規職員の新規採用者の加入率は2割程度にとどまっていることから、引き続き職場段階での取り組みが重要となっている。

### 3. 制度政策の取り組み

#### (1) 年金・医療保険制度改革、雇用・労働政策に関する議論の把握と情報提供

年金・医療保険・雇用・労働といった社会保障制度の運営に関わる現場として、各審議会における議論の動向を注視するとともに、適宜、関係単組に情報提供をはかりながら意見交換を行ってきた。

## (2) 政策担当者会議の開催

構成各単組における制度政策課題や今後の評議会における制度政策活動の強化にむけた議論を深めるため、4月15日、東京・自治労会館において開催し、現在の課題や単組の取り組みについて意見交換を行った。

## (3) 日本年金機構運営評議会・全国健康保険協会運営委員会にかかる連合担当局との意見交換

日本年金機構運営評議会および全国健康保険協会運営委員会に連合から委員として参画していることを受け、政労評として当該単組とも連携して、都度の討論課題に関して現場労働組合の立場から連合生活福祉局との間で意見交換を行ってきた。

## 4. ハローワーク委員会の取り組み

### (1) ハローワーク委員会連絡協議会

6月3～4日に開催した自治労政労評・社保労連2023組織集会の課題別会議の中で開催し、各単組における活動の交流のほか、雇用労働政策に関わる情勢の共有化と今後の対応、7月の厚労省職業安定局要請行動にむけた要求内容の議論を行った。

### (2) 厚生労働省職業安定局「要請書」提出交渉

7月26日、厚生労働省職業安定局公共職業安定所運営企画室長に対し「2024年度予算編成にあたり雇用労働施策・職業安定行政の充実強化を求める要請書」を提出するとともに、業務執行体制確立にむけた課題や民間委託などの諸課題について交渉を行った。

<別記18-1>

2023年7月26日

厚生労働省

職業安定局長 山田雅彦様

全日本自治団体労働組合

政府関係労働組合評議会議長

芳賀直行

ハローワーク委員会委員長

大島 淳

### 2024年度予算編成にあたり雇用労働施策・職業安定行政の 充実強化を求める要請書

貴職の職業安定行政諸施策の推進に対するご努力に対して敬意を表します。

2020年から市民生活や経済活動にも大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症も、今年5月に感染法上の分類が5類に位置付けられ、これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の自主的な取組をベースとした対応に移行をしました。

これにより、ここ数年制約の大きかった社会経済活動も活性化していくことが予想され、そのことによる企業の採用意欲の増大も想定されるところです。一方で、少子高齢化による労働力人口の減少はさらに深刻度を

増しており、国の雇用労働行政に求められる役割は増大していくと思われます。

しかし、コロナ禍において明らかになった体制の脆弱性に加え庁舎設備やシステム関係のハード面の整備も不十分であり、利用者の期待に応じていくための体制が整っているとは言えません。ハローワークが国の機関としての役割を発揮していくための体制の確保と、組合員が安心して働くことができるに相等的な労働条件の確保は必須です。私たち組合は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、労働行政の責任と役割を明確にし、具体的な議論と社会的合意をはかることを前提として雇用労働施策、職業安定行政の充実強化を実現することを求めるものです。2024年度予算編成にあたり、雇用労働施策、職業安定行政の充実強化のため下記のとおり要請します。

#### 記

1. 職業安定行政・ハローワークについては、職業紹介および雇用対策（事業主指導）と失業給付の密接な連携の重要性やILO第88号条約（職業安定行政組織の構成に関する条約）を踏まえ、また、すべての労使にとって公平・公正なセーフティネットを維持する観点から、無料紹介事業を行う国による全国セーフティネットの組織として現行制度を維持すること。
2. 政策策定にあたって「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」に盛り込まれている「三位一体の労働市場改革」にあたり安易に「規制緩和」に追随するのではなく、既存の法制度との矛盾等が生じることがないように雇用労働行政の責任と役割を果たすこと。
3. 第6次地方分権一括法による「新たな雇用対策の仕組み」の実施にあたり、ハローワークの全国ネットワークを維持しつつ、自治体と連携し、求職者・求人の利便性の向上、地域ニーズを踏まえた雇用対策とすること。
4. ハローワークに関わる雇用・労働政策の実施にあたり、以下の事項について実現を図ること。
  - (1) オンラインによる失業認定業務について、試行段階からさまざまな課題が指摘されておりこのまま本格実施することは困難であるため、試行実施後に十分な検証を行い、本格実施の判断は慎重に行うこと。
  - (2) ハローワークシステムについて、操作性や機能性に様々な問題を抱えているため、引き続き現場組合員及び利用者の要望・意見を反映すること。
  - (3) 「ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」については、業務の煩雑さから本来業務に多大な支障を及ぼしているにもかかわらず、社会的注目や貢献度が極端に低いため廃止すること。
  - (4) ハローワーク業務の外部委託について、実態を十分に検証し、現場の負担軽減につながっていない等、問題点が明らかになった場合は早急に改善を図ること。  
また、外部委託にあたってはその合理性と必要性を十分に検討し、安易な民間委託を行わないこと。
  - (5) 求職者情報の提供に当たっては、個人情報保護に万全を期すとともに、早急に効果の検証を行い、問題点を明らかにするとともに廃止も含めた改善を図ること。
5. 労働保険特別会計における国庫負担額について、当面の間とされている暫定措置を廃止し本則に戻すこと。また、求職者支援制度の実施予算については、全額一般会計へ移行すること。
6. 定員合理化による定数削減や新規業務により、このままでは地域の雇用対策の中心としての役割を担うべきハローワークの使命に支障が生じかねない。そのため、ハローワークが国の機関としての役割を十分発揮できるよう必要な業務執行体制を確立し、組合員が安心して働くことができる労働条件を確保するため、以下について実施すること。
  - (1) 令和6年度（2024年度）の地方安定行政定員について大幅な定員削減を行わないこと。
  - (2) 今年度から実施される、定年の引き上げについて、処遇が不十分であるため改善を図るとともに、60歳以後の給与水準を著しく低下させないようにすること。また、そのことにより新規採用者数が抑制さ

れることがないよう、新規職員の採用に当たっては、現行規模を維持すること。また、短時間再任用職員についても同様に採用枠を確保すること。

(3) 早期退職優遇制度の地方局での実施および自己都合等による中途退職に対して、早急な補充採用を行うことができるように配慮すること。

(4) 行政事務について、地方労働局の要望も踏まえ、抜本的な簡素・合理化を早急に実施すること。

7. 非正規職員の定員予算を拡充するとともに労働条件の向上をさらにすすめ、行政体制の確立を図ること。また、期間業務職員制度を抜本的に改善すること。

8. 職業安定行政の充実強化に向けて、第一線窓口の実情を踏まえ、自治労政府関係労働組合評議会（政労評）ハローワーク委員会と誠実に協議すること。また、地方労働局の施策の検討に当たっては第一線窓口職員の参加を基本とし、現場の声を踏まえて実施すること。

以 上

## 第19章 公営競技評議会の取り組み

### 1. 常任幹事会等

#### (1) 第3回常任幹事会

6月7日、岐阜・岐阜県本部会議室において対面とウェブ併用で開催した。

常任幹事会では、第9回総会の議案や進行について議論した。また、自治労への加盟を検討している大垣競輪場労働組合（仮称）の役員および県本部子安委員長と公営競技評議会の活動や当面する取り組みの課題などについて意見交換を行った。

## 第20章 公共サービス民間労組評議会の取り組み

### 1. 幹事会等

#### (1) 2023年度第3回四役会議

5月11日、東京・自治労会館で開催し、①省庁要請の要請書、②2024年度公民評運動方針（案）、③2024年度予算等について協議した。

#### (2) 2023年度第4回幹事会

6月30日～7月1日、東京・自治労会館で開催し、①総務省、厚生労働省に要請行動を実施するとともに、②第33回総会の開催、③2023年度の取り組み総括、2024年度公民評運動方針（案）等について協議した。

### 2. 「2022秋闘」および「2023春闘」の取り組み調査結果

- ① 例年、「秋闘調査」は公共民間評議会として、「春闘調査」は自治労全体の春闘調査として別々に行ってきたが、自治労全体の春闘調査の集約時期が3月末と早いことから対応できない単組があることを踏まえて、今回から公共民間評議会としてまとめて調査を行った。調査の対象となったのは、47県本部869単組で、その内463単組（53.3%）から回答があった（7月17日現在）。
- ② 対象である869単組の内、秋闘期（10月から翌年1月ころ）を交渉時期としている単組は113単組（13%）、春闘期（2月から6月ころ）を交渉時期としているのは94単組（10.8%）。また、140単組（16.1%）が春秋両方の時期に交渉を実施したと答えている。さらに115単組（13.2%）がその他（決まっていない。随時など）と答えている。
- ③ 要求書の提出については、315単組36.2%（2021年秋闘調査280単組31.6%）が提出した。147単組16.9%（同188単組21.2%）が提出していないと答えている。
- ④ 交渉を実施したのは288単組33.1%（同248単組28%）、していないのは174単組20%（同195単組22%）
- ⑤ 妥結したのは、251単組28.9%（同178単組20.1%）、妥結していないのは157単組18.1%（同165単組18.6%）、54単組6.2%（同65単組7.3%）が交渉中と答えている。
- ⑥ 書面締結の有無については、187単組21.5%（同100単組11.3%）が締結した、272単組31.3%（同274単組30.9%）が締結していないと答えている。
- ⑦ 基本給の改定については、257単組29.6%（同241単組27.2%）がプラス改定、203単組（23.4%）が改定なしと答えている。
- ⑧ 一時金の改定については、233単組26.8%（同14単組1.6%）がプラス改定、216単組24.9%（同227単組25.6%）が改定なしと答えている。

### 3. 総務省、厚生労働省への要請行動

#### (1) 総務省要請

6月30日、13時30分から総務省で実施した。自治労からは、公共サービス民間労組評議会全国幹事が

参加し、総務省からは、自治行政局行政経営支援室の干場係長らが対応した。

橋本議長が要請書を手交し、要請の趣旨を説明した。その後、干場係長が次の通り回答した。

- ① 自治体は、公の施設に求める公共サービスの水準をどのように考えるか、また、その水準を達成するための費用を誰がどのように負担するのかなど、そのあり方を十分に協議しておく必要がある。また、指定管理者と協定を結ぶ場合には、リスク分担に関わる事項を予め盛り込むことが望ましく、コロナなどによる減収についても、協議しておいたリスク分担に基づいて対応するよう助言している。
- ② 指定管理者が労働法令を遵守することは当然のことであり、総務省としても指定管理者において、労働法令の遵守や雇用労働条件への適切な配慮がなされるよう留意することや、選定時や協定の締結時などに提示するよう助言を重ねてきたところ、引き続きその趣旨を徹底して参りたい。
- ③ 指定管理者制度に関わる通知は、現時点では発出する予定はないが、2010年通知の趣旨を徹底するとともに、適切な事例を紹介するなど効果的な周知方法を検討していきたい。

この回答に対して全国幹事は、法的には対等の関係といわれても、実際には、自治体と指定管理者が対等に協議できるわけがない。「次の指定はないぞ」といわれてしまえば、それ以上発言できない。リスク分担をしているのであれば、その事例を紹介してほしい。指定管理者制度は、制定から20年が経過しており、「効果的」という趣旨よりも「効率的」ということだけがクローズアップされ、コスト削減のみが進められていると現場の実態を訴えた。

## (2) 厚生労働省要請

6月30日、14時30分から厚生労働省で実施した。自治体からは、公共サービス民間労組評議会全国幹事に加えて、門崎社会福祉局長が参加した。厚生労働省からは、雇用環境・均等局、労働基準局、職業安定局、老健局の担当者らが対応した。はじめに、橋本議長が要請の趣旨を述べ、続いて、厚生労働省から次の通り、重点項目に対する回答があった。

- ① 「同一労働同一賃金」やパートタイム・有期労働法の施行状況の確認を積極的に行うなど、法の履行確保に取り組んでいる。
- ② 労働契約継承法は、会社分割の場合の労働契約を継承するための法律。競争入札の結果、受託会社に変更になるような場合は、対象となっていない。法律で契約を強制するようなことは困難なので、各自治体が業務を発注するときの仕様書に努力義務として盛り込むことはできないか。
- ③ 中小企業退職金共済制度を周知し、取り組みを支援していきたい。
- ④ 介護人材の確保にむけて処遇改善を進めることは重要であり、厚生労働省としても、これまでさまざまな対応を実施してきたところ。今後は次期報酬改定にむけた議論の中で検証していきたい。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症が、5類に移行されても感染症対策は継続されており、その影響が大きいは承知しているが、職員の休暇に対する補償は埋まっていない。

これらの回答に対して、全国幹事は、制度の内容や現在の運営状況などを確認するとともに、今後の見直しの時期や方向性を質問し、職場の実態や課題を伝え、意見交換を行った。

<別記20-1>

総務大臣  
松本剛明様

2023年6月30日

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 川本 淳



## 自治体業務の委託先労働者の雇用安定・労働条件改善にむけた要請書

日頃より、地方自治の発展と地域公共サービス向上にむけた施策を推進されていることに、心より敬意を表します。

さて、自治体業務の委託先職場、指定管理職場では、地域住民の生活を守るために公共サービスを維持・提供し続けています。

これらの事業体、企業の労働者の雇用や労働条件は、自治体の政策や予算、入札の成否と委託料によって左右されており、当該事業所の労使関係だけでは決められないものです。また、指定管理者制度は、導入から20年が過ぎましたが、制度の導入により労働者の雇用や労働条件が守られない案件が散見されています。また、現場では指定管理料の削減により、職員の非正規雇用化が進んでいる実態や、計画的な採用と長期的な人材育成が難しいことから、安定的なサービスの提供に不安があります。そのため制度の問題点を指摘する声があがっています。

労働者が良質な地域公共サービスを安心して提供し続けるためには、雇用の安定と生活できる労働条件づくりが必要です。

つきましては、公共サービス基本法を踏まえ、自治体の「使用者責任」の確立、雇用保障と公正取引ルール・公正労働基準の確立にむけ、以下の対応を求めます。

(◎が重点項目)

### 記

1. 公共サービス基本法を踏まえ、公共サービス基本条例や公契約条例の制定を促進する施策を進めること。
- ◎2. 自治体業務の委託先職場について、大規模災害や新興感染症などの影響により休業・休館や利用者の減少等で収入減となった職場においては、労働者の賃金補償等に必要な財源を措置すること。また、財政悪化を理由に、次年度における指定管理料・委託料の削減が行われることのないよう、自治体に対し通知すること。
- ◎3. 高齢者介護施設や訪問介護事業所等の福祉関係職場は、福祉サービスの重要な担い手であり、事業、公共サービスの継続は使命であることから、引き続き人員不足解消にむけた対策を講じること。
- ◎4. 自治体業務の委託先職場・指定管理職場において、「働き方改革関連法」による同一労働同一賃金が施行されていることから、法の趣旨に沿った非正規職員の処遇改善が実施されるよう委託先や指定管理先に周知すること。また、パートタイム・有期雇用労働法の趣旨について、周知啓発を図るとともに、その趣旨に反する違反においては指導・助言を強化すること。
5. 自治体の委託業務に従事する労働者の雇用の継続、適正な賃金・労働条件を確保し、公共サービスの質の確保と社会的価値の実現に寄与するための入札制度改革を進めること。また、人件費や資材については、年度ごとの協定で人件費上昇分や資材等の加算を担保できる制度設計を講じること。
6. 地方交付税の基準財政需要額で示されている委託料の積算について、給与費の内訳を明確にすること。給与費については、最低賃金、建築保全業務労務単価（国交省）等実勢に合わせて改定すること。
7. 指定管理者制度について  
公共サービスの質の確保と安定的な供給、職員の雇用継続、賃金・労働条件の継続的な確保のため、以下の通り制度の抜本的改革を行うこと。  
◎(1) 「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」において、2010年12月28日に発出された「指定管理者制度の運用について」の通知の趣旨に基づき、必要な調査項目を追加するとともに適切な事例を紹介すること。また、自治体に対し通知の趣旨が適正に理解されるよう新たに通知を発出すること。

- (2) サービスを安定かつ継続的に提供することができるよう、指定期間は、5年以上を最低基準として設定すること。
- (3) 選定基準に、労働法制の順守や地域における社会的価値を含めるとともに、継続的に事業を実施している実績についても重視すること。また、応募にあたって人件費の積算根拠を明確にするとともに、人材確保と育成ができるよう配慮すること。
- (4) 公共サービスの水準の維持・向上や労働法令の遵守及び雇用・労働条件が適切な配慮がされているかなど、地方自治体が調査し必要があれば指導・助言をするなど地方自治体としての責任を果たすよう求めること。
8. 自治体関連民間労働者の労使交渉に関わって、団体交渉に必ずべき使用者の判断にあたっては、雇用主以外の事業主であっても「その労働者の基本的な労働条件等について雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて」使用者に該当すると解されているなど、裁判例の蓄積があることを踏まえ、指定管理職場および委託職場に対しても団体交渉応諾義務が生じる可能性があることを地方自治体に周知すること。

以 上

## <別記20-2>

2023年6月30日

厚生労働大臣

加藤 勝 信 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川 本 淳

### 自治体業務の委託先労働者の雇用安定・労働条件改善にむけた要請書

労働者の労働条件向上、諸制度の確立・整備にむけた行政を進められている貴省に心より敬意を表します。さて、自治体業務の委託先職場、指定管理職場では、地域住民の生活を守るために、公共サービスの提供を続けています。

委託先職場で働く労働者は、制度による雇用の不安定さと低賃金などにより、安心して公共サービスを提供できない現状にあります。

国や自治体の公契約によって、「官製ワーキングプア」ともいうべき低賃金で不安定な雇いで働く労働者が生み出されている実態を踏まえ、公正労働基準の確立にむけて労働行政を担う貴省の積極的な施策の実施が求められています。

つきましては、下記のとおり要請しますので、積極的な対応をお願いいたします。

(◎が重点課題)

#### 記

- ◎1. 自治体業務の委託職場・指定管理職場において、「働き方改革関連法」による同一労働同一賃金が施行されたことから、法の趣旨に沿った非正規職員の処遇改善が実施されるよう委託先や指定管理先に周知すること。また、パートタイム・有期雇用労働法の趣旨について、周知啓発を図るとともに、その趣旨に反する違反においては指導・助言を強化すること。
- ◎2. 競争入札等の結果、受託企業が変更となった場合において、公共サービスを担ってきた労働者の雇用が失われる事態が生じていることから、「労働契約承継法」「事業譲渡等指針」を地方自治体や新たな参入

事業体に周知し労働者保護を図ること。

- ◎3. すべての事業所で退職金制度を確立することが容易になるよう、中小企業退職金共済制度の周知をはかり活用を促進すること。また、独立行政法人勤労者退職金共済機構等に対し高年齢者雇用安定法改正に基づき退職金制度の見直しを図るよう働きかけること。さらに、高年齢雇用継続給付金を継続させ支給率を引き下げないこと。
4. 公契約基本法の早期成立をめざし、「労働法令遵守（コンプライアンス）の公正労働条項」を実現すること。
5. 引き続き最低賃金の水準を改善すること。また、都道府県ごとに設定している特定最低賃金の業種を充実させるとともに、引き上げをはかること。
6. 「働き方改革関連法」の趣旨をふまえ、中小企業における確実な実施にむけ、周知啓発をはかること。
7. 無期雇用転換権の発生を受け、無期雇用を回避することを目的に、雇用期間の上限や空白期間を設定するなど、労働契約法の趣旨に反した使用者の脱法行為が生じていることから、防止のための措置を講ずること。
8. 自治体業務の委託職場・指定管理職場について、大規模災害や新興感染症などの影響により休業・休館や利用者の減少等で収入減となった職場においては、労働者の賃金削減等が行われることのないよう、雇用調整助成金の拡大を図ること。
9. 短時間労働者の社会保険の加入対象が拡大していることから社会保険への加入を徹底すること。

以 上

### <別記20-3>

2023年6月30日

厚生労働大臣

加 藤 勝 信 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川 本 淳

#### 福祉労働者の雇用安定・労働条件向上にむけた要請書

日頃より、福祉行政の推進にむけた施策をすすめられていることに、心より敬意を表します。また、新型コロナウイルス感染症対策の先頭に立って、ご尽力いただいていることに、あらためて感謝申し上げます。

さて、社会福祉協議会や社会福祉事業団等の社会福祉職場では、慢性的な人員不足の中でも、業務遂行に全力を挙げて取り組んでいます。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少等により事業運営に支障をきたしている職場もあり、安定的な事業継続や利用者サービスの提供などに対する不安感が高まっています。

こうした状況の中でも、現場労働者は、地域の福祉を守るために公共サービスを提供していますが、雇い止めや賃金引き下げを余儀なくされている職場があります。

介護関連職場や福祉施設などで働く労働者については、新型コロナウイルス感染症対策の強化や人材確保のために、賃金・労働条件の抜本的な改善が求められています。

つきましては、下記のとおり要請しますので積極的な対応をお願いいたします。

(◎が重点課題)

記

- ◎1. 2024年4月に予定される介護報酬改定および障害福祉サービス等報酬改定について、プラス改定となるよう予算を確保すること。また、介護労働者等の人材確保と離職防止のため、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算および介護職員等ベースアップ等支援加算の継続・充実をはかり、支給対象者の拡充のための財源を確保し、一時金等ではなく基本給による賃金改善となるよう助言すること。
- ◎2. 福祉職場では新型コロナウイルス感染症が5類に移行されても感染症対策は続き、微熱があるだけでも仕事を休まなければならないことも多く、職員の休暇に対する補償や緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業では対象とならない減収分に対する補償を拡充すること。
3. 訪問介護員の人員不足と高齢化が特に深刻であり、速やかに人員不足解消に向けた対策を講じるとともに、人材確保・職員の資質向上をはかるため、実務者研修に参加できるよう、資格取得に対する助成等に必要な財源を確保すること。

以 上

## 4. 諸会議・集会等

### (1) 北海道・東北地連・交渉力アップセミナー

2月18～19日、仙台市で開催し、8県本部55人が参加した。セミナーでは、自治労本部の永井オルグを講師に「団体交渉の意義」について学習した。続いて、グループに分かれて職場状況の課題を出し合いながら「要求書づくり」を行った。2日目は、グループごとに模擬団体交渉を行った。

### (2) 北信地連・交渉力アップセミナー

5月19～20日、富山市で開催し、4県本部24人が参加した。セミナーでは、自治労本部の比田井強化拡大局長（公共民間評事務局長）が、労働法制や労使交渉の留意点について講義を行った後、グループに分かれて模擬交渉を行った。「公益財団法人」の組合執行部という設定で、「独自給料表移行提案の撤回」「人員確保」「年休取得推進」「不払い残業手当の支給」などについて交渉し、熱の入った模擬団体交渉となった。

### (3) 中国地連・交渉力アップセミナー

5月20日、岡山市に中国地連公共民間評議会幹事が集合し、会場からウェブで配信した。幹事を含めて5県本部34人が参加した。セミナーでは、自治労本部の植田オルグが「時間外労働・労働協約・不当労働行為」について講演した。その後、中国地連評議会の幹事が模擬団交を行い、その様子をウェブ中継した。また、鳥取県本部の小嶋幹事が解説した。

### (4) 四国地連・交渉力アップセミナー

2月18～19日、高松市で開催し、4県本部28人が参加した。セミナーでは、「労働組合活動の基礎」について香川県本部の舟越中執が講演した。その後、自治労本部の植田オルグが「団体交渉の進め方と役割分担」を説明し、模擬団体交渉（前半パート）を行った。2日目は、模擬団体交渉（後半パート）を行うとともに、自治労本部の林強化拡大局長を講師に「政治学習会」を行った。

## 第21章 全国一般評議会の取り組み

### 1. 幹事会

#### (1) 第5回幹事会

5月14日、東京・全水道会館にてウェブ併用で開催し、①同日午後開催のオルグ養成研修会について、②2023春闘の中間点検、③2023夏季闘争等について協議・決定した。

#### (2) 第6回幹事会

7月26日、東京・自治労会館にて開催した。同日の午後に開催される第41回地方労組代表者会議にむけて2023春闘総括や2024年度運動方針草案などについて協議し、代表者会議に提案することを確認した。

### 2. 地方労組代表者会議

#### (1) 第41回地方労組代表者会議

7月26日、東京・自治労会館にて、対面とウェブ併用で開催した。①一般経過報告、②2023春闘総括、③2024年度運動方針などを提案し、報告事項が承認された。運動方針草案については、この会議での議論を踏まえて加筆・修正したものを、8月の全国一般評議会第19回定期総会に提案することを確認した。

### 3. オルグ養成研修会

5月14～15日、東京・全水道会館にて、対面とウェブ併用で第17回オルグ養成研修会を開催した。全国一般運動や春闘の歴史と課題について講演を行い、組織強化・拡大の実現にむけて学習と交流を深めた。

### 4. 雇用と権利を守る取り組み

#### (1) 石川地方労組

石川地方労組内の6つの自動車学校分会（組合）は同業種での部会を組織し、春闘では同額の賃上げと、統一した労働条件を要求してたたかってきた伝統がある。

2023春闘では16,500円の統一要求を掲げ、各職場で交渉を重ねてきた。かつては集団交渉を行っていた経過もあり、賃上げは先行妥結した分会の結果と同額を、残る分会の労使で確認してきた。今春闘では、5月22日の東部自動車学校の10,000円での妥結を残る自動車学校分会で確認・妥結するべきところであった。しかし、東部自校以外の経営者は、「集団交渉はしない」として、同額・同内容の妥結を拒否した。未妥結の分会は、これまで築いてきた統一闘争を破壊する使用者側の対応を許さないとして、6月24日にストライキを構えて交渉を継続した。ストを背景とした交渉で、加南加賀自校、北鉄自校の2分会が妥結。妥結しなかった城東自校と北陸中部自校はストに突入した。なお解決せず、第二弾のストを7月8日に構え、同一額での賃上げ妥結と統一闘争の維持を求め、交渉を続けている。

全国の自動車教習所職場や評議会も檄を送るなどし、統一闘争を支援している。

## (2) 大阪地方労組

近畿制動関連労組の職場（近畿制動、ジャパンリビルト）は、これまで会社業績も労使の関係性も安定を保ってきたが、2022年9月に創業者である社長が死去し、長男が社長に就任すると状況は一変した。自宅待機や出勤停止命令の乱発、配置転換の強行などによって職場は混乱し、日常業務に支障をきたし始めた。

こうした状況を打開し、安心して働き続けるためには労働組合を作るしかないと、従業員は大阪地方労組に相談。集中的な学習会・勉強会を行った後、2023年3月に20人程度で組合を結成した。結成後、5回の団交において、賃上げ、不払い残業代、有給休暇、配置転換、パワハラなどの問題について交渉を行ったが、代表取締役などは一切交渉に参加せず、課題の前進につながらない状況が続いたため、組合は不払い残業や年休5日未消化の問題等について労基署へ申告した。これに対し、会社側は組合の弱体化を目的に4人の解雇を強行。組合つぶしを狙った行為であり、組合は弁護士を通じて解雇撤回訴訟の準備を進めている。不払い残業や団交拒否の問題とともに、たたかいを続けている。闘争を通じて、組合員は現在約50人に拡大している。

## 第22章 青年・女性労働者の取り組み

### 1. 青年労働者の取り組み

#### (1) 青年部常任委員会

##### ① 第11回常任委員会

5月1～2日、東京・自治労会館にて開催し、(ア)憲法フォーラムについて、(イ)この間の取り組みの総括について、(ウ)各地連の状況および課題について協議・確認した。

##### ② 第12回常任委員会

5月25～26日、東京・自治労会館にて開催し、(ア)労働学校実践編について、(イ)この間の取り組みの総括について、(ウ)各地連の状況および課題について協議・確認した。

##### ③ 第13回常任委員会

6月11日、東京・自治労会館にて開催し、(ア)定期大会の議案について協議・確認した。

#### (2) 青年労働学校（実践編）

5月26～28日、東京・TKP市ヶ谷カンファレンスセンターほかで開催し、10県本部14人が参加した。1日目は、あいさつ、基調提起の後、労大講師の足立康次さんから「公務労働者の働き方と賃金」と題した講演を受け、自治労香川県本部の久保副執行委員長から「職場でのたたかひの積み上げと独自交渉——青年部運動から基本組織の運動へ——」と題した講演を受けた。講演後から2日目にかけて、分散会を通して要求書作成に取り組んだ。2日目の昼食時はじちろう共済の学習会を実施した。

3日目は、作成した要求書をもとに模擬団体交渉を実施。参議院議員鬼木まことさん、岸まきこさんにも出席いただき、講評および国政報告を受けた。全体集約、兒玉青年部長の団結がんばろうで閉講した。

#### (3) 第2回青年部長会議

6月10日、東京・グリーンパレスにて対面とウェブ併用で開催し、37県本部48人が出席した。青木総合組織局長があいさつを行い、岸まきこ参議院議員より活動報告およびメッセージを受けた。経過報告、青年部方針提起の後、昼食時はじちろう共済の学習会を実施。午後からの全体討論では、8県本部8人から各県本部の闘争について発言を受けた。その後、分散会を行い、全国消防職員協議会ユース部より特別報告を受けた。青年部長の団結がんばろうで全日程を終了した。

### 2. 女性労働者の取り組み

#### (1) 第2回女性部長会議

6月18日、東京・自治労会館にてウェブ併用で開催し、35県本部42人（うちウェブ31人）が参加した。藤森副委員長のあいさつの後、毛利女性部長があいさつ・経過報告・議案提起を行い、生井澤副部長が①定年引き上げについて、②会計年度任用職員の勤勉手当支給について、③会計年度任用職員の給与取り扱いについて、④地方公共団体における職員の男女の差異の算出および公表の方法等について説明を行い、7県本部7人から報告・発言があった。

辺野古新基地建設反対署名の報告と沖縄の現状について沖縄県本部から、女性のはたらく権利確立運動強化月間の取り組みについて熊本県本部、宮崎県本部、徳島県本部、山形県本部から、夏期交流集会

について山形県本部、秋田県本部から発言があった。また、東京都本部から会計年度任用職員の更新の状況などについての質問に対し各県の状況について討論し、2023春闘、女性の働く権利確立運動強化月間の総括、人勸期の取り組み、反戦・平和闘争などについて意思統一を行った。また、秋田県本部からは定期総会でのウェブ傍聴について要望が出された。

## (2) 女性部常任委員会

### ① 第6回常任委員会

5月15～16日、東京・自治労会館にてウェブ併用で開催し、第61回自治労はたらく女性の集会の分科会の進め方について助言者も参加して確認した。

### ② 第7回常任委員会

6月3～4日、東京・自治労会館にてウェブ併用で開催した。経過報告でははたらく女性の集会について討論した後、(ア)第2回女性部長会議、(イ)労働学校(後期)、(ウ)第68回女性部定期総会の議案等について協議し、当面の活動について確認した。

### ③ 第8回常任委員会

6月14日、ウェブで開催し、第68回女性部定期総会の議案等について確認した。

### ④ 第9回常任委員会

8月3日、ウェブで開催し、第68回女性部定期総会の内容等について確認した。

## (3) 第61回自治労はたらく女性の集会・60周年記念レセプション

5月27～28日、東京・自治労会館にてウェブ併用で開催し、37県本部1社保171人(うちウェブ83人)が参加した。青木副委員長、来賓として日教組の西嶋女性部長のあいさつの後、毛利女性部長のあいさつ、提起に続き、基調講演として、ジャーナリストの竹信三恵子さんから「女性雇用の劣化と『生活からの壊憲』の乗り越え方」と題した講演を受けた。また、全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部の松尾聖子さんから、関西生コンの不当な労働組合弾圧に対するたたかいと横のつながりの大切さについて報告を受けた。引き続き分科会では4分科会に分かれて議論した。

2日目は医療法人社団向日葵会まつしま病院助産師の幸崎若菜さんから「2023年度妊娠・出産に係る女性の調査報告」、記念講演として百合レディースクリニック院長の丸本百合子さんから「女性が健康で働き続けるために～私のからだトリプロダクティブヘルスライツ～」と題した講演を受けた。

その後、分科会報告を行い、女性が自立するためには女性自らが力をつけることの重要性などを全体で確認し、最後に毛利女性部長のまとめで終了した。

## (4) 女性労働学校(後期)

6月16～18日、東京・自治労会館にてウェブ併用で開催し、19県本部35人(うちウェブ23人)が参加した。1日目は、青木総合組織局長、毛利女性部長のあいさつ、基調提起の後、第1講座として青木総合局長から「定年まで働き続けるために」、第2講座としてりべるて・えがりて法律事務所の中野麻美弁護士から「労働における自由と平等」、第3講座として元自治労本部女性部長の松澤佳子さんから「教宣紙づくりと要求づくり」の講演を受けた。その後、分散会と教宣紙づくりを2日目の終わりまで行った。2日目の昼食時には、本部共済推進委員会事務局の矢吹欣徳さんから「今と将来に備えるための「じちろう共済」」と題して共済の説明を聞いた。3日目は、教宣紙の発表と講評、第4講座として埼玉平和運動センターの金子彰さんから「憲法が変わると日本はどうなるのか」の講演を聞き、最後に毛利女性部長のまとめで労働学校を閉会した。



## 第23章 情報および教育活動の拡充

### 1. 定期刊行物の発行

#### (1) 機関紙「じちろう」の発行＝月2回発行（1と15の日発行）

1号あたり365,000部（町村職・公共民間などは全組合員、県職・市職は5人に1部）

#### (2) 機関誌「自治労通信」（冊子版最終号）の発行

第811号（2023年7月10日号）を冊子版の最終号として発行した。39,000部（執行委員数を基本に単組直送）

#### (3) 機関誌「自治労通信（デジタル版）」のテスト発行

「じちろうネット」「じちろうモバイル」を通じてデジタルデータ配信。（7月10日）

【2023年7月10日配信の記事一覧】

- ◆「自治研活動入門：自治研ノススメ」自治研事務局
- ◆「カスハラ対策：予防・対応マニュアルを活用しよう」自治労 総合労働局
- ◆「ジェンダー平等の実現にむけて」男女がともに担う自治労委員会

※2023年11月以降は、奇数月10日頃に定期配信の予定

#### (4) 2023年度教宣部長・担当者会議の開催

5月15日、ウェブで開催し、46県本部1社保労連・64人が参加した。会議では、本部・県本部の機関紙活動の実態、情報宣伝セミナーや機関紙コンクールの開催、SNSを活用した情報発信のあり方など、本部の報告と提起をめぐって意見交換を行った。また県本部からの報告として、北海道本部の機関紙コンクールの開催、大阪府本部のLINE公式アカウントを活用した情報発信、鹿児島県本部の教宣集会の開催について、それぞれ活動報告を受けた。

### 2. 各種コンクールの実施

#### (1) 第22回機関紙コンクール

7月6日、東京・自治労会館で第22回機関紙コンクールの審査を実施した。審査には、「季刊RENGO」編集部エディターの落合けいさん、エディット代表取締役社長の水谷一生さんがあたり、100点（自作の部84点：外注の部16点）の応募作品の中から、以下の機関紙が選ばれた。

##### 第1部 自作の部（パソコン・手書き新聞）

賞	機関紙名	単組	県本部
入選	自治労あんなか	安中市職員労働組合	群馬
	Johsenまえばし	前橋市役所職員労働組合	群馬
	市労連ニュース	豊田市職員労働組合連合会	愛知
佳作	朝刊あさげ	小山市職員労働組合	栃木
	自治労さっぼろ	自治労札幌市役所職員組合連合会	北海道
	A T S	名古屋交通労働組合東山運転支部青年女性部	愛知

賞	機 関 紙 名	単 組	県本部
努力賞	すくさぼ	高崎市立学校職場臨時・嘱託職員労働組合	群 馬
	馬力	東京交通労働組合馬込検修場支部	東 京
	自治労あいち	愛知県本部	愛 知

## 第2部 外注の部

賞	機 関 紙 名	単 組	県本部
入 選	つらなり	自治労大阪府国民健康保険団体連合会職員労働組合	大 阪
佳 作	自治労北海道	北海道本部	北海道
	市職ポスト	田辺市職員労働組合	和歌山
努力賞	群馬県職	群馬県職員労働組合	群 馬
	自治労仙台市職労	仙台市で働く労働組合連合会	宮 城

## 3. 教育研修の取り組み

### (1) 研修会・セミナー

#### ① 第54期中央労働学校

7月12～15日に東京・自治労会館で開催し、22県本部32人が参加した。

<別表23-1>

#### 中央労働学校カリキュラム

##### 【1日目】

日	テーマ	時 間 帯	講 座 内 容	技 法	講 師
7/12 (水)	開 校 式	11:00-11:45	ガイダンス 開校あいさつ  集合写真撮影		自治労本部総合組織局 川本 淳 自治労本部委員長
		12:30-14:30	<ワークショップ> 県本部、単組役(職)員が解決すべき課題とは? ～仲間・地域・世代・社会・政治をつなぐミッション:コミュニケーションを担う立場として～	ワ ー ク シ ョ ッ プ (WS)	花崎 晶 ワークショップ・ファシリテーター
	交 渉 (組合運営)	14:45-16:15	交渉をきわめる	講 義	団 野村 株式会社Athlete Solution 代表取締役社長
	メディア 人 権	16:30-18:00	知る権利とメディア取材 ～首相秘書官のオフレコ差別発言報道を事例に～	講 義	中田 卓二 毎日新聞社 編集編成局次長
		18:30-20:00	ウェルカムパーティ 「アルカディア市ヶ谷」		

##### 【2日目】

日	テーマ	時 間 帯	講 座 内 容	技 法	講 師
7/13 (木)	労働条件	9:00-12:15	地方公務員の賃金決定について 労働安全衛生活動について	講 義	自治労本部総合労働局
	男女平等	13:00-14:30	女性リーダーをどう養成するか?	講 義	三浦 まり 上智大学法学部教授、パリテアカデミー共同代表
	憲 法	14:45-16:45	あらためて日本国憲法への認識を深めよう～私たちが主権者であるために～	講 義	伊藤 真 弁護士、法学館法律事務所所長、法学館憲法研究所所長
		17:00-17:30	1日目、2日目の振り返り	WS	自治労本部総合組織局

【3日目】

日	テーマ	時間帯	講座内容	技法	講師
7/14 (金)	社会保障	9:30-11:30	レジリエンスが強い社会保障制度を確立する 人口推計と2040年問題	講義	駒村 康平 慶応義塾大学経済学部教授
	共 済	12:15-13:45	自治労共済の推進と自治労運動	講義	安東 啓介 自治労共済推進本部事務局長
		13:45-14:15	国会へ移動		
	政治	14:15-17:00	<講座> 「労働組合」と「政治」 ～組織内議員との対話を通じて考える～ <フィールドワーク> 国会見学	講義視察	岸 まきこ 参議院議員 鬼木 まこと 参議院議員

【4日目】

日	テーマ	時間帯	講座内容	技法	講師
7/15 (土)	歴史	9:00-10:30	自治労運動の歴史に学ぶ	講義	密田 義人 自治労本部 元中央執行委員
	人材育成	10:45-15:30 昼食休憩を含む	自治労が解決すべき課題への具体的な行動計画を立案・議論(模擬討論)する	WS	花崎 晶 ワークショップ・ファシリテーター
		15:30-16:00	閉校式 受講者による決意表明 本部あいさつ		藤森 久次 自治労本部副委員長

## 第24章 公共交通労働者の取り組み

### 1. 諸会議

#### (1) 三役会議

##### ① 2023年度第7回三役会議

4月25日、東京・自治労会館にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 第2回幹事会の議案について

イ 当面の日程

<報告>

ア 【議事録】2023年度第6回三役会議

##### ② 臨時三役会議

5月17日、仙台市・ハーネル仙台にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 第4回交研集会の最終準備状況について

イ 当面の日程

##### ③ 2023年度第8回三役会議

6月28日、宇部市交通部にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 第97回定期大会 都市交評運動方針案について

イ 2024年度第1次政府予算要請（国土交通省宛）について

<報告>

ア 【議事録】2023年度第7回三役会議

##### ④ 2023年度第9回三役会議

7月25日、大阪交通労組にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 第4回常任幹事会の議案について

イ 当面の日程について

<報告>

ア 【議事録】2023年度第8回三役会議

#### (2) 常任幹事会

##### ① 2023年度第4回常任幹事会

7月25日、大阪交通労組にて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

ア 2024-2025年度運動方針案（本部執行部案）について

イ 第97回定期大会 当面の闘争方針案（本部執行部案）について

ウ 2024年度政府予算に関わる国土交通省への要請について

エ 都市交評運営要項の改正案について

- オ 2024—2025年度の役員体制について
- カ 2024年度の行動計画（2023年9月～2024年8月）について
- ＜報告＞
- ア 【議事録】2023年度第3回常任幹事会
- イ 第4回交研集会 アンケート結果の概要
- ウ 役員推薦委員会の経過

### （3） 幹事会

#### ① 2023年度第2回幹事会

4月25日、ウェブにて開催した。協議・報告事項は以下の通り。

＜議案＞

- ア 地域公共交通の現状と課題
- イ 第164回中央委員会 当面の闘争方針（案）

＜報告＞

- ア 都市交評活動経過報告
- イ 第4回交通政策研究集会の準備状況
- ウ 2023年度 都市公共交通評議会年間行動計画

## 2. 各部会

### （1） 鉄軌道部会

#### ① 2023年度第3回鉄軌道部会

7月13、14日、福岡市で開催した。初日は3月末に延伸開業した地下鉄七隈線の駅施設、運輸関係施設等を視察し、2日目に部会を開催した。

部会1日目は、地下鉄博多駅に集合し、地下鉄七隈線と空港線やJRヘスムーズに乗り換えができるよう工夫した案内表示、非接触で乗れるエレベーター等について駅長・担当者から説明を受けた。引き続き、楠田神社駅まで七隈線に乗車、同駅で伝統工芸など博多の文化・歴史を紹介する展示スペース、使用しやすさを追求したトイレなど、観光面も意識した駅施設を視察した。その後、交通局に移動し、担当者より七隈線の延伸開業までの経過の説明を受けるとともに運輸関係施設を視察、各部署において安全で定時の地下鉄の運行を担保するために日夜地道な努力を重ねていることを再確認した。

2日目は、部会を開催。はじめに各単組から報告を受けた。報告では、2024年度の事業計画や延伸計画、エスカレーター、エレベーターなどバリアフリー化やシームレス化のための施設改良など大規模改修に関わる費用負担、運転士や保守・整備部門の人員確保問題など地下鉄事業が当面する課題、さらには単組が抱える組織課題等について報告を受けた。これらの報告を受け、意見交換し、課題の解決にむけて単組間の連携、交流を深めていくことを確認した。引き続き、2024年度地下鉄関係政府予算に関わる要請内容について協議、確認し、次回の部会の開催日程等を確認し、終了した。

### （2） バス部会

#### ① 2023年度第2回バス部会

6月8、9日、徳島市で開催し、車両、車庫等施設の視察を行うとともに、2024年度バス関係の政府予算に関わる要請課題を協議・確認した。

部会1日目は、徳島駅バスターミナルに集合、市営バスにて交通局に移動。局会議室で交通局長よりあいさつを受けたのち、担当者より市営バス事業の現状や事業の民間移譲にむけた課題等について説明を受け、単組の亀田委員長、上松書記長からもこの間の労使交渉等の経過について報告を受けた。これらの説明、報告を踏まえ意見交換後、バス車庫内に移動、車両、施設等の視察を行い、初日の日程を終了した。

2日目は、第2回部会を開催。はじめに各単組より事業や単組における現状、課題等の報告を受けた。報告では、自動車運転者の改正労働時間基準告示の施行に伴う人員問題、2024年度の事業計画やこの間の減収による効率化などに関わる課題、「公共交通利用促進キャンペーン行動」のなど公営・公共交通の必要性や利用促進、利便性向上等に関わる政策的な取り組みなどについて説明があり、意見交換を行い課題の共有化をはかった。

このあと、2024年度国土交通省予算（バス関係）に関わる第1次の要請内容について協議し、確認。その後、再度、単組が当面する課題等について意見交換を行い、次回部会開催日程・場所を確認して終了した。

### 3. 地方自治における公共交通のあり方を考える議員懇談会

地方自治における公共交通のあり方を考える議員懇談会（交通議員懇）は4月12日、衆参議員101人（代理含む）の参加を得て総会を開催し、鬼木誠議員を事務局長に選出するとともに、地域公共交通（公共交通）再生にむけた課題や政策等について意見交換した。

冒頭、近藤昭一交通議員懇会長（衆議院議員）があいさつし、「コロナによる影響等によりバスやローカル鉄道などの公共交通の存続が厳しさを増しており、地域住民の移動を確保するために、公共交通の再生が喫緊の課題となっている」と強調。「地域交通活性化再生法改正法案（地活化法改正法案）の審議が行われており、本日の総会においても活発な意見交換をお願いしたい」と述べた。引き続き、事務局長に鬼木誠議員を選出することを先議した。

自治労を代表してあいさつした川本淳委員長は、「2024年4月から自動車運転業務の労働規制がようやく施行される。反面、『2024年問題』といわれる運転者不足による物流への影響が危惧されており、バス運転者不足も懸念される」と指摘。「公共交通の再生には、担い手の確保や自治体の責任、役割など課題は多く、議員懇と連携して取り組んでいきたい」と述べた。

都市交評の福田智議長は、交通現場の状況に触れ、「バス運転者の不足とともに整備士不足はより深刻である」と指摘し、待ったなしで解決すべき課題であると強く訴えた。

引き続き、都市交評の庭野修事務局長が公営・地域公共交通の現状と当面する課題を提起。輸送人員、収益の回復がコロナ前の8割にとどまっており、依然として厳しい経営状況にあることを改めて説明。その上で、「地活化法の改正で公共交通の再生にむけて自治体の責任や役割が増し、交通専任部署の設置が不可欠である」と強調。さらに、「自治体直営の公営交通は自治体の交通政策にも深く関与しており、地域のこれからの公共交通再生において、公営交通の培ってきたノウハウを十分発揮できると思う。他の自治体の先進事例になることも期待できる」と述べ、公営交通が果たすべき役割がさらに重要になることを提起した。

このあと、地方自治総合研究所の其田茂樹研究員が「地域公共交通の再生」をテーマに、国や自治体の役割などについて提起。「地活化法の改正法案では国の役割が不明確で、自治体の役割を果たすだけの体制を自治体が整備できているか」、「国は交通体系全般に関するビジョンを示すことが必要ではないか」、「地方交付税（普通交付税）の個別算定項目に『交通』を盛り込むことが必要」などの指摘や提起を行った。

参加した衆参の議員からは、地域交通の再生のあり方や財政支援の重要性、財源確保策などを中心に発言があり、議論を行った。

最後に、近藤会長が「地域の公共交通は住民生活にとって必要不可欠。再生にむけて交通議員懇と自治労が連携して取り組んでいこう」と訴え、総会を終了した。

#### 4. 第4回交通政策研究集会

5月17～18日、仙台市内において第4回交通政策研究集会（交研集会）を開催した。コロナの影響を受け3年ぶりとなった集会には、19県本部、24単組、132人が参加。「8割の壁」ともいわれる輸送人員、収益の回復の遅れが事業経営に大きな影を落としている中での開催となったことを踏まえ、公営・地域公共交通の存続、これからの公共交通のあり方などをテーマに、講演、特別報告、単組報告を受け学習・研鑽を深め合った。

集会1日目は、冒頭、福田智都市交評議長が主催者を代表してあいさつ。コロナの影響、感染リスクにさらされながらも、エッセンシャルワーカーとして通勤、通学、通院、買い物など住民の生活を支え、全国で奮闘している都市交評の仲間へエールを送るとともに、運転者や整備士など人員不足問題、交通労働者を魅力ある職業に高めることの重要性など当面する課題を提起。集会における活発な討論を通じ課題の共有化、現場での運動の強化を強く訴えた。引き続き、自治労本部の青木真理子副委員長、宮城県本部の菅原浩志委員長より地域公共交通の役割や存続の重要性などについて来賓あいさつを受けた。

庭野修都市交評事務局長の基調提起に続き、地方自治総合研究所の其田茂樹研究員より公営・地域公共交通の財政問題と地方自治体の施策、全日本交通運輸産業労働組合協議会（交運労協）の慶島譲治事務局長より今国会で成立した改正地域公共交通活性化再生法（地活化法）が大きく関わる地域公共交通の再生、再構築にむけた課題や取り組みなどについて講演を受け初日を終了。

2日目は、バス関係、鉄軌道関係の2つの分科会を開催。バス関係分科会では、はじめに仙台市交通労組が特別報告。東日本大震災時、甚大な影響を被った中で仙台市営バスが帰宅困難者や避難民等の輸送という極めて重要な役割を担ったことを改めて説明し、災害時に公営バスはどのような役割、使命等を果たすべきなのか、労働組合としてどのような対応をすべきか、などについて提起を行った。引き続き、名古屋、長崎、青森の3単組から報告を受け、地域の移動の確保、災害時の公共サービスとしての公営バス（地方の路線バス含む）の役割、利便性向上等の課題を中心に討論を行った。

鉄軌道関係分科会では、地方自治総合研究所の其田研究員より、地下鉄、公営路面電車等の財政問題、国や自治体の支援のあり方、労働組合の役割等について提起を受けた。引き続き、大阪、横浜、東京の3単組から報告を受け、地活化法改正を踏まえた国や自治体の支援のあり方、地下鉄建設費（後年度負担分）やバリアフリー化（メンテナンス費用を含む）等施設の大規模改修工事負担などの財政問題（負担増）への対応、輸送人員の回復策や付帯事業等による増収策、サービス・利便性向上等に関わる施策など、多岐にわたって議論を深め合った。

## 2023現業・公企統一闘争中間総括（案）

### 1. 闘争の経過

- ① 本部は2022年12月16日、2023現業・公企統一闘争本部を立ち上げ、この闘争を自治体現場力回復闘争として位置づけるとともに、質の高い公共サービスの確立に必要な人員確保と賃金・労働条件の改善をめざし取り組むことを確認した。
- ② 2023現業・公企統一闘争を具体的に取り組むにあたり、基本的な目標を「住民の未来に貢献できる、自治体責任による質の高い公共サービスの確立」とし、第1次闘争ゾーンでは、職場点検・オルグなど統一闘争にむけた準備期間を2～4月、職場討議・要求書作成を4月21日～5月22日、要求書提出ゾーンを5月22日～6月8日、回答指定日を6月9日、交渉強化ゾーンを6月9～15日、全国統一闘争基準日を6月16日に設定し取り組むこととした。また闘争ゾーンの設定にあたり、すべての組合員の声を反映した要求書の作成にむけ、従来の間隔を1週間延長した。
- ③ 闘争を具体的に進めるにあたり、モデル要求に対する解説を掲載した闘争の手引きを「現業・公企職員が直営で配置されている単組」「現業・公企職員が直営で配置されていない単組」に分けて発信し、すべての県本部・単組における闘争の促進をはかってきた。また、ウェブ会議でも活用できるよう、現業・公企統一闘争に取り組む意義や取り組み方法などを解説した動画を配信した。
- ④ 第1次闘争の取り組みを促進するため、「2023現業・公企統一闘争推進ポスター」を作成し、5月に各単組に配布した。
- ⑤ すべての単組での取り組みとするため、各県本部の準備状況を確認の上、取り組みが遅れている県本部に準備を促すことを目的とした中執オルグを春闘オルグにあわせ実施し、評議会オルグも一緒に実施した。
- ⑥ 現業評議会では、各単組における闘争の推進を目的に、総務省交渉を4月13日に実施した。総務省交渉では(ア)各自治体における新規採用に対する自治体判断の尊重、(イ)賃金センサスをはじめとした現業差別賃金の撤廃と自治体の労使合意事項の尊重、(ウ)各自治体に対して民間委託の導入を強要する助言の自粛、(エ)定年引き上げに伴う自治体判断の尊重の4項目を要請した。また、自治労組織内・政策協力議員に対して、現業評議会が行った総務省要請の内容を説明し問題共有をはかるとともに、今後の支援を要請した。
- ⑦ 現業評議会では、5月13日に現業・公企統一闘争決起集会を開催し、会計年度任用職員の処遇改善にむけた取り組み事例などを共有するとともに、第1次闘争にむけ認識の一致をはかった。また単組での取り組み強化にむけ「職場改善にむけた学習会」として、



交渉の具体的な進め方などをテーマにした学習会を5月29日にウェブ開催した。

- ⑧ 公営企業評議会は、7月9～10日の公営企業評議会組織集会全体会において、第2次闘争にむけ、要求書の提出→交渉→妥結（協約締結）の取り組みを要請した。2日目の第1分科会で、グループ討論としてそれぞれの第1次闘争の具体的取り組み、職員の募集をしても応募が少ないことへの各事業体での取り組み事例として、技術職員の59歳まで応募ができる年齢引き上げ、年3～4回の採用試験実施、大学へのインターンシップなどの取り組み報告を受けた。公企労働者の権利について再度確認し、権利を活用した現業・公企統一闘争の取り組み強化にむけて意思統一をはかった。

## 2. 第1次闘争の取り組み状況（2023年8月7日現在）

### ※別表参照

（対象単組は自治体単組＋臨時・非常勤単組＋一部事務組合の1,765単組）

#### （1） 各県本部における第1次闘争の取り組み状況

##### ① 本部提起通りの日程で第1次闘争に取り組んだ県本部（25県本部）

青森県本部、岩手県本部、秋田県本部、山形県本部、新潟県本部、埼玉県本部、東京都本部、千葉県本部、神奈川県本部、長野県本部、静岡県本部、愛知県本部、岐阜県本部、三重県本部、奈良県本部、大阪府本部、広島県本部、島根県本部、山口県本部、香川県本部、高知県本部、佐賀県本部、長崎県本部、熊本県本部、沖縄県本部

##### ② 本部提起の日程以外で第1次闘争に取り組んだ県本部（6県本部）

福島県本部（6月9日）、山梨県本部（6月23日）、兵庫県本部（6月2日）、愛媛県本部（7月6日）、福岡県本部（4月7日）、宮崎県本部（6月14日）

##### ③ 春闘、政策実現闘争に現業課題を盛り込んで取り組んだ県本部（7県本部）

北海道本部（3月17日）、群馬県本部（通年）、栃木県本部（3月17日）、茨城県本部（8月～10月）、富山県本部（3月10日）、滋賀県本部、和歌山県本部

##### ④ 人員確保闘争に現業課題を盛り込んで取り組んだ県本部（8県本部）

宮城県本部、石川県本部（6月2日）、福井県本部、京都府本部（6月16日）、岡山県本部（6月9日）、鳥取県本部（6月23日）、徳島県本部（6月）、鹿児島県本部（3月16日）

## ⑤ 第2次闘争で課題解決に取り組む県本部（1県本部）

大分県本部（10月11日）

### （2） 要求書の提出状況

2023現業・公企統一闘争第1次闘争において要求書を提出した単組は520単組であり、前年度より31単組増加している。

### （3） 交渉の実施状況

2023現業・公企統一闘争第1次闘争において交渉を実施した単組は399単組であり、前年度より58単組増加している。

### （4） 第1次闘争における協約締結の状況

2023現業・公企統一闘争第1次闘争において協約締結した単組は157単組であり、前年度より48単組増加している。

### （5） 各単組における統一行動日の実施状況

2023現業・公企統一闘争第1次闘争において統一行動を実施した単組は122単組であり、前年度の194単組から72単組減少している。

## 3. 第1次闘争における獲得指標に対する成果

### 【現業・公企職員が直営で配置されている単組】

#### （1） 現業・公企職場の直営堅持

226単組で交渉が行われ、125単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、223単組で交渉が行われ、132単組で成果があった。

- 委託を行う予定はないとの回答を確認
- 労使で現業職場の重要性、必要性を確認
- 保育所調理職場は直営を堅持することを確認
- 核となる業務については直営を維持していくことを確認

#### （2） 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用

250単組で交渉が行われ、113単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、211単組で交渉が行われ、66単組で成果があった。

- 農業試験場で2人の採用を確認
- 環境政策局で現業職員の新規採用を確認
- 次年度の調理員採用を確認
- 技能労務職場において管理業務に必要な職員数を定め、必要な職員数を下回る場合には新規採用を行っていくことを確認
- 新採での欠員補充を確認
- 農場管理、動物管理員の採用試験を実施

### (3) 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立

199単組で交渉が行われ、74単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、200単組で交渉が行われ、87単組で成果があった。

- 各部ごとに安全衛生委員会を設置し、原則月1回開催
- 調理場の温度や湿度の調査を夏に行い効果的な対策を考えていくことを確認
- 労働安全衛生委員会に現業職場からも委員を選出し、具体的な労働環境の改善を行っている
- 安全衛生委員会が開催されていなかった部門で、委員会を開催
- 改正労働安全衛生法への対応について必要な措置を行う回答を確認

### (4) 高齢期でも安心して働き続けられる職場の確立

185単組で交渉が行われ、74単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、175単組で交渉が行われ、88単組で成果があった。

- 職員の体調等を考慮した人員配置を確認
- 試験的な取り組みとして、高齢層の技能労務職員が管理業務等にも従事できる職場の設置を確認
- 管理業務に従事できる職場を設置
- 希望者全員の再任用の受け入れを確認
- 技能労務検討会を開催し、協議していくことを確認
- 加齢に伴う身体能力の低下に配慮することを確認

### (5) 定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職員を含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化

169単組で交渉が行われ、42単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、170単組で交渉が行われ、35単組で成果があった。

- 60歳超の職員が5級に在職することによる若手・中堅職員の昇格機会の遅れの影響について、「適切な制度運用をはかっていく」との回答
- 現行再任用職員の再任用格付け3級から、定年引き上げ後の暫定再任用職員は5級格付けを確認
- 暫定再任用の適用給料表を1級から2級にしていくことを確認

### (6) 現場の声を反映した政策実現

177単組で交渉が行われ、56単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、199単組で交渉が行われ、85単組で成果があった。

- 献立会議等での意見反映
- 災害時の現業職員の役割分担を確認
- 清掃現場における「ふれあい収集」の業務を開始することを確認
- 若年層にむけた研修の実施を確認
- 職員の意見を取り入れた政策協議の場を設定し、協議していくことを確認

### (7) 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

181単組で交渉が行われ、81単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、202単組で交渉が行われ、95単組で成果があった。

- 「技能職員の日常業務で培った技能経験は災害時に有効」との回答
- 災害時の対応として、出動基準や労働条件の確認や学校管理員の避難所対応。感染症作業手当の特例措置
- 災害対応で現業職場が必要であることを確認
- 災害発生時には全職員が防災班を構成して全庁横断的に災害対応を行うことを確認
- 事業が継続できる体制強化および適宜の配置基準の見直しを確認

## (8) コンセッション方式導入や安易な事業統合の阻止

139単組で交渉が行われ、31単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、192単組で交渉が行われ、40単組で成果があった。

- 導入予定は現時点ではないという回答を確認
- 委託等を行う場合は必ず事前協議を基本としている

## (9) 会計年度任用職員の処遇改善

199単組で交渉が行われ、62単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、202単組で交渉が行われ、72単組で成果があった。

- 常勤職員との均等・均衡を前提に引き続き、労使協議中
- 勤勉手当について協議中
- 期末手当の月数の改善を確認
- 昇級が2号昇給から3号昇給へとなり、また昇給に関して上限が撤廃された
- 給食調理現場における長期休暇の公休復活
- 正規職員と同様に、被服貸与規定を新設し、夏用作業服をファン付き作業着に読み替えることも可能とした

## (10) 業務上必要となった資格取得にかかる全額公費負担の徹底

164単組で交渉が行われ、64単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、197単組で交渉が行われ、66単組で成果があった。

- すでに徹底されており、必要な資格については対応済み
- 刈払機取扱作業従事者の資格確保
- 統一要求書を受け、所管課における今後の予算措置等にむけた検討を確認
- 異動により資格者が不在となる可能性があることについて、補正等により取得の方向が示された
- 清掃職場での大型免許取得にかかる費用を公費で負担（毎年1人）
- 準中型免許の取得が公費負担

## (11) 事前協議の確立、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

197単組で交渉が行われ、89単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、202単組で交渉が行われ、127単組で成果があった。

- 現業職員は労働協約、それ以外は書面による協定を締結している
- 毎年、交渉ごとに締結
- 例年事前協議と書面化が徹底されており、今後も継続の旨を確認

### 【現業・公企職員が直営で配置されていない単組】

#### (1) 業務委託後のサービス水準などの検証とチェック体制の確立

105単組で交渉が行われ、「運営方法については直営の意義や民間導入の意義など行政が担う役割を考えながら常に検討する必要がある」「当局責任で検証は行っており、検証結果について必要に応じて労使協議する」など17単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、114単組で交渉が行われ、18単組で成果があった。

#### (2) 委託労働者の公正労働の実現

107単組で交渉が行われ、「業務に従事する労働者の賃金確保について公契約条例で位置づけていることの確認」「委託労働者の公正労働の実現にむけ、業者に指導していく」など14単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、114単組で交渉が行われ、12単組で成果があった。

#### (3) 業務委託受託企業に対する労働安全衛生体制の指導強化

97単組で交渉が行われ、「管理監督者をはじめ各安全・衛生委員会の取り組みとして研修や委託業者の介入の充実」など17単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、111単組で交渉が行われ、11単組で成果があった。

#### (4) 災害対応や感染症対策など危機管理体制の強化

132単組で交渉が行われ、「適切な災害対応が実施できるよう常に見直しを検討する」「統一要求書を受け、所管課における今後の予算措置等にむけた検討を確認」など36単組で成果があった。

※ 2022現業・公企統一闘争では、113単組で交渉が行われ、32単組で成果があった。

## 4. 第1次闘争における成果

### (1) 人員確保

現業・公企職場の人員確保を最重要課題と位置づけ、通年闘争として取り組みを始めて6年が経過し、現業職員の新規採用は増加傾向にある。成果の要因は、自治体が採用人数

を策定する前段で人員確保にむけた各単組における粘り強い交渉の積み重ねがあげられる。2023闘争においても、当局からの定年引き上げによる採用抑制に屈することなく、第1次闘争において次年度の新規採用を確認した単組がある。

一方、第1次闘争では人員確保について継続協議としている単組も多いことから、引き続き、新規採用を勝ち取った事例を共有し、第2次闘争にむけ、すべての県本部・単組において人員確保の取り組みを強化していかなければならない。

## (2) 第1次闘争への結集

第1次闘争期に取り組んだ県本部は、46県本部であり、前年度より2県本部増え、要求書の提出、交渉実施の単組とも、前年度を上回る結果となった。現業・公企統一闘争に加え、人員確保闘争や政策実現闘争に現業課題を盛り込むなど、着実に産別統一闘争として定着しつつあることから、引き続き、結集する単組の拡大にむけて取り組みを強化しなくてはならない。

## (3) 組合員の声による職場改善

職場環境改善にむけては、現場実態に応じた独自要求が重要であり、独自要求を行った単組の成果として、「調理現場での夏場の空調設備について、設置にむけた調査が始まる」「障害をもつ子の介護休暇の延長」「遠距離（概ね片道50km程度）にある調整池等への移動について高速道路利用（料金（ETC）支給）」などが報告された。こうした成果は、統一要求では網羅することができず、組合員の声を集め、現場の独自課題について交渉したからであり、引き続き、取り組みを強化していかなければならない。

# 5. 第2次闘争にむけた課題

## (1) 産別統一闘争への結集

通年闘争として6年が経過し、第1次闘争では多くの県本部が取り組みを実施しているものの、すべての県本部が結集しておらず、また第1次闘争期の2月から6月ではなく、春闘期に第1次闘争として取り組んでいる県本部も見受けられる。通年闘争とした最大の目的は、人員確保の取り組み強化である。春闘期の取り組みでは4月時点での人員配置や欠員状況がわからないため、本部が提起する第1次闘争のスケジュールのもと、自治体が採用計画を策定する前段に交渉することにより、少しでも前進した回答を引き出せる。改めて取り組む内容と時期を明確化した上で、県本部・単組は第1次闘争の取り組みに結集していかなければならない。

また、県本部・単組においては、「現業・公企統一闘争」の名称であるがゆえ、当該職員のみが取り組む闘争との認識が強く、すべての県本部・単組が取り組む闘争とはなり得ていない。「現業・公企統一闘争」は協約締結権を有する現業・公企評議会が先頭に立ち、

権利を活用した取り組みを行うことで、単組の組織全体にも反映させ、質の高い公共サービスの確立にむけ、取り組む闘争であることを強く再認識していく必要がある。

あわせて、当該職員が配置されていない単組では、民間委託として清掃の収集、小中学校調理や用務などの公共サービスを提供しているため、それらの業務に対して労働組合としての責任や意識が強くない実態がある。事業責任は委託であろうとも最終的に自治体にある。産別闘争として現業・公企統一闘争第1次闘争に取り組むにあたり、現業・公企職場のみならず、地域医療や福祉関係職場など、すべての自治体現場での人員確保をめざし、公共サービスの改善にむけた闘争として取り組みを進めていくことが求められる。

## (2) 統一基準日への結集

本部が設定した統一基準日はもとより、県本部が設定した統一基準日にも結集できていない単組が非常に多くある。第1次闘争の集約状況では、待機態勢をとる県本部が17県本部にとどまり、多くの県本部が単組交渉時において待機態勢をとっていない実態が明らかになった。単組実情により、統一した日にすべての単組が交渉を行うことが困難であるものの、「単組まかせ」では、統一基準日に交渉を実施しない単組が増えていくことは当然である。

統一闘争として取り組むにあたり、県本部は単組の取り組み状況を把握するとともに、交渉時では待機態勢をとり、単組の支援や妥結判断を行うことが重要である。こうした取り組みの継続により、県本部・単組の繋がりがより強固になる。

しかしこの間の統一闘争において県本部で確認した闘争スケジュールで単組が取り組むものの、県本部は単組がいつ要求書を提出したかや、交渉状況および妥結内容について把握していない実態が多くある。そのため、単組交渉時では、近隣単組の交渉状況の共有化がはかられず、妥結基準についてもばらつき、十分な成果は得られない。さらに、このように「単組まかせ」の取り組み状況が継続した場合は、県本部、単組間の関係性が弱まり、自治労全体の組織の弱体化に繋がる。

改めて第2次闘争期において県本部は、本部が設定した基準日での体制構築にむけた取り組みの強化が求められる。また基準日を独自設定した県本部では、統一闘争の意義を再確認し、取り組んでいる単組はもとより、これまで取り組めていない単組を支援するなど積極的な対応が求められる。

## (3) 定年引き上げにむけた職場環境改善

2023年度より実施された定年引き上げにおいてとくに現業職場は業務内容の性質上、組合員が65歳まで同様に働き続けられるか不安を抱えていることから、高齢期の業務内容や働き方について早急に解決していかなければならない課題である。

第1次闘争では交渉を実施したものの、「今後、継続して協議をしていく」など、引き続き、交渉を継続していく単組が多く見受けられた。定年引き上げについては、すでに制



度導入されており、2024年4月からは61歳の常勤職員が配置されるため、職場環境改善にむけ第2次闘争での取り組み強化が必要不可欠である。今後、誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境にむけ、すべての組合員の声を拾い上げ、高齢期における業務内容や働き方を構築していかなければならない。

また高齢期での働き方などは、職種が同じでも自治体が異なれば業務内容や働き方も異なることから、職場実態に応じた制度運用をめざし、第1次闘争以降も継続して交渉を積み重ねていくことが重要である。

#### (4) 基本協約をはじめとした協約の締結

現業・公企労働者が持つ協約締結権を行使した闘争の推進を提起してきたが、当局はもとより、労働組合側の認識不足もあり、十分な取り組みとなり得ていない。とくに第1次闘争の集約結果では、項目によって継続協議としたため、第2次闘争でまとめて協約締結を行うなどの単組報告が多くあげられた。協約締結権の重要性を踏まえ、第1次闘争で妥結した項目は第2次闘争で一括して協約締結するのではなく、都度、協約を締結していくことが重要である。その上で第2次闘争では継続協議について交渉を行い、妥結内容を協約締結していく取り組みを強化していく必要がある。

あわせて、協約締結権を活用した取り組みを進めるにあたり、単組（評議会）規約の点検・整備の重要性について提起してきたが、今回の集約結果では、回答単組の約50%が「規約がない」「把握していない」との報告があげられた。こうした集約状況を踏まえ、協約締結を確実なものとするため、県本部は各単組の規約点検・整備にむけた取り組みを進めていくことが重要であり、これからのあらゆる闘争を進めていく上での喫緊の課題である。

第2次闘争では交渉サイクルの確立にむけた取り組みを進めると同時に規約の点検・整備についても各単組で取り組みを進めていかなければならない。

#### (5) 取り組みの二極化

現業・公企統一闘争の取り組み状況については、単組だけでなく、県本部においても取り組みの濃淡が見受けられる。取り組みが実践されている単組では成果を勝ち取り、組合員に報告・反映させることで組合に対する求心力が高まり、組織強化がはかられ、さらなる団結力のもと、交渉が優位に進む好循環に至っている。一方、組合員数の減少や役員の担い手不足などにより、活動が停滞している単組では、組合活動状況がわからず、組合に対する組合員からの期待感が少なくなり、さらなる組織の弱体化を招く悪循環に陥っている。

取り組みができていない単組は、課題解決には要求し交渉していくしか手法がないことを再認識する必要がある。その上で評議会独自で取り組みが困難な場合でも、1年間で全く取り組みをしないことのないよう、統一要求書などを活用しつつ、単組の交渉時に現

業・公企課題を盛り込んだ要求書を提出し、交渉していくことが重要である。あわせて、課題によっては直ぐに成果を勝ち取れない項目もあるが、要求し交渉することにより、組織強化という成果は必ず得られることを再認識し、すべての単組が結集する統一闘争の実現にむけて取り組みを強化していかなければならない。

## (6) 会計年度任用職員等の処遇改善・組織化

会計年度任用職員の処遇改善について単組の交渉結果では、処遇が改善されたなどの報告がある一方、いまだに要求項目に盛り込まず、交渉を実施していない単組が多く見受けられる。会計年度任用職員の状況は、業務内容について正規・非正規職員の明確な棲み分けが行われず、正規職員と同様の業務を担うものの、正規職員と比較して賃金・労働条件が抑制されている自治体が散見している。さらに賃金改善にむけては、地方自治法が改正され勤勉手当の支給が可能となり、今後、各自治体では条例改正にむけたさらなる取り組み強化が求められる。

こうした実態を踏まえ、第2次闘争においては、各職場の適正人数を労使で確認し欠員の補充を求めていくこと、さらに会計年度任用職員等の賃金では「同一労働・同一賃金」を基本に、その職務に必要とされる技能・職務遂行の困難度、さらに職務の内容と責任に応じた賃金とするよう求めていくなどの取り組み強化が重要である。

<別表>

2022・2023現業公企統一闘争第1次闘争取り組み結果報告比較（2023年8月7日現在）

県本部名	現業・公企評議会有無				要求書提出単組数		交渉単組数		協約締結単組数	
	現業		公企		2022	2023	2022	2023	2022	2023
	2022	2023	2022	2023						
北海道	33	26	26	14	99	90	62	49	0	0
青森	10	8	4	2	17	12	1	0	1	0
岩手	9	12	2	1	2	7	3	5	3	1
宮城	2	10	2	1	1	6	1	6	1	0
秋田	11	8	5	4	8	7	2	2	0	1
山形	10	11	0	0	14	13	12	11	5	2
福島	10	8	3	2	9	3	1	1	0	1
新潟	13	12	8	7	3	9	4	3	1	0
群馬	12	11	8	9	4	5	4	4	2	3
栃木	12	16	2	2	14	19	13	19	0	2
茨城	6	9	4	3	1	0	1	0	0	0
埼玉	5	2	3	1	11	4	5	3	4	1
東京	28	28	2	1	23	23	18	23	14	11
千葉	8	7	0	0	9	6	4	5	3	3
神奈川	17	18	2	2	12	18	12	17	8	7
山梨	2	2	1	1	2	2	2	2	0	1
長野	9	9	6	2	4	9	4	7	4	5
富山	12	15	5	5	15	17	15	17	2	1
石川	8	11	0	0	3	1	2	1	0	0
福井	3	2	1	2	2	2	1	2	1	0
静岡	6	5	9	8	7	7	4	4	2	3
愛知	4	2	3	2	3	1	3	1	2	0
岐阜	8	10	5	4	6	7	4	4	0	0
三重	16	15	5	6	16	12	15	12	1	3
滋賀	8	1	2	1	1	1	0	1	0	0
京都	6	4	3	1	7	5	2	5	2	3
奈良	11	16	4	8	10	12	8	9	2	0
和歌山	0	4	0	3	0	2	0	2	0	1
大阪	5	13	3	5	5	21	4	21	1	10
兵庫	13	12	6	7	11	13	9	11	5	7
岡山	6	3	3	2	5	2	4	2	1	1
広島	17	15	5	5	18	17	13	12	6	5
鳥取	11	8	2	1	3	5	4	7	3	6
島根	20	18	18	18	22	24	22	24	22	23
山口	8	6	9	5	8	4	6	4	3	3
香川	16	16	1	0	12	13	5	9	1	7
徳島	11	11	4	4	0	15	0	7	0	4
愛媛	2	1	0	0	1	2	1	1	0	0
高知	10	10	1	1	10	3	2	3	0	1
福岡	42	41	20	18	48	48	46	47	0	34
佐賀	7	10	3	3	8	12	4	8	2	2
長崎	7	16	6	15	3	12	2	10	1	3
大分	12	12	6	6	0	0	0	0	0	0
宮崎	11	9	7	6	11	10	7	9	4	1
熊本	18	19	2	6	14	9	5	4	0	1
鹿児島	14	12	5	10	3	5	2	4	1	0
沖縄	10	7	3	2	4	5	2	1	1	0
合計	519	521	219	206	489	520	341	399	109	157

《附属資料》

行 動 日 誌

<2023年>

日	月	火	水	木	金	土
5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3
					13:00-06/03 (土) 第33回全国国保連 職場課題別学習会 [岐阜市民会館]	06/02 (金) -13:00 第33回全国国保連 職場課題別学習会 [岐阜市民会館]
6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10
	13:30-14:30 第97回定期大会 (函館) 準備に向 けた県本部担当者 会議 [ウェブ]			11:00-16:00 拡大労働条件・組 織化担当者会議 [自治労会館]	14:30-06/10 (土) 2023年度全国ガス 労組交流集会 [ホ テルセンチュリー イカヤ]	06/09 (金) -12:30 2023年度全国ガス 労組交流集会 [ホ テルセンチュリー イカヤ] 13:00-16:00 衛生医療評議会・ 2023年度第4回レ ベルアップ講座 [ウェブ]
6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17
					11:00-06/18 (日) 2023年度女性労働 学校 (後期) [自 治労会館]	06/16 (金) -06/18 (日) 2023年度女性労働 学校 (後期) [自 治労会館]
6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24
06/16 (金) -12:00 2023年度女性労働 学校 (後期) [自 治労会館] 13:00-16:00 2023年度第2回女 性部長会議 [自治 労会館]			10:00-17:30 第20回中央執行委 員会 [自治労会 館]			
6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1
7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8
13:00-15:15 【自治労2022現 業・公企統一闘 争】自治体現場力 と公共サービス を実現する集会 [ウェブ]		13:00-15:00 臨時共済推進県本 部代表者会議 [自 治労会館]	13:30-14:30 2023年度政治担 当者会議 [ウェブ]		13:30-17:00 第21回中央執行委 員会 [自治労会 館]	13:00-17:00 2023年度大都市共 青年・女性ユニ オンセミナー [K C C会館]
7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15
14:00-07/10 (月) 2023年度公企評組 織集会 [四日市商 工会議所]	07/09 (日) -11:50 2023年度公企評組 織集会 [四日市商 工会議所]		11:00-07/15 (土) 第54期中央労働学 校 [自治労会館]	07/12 (水) -07/15 (土) 第54期中央労働学 校 [自治労会館]	07/12 (水) -07/15 (土) 第54期中央労働学 校 [自治労会館]	07/12 (水) -16:00 第54期中央労働学 校 [自治労会館]
7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22
			13:30-16:00 県本部組織担当者 会議 [ウェブ]	13:30-17:00 第22回中央執行委 員会 [自治労会 館]		13:00-07/23 (日) 第4回現業政策集 会 [名古屋市公 会堂]
7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29
07/22 (土) -15:00 第4回現業政策集 会 [名古屋市公 会堂]			13:30-16:00 2023人勸7・26中 央行動 [日比谷公 園大音楽堂] 13:30-16:30 全国一般評議会・ 第41回地方労組代 表者会議 [自治労 会館+ウェブ]	13:30-07/28 (金) 2023年度拡大県本 部代表者会議 [自 治労会館]	07/27 (木) -12:00 2023年度拡大県本 部代表者会議 [自 治労会館]	14:00-07/30 (日) 第43回保育集 会 [ニッショーホ ール、日本教育 会館、自治労会館]

日	月	火	水	木	金	土	
7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	
07/29 (土) -13:00 第43回保育集会 〔ニッショーホール、日本教育会館、自治労会館〕							
8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	
	13:30-17:00 第23回中央執行委員会〔自治労会館〕				13:00-16:00 2024年度衛生医療評議会総会〔自治労会館+ウェブ〕		
8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	
				09:00-12:00 2023年度臨時県本部労働条件担当者会議〔ウェブ〕		13:00-16:00 2024年度社会福祉評議会総会〔連合会館〕 13:00-17:00 公共サービス民間労組評議会第33回定期総会〔自治労会館〕	
8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	
13:30-08/21 (月) 全国一般評議会・第19回定期総会〔自治労会館+ウェブ〕	08/20 (日) -15:00 全国一般評議会・第19回定期総会〔自治労会館+ウェブ〕		13:30-17:00 第24回中央執行委員会〔自治労会館〕			11:00-08/27 (日) 青年部定期総会〔函館大学〕 11:00-08/27 (日) 女性部定期総会〔函館市民会館〕 11:00-16:00 全国書記会議総会〔花びしホテル〕	
8/27 (日)			8/28 (月)		8/29 (火)	8/30 (水)	8/31 (木)
08/26 (土) -16:00 青年部定期総会〔函館大学〕 08/26 (土) -16:00 女性部定期総会〔函館市民会館〕 10:00-15:00 現業評議会総会〔函館国際ホテル〕 11:00-13:00 公企評議会総会〔函館国際ホテル〕 14:00-16:00 公営競技評議会総会〔ホテルリソル函館〕 13:30-16:00 町村評議会総会〔ホテル法華クラブ函館〕 13:00-16:30 臨職協総会〔花びしホテル〕 14:00-17:00 自治体議員連合総会〔ホテル函館ロイヤルシーサイド〕 13:30-16:00 人事委員会勧告対策会議〔プレミアホテル-CABIN PRESIDENT-函館〕 14:00-17:00 都市交評代表者会議〔プレミアホテル-CABIN PRESIDENT-函館〕 09:00-15:00 政労評議会総会〔函館市民会館〕 16:30-17:00 臨時県本部代表者会議〔プレミアホテル-CABIN PRESIDENT-函館〕			10:00-08/30 (水) 自治労第97回定期大会〔函館アリーナ〕		08/28 (月) -08/30 (水) 自治労第97回定期大会〔函館アリーナ〕 13:00-17:00 予算小委員会〔函館市民会館〕 18:30-20:30 中央労働学校同窓会総会〔花びしホテル〕	08/28 (月) -15:00 自治労第97回定期大会〔函館アリーナ〕	





# じちろう

# ネット

自治労 HP  
フェイスブック  
ツイッターも  
続々更新中!

じちろうネット  
の紹介動画は  
コチラ↓



**自治労情報にいつでもアクセス可能!**

『じちろうネット』では、自治労本部が作成した  
集会、セミナー、方針にかかる資料などを掲載しています。  
また教宣用の素材提供なども行っています。

お申し込みは県本部まで!

